

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	千里ニュータウン	久しぶりに津雲台6丁目にある実家に先日帰りましたが、昔からかわらない住宅地、団地群。わかっていたことですが、買い物行くにも車、飲みに行くにも何も無く本当に面白くない街のままでした。今でも年寄りばかりですが若者は誰も住まない街とわかります。 今は東京に出っていますが、商店街はもちろん、色んなお店が街中にありますごく住んでいて楽しいです。今後壊す団地群もあるでしょう、商業店も加味したまちづくりを切に望みます。もうしばらくしたらゴーストタウンになりますよ。	津雲台をはじめとする千里ニュータウンでは、住宅地には住宅のみ、店舗等は地区センターや近隣センターに配置する土地利用を図り、緑豊かで整ったまちなみが形成されています。 今後につきましては、千里ニュータウンの建設当初の理念である計画的なまちづくりを継承しながら、店舗等が配置される近隣センターを含め、千里ニュータウンの活性化に取り組んでまいります。	計画調整室	R6.3.22	R6.4.2
2	子供の塾助成について	吹田市報を見ました。今年から塾助成ありがとうございます。ただ、私は3人の子供がいるのですが、ひとり親等ではなかったので対象ではありませんでした。 経済的に苦しいのは同じだと思います。不公平に感じてしまいました。どうか多子世帯にもお願いしたいです。 大阪市は全ての5年生から対象になっています。吹田市は遅れているように感じます。それこそ経済的理由で子供の学力に差があってはいけないのではないのでしょうか。ご検討宜しくお願いします。	本市の子供の習い事費用助成の対象は、生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯の小学5年生から中学校3年生までの習い事に係る費用となります。 これは、令和4年に実施した「吹田市子供の生活状況調査」において、「経済的な理由で子供を習い事に通わせることができなかった」と回答した割合が困窮世帯ほど高く、学校外での体験活動について世帯収入による格差が見られたことを踏まえ、助成対象を設定したものです。 引き続き、他市の事例等を参考に、すべての子供たちが現在から将来にわたり、生まれ育った環境に左右されることなく、一人ひとりが夢や希望を持てる地域社会の実現に向けた施策の研究に努めてまいります。	子育て政策室	R6.3.27	R6.4.3
3	ハブラシ回収について	市役所や市営の施設に、ハブラシ回収ボックスを設置してはどうでしょうか。 生活用品等のメーカーが、歯ブラシを回収してリサイクルする事業を行っているようで、全国の各自治体でも、参加しているところも多いようです。 ごみの削減につながります。ご検討よろしく願いいたします。	提案いただきました歯ブラシの回収につきましては、ごみの減量に寄与すると考えておりますが、自治体はその運搬を担う必要があるなど、整理すべき課題があるものと考えております。 実施されている自治体が関東地方に多い中ではありますが、他事例を踏まえ、本市で効果的にできる方法等を研究してまいりたいと考えております。貴重なご提案ありがとうございました。	環境政策室	R6.3.28	R6.4.4

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	続104。3月26日 掲出のHP(新 着情報)でタイ トルが「令和6年 度吹田市景観 まちづくり活動 補助金の募集」 についての意 見・要望	1)このタイトルでは、「活動補助に対して市民・企業など有志の方への協賛・支援の募集」のように思えます。⇒個人的には、クラウドファンディングのイメージです。 ・サイトの説明文で、「吹田市景観まちづくり活動補助金“募集”要項の概要」の目的の説明文には、この補助金制度は、吹田市景観まちづくり活動補助金“交付”要領の文言があります。また「景観まちづくり活動補助金“交付”申請書」も“交付”の文言があります。 ⇒サイトの趣旨から見れば、“交付”の意味だと考えます。⇒タイトルに工夫が必要。 ⇒添付画像。募集要項。 ⇒[仮(案)]「令和6年度吹田市景観まちづくり活動補助金事業の団体の募集」 2)都市計画室は、団体の活動期間を考えた場合、募集案内の時期を早める事は出来ませんでしょうか。市議会での予算審議の関係かと思われませんが、提出書類も多く、書類審査が7～9月。事業報告が来年3月。 3)市のHPに掲出時は、上司の決裁はされていないのでしょうか。 ※広報課および情報政策室に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	(1-回答) 当該ページについてはお見込の通りである、令和6年度吹田市景観まちづくり活動補助金の交付を受けたい方(団体)を吹田市が募集している内容となります。タイトルについて、誤解を招かないように「令和6年度吹田市景観まちづくり活動補助金交付申請者の募集について」というタイトルに変更いたします。御意見ありがとうございました。 (2-回答) 当該補助金は当該単年度の予算に基づいており、令和6年度予算成立後(年度末)に募集を開始することとしています。また、補助金交付にあたっては、書類審査や吹田市景観まちづくり審議会への諮問が必要となるため、申請者が年度内に活動をする期間を確保すること等を考慮すると現在の期間が適切と考えております。 募集案内の期日変更は難しいですが、申請者の提出書類作成等が円滑に進むように当室において支援いたします。 (3-回答) 市のホームページ掲出時には、上席も含めた決裁処理を行っておりです。今後も市民の皆さまにより分かりやすいホームページの表現となるように努めて参ります。	都市計画室	R6.4.1	R6.4.4
5	続103。3月29日 掲出のHP(新 着情報)でタイ トルが「国民健康 保険運営協議 会」についての 意見・要望	1)このタイトルでは、協議会の説明なのか、協議会の開催案内なのか、開催結果の報告なのか…が分かりません。⇒タイトルに工夫が必要。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ・サイトを開くと、3月27日に開催結果の報告でした。⇒会議録が有りません。 ⇒議題・会議資料の3に「その他(報告)マイナ保険証」について…があり、お忙しい中、申し訳ありませんが、添付して頂けませんでしょうか。 2)3月27日に開催されていますが、開催案内は(新着情報)に有りませんでした。傍聴が可能であることから、HPに事前の掲出が必要。 ※3月15日にHPで開催に伴う市民委員の募集案内をされており、この時に開催案内もされていれば良かった。 ※広報課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	この度は、当課ホームページにつきまして、御意見をいただきありがとうございます。また、国民健康保険運営協議会のページにつきまして、御案内が不十分でわかりづらかったこと、誠に申し訳ありませんでした。 タイトルにつきましては、開催案内、開催結果など内容がわかる表現としてまいります。会議資料につきましては、令和6年4月2日付けで公開させていただいておりますが、会議録につきましては、現在作成中でございます。できる限り早く公開させていただきますので、今しばらくお待ちいただきますよう、お願い申し上げます。 今回の開催案内につきましては、市民委員募集のお知らせと同日ではなく、後日、開催予定のお知らせをしておりましたが、新着情報に表示できておりませんでした。今後は不手際がないよう注意し、早く適切な時期の情報発信に努めてまいります。 今後とも、市民の皆さまにとって、より丁寧でわかりやすいホームページとなるよう努めてまいりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	国民健康保険課	R6.4.1	R6.4.5

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6	2023年 すいたん著作権侵害への市の対応	1. 市職員による虚偽の回答 公文書公開請求を行ったところ、市職員は6/28に著作権侵害だと認識していることがわかりました。にもかかわらず、以下の回答において、事実を隠蔽し、市民・市議に虚偽の回答を行いました。 ・7/19: 質問への回答案。著作権侵害について言及しないままに「対応できない」。 ・7/20: 市議会議員へのメール「法律家との確認点については時間をいただきたい」。 ・8/8,30: 「市民の声」で削除依頼を拒否。 ・10/18: 私の電話での問い合わせに対し「著作権侵害かは判断できない」と明言。 これらの回答は、地方公務員法第29条・第30条・第33条に違反し、虚偽公文書作成等罪(刑法第156条)に該当する可能性があります。 ●質問 ・上記の回答は、地方公務員法に違反すると認めますか。 ・上記の回答は、虚偽公文書作成等罪に該当すると認めますか。 ・虚偽の回答を行った職員に対して、訓告という一番軽い処分ではなく、より重い処分を行うべきではありませんか。人事院の指針では、虚偽報告は減給・戒告。虚偽公文書作成等罪は免職・停職となっています。 ※いずれも否定する場合は根拠をお示しください 2. 市長による不適切な指示 市長も7/12に、著作権侵害だと明らかになっていながら「さかのぼって運用できない」と見当違いの指示を出しています。これは著作権侵害という違法行為を放置し、市民の権利を侵害するものであり、市長職務執行上の義務違反にあたります。 ●質問 ・不適切な指示を出した市長にも処分を行うべきではありませんか。行わないのは何故ですか。	6月28日の法律相談においては、二次創作物の場合でも著作権者の許可が必要であり、「パロディ」でも著作権を侵害するものであれば権利侵害と構成できることを認識したものです。回答時点においては、すいたんの二次創作物はそれまで使っていたきたい思いがあったことから利用許諾を求めていなかったこと、平成27年にすいたんの二次創作物を使用した動画の公開について、相談を受けた際には当該動画の公開に関して禁止等を求めていること等の経過から、著作権侵害を本市が主張できるかについては整理をしているところであり、判断ができていなかったものです。 以上のことから ・地方公務員法に違反する回答とは考えておりません。 ・虚偽公文書作成等罪に該当するとは考えておりません。 ・虚偽の回答であるとは考えておりません。 ・不適切な指示を出したものとは考えておりません。	シティプロモーション推進室	R6.3.25	R6.4.8

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	続100。3月28日 掲出のHP(新 着情報)でタイト ルが「施設利用 料の支払いにク レジットが選択 できるようにな りました」につい ての意見・要望	吹田市には、有料の公共施設が多くあります。このタイトルでは、どの施設か全く分かりません。クリックされた方は「何やこのタイトルは？」…と思われませんか。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 1)サイトを開くと、男女共同参画センターの貸室の支払いに窓口での現金払いに加えて、来館せずに支払いができるクレジット払いを選択いただけるようになりました。 ⇒市民に提供する情報は、勘違いをさせないようにするべきです。他の有料施設を利用された方が、このタイトルだけを見て「クレジット払いが出来るって書いてあった…」と言われるかもしれません。 2)タイトルの「…クレジットが選択…」⇒「…クレジット支払い or 決済が選択…」にされたら… ※「クレジット」の語句の意味を一度、調べて見られたら… 3)市のHPに掲出時は、上司の決裁はされていないのでしょうか。 ※広報課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	ご意見ありがとうございました。 いただきましたご意見を参考にさせていただきながら、市民の方によりわかりやすい表記となるよう検討してまいります。	男女共同参画センター	R6.4.1	R6.4.8
8	続102。3月5日 掲出のHP(新 着情報)でタイト ルが「情報ライ ブラリーのテー マ展示の更新」 についての意見・要望	サイトを開くと、『3月8日は「国際女性の日」』。女性の権利及び国際平和のための日として国連が1975年に制定しました。 1)このタイトルの「情報ライブラリーのテーマ展示」では、女性・市民に対して周知が出来るとは、思えません。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ・冒頭のタイトルでは、(例)「映画会を開催します」で題名が無いのと同じ状況。 ⇒男女共同参画センターは、市民への周知の目的を考えたタイトルに。工夫が必要。 ・この日の新聞(朝刊)では、大きく取り上げられていました。 2)市のHPに掲出時は、上司の決裁はされていないのでしょうか。 ※広報課および情報政策室に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)新着更新情報のテキストにつきましては見やすさを考慮し、発信する内容の要点を具体的かつ簡潔に表すようにしております。 今回ご指摘いただきましたページにつきましては、新着更新情報に展示内容を記載し、分かりやすいホームページの作成に努めてまいります。 2)ホームページ記事につきましては、所属長の決裁を得て掲載しております。	男女共同参画センター	R6.4.1	R6.4.8

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9	小学校周辺での歩きタバコについて	佐井寺小学校周辺で歩きタバコをする白髪混じりの高身長男性と頻繁遭遇します。 昨日も幼稚園の帰りに佐井寺小前を歩きタバコしていて、小学生も下校中でした。子供の目の高さに火のついたタバコを持って煙を拡散しながら歩いていて本当に迷惑ですし、子供たちが火傷したり失明する可能性もあります。 吹田市は歩きタバコ禁止ですが、もっと掲示や見回り取り締まりを強化すべきではないでしょうか？ その男性による歩きタバコは、佐井寺小学校周辺～ミニストップやコープ付近～東佐井寺小学校付近で何度も見えています。その男性以外にも当然歩きタバコや自転車タバコは存在しています。子供たちが安心して過ごせるよう、対策をどうか早めをお願いします！	佐井寺小学校と協議をし、小学校前に「歩きタバコ禁止及びポイ捨て禁止」の啓発看板を本日設置いたしました。 また、不定期にはなりますが、職員による巡回を実施し、今後も引き続き粘り強く啓発活動に取り組んでまいります。	環境政策室	R6.3.22	R6.4.9
10	子どものための施設	市長、また市議会の方々は、茨木市にある「おにくる」という施設をご存知ですか？ 先日、孫一家と出かけ深く感激しました。 無料ゾーンだけでも充分遊べ、またその他の公共複合施設(図書館など)も見応えがありました。 私は、片山町に住んでいます。このような子ども達が満足できる雨天でも利用できる施設が近隣にありません。 市民病院の跡地の計画はどのようになっているのでしょうか？ ぜひ、子ども達が遊べる「おにくる」のような施設ができることを心から願っております。	子どものための施設について お子さんが雨天でも利用できる施設の設置につきましては、他市の事例を参考に研究して参ります。 また、本市では0歳から小学生までのお子さんが無料で雨天でも利用できる児童会館・児童センターを設置しており市内に12か所ございます。片山町に御在住でしたら、朝日が丘児童センターがお近くにございますので、ぜひ御利用いただければと存じます。 (担当：子育て政策室) 市民病院の跡地の計画について 当該跡地の活用につきましては、市立吹田市民病院が適切に対応するものでありますが、売却に要する期間が長期化していることは本市としても認識しております。同病院との協議内容につきましては、今後の公募の実施等に影響を与える恐れがあるため、詳細な情報提供は困難ですが、適切に売却できるよう、引き続き同病院と連携を図ってまいりますので御理解賜りますようお願いいたします。 (担当：健康まちづくり室)	子育て政策室、健康まちづくり室	R6.3.29	R6.4.9

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
11	感染症発生動向調査の市民への還元について	八尾や寝屋川では感染症発生動向調査の結果を毎週市ホームページに掲載し、市民に情報提供していますが、吹田市は感染症発生動向調査をしているにもかかわらず市民へ情報提供を行っていません。 市民の税金を使って行っているのだから公表するべきではないでしょうか？	本市での感染症発生動向調査の市民への還元につきましては、市ホームページに感染症発生状況として、疾患別に大阪府感染症情報センターの外部リンクを掲載し、感染症に関する市民への情報還元を行っています。 本市は近隣市とのアクセスがよく、本市民が市内外の医療機関を受診している場合が想定されるため、市内16か所の定点医療機関(令和6年4月時点)からの報告数だけでは感染症の発生動向を正確に解釈することが難しいと考え、本市が含まれる豊能地域の発生動向を公表しています。 今回の御意見を踏まえ、市ホームページ感染症発生状況の記載部分に感染症発生動向調査の公表のタイミングや本市が豊能医療圏域に含まれる等の説明を追記いたしました。また、本市では、感染症発生動向調査に基づき、麻しんや感染性胃腸炎等に流行の兆しがみられた場合は、市ホームページや公式SNS等を活用し、市民に対して感染予防に関する注意喚起を発信しております。引き続き、市民に分かりやすい情報還元に努めてまいります。	地域保健課	R6.4.2	R6.4.9
12	続105. 3月29日掲出のHP(新着情報)でタイトル「吹田市立総合福祉会館運営審議会」についての意見・要望	このタイトルでは、審議会の説明なのか、審議会の開催案内なのか、審議結果の報告なのか…が分かりません。⇒タイトルに工夫が必要。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ・サイトを開くと、1月31日の開催結果の報告のようでした。⇒開催から2ヶ月が経過しており、HPへの掲出の目的が分かりません。 Q-1: HPへの掲出の目的および内容を教えて下さい。 Q-2: 議題5の防犯カメラの設置費用&維持管理費用は、買い取りですか、リース・レンタルですか。 Q-3: 防犯カメラのデータの取扱いについて(個人情報保護を含む)の取決めはありますか。 ※広報課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。	吹田市立総合福祉会館運営審議会のホームページ掲載の目的は、「吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針の考え方について」(制定 平成12年3月8日)に基づき行っているところですが、運営審議会の会議録を広く市民へ公開することを目的としております。 令和6年1月31日開催の運営審議会の内容は、令和4年度の決算報告、貸室、障害者社会参加促進事業の実施状況等を報告いたしました。 防犯カメラの設置につきましては、「買い取り」を行いました。 なお、設置した防犯カメラの維持管理経費につきましては、電気代のみ発生し、保守点検等に係る経費は発生しません。 防犯カメラのデータの取扱いにつきましては、「吹田市福祉部防犯カメラの設置及び管理に関する基準」(令和5年11月22日制定)を制定し、管理責任者を設置し、画像から知り得た個人情報が他に漏れることのないように、また不当な目的のため利用されないことがないよう、安全管理及び漏えいの防止に努めております。 最後に、今後は、会議録を可能な限り速やかに公開するとともに、新着情報のタイトルは、わかりやすい表現となるよう努めますので、よろしくお願いいたします。	総合福祉会館	R6.4.1	R6.4.11

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13	南千里保育園前駐車禁止道路への南千里保育園保護者送迎車駐車事件続報	3/6に問い合わせた南千里保育園保護者送迎車の続報です。保育園前の違法カラーコーンは撤去されましたが、依然として保護者送迎車は1日30台以上が南千里保育園の駐車禁止区域に駐車しています。南千里保育園から注意があったためか保育園から見えない桃山台一般住宅前に不法駐車する保護者送迎車も出ています。南千里保育園前の公道を桃山台小学校方面より南千里方面に走行する車や自転車は、保護者送迎用車が連なって駐車しているので対向車の確認が必要で対向車がある場合一時停止をしています。反対車線に出ざるを得ない自転車などはとても危険な状態になっています。市民から市に対し何度も連絡しているにもかかわらず、保護者不法駐車による事故が起きた場合、責任は不法駐車をゼロにできず駐車場も設置しない南千里保育園及び吹田市にもあると思います。吹田市におかれましては、南千里保育園から注意喚起した後も保護者送迎車の不法駐車は続いていますので、送迎車用の駐車場設置をお願いします。事故が起きる前に保育園任せにせず吹田市自ら対処をお願いします。	この度、御意見いただきました送迎の路上駐車の件につきまして、前回の御意見を受け、園より保護者に注意喚起を続けており、路上駐車の台数は減ってきている状況でございますが、新年度になり新しい保護者の方も入園されていますので、再度丁寧に路上駐車禁止の旨、説明したところでございます。また今回御指摘いただいた区域にも駐車しないよう、改めて注意喚起を行っております。 御意見いただいた送迎車用の駐車場設置することはできませんが、引き続き路上駐車に関して、園との確認を行い、注意喚起を徹底するとともに必要に応じて警察への相談も検討してまいります。 今後も、児童及び地域の皆様の安全確保に細心の注意を払ってまいりますので、御理解・御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。	保育幼稚園室	R6.3.29	R6.4.12
14	続101。3月28日掲出のHP(新着情報)でタイトルが「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます」についての意見・要望	このタイトルの「…合理的配慮の提供が義務化…」では、誰が誰に対して、何に基づいて義務化されるのかイメージができません。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ・サイトを開くと、タイトルが「障害者差別解消法について(合理的配慮の提供の義務化)」の記述があり、事業者に求められます。 1)福祉部 障がい福祉室は、吹田市内の事業者、障がい者、市民などへの周知が必要で有る事から、新着情報欄のタイトルには工夫が必要。 ⇒[仮(案)]「令和6年4月1日から障害者差別解消法の改正で民間事業者に合理的配慮の提供が法的義務化されます」 2)民間事業者は、事前の準備期間(設備・ツール・社員教育他)が必要であったことから、事業者に対して商工会・商店会・医師会・各種団体等への早期の準備要請の周知が必要だったように思います。 3)吹田市の職員に対してのマニュアルが制定されていると思いますが、吹田市の現状から再周知が必要と思います。 4)吹田市民病院(地方独立行政法人)に於かれましても、吹田市に準拠されてマニュアルの制定が必要と思います。 5)市のHPに掲出時は、上司の決裁はされていないのでしょうか。 ※広報課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 頂いた御意見と他市のホームページの掲載を参照し、「令和6年4月1日から事業者による合理的配慮の提供が義務化されます！」に変更します。 (担当:障がい福祉室) 2)について 障がい者週間記念事業や差別解消に向けた会議を通じて広く啓発を行ってきました。引き続き民間事業者等に向けて周知を図れるよう啓発に努めます。 (担当:障がい福祉室) 3)について 改正障害者差別解消法が令和6年4月1日から施行されることに伴い、障害者差別解消法における合理的配慮についての研修を、新任課長級職員(必須)及び希望する全職員対象に行いました。 (担当:障がい福祉室) 4)について 市民病院では、車椅子の介助や手話通訳のできるスタッフの配置など、患者様の状況に応じて臨機応変な対応を日常的に行っており、今後も患者様の立場を尊重しながら適切に対応してまいります。 (担当:健康まちづくり室) 5)について 市のホームページ掲載は、上司の決裁を得た上で行っています。タイトルや掲載内容も含め、より効果的な情報発信となりますよう確認のうえ、掲載を行ってまいります。 (担当:障がい福祉室)	障がい福祉室、健康まちづくり室	R6.4.1	R6.4.12

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	続106。3月29日 掲出のHP(新 着情報)でタイ トル「ガイドボ ランティア募集」 についての意見・ 要望	このタイトルでは、ガイドボランティアの概要が全く分かりません。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ・“ガイド”には一般的に、歩こう…、観光施設…、そして外出支援(身体・知的・精神)、屋外での移動が困難な方が外出する場合など、いろいろな場面があります。⇒地域教育部文化財保護課はタイトルに工夫が必要。 ・サイトを開くと、旧中西家住宅(吹田吉志部文人墨客迎賓館)での見学者を案内するガイドボランティアの募集でした。 ⇒サイトには情報(活動期間・曜日・時間帯・休日・有償 or 無償、吹田市の住民・勤務…)が有りません。「興味のある方は電話で同住宅まで、問合せください」ですが、サイトへの記載が必要と思います。 ※広報課、福祉部障がい福祉室に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1 HP新着情報のタイトルについて 市のトップページの新着情報に表示するタイトルにつきましては、御指摘のとおり「ガイドボランティア募集」という表示では旧中西家住宅の施設見学者の案内ボランティア募集記事であることがわかりませんので、今後は一見して概要がつかめるようなタイトルの表示を心掛けてまいります。 2 必要な情報のサイトへの記載について 当該ボランティアについては、特定の活動期間・曜日・時間帯にとらわれず、可能な時間帯で活動いただきたいという思いから、詳細は記載しておりませんでした。必要な情報の記載につきましては、御指摘も踏まえ、これまで以上に、記事を見られる方の立場に立って記載の内容等を検討してまいります。	文化財保護課	R6.4.1	R6.4.12
		以下の子育て政策室とのやりとりを行いました。真摯に対応いただけず、改善されないため、こちらに投稿します。 ・子育て政策室 1. 令和5年9月作成「通所受給者証をお届けします。」4(1)「利用者負担上限管理について」のQRコード記載に誤りがなかったというのであれば、市民へ不利益を与えたような誤りがないと判断した理由を教えてください。 2. 利用者負担上限管理事務依頼(変更)届出書に事業所印が不要なのであれば、障がい福祉室に掲載されている様式をホームページ上で紹介するのは、誤りだと思いますので、正しい様式をホームページへ掲載してください。 3. 印について、障がい福祉室と取り扱いが異なる理由を教えてください。根拠となる通知等もお示しください。 ・障がい福祉室 1. 利用者負担上限管理事務依頼(変更)届出書に事業所印が不要であるとして子育て政策室は判断しているようですが、障がい福祉室としては印が必要なのでしょうか？ 不要であれば、即刻修正してください。 なお、事務処理要領の様式は印がない様式です。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17787.html 2. 印について、子育て政策室と取り扱いが異なる理由を教えてください。根拠となる通知等もお示しください。 ・企画財政室 もし、上記において、押印取扱いに誤りがあった際、何からの対策を講じてください。 指摘が3回目であり、全庁的な照会に対応できていませんので、専門チームを組織するなど、抜本的な対応をお願いします。 ・これまでの経緯は、以下の通りです。 ・令和6年3月31日、個人→吹田市子育て政策室 「障がい児の育児で時間が無い中、「通所受給者証とお届けします。」を真面目に読み込んで、QRコードでリンク先を探るも、書類が見つからず、わざわざ保護者に問い合わせをさせておいて、誤った対応をしていなかったという理由が読み取れません。 手問を省くための案内ではないのですか？ 書類を発行する際にQRコードのテストをすれば、防げた話です。 他に同様にQRコードが間違っている書類はないのでしょうか？ 当然に今回の指摘を機に該当する書類のQRコードを再度確認されているのでしょうか？ →事業所の「印」の運用について質問しているのに、回答せずに、証を複製するのは、大変残念です。 先日、予の受給者証が無事に届きましたが、同時に届いていた上限管理届には「印」の欄がありませんでした。 ホームページに掲載されていた様式には「印」がありました。 こちらが「印」の必要性を指摘しているのに、余計に混乱させて、一体どのような神経をされているのでしょうか。 保護者や市役所の負担軽減を図るための指摘をしているのに、真摯に対応いただけず、大変残念です。 このやりとりでは、適切に対応いただける確信が持てないので、市民の声にて、再度依頼することにいたします。 ・令和6年3月29日、吹田市子育て政策室→個人 繰り返しとなり大変恐縮でございますが、令和6年3月11日9:28に送信しましたメールにて回答いたしましたとおり、利用者負担上限管理事務依頼届出書につきましては、本市では事業所を介してお問い合わせがほとんどであり、対象となる保護者の方からお問い合わせをいただきました。個別に様式を郵送、又はホームページでの様式ダウンロードをご案内しております。 QRコードからアクセスいただきましたページにつきましては、メールにてご案内しました際、分りにくく情報が不足しておりましたこと、誠に申し訳ございませんでした。 いただきましたご意見やご要望につきましては、貴重なご意見として障がい福祉室と共有し、今後ホームページを含め、障がい児通所支援についてのご案内をどのようにしていくか、検討を重ねてまいります。 ・令和6年3月23日、個人→吹田市子育て政策室 「誤った対応はしてなかったというミスであることは、承認しましたが、理由の説明が不足しています。 質問してきた相手に対し、理由を伝えずに回答するのは不親切だと思います。 どのような理由でそのような回答になるのか、ご回答をお願いします。 念のため、再度質問いたします。	子育て政策室への御意見について 1.令和5年9月に送付した通知の中で、利用者負担上限管理事務依頼(変更・廃止)届出書については、市のホームページからダウンロードできることを記載し、市のホームページに繋がるQRコードを掲載していたことから、誤りではないとメールで回答させていただきました。 しかしながら、御利用者の方の利便性等を鑑みても、より分かりやすいページに繋がるQRコードを掲載するべきであり、御利用者の方への配慮に欠け、大変御不便をおかけしたことについて、改めてお詫び申し上げます。今後、市のホームページ等について、御利用者の方がより使いやすいものとなるよう努めてまいります。 2.御指摘を受けまして、押印を廃止した利用者負担上限管理事務依頼(変更)届出書を障がい福祉室のホームページ上で掲載予定です。 3.本市では、手続きの簡素化やオンライン化を進めていくことにも繋がることなどから、令和2年に行政手続等における「押印見直し方針」を制定しました。その中で、国及び府の統一様式に押印欄があるものや、国及び府の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているものなどは、引き続き押印欄を設けることとしております。 現在、厚生労働省が示す当該届出書の様式については、押印欄が設けられていないことから、当室では押印欄を廃止した様式としております。障がい福祉室でも押印欄を廃止する方針であり、市のホームページの様式については早急に対応してまいります。 (担当:すこやか親子室) 障がい福祉室への御意見について この度は貴重な御意見を頂きありがとうございます。 企画財政室から押印を求めている申請書等について、全庁照会があった際、利用者負担上限管理事務依頼(変更・廃止)届出書の回答漏れがあり、押印の見直しについて検討できていなかったことが判明しました。			

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
16	利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書について	市民へ配布しているであろう令和5年9月作成「通所受給者証をお届けします。」J4(1)「利用者負担上限管理について」Jにおいて、「届出書は吹田市のホームページからもダウンロードできます。」と記載されており、QRコードからアクセスしましたが、開いたページには届出書は見当たりませんでした。ダウンロードできずと案内され、開いた先には届出書が載っており、ダウンロードできませんでした。このような状態で案内が誤っていたということのは、どのような理由でしょうか？ 市民の立場に立つて納得できるような回答をしてください。 内部リンクを行う方針は理解しましたが、上限管理が必要になるのは、圧倒的に児童だと思しますので、利用者負担上限管理事務依頼届出書については、むしろ子育て政策室が中心になってもいいのではないのでしょうか？ 記載例が難しいのであれば、せめてホームページに注意文を掲載してほしいです。 https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018689/1018678/1018679/1006135.html 利用者負担上限額管理事務依頼(変更・廃止)届出書 利用者負担のある利用者の方で複数の事業所を利用するとき ※上限管理を行う事業所による署名・押印が必要です 一様式の事業所欄に「印」があるのは、必須だからという認識ですが、押印がなくても受付するということでしょうか？ それは吹田市子育て政策室だけではなく、障がい福祉室も同様でしょうか？ もしそのような対応をしているのなら、「印」が必要であると誤解を与えているので、即刻削除してください。 また、事実であれば、これまで企画財政室の経由で全庁的に不要な押印欄の廃止を依頼していましたが、徹底できていないとのこと、大変残念です。 ・令和6年3月22日・吹田市子育て政策室一個人 おたすねの件につきましては、誤った案内を行っていたとの認識はございません。 しかし、OO様からの御指摘を受け、情報が不足していた部分につきましては、ホームページ上へ御案内を追加いたしました。これは、以前のお問い合わせ將より事業所していたものです。 また、利用者負担上限管理事務依頼届出書については、障がい福祉室と共通の様式であり、様式の最新化管理(常に最新のデータをホームページに掲載する)の観点や、市ホームページ上での二重管理(複数のページで同じデータ掲載することによる管理の煩雑化)を防ぐといったアクセシビリティ上の観点を踏まえ、同じデータを複数掲載することがかえって分かりにくさを感じかねないことから、内部リンクによりダウンロードページをご案内することとしております。記載例の掲載についてのご要望につきましては、貴重なご意見として、様式掲載元の障がい福祉室へ共有します。 なお、当該届出書に押印がないことを理由に、届出書の差し戻しはいたしません。 ・令和6年3月18日・個人一吹田市子育て政策室 令和5年9月に作成されたから、これまで誤った案内を行っていたことについて、何と感じないのでしょうか？ 声が届いていないだけで、困っていた方は、いたと思いますよ。 また1日ホームページへ記載できるのに、前回のメールではリンク先を記載したのみで、掲載方法を変更されなかったですね。 わたしが依頼するまで対応を怠ったのはなぜでしょうか？ リンク先を確認しました。 なぜ、わざわざ上限管理層のみ、障害福祉室のリンクへ飛ばすのでしょうか？ 他の申請書同様にPDF化して掲載できない決まりがあるのでしょうか？他の申請書と同様にPDF化したものを掲載し、記載例(事業所の入が必要)も掲載していただきたいです。事業所の押印漏れがあり、上限管理層を差し戻すことはないのでしょうか？他の申請書類と異なり、事業所記入欄があるため、一層注意が必要だと考えます。 ・令和6年3月12日・吹田市子育て政策室一個人 一利用者負担上限管理事務依頼届出書につきまして、市民の方からのホームページ上の様式に係るご指摘はありません。 ホームページ上に、リンクを添付いたしました。 https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018689/1018678/1018679/1006135.html ・令和6年3月11日・個人一吹田市子育て政策室 上記のページは、子育て政策室のページ内に存在せず、検索困難と思われます。 令和5年9月作成と書かれている「通所受給者証をお届けします。」のリンク先には上限管理層が記載されていますが、これまで指摘されなかったのでしょうか？ また様式の掲載だけであれば早急に対応できると思います。 あらかじめ掲載があれば、このようなやり取りも不要だったかと思いますが、様式を緊急掲載いただきたいです。 指摘しているのにも関わらず、すぐに掲載されないのを見ると、今後も同様と対応を繰り返され、市民サービスが向上しないと思いますので、対応が出来次第、お知らせください。 ・令和6年3月11日・吹田市子育て政策室一個人 一利用者負担上限管理事務依頼届出書につきましては、本市では事業所を介してのお問い合わせがほとんどであり、対象となる保護者の方からお問い合わせをいただきましたら、個別に様式を郵送、又はホームページでの様式ダウンロードを御案内しております。 様式の場所がわかりづらく申し訳ありません。 https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018689/1018690/1018692/1014921.html ・令和6年3月8日・個人一吹田市子育て政策室 4. 上限管理層 おそらく上限月額37200円であり、利用日数も少ないので、現時点では上限管理は不要と考えておりますが、問題ないでしょうか。 また今後、利用日数が増加した際には、上限管理層も必要になるかと思いますが、ホームページ上で上限管理依頼届が見当たりません。 どのような手続きになるのでしょうか。 一使用日数を踏まえると、上限管理層の対象にはならないと回答をいただきました。 なお、上限管理依頼届をホームページ上で見つけられませんか。 お奨めされた「通所受給者証をお届けします。」J4(1)にも申請書はホームページにあるとQRコードがありますが、リンク先に異動しても見当たりませんので、ご指示ください。	改めて、同届出書の押印の必要性について検討を行った結果、押印を廃止します。 なお、押印に代えて、上限管理事業者として、上限額管理することを承諾しているか等について、届出書を提出された方に確認させていただくため、同届出書の「市町村確認欄」を「提出者」に変更します。 押印の見直しを行うべき時期に検討ができていなかったこと、また、利用者に御不便をおかけしていたことについて、大変申し訳ございませんでした。他の申請書等についても再度、不要な押印が残っていないか確認作業をしており、準備が整い次第、速やかにホームページに掲載している様式についても修正させていただきます。 (担当：障がい福祉室) 企画財政室への御意見について 本市では、令和2年11月に「押印見直し方針」を定め、その方針に基づき押印欄の見直しに取り組んできております。 前回の御指摘を受けまして、令和5年11月に全庁に向け、各室課のホームページで掲載している様式等について押印不要の修正が正しく行われているかを改めて確認するよう通知し、確認結果の報告を求めました。 今回御指摘頂いた申請書に関しましては、当該方針に基づく押印見直しの検討時に所管室課による検討自体の漏れにより、当時、既に国が様式から押印欄を廃止しているにもかかわらず、その変更を反映できていなかったものです。 この度の御指摘を受け、改めて押印欄の見直しが漏れている申請書等が存在していないか、また、以前の検討時点では押印が必要と判断した申請書等について、現在も押印を必要とする根拠が存在しているかを今一度確認するよう全庁に向けて通知いたします。 また、同様の確認を定期的に通知することで、各所管での押印廃止の意識の向上を図ってまいりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。 (担当：企画財政室)	企画財政室、すこやか親子室、障がい福祉室	R6.4.1	R6.4.12

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	続107.「報道機関向け情報提供資料」についての要望	このサイトの更新時期が現在は、1か月間をまとめて月末 or 月初に更新されています。 ⇒サイトへの掲載のタイミングを報道機関に情報提供に併せて掲載をお願いします。ニュースは速やかに願います。 ※3月27日に吹田市立の山田の小学校の教諭が痴漢で免職の報道が、新聞・ネットのニュースがありました。⇒掲載が有りません。 ※3月28日に市役所内のチャレンジショップで現役大学生によるラーメン店がオープン(2024年3月28日提供)の記事が市のHP(新着情報)に掲載されていません。	ご指摘の件につきましては、パブリシティ活動の一環として報道機関に提供しているものであるため、ホームページへの掲載については即日ではなく月1回の更新としております。また、市民の皆さまに広く知っていただく必要があるイベント情報等については、速やかにホームページやSNSを通して広報を行っています。今後とも、より良い広報事業の運営のため、適切なホームページの更新タイミングを含め検討して参ります。 なお、小学校教諭に関する報道については、府の管轄となるため、市からは報道機関に情報提供しておりません。	広報課	R6.4.1	R6.4.15
18	「市民の声」の公表年数を戻してください	先月までHP上で公開されている「市民の声」は過去10年分ありましたが、今月(令和6年度)になってから急に過去3年分のみ大きく削減になっています。 内容が古くなっているから最低限の年数のみの公表にした、という理由かと推測しますが、以下の理由から以前の公表年数に戻して下さるよう要望いたします。 ・「市民の声」は、現在および過去に他の方々がどのような要望を持たれていたか、吹田市にどのような問題(と思われる)点があったかが分かる貴重な資料である。 ・上記要望に対して、市としてどのように対応してくれたか、市職員の方々の業務の具体的内容や日々のご苦労が分かる貴重な資料でもある。 ・「市民の声」の内容を知ることによって、市政への理解及び吹田市への愛着が深まる。 よろしくお願いいたします。	市民の声は、これまで平成27年度(2015年度)以降分を掲載していましたが、情報は時間経過で古くなり、また、公開後に市の施策が変更される場合もあります。 このことから、市民の方々の誤解を招くことのないよう、本年4月1日に「吹田市市民の声の公表に関する基準」を改正し、ホームページ上での公表期間を3年といたしました。	市民総務室	R6.4.11	R6.4.15

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	保育所等利用調整基準に係る勤続年数加点についての質問	■はじめに 吹田市では、フルタイムの被雇用者で、その他特別な事情がない、おそらく大多数を占めるであろう子育て世帯にとっては、兄弟加点が勤続年数の加点の有無が明暗を分ける状態となっています。ただ、勤続年数加点については既に挙げられているように、目的として不明瞭な点も多く、若い夫婦に対して不利な点や、雇用の流動性を阻害する点など、市民が保育の機会を公平に受ける機会を失っていると考えます。全ての方が同じように保育の機会を受けられるわけではないことは十分承知しておりますが、「ではなぜ勤続年数で判断なのか？」という部分が一番の疑問点になります。過去の市民の声を拝見したところ、既に同様の意見がありました。が、これらについて、いくつか質問させていただきます。 1点目: 勤続年数が長いほど継続して保育所を利用出来ると判断する根拠の開示 担当部署の職員に確認したところ、「吹田市は保育所の継続利用の観点から、勤続年数が長い市民ほど継続して保育所を利用出来ると判断し加点している」と伺いました。これは、勤続年数が短い市民は保育所の継続利用が難しいと判断されているとのことでしたが、これらはどういった根拠でしょうか。数値でお示し頂ければ幸いです。 2点目: 若い子育て世帯への考え方 若い夫婦の子育て世帯は勤続年数5年以上を達成するのは、一般的に考えて大変困難であると考えています。また、キャリアアップを図った転職なども若い時期に機会が多いかと思いますが、これらをおそらく阻害しているであろう点について、どのように考えましょうか。 3点目: 吹田市の就労に対する考え方についての開示 「吹田市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており」と過去の回答にありましたが、雇用の流動性ではなく継続性を重視するこれらの考え方は、児童部保育幼稚園室独自の、吹田市の就労への考え方でしょうか。その他、吹田市の就労を担当される部署の考え方でしょうか。或いは、吹田市長の就労の考え方として、雇用の継続性を(流動性よりも)重視されているのでしょうか。また、利用調整基準における就労の考え方と、吹田市のそもそもの就労の考え方が完全に一致していないのであれば、項目の定め方に疑義が生じると考えますが、その点も併せていかがでしょうか。 4点目: 勤続年数の長短で保育の必要度が変わると考える根拠の開示 「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて(通知)(平成27年2月3日／府政共生第98号／雇児発0203第3号)」によれば、利用調整の基本的な考え方については、保育の必要度の高い順に受け入れることが求められていると記載がありました。吹田市もこれに基づいて利用調整表を作成していると考えますが、勤続年数が長いほど保育の必要度が高いと判断される背景としては、どのような考え方でしょうか。 5点目: 利用調整基準作成における考え方の周知の義務等に関する質問と意見 吹田市の利用調整基準について、市民から質問が出て、はじめて市が定めた項目についての市側の考え方を周知されると言う手法を取られているように見受けられますが、周知の義務などは法令で定められていないのでしょうか。また、利用調整基準作成においての吹田市の考え方等は、質問が出るまでは公開しないが予定でしょうか。基本的な考え方を示されている他の自治体も多くありますので、可能であれば吹田市も説明責任を果たして頂いた方が、市政への納得感や質疑応答への手間暇など、パフォーマンスが向上すると考えます。 ■おわりに 結論としては、勤続年数加点を廃止いただきたいです。雇用の流動性を高めるよう国も求めていますし、若い子育て世帯も各自治体は応援しています。反面、吹田市の利用調整基準の上では、転職する人間や若い子育て世帯が、実質的に保育を受けられる機会が減ってしまっているというのは、市民としても残念ですし、時代錯誤の考え方ではないでしょうか。社会進退に照らし合わせ、納得いく説明を求めます。	質問1 まず、本市の利用調整基準につきましては、その時々¹の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する必要があると認識しており、現在、調査・検討を進めているところでございます。今回、頂きました御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、室内でも共有した上で、より公平・公正な利用調整ができるよう努めてまいりますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。 ご質問いただいております勤続年数による加点を適用した経緯につきましては、それまでの雇用形態による加算制度(正規雇用・非正規雇用の別で指数差を設ける)を廃止したことにより、指数差を出すために雇用の継続性に着目し加点することとしました。 「利用申込時の勤務先での就労実績が3年以上」とした根拠としては、次の2点でございます。①平成30年10月厚生労働省発表によると、新規大半就職者の3年以内離職率が3割を超え、4年目以降に減少していくこと。②労働者派遣法に基づく「雇用安定措置」が3年間派遣された場合に適用されること。以上2点を踏まえ、3年を目途に一定の雇用の安定性・継続性が見込まれると判断しております。また、「利用申込時の勤務先での就労実績が5年以上」の根拠としては、次の2点を根拠としております。①勤続年数別の平均離職率は5年以上の常用労働者(パート含む)の場合、5年未満の労働者と比較して大幅に下がること。②有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新される場合は無期労働契約に転換できること。 以上の2点から、5年を境に継続性がさらに高まり、長期の勤続につながりやすくなると判断しております。以上のことから、一定、勤続年数の長い保護者の方が保育所の継続利用の可能性が高まると判断し、加点対象としています。 質問2 近年の働き方の多様化や、転職率の高まりなどを鑑みると、現状に相応しい基準であるか検討の余地があると考えます。利用調整基準については、その年の社会情勢や雇用情勢などを踏まえながら、必要に応じて改正する必要があると考えております。昨今の経済・雇用情勢の変化により、保護者の就労形態が多様化し、利用を希望される世帯によって様々な事情がありますので、本市としましても、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいります。 質問3 利用調整は、保育所等の利用に係る優先度を踏まえて、その利用の調整を行うためとの位置付けでございますので、就労担当部署の考え方は利用調整基準を定める際に考慮しているところではございません。 質問4 勤続年数による加点につきましては、それまでの雇用形態による加算制度(正規雇用・非正規雇用の別で指数差を設ける)を廃止したことにより、指数差を出すために雇用の継続性に着目し加点することとしました。 質問5 本市では、平成21年(2009年)3月に「吹田市民の意見の提出に関する条例」を制定してパブリックコメント手続を制度化し、同年7月1日から実施しています。利用調整基準の改正にあたっても、同条例に基づきパブリックコメントを実施しております。パブリックコメント手続と、市の行政機関が、重要な政策等を定めようとする場合に、あらかじめ政策等の案を公表して、その案について広く市民のみなさんからご意見を募集し、お寄せいただいたご意見を考慮した上で最終的な意思決定を行う手続のことをいいます。 今後も利用基準を改正する際には、パブリックコメントを経て意思決定してまいります。	保育幼稚園室	R6.4.2	R6.4.16

令和6年度（2024年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
20	留守家庭児童育成入室に落ちました	この4月から一年生になる子供がいます。4月の一斉申込ではなく、5月から利用希望で、留守家庭児童育成室に申し込みました。現時点で13人の待機があり、一年生であっても受け入れられないと保留通知がきました。 下の子の育休復帰のタイミングや、転職の時期などで年度途中で利用を希望される方も沢山いると思います。 なぜ、4月の一斉申込でしか入室できないのですか？うちは一年生の子供です。保留になったら近くの児童館や民営学童を利用してくださいと担当の職員さんは言われますが、事件や事故が起きたらと思うと児童館で朝から晩まで待たせる事なんて到底できません。 いつになったら年度途中でも入室可能になるのですか？ 上の子が入室できないことで、下の子の保育園の入所が決まっても辞退するしかできません。(このような状況でも、保育園を辞退するとマイナス8点されます。上の子の受け入れ態勢が整っていないのは吹田市の責任なのに、おかしくないですか？) 一年生であってもお預かりいただけないような市なら、正直これ以上流入を増やさないでいただきたいです。	まずは、お子様の通学されている小学校の留守家庭児童育成室において入室保留(待機)を生じさせており、御希望に応えることができず、誠に申し訳ありません。 本市では、近年、児童数及び留守家庭児童育成室の利用ニーズの大幅な増加傾向が続いており、令和6年4月1日時点で、36育成室中8育成室において待機児童が生じており、利用を希望される児童全てを受け入れられる状況には至っておらず、御苦労と御不便をお掛けし、大変申し訳なく存じております。 令和6年4月入室の申請につきましては、令和5年9月29日から11月30日までを一斉受付期間として受付をさせていただき、新1・2年生につきましては令和6年1月末まで受け付け、一定の配慮をさせていただいていところでございます。また、育児休業中の方につきましては、入室要件を満たさないため御利用いただけませんが、令和6年5月1日までに復職予定であれば、4月入室として受け付けさせていただいております。 一斉受付期間内に申請された児童数が当該留守家庭児童育成室の定員を上回れば、入室選考を行い、待機となった方につきましては空きが生じるまでお待ちいただいております。一斉受付期間後に申請された方につきましてもお待ちいただいております。なお、空きが生じれば、一斉受付期間内に申請された方を御案内し、その次に、一斉受付期間後に申請された方を受付順に御案内いたしております。	放課後子ども育成室	R6.4.2	R6.4.17
21	昭和町10-16について	題名にもありますが、昭和町10-16におきまして、現在は駐車場となっておりますが、その場所におきまして、住所を示す青い看板、標識が破損？したまま端の方に放置されているようなので、念のためと思いご連絡させていただきました。本当でしたら、駐車場の管理人の方にしたほうが、いいのですが、今回に関しては、市の管轄なのかなと思いご連絡させていただいております。申し訳ありませんが、ご対応の程宜しくお願い致します。	昭和町10-16の街区表示板について回答させていただきます。 4月4日に昭和町に確認に行き、街区表示版の回収をさせていただきました。 ご連絡いただきありがとうございますございました。	市民課	R6.4.3	R6.4.17

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22	B1-市HP「ようこそ市長室」のサイト内の文言を更新されませんか	現在のサイトの日付は、後藤市長様が第2期の時の 2022年9月21日付けです。市長様は昨年4月の選挙で当選されて現在3期目であり、まもなく1年になります。 サイト内のあいさつ文は『市長の後藤圭二です。「近年頻発する大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症などの困難に直面している今、住民に最も近くある自治体として、中核市としての権限を最大限に生かし、誠意を持って市政を運営してまいります。』』です。 ⇒添付画像。ようこそ市長室。 コロナも一段落しており、また 2024年度に入り、第4次総合計画基本計画の後半が始まりました。能登半島地震で被災地へ職員の派遣もされており、吹田市としての課題も有るはずです。あいさつ文の見直しをされませんかでしょうか。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	「ようこそ市長室」におけるごあいさつにつきましては、4月18日付けで市ホームページにて公開しておりますので、ご覧ください。 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018782/index.html	秘書課	R6.4.4	R6.4.18
23	B6-市HPに「若年層の性暴力被害予防月間」の掲出を	内閣府、男女共同参画局のHPに「4月は、若年層の性暴力被害予防月間」のサイトがあります。他市ではHPに掲出されており、吹田市においても掲出が必要と思います。 ・今回の投稿は、昨日のTV報道で性加害問題があった事によるものです。 ⇒添付画像。若年層の性暴力被害予防月間 ※吹田市は、「安心、安全のまちづくり宣言」をされています。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	「若年層の性暴力被害予防月間」につきましては、本市ホームページにおきましても以下のページに掲載しております。 トップページ>くらし>人権・平和・男女共同参画>男女共同参画>お知らせ・啓発・イベント(男女共同参画) https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018573/1018585/index.html	人権政策室	R6.4.12	R6.4.18

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
24	B2-市HP総務交通室の「交通事故をなくす運動」についての意見・要望	サイトの内容は『令和6年「春の全国交通安全運動」』であり、期間が4月6日(土曜日)から4月15日(月曜日)までの10日間です。 1)市HPへの掲出時期が、4月4日であり遅いです。 ⇒市内の幼稚園の入園、5日には小中学校の入学式が。高校の入学に伴う自転車通学なども始まります。 ・内閣府の「令和6年春の全国交通安全運動推進要綱」の日付は、令和6年1月18日です。 【趣旨(1)】次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることは重要であるにもかかわらず、交通事故による幼児・児童(小学生)の死者・重傷者では歩行中や自転車乗用中の割合が高く、また、新学期が始まる4月から6月にかけて、死者・重傷者が増加する傾向にある。 ・大阪府の「令和6年春の全国交通安全運動」のサイトは、3月12日付です。 2)吹田市の「交通事故をなくす運動」のサイト(4月4日)は、市HPの「新着情報」に掲出無し。⇒掲出が必要。加えて市民の安全意識の啓蒙のため、またタイトルを市民に意識づけをするために『令和6年「春の全国交通安全運動」』に変更を要望。 ⇒添付画像。春の全国交通安全運動。 ・現状では市民は、総務交通室のサイトに入らないと運動が目に入る機会が、非常に少ないです。 3)期間中の取組に、「交通事故死ゼロを目指す日 令和6年4月10日(水)」を内閣府、大阪府および吹田警察署のサイトには、記載がありますが、吹田市のサイトには記載無し。⇒追記要す。 4)総務交通室は、サイトの右肩に“更新日”の記入がありません。⇒記入されたい。 ※今回の投稿理由は、4月6日のニュースで他県の公務員が通勤途上で赤信号を無視して交差点内に進入による人身事故が2件発生によるものです。 4)総務交通室は、吹田市の全部局に「令和6年春の全国交通安全運動」の周知をされましたのでしょうか。(含む市報の4月号に掲載依頼)。加えて、市内の私立の幼稚園・中学校、高校などに周知をされましたのでしょうか。 【趣旨(1)続き】歩行中児童(小学生)の死者・重傷者の通行目的では登下校が全体の約4割を占めるなど、依然として通学路を始めとする道路においてこどもが危険にさらされている状況。 5)総務交通室は、市のHPに掲出の他に内閣府の全国重点の3項目について、具体的な取組をされているのでしょうか。 ※広報課、危機管理室に供覧願います。 ※吹田市は、「安心、安全のまちづくり宣言」をされています。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)「春の全国交通安全運動」の市HPへの掲出が遅いとのこと指摘について 掲載時期が遅くなりましたことお詫び申し上げます。今後は、市民の皆様への周知に努め、早めの掲載を心掛けてまいります。 2)「交通事故をなくす運動」のページが市HPの「新着情報」に掲載がなかったとのこと指摘について 掲載できていなかったことお詫び申し上げます。 今後は、市HPの新着情報への掲載いたします。また、市民の方へわかりやすく表題も変更いたします。 3)期間中の「交通事故死ゼロを目指す日」記載へご指摘について 記載出来ていなかったことお詫び申し上げます。今後は記載いたします。 4)HP更新日の記載及び「令和6年春の全国交通安全運動」の周知について HPを確認したところ、総務交通室のトップページには更新日の記載はございますが、「交通事故をなくす運動」のページにはありませんでした。今後は、更新日を記載するように努めます。 「令和6年春の全国交通安全運動」の周知についてですが、ポスターを本庁舎に掲出いたしましたので本市全部局に一定の周知はできているものと考えておりますが、さらに周知徹底をするための方法を検討いたします。 また、市内の私立の幼稚園・中学・高校については周知できておりませんでした。 今後は、ポスターの掲出等で周知するように努めます。 5)市のHPに掲出の他、総務交通室の内閣府の全国重点3項目の具体的な取組について 総務交通室における内閣府の全国重点の3項目の具体的な取組についてですが、年間を通じて、交通安全教育の実施等を行っております。	総務交通室	R6.4.8	R6.4.22

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	B3-3月25日掲出のHPでタイトル「大阪成蹊大学・短期大学とのボランティア活動に関する協定を締結」についての意見	サイト内の「ボランティア活動に関する協定書・PDF」のURL附随の名前が「大阪市教育委員会と大阪成蹊大学との」になっており、訂正が必要 ⇒添付画像。大阪市教育委員会と成蹊大学。 ※大阪市教育委員会のサイトの転用がされたものと考えられます。 ⇒メールにURLを張り付けると分かります。 Q1: ボランティア活動に関して、吹田市には「吹田市社会福祉協議会」が早くから学生ボランティアを含めて取組んでおられます。 ⇒シティプロモーション推進室は、今回の連携で(吹社協)との連携・役割を教えてください。 Q2: 大規模災害時での大学生のボランティア活動について。 ⇒(吹社協)は、東日本大震災時にボランティアの募集をされていましたが、吹田市に於いて万が一、大規模災害が発生した場合の大学生によるボランティア活動は想定されていますでしょうか。 ⇒サイトの連携項目の中に「学生ボランティアの斡旋」がありますが、先般の能登半島地震においてボランティア不足が報道されていましたが、推進室は大学に対して何か情報発信をされたのでしょうか。 Q3: ボランティアには、無償と有償のものが有りますが、取決めが必要と思います。有償の場合のトラブル防止も含めて。 Q4: ボランティア保険という言葉が有ります。ボランティアをされる学生さん自身の負傷。また過失などによる加害事故が有ります。 ⇒将来がある学生さん。万が一を考えた取決めが必要。 Q5: 協定書の第2条(1)学生のボランティア活動に対する支援活動…が有りますが、シティプロモーション推進室は、支援をされるのならボランティアの色々な場面を事前に想定する知見が要求されます。責任問題が生じた時の取決めが必要。「想定外」という言葉を聞きたく有りません。 ※2016年に「東京デザインウィーク火災死亡事故」があり、大学と学生によるイベントで参加者の5歳の男児が全身にやけどを負い死亡。またイベント(出店)やキッチンカーのガスボンベ爆発事故も数年前に。 Q6: 諺に「後の喧嘩は先にしとけ」が有ります。吹田市は、市長名で協定書の締結をされるのなら、事前に上記の取決め事項を書面に記す事が必要と思います。吹田市の法務部門の事前確認、指導を受けておられないのでしょうか。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	本市では、「大学が有する豊富な知的財産、人材、情報力、施設などをまちづくりの各般で生かし、双方の発展に寄与すること」を目的として、市と大学の間で協定を締結し、様々な取組を行っております。 今回、御質問いただきました「ボランティア活動に関する協定書」は、当該連携の取組の一つとして、本市と大阪成蹊大学との間で締結したものでございます。 そのため、本協定に関して、吹田市社会福祉協議会との連携や同会との役割分担はありません。(Q1回答) また、あくまで平時における連携の取組を想定したものであり、能登半島地震に関するボランティアの情報発信はしておりません。(Q2回答) ボランティアの有償、無償の取決め、ボランティア保険に係る取決め、ボランティアに係る責任問題の取決め、並びにこれらの書面への明記に関しましては、ご意見として、今後の参考とさせていただきます。(Q3～6回答)	シティプロモーション推進室	R6.4.8	R6.4.22

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
26	公園での喫煙について	佐井寺北公園、屋根と机付きのベンチでの喫煙が多すぎてずっと困っています！ 春休み中は特に多くの子どもたちが利用しているのに、堂々とベンチを占領してタバコの煙を拡散していて本当に迷惑です。 喫煙者の中には子連れの父親のパターンも多く、以前からメガネの同一人物も何度も目撃しています。喫煙しながらタブレットを見て過ごしていていつも長居しています。今日も14時過ぎから約一時間ほど滞在していて近付かないようにしていましたが離れていてもタバコ臭かったです。 常連の喫煙者以外にも二人喫煙者が居ました。全員男性です。 10人以上子供たちが遊んでいるのに狭い公園内で喫煙するなんて本当に迷惑なのですが、どうにかなりませんか！？ 周囲の子どもたち(未成年)への配慮は最低限必要ですし、北公園は抜け道があって遊んでる人たち以外にも未成年や子連れの親御さんも良く公園内を通過しています。煙を避けられない位置のベンチで喫煙されるので本当に迷惑です。 吹田市はスモークフリーシティを目指しているのは素晴らしいのに、公園を禁煙に出来ない理由は何なのでしょう？立ち止まっていたら受動喫煙させてもいいのでしょうか？ 公園は全て禁煙！と決めている自治体もあります。吹田市もどうかそのような素晴らしい自治体に続いてください。 今日はお友達と遊んでいたので場所移動することもできず辛かったです。普段なら喫煙者がいる時点で別の公園へ移動していますが、本当に面倒です。 喫煙者が居なくても公園内のベンチ付近や遊具付近にも吸い殻だらけ、赤ちゃんが吸い殻を拾ってしまい誤飲することや火災の原因にもなるので怖いです。本当にどうにかなりませんか？ あとタバコは関係ないのですが、少し前に、北公園の真横に車を停めて北公園の水道の水をバケツに何度も溜めて、水道を占領しながら、路上で洗車している車がいて驚きました。路駐も多い場所ですし、公共の水道で洗車してもいいのでしょうか？	公園内は受動喫煙もポイ捨ても禁止ですが、こういった事例はほかの公園でも散見され、そのたびに看板の設置等、啓発に務めています。洗車の件も含め、看板設置やパトロール等の啓発を行ってまいります。	公園みどり室	R6.4.9	R6.4.22
27	B7-市HP.新着更新の4月10日のタイトル「【新着動画】「はたらく微生物」を更新」について の提言	このタイトルからは、体の中の微生物(胃や腸他)の健康面での微生物の働きの内容と誤ってしまいました。 ・サイトを開くと、下水場の汚れを微生物できれいにする…でした。 ⇒[仮案]「下水道部から【新着動画】「はたらく微生物」を更新」 ・タイトルに「下水道部」の文字を入れる事により、下水と微生物って何？ …と思ってクリックされるのでは…と思います。 ⇒この方が、下水道部の日頃の取組みが良く分かりますと思います。 [例]【高齢福祉室】はつらつ元気レシピを追加… ⇒添付画像。はたらく微生物。上:下水道部。下:高齢福祉室 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	この度は、貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。頂いたご意見も参考に、ページの内容を推測しやすいタイトルになるよう検討していきます。	水再生室	R6.4.16	R6.4.22

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
28	B4-市HP「新着更新情報サイトの構成・分類の見直し」についての意見・要望	新着更新情報サイトの4月4日の内容は「掲出期間が4月4日～3月29日間の項目(100件)」であり、表示期間が7日間分です。 ⇒土日を除くと、実質5日間の情報しか表示されていない事になり、3月28日以前の項目は、掲載の件数制限(100件)により、自動的に削除され、本来市民に周知すべき事項が周知されないことになっています。 ⇒[例・3月28日以前]第4次総合計画基本計画改訂版策定。4月1日教育センター移転。紅麹を含む健康食品で健康被害。景観まちづくり活動補助金交付申請者の募集。国から住宅の省エネ化支援。4月1日から合理的配慮の義務化。... ⇒添付画像。新着情報。4月4日のサイト(4/4～3/29) 【広報課への要望】 要望案-1:現在の件数制限を掲載日数(1か月間)に ※申込が必要な項目は、1か月前に掲出されるので。但し、今回のような場合は件数が多くなりチェックが大変。スマホでは更に大変。 要望案-2:市HP(Top頁)の新着更新情報サイトの“すべて”から“採用情報&入札情報”の2つのタブ内の件名を除外(別掲)すると、件数が少なくなり見易くなります。※現状は、スマホでのチェックは、し難いです。 要望案-3:“入札情報”のタブをクリックすると、現在は直近の5件しか表示されません。 ⇒入札を検討される事業者の方に、見易くする必要があると思います。事業者の方は、吹田市の入札案件の情報をどのように入手されているのか疑問に感じています。 ⇒過去の監査委員の報告書に、「入札が1者…は避けるように」の趣旨の報告がありました。 【デジタル政策室】 Q:政府が推進しているDX化を行うには、吹田市民は市民、事業者への情報の発信(市HP)が重要です。新着更新情報サイトの4月4日のように5日分しか掲載されない事にどのように思われますか。またHPは、どう有るべきとお考えですか。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	広報課とデジタル政策室に回答希望とのことですが、広報課から回答いたします。 市HPの新着情報については、情報量、掲載期間のバランスなどを考慮した上で情報を発信しております。年度初め等、一時的に更新頻度が高い際には、ご指摘のとおり掲載期間が短くなることもございますが、再掲を行うこと等から一定必要な期間は確保できているものと考えております。 引き続き、多様なご意見、ニーズを参考にし、わかりやすい情報発信に努めてまいります。	広報課	R6.4.10	R6.4.24
29	B5-2. 市道のグレーチングの継ぎ目の鉄材が陥没で危険	4月11日のAMに情報提供。⇒現場は対応がまだです。 ・市道路横断のグレーチングの継ぎ目の鉄材が陥没で自転車のタイヤがすっぽりとはまる隙間。危険。早急に対応が必要。(含む仮処置) ・自転車・高齢者の手押し車。夜間は特に危険と思います。※車の通行量は比較的、多い。 ⇒添付画像(再送)。グレーチングの継ぎ目の鉄材が陥没。 ・場所:吹田市山手町1-6-1 ・目標:山手地区公民館の北西角 ※危機管理室に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	4月22日(月)午後に横断側溝と雨水樹との間の隙間(約5cm)を補修しております。 ご確認していただきますようお願いします。	道路室	R6.4.22	R6.4.24

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
30	多胎児育児に関する要望	この度多胎児育児に関する要望をさせていただきます。 第一子出産と同時に吹田市に移住してきました。子供は2人希望しており嬉しいことに第二子を妊娠しましたが双子でした。 今2歳と0歳児を日中1人で子育てしています。 第一子出産で吹田市に移住したので無職なので保育所に入れることができません。所得も少なく私立の幼稚園に入れることも難しいです。保育所も無職の方は抽選での選考とお聞きしました。 正直今3人を日中1人で子育てする環境がかなり辛いです。子育て支援などありますが費用もかかる上時間も短く回数も決まっている条件なので頼るに頼り切れません。やることが多くピリピリしてしまい子供にも当たってしまいます。長女も今2歳でたくさんいろんな経験をさせてあげたいのに家の中に閉じこもってばかり本当に可哀想だとも思います。毎日ヘトヘトで明日が来るのが怖いです。 保育園へ無職でも多胎児がある家庭が優先できる制度を作っていたらいいのでしょうか？ 職がないまま出産して今、就職先を探す時間もありません。 どうかどうかよろしくお願いします。	本市における、認可保育所等の利用にあたっては、就労、出産、疾病・障がい、介護・看護、災害、就学、高齢、求職活動中を認定の要件としております。〇〇様におかれましては、現在お仕事をされていないとのことですが、求職活動中を要件として、入所のお申し込みをいただけるかと存じます。その上で、世帯での基本指数及び調整指数の合計点での選考となります。ただし、求職活動中を要件とした認定期間は仕事を始めるまで(90日を経過する日の属する月の末日まで)となっており、ご就職いただけない場合は退園となりますのでご注意ください。 なお、本市の認可保育所においては、無職の方は抽選というような運用は行っておりません。 6月1日からの入所申し込みはオンライン手続きにて5月2日までにしていたければ、選考の対象となりますので、ご検討ください。毎月入所の受付は行っておりますので、7月以降入所のお申し込みも可能です。 基本指数、調整指数など、保育所等利用調整基準につきましては、その時々々の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正することとしており、現在、調査・検討を進めているところでございます。今回、頂きました多胎児育児に関するご意見、ご要望につきましても、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、室内でも共有した上で、より公平・公正な利用調整ができるよう努めてまいりますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。 また、多胎児を育児されているご家庭におきましては、本市でも様々なサポートを実施しております。すこやか親子室の保健師にもお気軽にご相談ください。 【参考リンク】 入園総合案内 https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018230/1018247/index.html 保育所等の空き状況 https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018230/1005681.html 一時預かり事業 https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018219/1018220/1005694.html	保育幼稚園室	R6.4.16	R6.4.30
31	市民サービスセンター 何故廃止？	コンビニでの住民票などの出せるとの事ですが、私には説明してくれる人が居ないと使えません。私のような人も沢山居られると思います。 江坂公園には図書館がリニューアルしてますが、館内の一角で機械を置いてセルフサービスしてもらえませんか？ 図書館の職員さんに助けて頂いたら助かります。	市民サービスコーナーについては利用件数の減少が続く中、見直しを行い令和6年2月末をもって廃止させていただきました。 現時点では、図書館にマルチコピー機を設置する予定はございませんが、コンビニエンスストア等での証明書発行方法について身近で行っていただけるよう、市ホームページや市報に掲載させていただいております。よろしければご利用ください。 今後も利用しやすいコンビニ交付の周知に努めます。 ●市ホームページ(ページ番号1018375) https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018370/1018373/1018375/index.html (同ページの中に、画面ごとの説明・動画での説明と2種類掲載しております) ●市報すいた2月号(ページ番号1031659 / 13ページに記載)	市民課	R6.4.22	R6.4.30

令和6年度（2024年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
32	手話講座の需要と供給に関して	この4月から手話の初級講座が始まっています。応募が昼夜あわせて130名、当選が60名と残り70名が手話の勉強を開始できない状況です。それって来年まで「待て」ということなのでしょうか？ 玉井議員は何年も待って今年当選した様ですが、それって一般市民も同様に当たるまで待てということでしょうか？何のための言語条例でしょうか。講師が不足しているのでしょうか？講師の依頼先が吹田の聴言協会だけに任せているのが疑問に思っています。 他市から又は協会以外から講師を募集して希望者全員が受講できる環境を整えてほしいと思います。例えば民間の「五月ヶ丘ふれあいサロン」で月1・2回手話をコンセプトにした場がある様ですが、あくまでゴッコであり、勉強の場ではありません。そういった場を活用して手話にふれる、学ぶ機会をもっと作って欲しいと思います。 現状、条例制定前と何ら環境が変わっていないと思いますので、善処の程よろしくをお願いします。	手話講習会につきましては、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度及び令和3年度は開催中止、令和4年度及び令和5年度は、感染予防対策に伴う定員制限により、昼の部・夜の部それぞれ15人定員、今年度は若干緩和され30人定員で開催しています。ここ数年はこのような経過もあり、特に入門コースにおきましては、多くの方が受講できない状況となっていることから、定員の拡大に向けて新たな会場の確保等を模索しているところです。 また、本市の手話講習会は、当事者団体である吹田市聴言障害者協会との共催で運営していますが、今後は現行の講習会とは別に、手話講座の開催可能な団体・法人にも働き掛け、初心者の方を対象に手話を楽しむながら学ぶというような講座についても検討し、できるだけ多くの方に手話に接していただけるよう、受講環境の向上に努めてまいります。	障がい福祉室	R6.4.19	R6.5.1
33	PTA加入の任意性とあり方について	今春、吹田市公立校に入学をいたしました。入学式でPTA加入の用紙を配布されました。用紙には加入は「活動に賛同するものの任意」とありましたが加入締切日に、「まだご返信いただいていない保護者の方々がいらっしゃるようですので、改めてご案内申し上げます。」との文言でメールが届きました。加入は任意であるのに、加入を前提としたメールを送るのは任意性を錯誤させる行為ではないですか？任意性の意識徹底をお願いしたいです。 またPTAに関してですが、費用を支払うことも掃除等ボランティアをすることも全く嫌ではありません。ですが講演会への参加や役員選定のくじ引き、毎月の会議など子供のために不必要と思える活動が多すぎます。子を持つ親の多大な負担になっていることは周知の事実です。改革したくても会長にならなければ改革はされません。ぜひ市からPTA活動の見直しの提案をいただきたいです。	吹田市PTA協議会の事務局を置いております、まなびの支援課は各学校の役員等で構成された吹田市PTA協議会の求めに応じて専門的技術指導又は助言を与える役割がございます。 各学校単位で組織される任意の団体である、単位PTAにつきましては、当課は、指導・監督をするものではありませんので、お問い合わせいただきましたPTA加入へのメール再送付につきましては是非の判断をすることは控えさせていただきます。 PTA加入について御不明な点や、PTA活動の見直しにつきましては、所属校のPTAに直接お問い合わせくださいますようお願い申し上げます。 なお、当課といたしましては、いただいた御意見につきましては、吹田市PTA協議会を通じ、適切なPTA活動のあり方について情報を共有してまいります。	まなびの支援課	R6.4.18	R6.5.1

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
34	「押印見直し方針」の誤り3回目について	以下の通り、回答をいただきましたが、再度説明を求めます。 【子育て政策室(すこやか親子室)】 1、資料を作成した際に目指したのは、該当の様式が掲載されている階層のページではなく、吹田市のホームページどこかへ導くのが目的だったのでしょうか？ 目指していたことはなんだったのか説明してください。目指していたものと異なっていたのであれば、誤りだと思います。 素直に謝りを認めてください。 A>B>Cの階層構造でCのページを案内されて、Aのページを含んでいと説明するのは無理があると思います。 2、押印欄について全庁的な見直しがされていないと指摘したにも関わらず、その点には答えず、話を曖昧にした理由はなんのでしょうか？ 3、回答をいただいた日に、すこやか親子室のホームページを拝見したところ、障がい児通所支援サービスのメニューがありませんでした。4月以降、問い合わせをしたい市民は困惑していたと思います。市民の声に投稿までしているのに、真摯に業務に向き合っていただけなののでしょうか？ 【障がい福祉室】 誤りの1回目は、「難病患者等給付金」の様式についてでした。 一度、指摘をしたにも関わらず、他の様式の見直しはされなかったのでしょうか？ なぜ同様の過ちを繰り返したのか理由を教えてください。 【企画財政室】 1、定期的な見直しとは具体的にどのような頻度でいつ行うのでしょうか？ 2、3回目の指摘となり嫌気が差しています。市民と職員双方にとってメリットのあることだと思いますが、全庁的に認識されておらず、同じことを繰り返しています。 調査結果を公表する、専門のチームを設置するなど提案してきましたが、何も対策されないのでしょうか？ 3、一連の「押印見直し方針」を全庁的に適正に実施してほしい旨を何度も市民の声へ投稿し、公表を依頼していましたが、以下について公表された資料が確認できません。 お手数お掛けしますが、該当先のリンクや列番号を教えてください。 送信日時 2023-11-01 23:33:12 送信LogNo 922 送信日時 2023-12-19 08:41:17 送信LogNo 1012	【子育て政策室(すこやか親子室)】について 1)について 令和5年9月に送付した通知の中で、利用者負担上限額管理事務依頼(変更・廃止)届出書については、市のホームページからダウンロードできることを記載し、市のホームページに繋がることを目的にQRコードを掲載していたことから、誤りではないとメールで回答させていただきました。 しかしながら、御利用者の方の利便性等を鑑みても、市のホームページに繋がることを目的とするだけでなく、より分かりやすいページに繋がるようQRコードを掲載するべきであり、御利用者の方への配慮に欠けるものであったと考えていることから、改めてお詫び申し上げます。 (担当: すこやか親子室) 2)について 4月1日にいただいた、押印欄について全庁的な見直しがされていないとの御指摘については、企画財政室への御質問であったと理解していたため、同室から回答させていただいているものと認識しております。 (担当: すこやか親子室) 3)について 先日、同様の内容についてホームページにて御指摘を受けて回答させていただきましたとおり、現在、ホームページの修正を行い、すこやか親子室のページに障がい児通所支援サービスのメニューを表示しております。この度は、大変御不便をおかけいたしました。今後も市民の方が御利用しやすいホームページとなるよう取り組んでまいります。 (担当: すこやか親子室) 【障がい福祉室】について 〇〇様より1回目の御指摘をいただいた際に、障がい福祉室グループ間での情報共有が十分にできていなかったことが原因と認識しております。 今回の御指摘後に、室全体の会議において、各グループが所管する申請書等について、押印の必要性を今一度確認し、必要に応じて押印を廃止するよう、周知いたしました。 今後、同様のことが繰り返されないよう、室内での情報共有を徹底してまいります。 (担当: 障がい福祉室) 【企画財政室】について 1)について まず今回の御指摘を受けて、早急に全庁に向けた確認依頼を行います。以前は、「押印不要と判断した様式」について、市ホームページ上に公開している様式においても押印欄が削除されているかについての確認でしたが、今回は「押印不要にもかかわらず見直しが行っていない様式」が判明したものですので、同様の不備がないかの確認に併せて、見直し時点では国の様式等により「押印が必要と判断した様式」について現在も同様に必要のままかの確認も行う予定です。 また、内部統制の観点から、各所管に「押印見直し」に関する必要性について失念させないことを目的に、新規採用者や職員の異動が発生する年度当初に押印見直しの確認の必要性について通知すること、また年度初めに申請が多いことなどを想定して新年度の申請に対する押印不要の様式についての確認通知を年度末に実施することを考えております。 それ以上の時期や回数につきましては、今後各所管の確認報告の内容などを受けて検討してまいります。 (担当: 企画財政室) 2)について 各事業における押印の必要性についての把握は、それぞれ事業における法令や制度、それに伴う必要書類など詳細に把握することから、当該事業に関して一番専門性が高い各事業所管の職員が取り組むことが効果的かつ効率的な方法であると考えております。 一方で、従前から受けた御指摘につきましては、各所管の様式を見直す際での見落としやそのチェックが機能しなかったことが要因であることから、内部統制としての職員の業務に対する意識の向上が課題であると感じております。 そのことから、企画財政室から断続的に全庁的な確認依頼や周知を行うことで各所管の押印廃止に対する意識の向上、持続に努めていきたいと考えております。 (担当: 企画財政室) 3)について 市民の声の公表につきましては、送信LogNo 922は、「市民の声の公表 年度別(令和5年度)」の「11月分」のNo.25及び「市民の声の公表 分野別」の「その他(市庁舎設備・職員など)」No.281に掲載しております。 また、送信LogNo.1012につきましては、公表できておらず、申し訳ございませんでした。御指摘をいただいた令和6年4月18日に公表を行い、「市民の声の公表 年度別(令和5年度)」の「12月分」のNo.34及び「市民の声の公表 分野別」の「その他(市庁舎設備・職員など)」No.288に掲載しております。 ホームページのURLは以下のとおりです。 御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。 【リンク】 「市民の声の公表 年度別(令和5年度)」 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018939/1018941/1018942/1024231/1028176.html 「市民の声の公表 分野別」 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018939/1018941/1018942/1007235.html (担当: 市民総務室)	企画財政室、市民総務室、すこやか親子室、障がい福祉室	R6.4.18	R6.5.1

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
35	留守家庭児童育成室の民営化を望みます	東山田小学校に今年1年生で通う保護者です。 今回、1年生であっても、留守家庭児童育成室に落選し、待機児童となりました。 近所にある、千里丘北小学校ならびに山田第二小学校は留守家庭児童育成室が民営委託されており、千里丘北小学校は40人8クラスで計320人以上、受け入れてもらっています。山田第二小学校も民営化されたことで、四年生まで受け入れてもらえています。 かたや、東山田小学校だと小学校1年生であっても今回待機となり、いつ入れるかもわからない状況です。 同じ吹田市の小学校で、たまたま学区が違うと言うだけで、学童に一年生から入れない、入れなかったら近くの児童館や私営の学童を利用するというのですか？かたや、どんな理由でも300人以上入室できる小学校があったり、四年生になっても預かってもらえるのですか？ あまりにも不平等で涙が出ます。 それなら、早く民営委託してください。 おかしすぎます。	現在、利用を希望される児童全てを受け入れられる状況には至っておらず、御苦労と御不便をお掛けし、大変申し訳ございません。 留守家庭児童育成室(以下、「育成室」という。)の運営業務の民間委託につきましては、委託を進めることにより、不足する直営育成室の指導員を確保することで、市全体の待機児童解消を図ることを主な目的として実施しております。 委託候補育成室の選定に当たりましては、保有教室数や児童推計、事業者の応募が見込める立地等を踏まえ、時機としても最適と考える育成室を選定しており、東山田育成室につきましては、現在、民間委託の予定はありません。 なお、待機児童の解消に向けて、運営業務の委託計画は1年前倒し、令和7年度からの新規委託を4か所として事業者の選定を行う予定です。	放課後子ども育成室	R6.4.17	R6.5.2
36	ニコチン・ヘイヴン吹田について	吹田市はスモークフリーを標榜しているが、実際のところ市内はニコチンまみれである。 市長は昨年のスモークフリーフェスタで、男風呂を報載すると9割方メタボであることに気が付き、女風呂はどうかと妻に聞いてみると似たようなものの返答があり、夢が壊された気がしたなどとセクハラまがいの発言をしていた。昭和なら許されたかも知れないが今は令和、許されない。タバコもしくり。法令に沿って規制を進めなければならない。 それぞれ対応・回答願う。 (1) ○○ ○○に店を構えていて、喫煙可能店のように店内で喫煙をさせているが、通路に面した扉をとっぴらって営業しているので、タバコ煙が地下街にダダ漏れ状態である(写真参照)。 健康増進法29.30条違反なので、禁煙として営業するよう指導されたい。 (2) ○○ 以前通報したカウンターの上の灰皿は撤去されたようだが、女性店員がカウンター内で喫煙していた。 健康増進法29条違反なので禁煙とするよう指導されたい。 (3) ○○ 市の指導によって造花が入ったショーケースより灰皿部分を撤去したと聞いたが、そんなことないように思える(写真参照)。 それともこれは灰皿が撤去された状態なのか？ 健康増進法30条違反なので撤去を指導されたい。 応じないのであれば公表し、罰則適用されたい。 (4) JR岸辺駅の卒煙し得んブースの付近(写真参照) いつ行っても路線橋へ上るエスカレーターの横付近に吸い殻が投棄されている。 また自転車駐輪場へと降りる階段の南側でタバコを吸う者がいたり、タバコの吸い殻や箱が投棄されている。 園路に繋がったデッキ上にもタバコの吸い殻が捨てられている。 さらにはブース内のJTから奇麗な受けた灰皿にタバコの箱が捨てられている。 喫煙所を作ったところでルールが守られてなどない。 監視員に巡回させて違反を発見次第過料を徴収されたい。喫煙所も廃止されたい。 (5) JR吹田駅北口の卒煙し得んブースの付近及び南口付近(写真参照) 北口は卒煙し得んブースの周辺に吸い殻が落ちていたり、円形のベンチの周辺に吸い殻が投棄されていることが多い。 ブースの意味がないのでは？ 監視員に巡回させて違反を発見次第過料を徴収されたい。喫煙所も廃止されたい。 南口はとにかく夢広場のベンチに座掛けて喫煙する者がいる。 ○○の間の2階デッキ上に灰皿が3つ程度設置されているがこれは市が設置したものか？撤去されたい。 黄色い枠を無視して喫煙する者が多数いる。周囲に受動喫煙が広範囲に生じている。これも路上喫煙禁止ではないのか？ 最悪なことには北口と南口との間の地下通路を歩きタバコする者までいる。これは健康増進法29条違反である。管理者に是正を指導されたい。 (6) 江坂公園の受動喫煙所の周囲 JTが寄贈した煙ダダ漏れ喫煙所の外で路上喫煙する者が増え続けている。撤去されたい。 フィリップモリスジャパンから密閉型喫煙所の寄贈を受けるとの話だが、止めるべきである。 環境政策室の○○がメールで指摘していたように、フィリップモリスジャパンと吹田市の「スモークフリー」は意味が異なるのである。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 通報を受けまして、施設管理者に連絡し、当該店舗に対し通路側への受動喫煙が生じない対応をするよう助言を行いました。 (担当:健康まちづくり室) 2)について 通報を受けまして、施設管理者に連絡し、当該店舗に対し店舗内禁煙を徹底するよう助言を行いました。 (担当:健康まちづくり室) 3)について 通報を受け、当該ヘアサロンを現地確認し、灰皿がショーケースの上に乗った状態であったため、管理権原者に対し撤去するよう再度指導しました。 (担当:健康まちづくり室) 4)について 卒煙支援ブースにつきましては、たばこのにおいや煙が漏れにくい密閉型喫煙所として、本市が進める「スモークフリーシティ(たばこの煙のないまち)すいた」の方向性も踏まえて設置したものであり、受動喫煙防止や駅周辺のたばこの吸い殻が減少傾向にあることから、設置効果はあると考えています。 ブースを廃止すれば、駅周辺の広範囲でたばこのポイ捨てや路上喫煙が増えることやにおいや煙の苦情が増えることが想定されることから、撤去は考えておりません。 なお、灰皿などの設備につきましては、毎日清掃し、施設内を清潔に保つことにより、利用者に更なる適正利用の周知を図るとともに、路上喫煙防止啓発員が適宜巡回を行い、喫煙マナーの徹底や指導・啓発を実施してまいります。 最後に、吹田市環境美化に関する条例に定めるとおり、勧告に従わない場合には過料を徴収してまいります。 (担当:環境政策室) 5)について 当該場所につきましては、○○が設置した喫煙所です。当該喫煙所は屋外に設置されており、法の規制の対象外ですが、一方で、喫煙される方が広範囲に広がっていることにより、煙が広がっているとの状況から、施設管理者に対し喫煙時のマナー啓発等の配慮をするよう助言を行いました。 (担当:健康まちづくり室) 「4)について」の回答のとおりです。 (担当:環境政策室) 6)について 江坂公園及び津井公園に設置している喫煙所は利用者も多く、また、たばこの煙やにおいについての相談も数多くあります。 事業者とは受動喫煙防止や、においや煙で人に迷惑をかけないという考え方について認識を共有したものであり、この点についてもスモークフリーの考え方に沿ったものです。 今後は、協定に基づきブースを設置することにより、施設の外部にたばこの煙やにおいの漏出を防止し、本市において施設内に禁煙等の啓発ツールを設置することにより、卒煙支援ブースとして、禁煙を促してまいります。 (担当:環境政策室) 7)について 引き続き、喫煙所のほか、周辺の環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区での喫煙、ポイ捨て等の行為については、路上喫煙防止啓発員が適宜巡回を行い、喫煙マナーの徹底や指導・啓発を実施してまいります。	健康まちづくり室、環境政策室	R6.4.19	R6.5.2

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
37	コロナワクチン接種証明書申請時の対応について	叔母のコロナワクチン接種証明書の申請について吹田市保健所へ行きました。窓口に座り担当者とお話するやいなや、一番奥の管理者の方が立ち上がり、腕組みしながら、こちらをずっと見下ろしてのですがとても威圧的な態度でした。同様にあと二名の方も隣に立たれました。5分以上はこちらの様子を伺っており、大変不快でした。何か仰りたいことがあるのでしょうか。そもそも窓口に行く前に電話で問合せしていたのですが、救済制度のことも伝えと、いつ頃来られますか？叔母の名前を教えてくださいなど、聞かれたのにも違和感がありました。こちらは相談に行っているの偏見な目で見ないでほしいです。誠意のある回答をお願いいたします。	この度は、窓口対応時において〇〇様に不快な思いをさせてしまいまして、誠に申し訳ございませんでした。謹んでお詫び申し上げます。 当日の対応において、該当するであろう職員に状況確認しましたところ、業務対応のために自席あたりで職員数名で協議しており、その場面が〇〇様に不快な印象を与えてしまいました。 また、電話対応時にも配慮に欠ける対応をしてしまいましたようで、重ねてお詫び申し上げます。 今後も、担当職員一同、日々の業務に努め、丁寧な対応を心掛け、接遇力の向上を図ってまいります。	地域保健課	R6.4.22	R6.5.2
38	公園内で野良猫を飼っている	コーポラス公園に野良猫用の箱を置いて、野良猫に餌やりをしている3〜40代の女性がいます。 子供達が遊ぶ砂場を猫のトイレに見立ててフン掃除とかしています。不衛生極まりない行為です。 早々に撤去と駆除を希望します。	公園での猫への餌やりは、市への届出の有る保護猫活動の団体を除いて禁止しており、関係部署と連携して対処してまいります。	公園みどり室	R6.4.22	R6.5.2
39	交差点の事故への対策希望	関西スーパー佐井寺南が丘店とサニーサイド佐井寺店の間の信号のない交差点でよく事故が起こるので注意喚起やミラー設置などの事故を予防する対策をしてほしいです。 休日の昼間や夕方ごろ、スーパーが混む時間帯に事故が起こっている印象です。 スーパーからの車の出庫口からすぐその交差点があり、左折すると15メートルほどでまた違う信号ありの交差点があるため、信号待ちで道路が混み左側の視界が悪くなることが原因で左側から来る車と直進の車がぶつかっているのではないかと思います。 幸いにも救急車が出るような事故には出会っていませんが、同じような事故が何回も起こるのでこのままでは今後もよく事故が起こると思います。もし歩道の人巻き込まれたり死人の出るような事故が起こってしまったらと思うと心配なので、どうか対策をお願いします。	本要望にある交差点ですが、優先道路に対しての通行は、直接目視による左右確認が原則であり、急な飛び出しを誘発する恐れがあるため、カーブミラーを設置することはできませんが、交差点内の事故を未然に防止する目的として、注意喚起の垂れ幕を電柱に設置致します。また、道路上に交差点であることを表示するマークが薄くなっているため、あわせて塗り直しを実施致します。	道路室	R6.4.22	R6.5.2

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
40	B6-2。市HPに「若年層の性暴力被害予防月間」の掲出を	4月12日に投稿。⇒4月18日に吹田市 人権政策室から回答が有りましたが、私の投稿した趣旨が理解して頂けなかった事による再投稿です。 [投稿内容] 内閣府、男女共同参画局のHPに「4月は、若年層の性暴力被害予防月間」のサイトがあります。他市ではHPに掲出されており、吹田市においても掲出が必要。 [市回答内容] (前略)本市ホームページにおきまして以下のページに掲載しております。 1)サイトを開くと、市HPへの掲出時期が、昨年の7月19日であり、今年の4月に市HPに掲出が必要。 ⇒人権政策室のサイトには「政府は、令和3年4月から、若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した毎年入学・進学時期である4月を、「若年層の性暴力被害予防月間」とすることとした」の記述があります。 ⇒添付画像。4月は「…予防月間」-サイト(左) 2)昨年の7月19日の市HP(新着情報)には、掲出されていません。⇒この状況では市民の目に触れる事は、難しいです。 ⇒添付画像。4月は「…予防月間」-HP新着情報に無し(右) 3)⇒現状の市HP(男女共同参画)のサイトの中の、20項目の一つであり、関心がある市民しか目に触れません。 ⇒添付画像。市HP(男女共同参画) ※吹田市は、「安心、安全のまちづくり宣言」をされています。タイトルの「…被害予防月間」である事から、4月に市HP(新着情報)に掲出すべき事案。 4)人権政策室のHP「4月は「若年層の性暴力被害予防月間」です」のサイトの冒頭の説明文の後段には、「…取組を一層強化するとともに…、各種取組を集中的に実施します。(抜粋)」の記述がありますが、具体的な取組みの実施項目を教えてください。 ⇒添付画像。4月は「…予防月間」-サイト(左) 5)人権政策室は、市民の安全を守るために、市民への周知を今後どのようにされますか。 6)市HPの「若年層の性暴力被害予防月間」のサイトの4月度の閲覧数を教えてください。 7)投稿者への回答時は、上司の決裁はされていないのでしょうか。 ※危機管理室、広報課および情報政策室に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)2)3)5)「若年層の性暴力被害予防月間」につきましては、他の啓発と合わせて男女共同参画のページの「お知らせ・啓発・イベント(男女共同参画)」に掲載しております。当該月間として位置づけられた令和3年4月から掲載しておりますが、令和5年7月19日にページ内の修正を行ったため、更新日が修正を行った日付になっているものです。 より多くの市民の方に御覧いただくため、今後は新着情報にも掲載し、周知が図られるよう改善してまいります。 4)具体的な取組として、男女共同参画センターにおける関連図書の紹介、SNSでの情報発信、本庁舎デジタルサイネージへの掲載、ポスター掲示による啓発を実施しております。 6)4月の閲覧件数は28件です。 7)お寄せいただきました市民の声につきましては、決裁を経て回答しております。	人権政策室	R6.4.22	R6.5.2

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
41	吹田市立山田第五小学校廃校後の学区の再検討について	山田第五小学校が山三小学校に統合されるにあたり、現在の学区の再編成を検討してほしい。山田市場や山田南の地区は南山田小学校、山田中学校への学区変更を許可して欲しい。(元々南山田小学校の児童数が多く山五小学校が出来た事は承知している)山三小学校、西山田中学校は距離が遠く、通わせたくない。山五小学校と山田中学校に通わせたくて山田南に家を購入したため、山三小学校に通う事が納得できない。今後は山田中学校は南山田小学校の生徒のみで構成されるのか？現在と今後予測される南山田小学校の児童数と山三小学校の児童数の算出を行い、学区の振り分けについて納得できる説明をしてほしい。これでは今の地域に家を建てた意味がない。	この度の統合につきましては、過小規模校である山田第五小学校(以下、山五小)の学校規模適正化のため、教育委員会において様々な手法を検討した結果、山田第三小学校(以下、山三小)との統合が最も合理的であるという判断に至ったものでございます。その上で、令和5年度市議会11月定例会におきまして、統合に必要な条例改正案を提案し、可決され、令和7年度からの統合が決定したものでございます。 山三小との統合という結論に至った経緯ですが、まず前提として、山五小は山三小の過大規模の解消のため、山三小から分離新設した学校です。また、分離したことで両小学校ともに校区面積が非常に小さくなり、現在、過小規模校化の課題が生じている状態となっています。 課題解決を図るため、吹田市学校規模適正化基本方針に基づき、複数の手法を検討しました。まず、隣接する学校と通学区の見直しをする手法ですが、山五小の課題は一定解消されるものの、山三小の過小規模校化の課題が残ってしまうため、根本原因の解消には至らないものでした。 次に、学校選択制の導入につきましては、先進市の導入実績を研究した結果、将来にわたって過小規模の課題が解決するほどの効果が得られないものでした。 最後に、統合につきましては、山三小と統合することで、両校の過小規模校化の課題が一度に解消されること、また、両校はほぼ隣接していることから、小学校の通学路の変更も最小限の手法となります。 以上の検討の結果、山三小との統合が最も有効な手法であると整理させていただいたものでございます。 なお、統合により現山五小校区は西山田中学校の校区となりますが、中学校までの距離が遠くなることに配慮し、期限は未定ですが、少なくとも10年程度は、現山五小校区(山田南、山田市場9番～11番)に住む児童は、西山田中学校か山田中学校を選択できる経過措置を設けることとしております。 最後に、山三小と南山田小学校の今後の推計は別添(※)のとおりです。学校規模適正化の要否は学級数で判断しておりますので、学級数推計を示しております。 ※山田第三小学校と南山田小学校の学級数推計についてのグラフを添付	教育未来創生室	R6.4.19	R6.5.7
42	続97-2。旧・山手公民館跡地の量水器の検針方法、水道料金を教えて下さい。	旧・山手公民館(山手町1-8-15)は、解体されて現在、更地になっていますが量水器があります。 ⇒添付画像。旧山手公民館の量水器。 ・水道の量水器の鉄製の蓋が外れています。 ・水道の量水器の前のフェンスが破れています。？ ⇒添付画像の左上。 ※フェンスは現在、取り替えられています。 Q1: 検針はどのようにされていますか。 Q2: 3月分の検針時の使用量と料金(水道、下水道)を教えてください。 Q3: 検針のお知らせは、どこへ届けておられますか。 Q4: 検針料金の請負業者への支払いの契約は、1口あたりの単価契約or 口数に関係なく年間一括契約でしょうか。 お忙しいところ申し訳ありませんが、よろしくお願い致します。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	Q1: 検針はどのようにされていますか。 A1: 水道メーターの検針は、フェンス下部の隙間から水道メーターの蓋を開け、フェンス上部の網目の間から、目視で検針しております。 Q2: 3月分の検針時の使用量と料金(水道、下水道)を教えてください。 A2: 当該水栓は現在、中止中であり、使用量は無く料金は発生していません。 Q3: 検針のお知らせは、どこへ届けておられますか。 A3: 中止中のため、検針のお知らせは発行されません。 Q4: 検針料金の請負業者への支払いの契約は、1口あたりの単価契約or 口数に関係なく年間一括契約でしょうか。 A4: 単価契約で無く、年間一括契約となっております。	水道部総務室	R6.4.26	R6.5.7

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
43	B8-市HP。更新情報の3月11日のタイトル「令和5年度給付金」「低所得者支援給付金の2件」他1件についての提言	1)このタイトルの3件は、市HPの新着情報に掲載がされていません。 ⇒添付画像。給付金-1 2)市HP。更新情報の4月3日のタイトル「令和5年度住民税非課税世帯支援給付金」も市HPの新着情報に掲載がされていません。 ⇒添付画像。給付金-2 ⇒申請の締切日が、“令和6年4月30日”の記述が有る項目が有りますが、市民への周知がされているのか疑問です。 3)福祉部 生活福祉室は上記の給付金について、市のHP(Top頁)の新着情報に掲載すべきと案件と思います。 ※広報課および情報政策室に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	これまで給付金のホームページにつきましては、新規作成時のみ新着情報に掲載し、更新時には新着情報に掲載しておりませんでした。しかし、今後は更新時においても新着情報に掲載していきたいと思います。 貴重なご意見をありがとうございます。	生活福祉室	R6.4.30	R6.5.8
44	B11-市HP。新着更新の4月30日のタイトル「令和5年度 第1回 バリアフリー吹田市民会議」についての疑問	Q1:このタイトル「令和5年度 第1回 バリアフリー吹田市民会議」をクリックすると、実施時期は、2023年8月22日であり、今日は令和6年5月1日です。間違っていないでしょうか。 Q2:このタイトルでは、開催案内なのか、開催の実施報告なのか分かりません。 Q3:福祉部 障がい福祉室へ。タイトルが間違っていない場合、何故今、HPに掲載なのでしょう？	Q1: 令和5年度第1回バリアフリー吹田市民会議が実施されたのは、2023年8月22日で間違いありません。頂いた御意見を参照しまして、新着タイトルの表記が、会議を実施したためにホームページに掲載したと解釈されることがあると判断し、回答2のとおり新着タイトルを変更します。 Q2: 頂いた御意見を参照しまして、新着タイトルを「令和5年度第1回バリアフリー吹田市民会議について情報を更新しました。」に変更します。 Q3: 2024年4月30日付で「令和5年度第1回バリアフリー吹田市民会議フィードバック」を更新したため、このタイミングで掲出しています。概要にも更新内容を記載するよう変更します。	障がい福祉室	R6.5.1	R6.5.8
45	佐井寺小周辺での喫煙について	先日は佐井寺小南側に歩きタバコ禁止の貼り紙をありがとうございました。 今朝9時頃は佐井寺小西側の体育館前に路駐した車の運転手が窓を開けて喫煙していて、そのすぐ近くでは小学校側に寄りかかってタバコを吸う男性がいて幼稚園へ行く道中だったので子供も受動喫煙しました。自転車なのでその道を通るしかなく、避けるにも避けられません。 その通りは土日でも歩きタバコや小学校側で立ち止まって喫煙する人をよく見ますし吸い殻も多いです。 今朝ももし体育館の扉や窓が開いていたら、中に煙が入って子供たちが多く受動喫煙していたと思います。 西側にも(可能でしたら、南側のお好み焼き屋さんの向かいあたりのフェンスにもお願いしたいです。信号付近は路上喫煙者は多いです…)大きく分かりやすく貼り紙をしていただけませんか？お忙しいなかすみません。どうかよろしくお願い致します。	情報提供ありがとうございます。ご指摘の箇所には既に啓発用看板を設置しております。今後も路上喫煙防止啓発員が市内を巡回し、粘り強く啓発活動に取り組んでまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。	環境政策室	R6.4.25	R6.5.9

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
46	ちさと図書館の子供の本の並び順について	自宅から1番近いちさと図書館を子供とよく利用するのですが、本の並び順が悪く目的の本がとても見つけにくいです。 絵本やシリーズになっているものは50音順ではなく、シリーズでまとめてほしいです。シリーズで借りたいのにバラバラに本棚に入っているのが結局どこにあるかわからず、パソコンで題名を調べたりして二度手間です。 千里中央にある豊中の図書館は主なシリーズものはまとめられていてとても探しやすいで、そのようにしてほしいです。 例えば、小学生がよく見る科学漫画サバイバルシリーズやドラえものの科学ワールドシリーズなど主なシリーズものはまとめておいて頂きたい、また、絵本コーナーだと黒川みつひろ作の恐竜シリーズ等まとめておいてくようご検討お願いします。	千里山・佐井寺図書館(ちさと)では、館内設置の検索端末や図書館ホームページの検索システムで本を検索した際に、表示される請求記号(本の背に貼付しているシールの記号)や本の書名と、本棚の並びとを一致させる方式を採用しております。これは、検索した結果をもとに本を探し出せることを優先させているためです。頂戴しました御意見のように、シリーズ別に並べる利便性は理解しておりますが、何卒、上記の趣旨を御理解いただきますようお願い申し上げます。	中央図書館	R6.4.30	R6.5.10
47	片山公園、くすのき遊園のブランコについて	片山公園、くすのき遊園のぶらんこが使用できなくなり、半年前後経ちました。早く使えるようにして頂きたいです。	片山公園、くすのき遊園のぶらんこにつきましては、部材の老朽化のため一時使用できない状態になっております。 現在、補修のためのチェーンや座面等の部材の取り寄せに時間を要しており、7月頃には補修完了の予定です。もうしばらくの間ご迷惑をおかけしますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。	公園みどり室	R6.5.1	R6.5.10
48	各部署の職員対応について	市役所庁舎で、盲導犬同伴者や聴導犬同伴者に対して、犬を入れないで下さい。と入庁拒否を見かけたり、工作中であると小学生でも理解できる盲導犬達に職員が迷惑行為をする、窓口対応の職員は、明らかに視覚に障害がある。聴覚に障がいがあるとわかる方に対して、障害にあわせた対応(視覚に障害がある方には、読み上げや代筆など。聴覚に障がいがある方には、筆談、UD、手話など)を一切せず、不平等、不当な差別的扱いをされているのを何度も見かけます。 障がい者差別解消法では、市役所などの行政機関では、合理的配慮は法的義務であり、例えば、視覚障がいがある人に、書類を渡すだけで読み上げない。聴覚に障がいがある人に声だけで話す。は、合理的配慮をしない。差別である。と示されており、大阪府には、「大阪府障がい者差別解消条例」もありますが、全ての職員に、障がいにあわせた対応方法などの周知はされているのですか？ 私は、障がいがある。ない。に関係なく全ての市民が暮らしやすくなるための平等な情報提供、対応をすることも市職員業務だと思いますが、障がいがある方に対して、障がいできないことを助けず、差別的対応をしたりしているのを見かける度に、不愉快です。後藤市長は、障がいがある市民は、平等な情報提供、対応をする必要がないと考えなのではないか？	本市においては、「吹田市における障がい者理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定めており、「大阪府障がい者差別解消条例」とあわせて、全職員に周知をしているものです。 本市は、障がいのある方もない方も等しく行政サービスを受けることができ、障がい者理由とする差別がない社会を目指しています。その率先垂範となるべき市職員に対しては研修等の様々な機会を通じて、合理的配慮の周知徹底に努めてまいります。	人事室	R6.4.30	R6.5.13

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
49	個人番号カード交付	個人番号カード交付のご案内というA3見開きのチラシに従って、ネットで予約の上、時間通りに個人番号カード交付会場と書かれていた133番で待っていたら、全然名前が呼ばれず、散々待たされた挙句、窓口に名前が呼ばれないと言うと、再度受付が必要と言うことで違う場所に案内されて、番号フダを発行された。 さらに待たされて、やっと案内されたが、こう言う予約の上、再度133番と違う場所で再度受付が必要と最初から書いておいて欲しい。個人番号カード交付のご案内の修正を求めます。案内が冷たい。 それと、133番で一人で椅子で座って待っているのを見ていながら声をかけずにぼておく職員も冷たい。 職員研修とともに正しい窓口の掲示を133番の待合椅子の分かる場所に掲示することを求めます。	この度は、個人番号カード交付の際に、スムーズにご案内ができず、お待たせしてしまい大変申し訳ございませんでした。深くお詫び申し上げます。 133番窓口前の待合椅子正面に、先に受付をしていただき、番号札を持ってお待ちいただけるよう案内の改善をさせていただきました。個人番号カード交付のご案内についても、市民の方に分かりやすいものになるよう工夫させていただきます。 また接遇についても、市民の方にご満足いただけるような窓口対応となるよう、指導・研修を徹底して参ります。	市民課	R6.5.2	R6.5.13
50	建蔽率	吹田市役所に、建築申請申請される建蔽率の確認について電話しました。貴所のご担当者様は、建築申請後は、建蔽率が申請通りであるか否かの確認は、現場には、行かず、当該建築申請の業者自身に任せしています、とのことでした。 これでは、建築基準法違反か否かは、当該業者任せとなります。貴所は、これで良いと、思われておられるようです。 吹田一市民として、このような法律違反のチェック体制がゼロの市役所には、疑問であり、市民の意見を無視されるのであれば、匿名で、市長を告発したいと思います。 以上です。	以前よりお問い合わせいただいている物件については、吹田市ではなく国土交通省が指定した指定確認検査機関によって、建築確認を実施しております。 また、工事完了時には現地にて建築基準法に基づく完了検査を指定確認検査機関が実施します。その際に建蔽率についても申請通りであるか検査します。この内容は建築基準法第6条の2及び同法第7条の2に規定されています。	開発審査室	R6.4.18	R6.5.14
51	市内で受け入れ拒否をされています	吹田市内の医療機関で、補助犬の受け入れ拒否をされています。スーパー、コンビニ、飲食店などでも受け入れ拒否をされています。 市として、市内の医療機関、スーパー、コンビニ、飲食店などの事業者に対して、受け入れ啓発をどのようにされているのでしょうか？	本市は、障がいのある方が「自立と社会参加するための大切なパートナー」である「補助犬」を多くの方に知っていただきたく、ホームページにて「身体障害者補助犬法」の一部を掲載させていただいております。令和5年9月には、ガンバ大阪のイベントにおいて「盲導犬」の理解普及における取組も行いました。 また、補助犬の受け入れ拒否について、具体的な状況等を御教示いただければ、差別相談として対応することができます。御希望の場合は、改めて御連絡ください。	障がい福祉室	R6.4.30	R6.5.14

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
52	何故、保護することをしなかったのですか？	友人が虐待されていることを連絡しましたが、一度本人がそちらにいった後にどんな目にあったか、担当者はわかっているんですか？保護なりとりあえずでも安全の過ごせるようにする対応さえしたら、また何度もひどい目に合うことなどなかったはずですよ。野宿したりすることも考えなくてよかったです。 なんの為に、虐待業務を職員はしているのですか？	(1)過去の対応状況を確認するため、ご友人の下記項目についてご教授ください。 ①氏名 ②居住地 ③連絡先 ④生年月日(ご存知であれば) (2)ご友人が相談を希望される場合、基幹相談支援センターに連絡いただければお伝えいただくか、本市から連絡をいれてもよいかの確認をお願いします。連絡の許可を得られた場合は、上記(1)―③の連絡先に連絡を取るようになります。 (3)相談対応の詳細はご友人の個人情報です。〇〇様にはお伝えすることはできませんのでご了承ください。 * 基幹相談支援センター Tel 06-6384-1348 FAX 06-6385-1031 Mail kikan-shogai@city.suita.osaka.jp	市民総務室	R6.4.30	R6.5.14
53	B9-市HP。新着更新の4月5日のタイトル「指定公金事務取扱者の指定」についての要望	サイトを見ると「地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり指定公金事務取扱者を指定しました」…の記述のみ。⇒説明文の記載を要望。 ⇒添付画像。指定公金事務取扱者 ・会計室へ。市HPに掲載して市民に周知する目的を教えてください。 ・市民と「指定公金事務取扱者」との関わりのある接点業務は何ですか？ ・「指定公金事務取扱者」の選定のプロセスは？競争入札方式ですか。個人情報の取扱いでの担保はされていますか。 ・「指定公金事務取扱者」の契約期間は、いつからいつ迄ですか。 ・「指定公金事務取扱者」は、今回指定の1社のみですか、それとも数社あるのですか？ ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	「地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり指定公金事務取扱者を指定しましたのでお知らせします。」と変更しました。 ・会計室へ。市HPに掲載して市民に周知する目的を教えてください。 →指定公金事務取扱者は、市の委託に基づき徴収、収納又は支出事務を実施する、市民生活に密接に関わるものであるため、市HPの掲載により広く周知しています。 ・市民と「指定公金事務取扱者」との関わりのある接点業務は何ですか？ →市の委託に基づく、徴収、収納又は支出事務です。 - 現在のHP「指定公金事務取扱者の指定」に「委託した公金事務」の内容を追加掲載しました。 ・「指定公金事務取扱者」の選定のプロセスは？。競争入札方式ですか。個人情報の取扱いでの担保はされていますか。 →案件により、各所管において、競争入札や随意契約等で選定されます。 - 契約書や協定書等において、個人情報の保護に関する事項を定めるなど、個人情報の取扱いについて注意しています。 ・「指定公金事務取扱者」の契約期間は、いつからいつ迄ですか。 →案件により異なります。 - 現在のHP「指定公金事務取扱者の指定」に「委託期間」の内容を追加掲載しました。 ・「指定公金事務取扱者」は、今回指定の1社のみですか、それとも数社あるのですか？。 →現時点では1社のみです。	会計室	R6.4.30	R6.5.14

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
54	B10-市HPの「観光・レジャー」のサイトの貧弱さ、についての提言	市HP(Top頁)の「文化・スポーツ」⇒「観光・レジャー」のサイトを開くと、「吹田市情報発信プラザ Inforestすいた関連、すいたフェスタ、吹田まつり50周年記念アーカイブ」の3項目のみです。 ⇒添付画像。観光・レジャー ⇒「千里万博記念公園」、「国立民族学博物館」の項目の追加を要望。 ※来年の関西万博開催を控えて、大阪府外の国民、外国の方々の来園・来館案内として必要。併せて外国人対応としての多言語対応も必要かと思います。 ※広報課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	「観光・レジャー」のサイトについて いただきました御意見は、今後のホームページ作成の参考とさせていただきます。 (担当:シティプロモーション推進室) 多言語対応について ホームページの多言語対応については、Google翻訳システムを導入しており、英語、中国語、韓国語に切り替えることができます。 (担当:広報課)	広報課、シティプロモーション推進室	R6.4.30	R6.5.14
55	B12-明治安田生命J1リーグ第15節「ガンバ大阪の応援」について	5月19日(日)に、「ガンバ大阪 VS 川崎フロンターレ」の試合が、パナソニックスタジアム吹田で行われます。 ・高槻市が、上記の試合の応援を高槻市民に応援のイベントを企画され、4月26日に市HPに掲出されており、「高校生以下は無料、大人は特別価格でご招待」…との事です。 ⇒添付画像。B12-ガンバ大阪-高槻市民応援 ・吹田市のHPには、上記応援のサイトが見当たりません。 ⇒添付画像。B12-ガンバ大阪-吹田市応援 ※ガンバ大阪の本拠地である吹田市。吹田市には、後藤市長さんをはじめとして、担当の部所・市職員の方、そしてご家族の方にはガンバ大阪を応援されている方がおられないのかと思ってしまう。 応援されている方がおられるとは思いますが、一市民としてもどうかしく感じております。 ※広報課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。 本市とガンバ大阪は、「ガンバ大阪のあるまち」として地元への愛着や誇りを育み、活力ある地域社会の形成・発展に寄与することを目的に、平成29年(2017年)7月に「パートナーシップ協定」を締結し、相互に連携しホームタウン市としての様々な活動を推進しているところです。 ガンバ大阪市民応援デーにつきましては、ガンバ大阪が企画し実施している事業となり、吹田市におきましても例年実施しております。本年度も実施予定とお聞きしており、実施する際はホームページやSNS等において周知をさせていただきます。 今後もガンバ大阪と連携し様々な事業に取り組むとともに、ホームページやSNS等の発信についても行ってまいります。	文化スポーツ推進室	R6.5.8	R6.5.16

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
56	2歳6ヶ月歯科健診について	先日、子どもの2歳6ヶ月歯科健診へ行きました。健診前に初期虫歯のような箇所を見つけたので、この機会にしっかり見てもらいたいと思っていました。 ところが、歯科医師は子どもの歯をサ一ッと見て「虫歯なし」の診断を出しました。 明らかに前歯の隙間が白くなっていて、「これは虫歯ではないのですか？」と歯科医師に聞くと、「かかりつけ歯科医に見てもらって下さい」と言われました。横にいた記録担当の看護師？にも「そろそろかかりつけ歯科医を見つけないとね。健診表には虫歯なしって書いといたから大丈夫！」と言われました。私が疑問に思い不快な気持ちになった点は以下の通りです。 1、歯科健診は虫歯がないか、チェックをする場ではないのですか？確実に虫歯があるなら「かかりつけ医に行け」と言われるなら分かります。虫歯かどうか判断できない歯科医師は果たして歯科医師なのでしょうか？なぜ真面目に診てくれないのですか？ 2、健診表に「虫歯あり」と記載することは面倒なことになるのでしょうか？なぜ看護師が上記のように大丈夫と言ったのか意味がわかりません。 3、歯科健診は無料ですが、私たちが払っている税金で賄われています。こんな杜撰な健診では納得いきません。真面目に健診をしてくれる歯科医師を吹田市が選んでください。 そしてこの集団検診に来る歯科医師はどのように選定しているのでしょうか？ 4、なぜ内科検診はかかりつけ医で行えるのに、歯科健診は集団検診なのですか？ 以上、回答をお待ちしています。	1.歯科健診では、歯の萌出状況やむし歯の有無等について診察しております。ご心配されていた箇所については、現段階ではむし歯ではないと判断しております。 一般的に歯の白濁は、むし歯の初期の場合と形成不全の場合があります。初期のむし歯であれば、正しい歯みがきと、食事指導を含む生活指導、フッ素の局所塗布で元に戻る場合があります。ただし、形成不全の場合は、フッ素塗布やその他の生活習慣の改善では元に戻りません。 この区別は、かかりつけ歯科医をもって経過を診ないとわかりません。その様な観点から、かかりつけ歯科医を見つけて相談するようにとの意図でお伝えしたものです。 2.歯科衛生士は歯科医師の診察結果をもとに、保健指導や相談を行います。お子さまにつきましては、歯科医師がむし歯ではないと判断したため、保護者の方に安心していただくために「大丈夫です」との意図で、お声掛けをさせていただきました。併せて、予防的な観点から該当箇所の経過をみていくうえで、今後、かかりつけ歯科医をもつと良いですとの意図でお伝えさせていただきました。 かかりつけ歯科医の推奨については、健診票に歯科受診歴がないと回答された方皆様にお伝えしています。 3.歯科健診は、吹田市歯科医師会の協力を得て実施しており、健診マニュアルに沿って、診察と保健指導を実施しています。 4.内科健診につきましては、乳児期より予防接種や病気等でかかりつけ医を持っている方が多くおられ、これまでの経過を踏まえ発育や発達の判断をすることが必要な場合もあり、個別内科健診を実施しております。 一方、歯科についてはかかりつけ歯科医を持つ方は少ないため、集団健診でより多くの方に受診していただくことが大切だと考えています。健診を通じてむし歯等の問題がありそうな幼児に関しては、フォロー健診としてより指導に重点を置いた歯科健診も実施しています。 また、集団健診として実施することで、保健師等の専門職が勤務し、お子さまの精神発達面の確認や保護者が育児の相談などができる有効な機会となるようにしております。ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	すこやか親子室	R6.5.7	R6.5.17

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
57	B14-片山町2丁目の歩道改良工事ヶ所の設計変更の提案	現在、片山町2丁目のグリーンプレイス・眼鏡市場前で歩道の拡幅工事をされていますが、道路の曲がり角のL型側溝の肩の部分に車のタイヤ痕が有ります。 ⇒添付画像。L型側溝の肩にタイヤ痕 ・[画像下] 車道幅員が狭くなる事から車道の曲がり角を車で通過する場合、対向車がいる場合は大きく曲がれず、後輪左のタイヤがL型側溝に接触の可能性が有ります。 ・歩車道境界の柵を車道側への移設工事後は、運転席側から(左ハンドルの場合は特に)の視認性が悪くなり、物損事故または車両事故の可能性が有ります。夜間も心配。 ⇒[仮案] 曲がり角部分のL型側溝4枚位を直線に近くなるようにして、曲がり角を少し緩やかにされませんか。 ・歩車道境界にある、NTT柱の移設(車道側への根寄せ)の計画は有りますか？。もし無ければ、歩道の拡幅分、NTT柱が歩道内に飛出しの形となります。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	片山町31号線の歩道について、現在、バリアフリー化に伴う整備工事を実施しており、御迷惑をおかけしております。整備内容としまして、歩道の有効幅員を確保するために車道の幅員を狭め、歩道の幅員を広げています。 ご意見をいただいた箇所の曲がり角について、現場を確認しました。自動車が走行する際に歩車道境界ブロックと接触する懸念があるため、曲がりの角度について歩道の有効幅員を確保できる範囲で緩くするよう修正いたします。 また、歩道内にあるNTT柱については本工事で歩道の拡幅分車道側へ移設いたします。 ご意見いただきありがとうございます。	道路室	R6.5.13	R6.5.17
58	B17-済生会病院・駐車場の北側の東西道路の側溝に土砂が堆積、草がぼうぼう	まもなく梅雨時期。来週26日～31日は連続雨の予報。雨水が、歩道・車道に流れ込みます。 ⇒添付画像-側溝に土砂。⇒添付画像-天気予報-26日～31日連続雨 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	本ご要望について5月22日午前中に現場を確認させていただき、現清掃の手配を行なっております。 発注等の都合上、実施にはお時間をいただきますが、速やかにおこなうよう努めてまいります。	道路室	R6.5.21	R6.5.22

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
59	B13-「動物愛護週間ポスター作品募集」「愛鳥週間用ポスター原画募集」についての提案	1)環境省が、4月16日に「令和6年度動物愛護週間ポスターのデザイン絵画コンクールの作品募集」の報道発表をしており、先月どこかの市のHPで見ました。 ⇒添付画像。動物愛護週間ポスター作品募集 ⇒吹田市においても、市HPに掲出して募集案内をされませんか。応募締切は、令和6年6月5日。 2)大阪府が、4月23日に「令和7年度愛鳥週間用ポスター原画募集」を発表しています。 参加資格は、大阪府内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、各種学校及び高等専門学校等に在学中の児童生徒。 ⇒吹田市においても、市HPに掲出して募集案内をされませんか。応募締切は、令和6年9月9日。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	当課は動物愛護法を所管しているため、この度ご提案いただいた「令和6年度動物愛護週間ポスターのデザイン絵画コンクールの作品募集」について、市ホームページの当課「動物愛護週間」のページにリンクなどを掲載させていただきましたので、ご確認ください。 https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018501/1018506/1015347.html また、「令和7年度愛鳥週間用ポスター原画募集」の情報につきまして、野生鳥獣の捕獲規制等を規定する鳥獣保護法を担当する環境政策室に確認しましたが、関連するページがなく、掲載はできないとのことでした。 ご期待に沿えず申し訳ございませんが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。	衛生管理課	R6.5.13	R6.5.23
60	B15-市HP。新着更新の4月9日のタイトル「チャレンジショップ10期生「麺の下の力持ち」」についての意見・要望	1)開店が4月1日なのに、市HPへの掲出日が4月9日は、遅いです。新着情報のタイトルは【「店舗情報を掲載しました」チャレンジショップ10期生「麺の下の力持ち」】…で分かり難い。 ⇒添付画像1。チャレンジショップ開店 ⇒オーナーさんは、夢と希望を膨らませてのオープンです。せめてオープン1週間前には市HPに掲出をして、市職員・市民に周知を図りオーナーさんを応援されたし。 ⇒[仮案] タイトルを「チャレンジショップ10期生「麺の下の力持ち」4月1日オープン」のように具体性のあるものにされたら分かり易い。 2)4月23日に市HPのサイトが更新をされていますが・・・ ・新着情報の4月23日には、掲出されていません。加えてサイトの冒頭に「更新の概要説明が無く」、クリックされた方はサイト内の全てを確認する必要が有ります。 ⇒更新の内容は、臨時の休店日が追加されていました。⇒5月13日(月曜)、5月14日(火曜)、5月15日(水曜)、5月24日(金曜) ⇒添付画像2。チャレンジショップ臨時休店日 ⇒都市魅力部 商業担当は、4月23日の時点で市HPに掲出すべき事案。速やかにされたし。 ※地域経済振興室 商業担当は、市役所内での営業活動での留意点をオーナーさんにレクチャーすべき。オーナーさんが学生さんで有る事から学校行事などで、今後も同様の場面が想定されます。 3)9期生が営業の終了時にも、市HPに掲出がされていません。加えて地下の食堂の営業終了時にも、市HPに掲出がされていません。民間では営業終了時には、今まで利用された顧客に対してのメッセージが有ります。 ⇒9期生の場合でしたら、来店者へのお礼の言葉と、新規に開業される店舗の案内メッセージが欲しかった。 ※2月27日に市役所の地下へ降り、チャレンジショップに行きましたが、「営業の終了案内」はありませんでした。 ⇒添付画像。3「営業終了-食堂」。4「営業終了無し-チャレンジショップ」 4)庁舎の案内図(地階)にチャレンジショップの位置図が必要。 ⇒添付画像5。チャレンジショップ位置図 ※広報課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1について 令和6年度の店舗情報の掲出日につきましては、出店者によるメニュー作成に時間を要したことが要因となりますが、今後はオープン前に掲出できるよう、出店者と調整してまいります。 また、新着情報のタイトルにつきましては、〇〇様の貴重な御意見も踏まえ、分かりやすいタイトル表示に努めてまいります。 (担当:地域経済振興室) 2について 新着情報への掲載や冒頭の概要説明の記載につきましては、ページ内容や訪問ユーザーの性質等の観点を踏まえ、個別に検討をさせていただいております。 なお、出店者とは報告事項を含めた各種役割分担を明確にしており、5月の店休日につきましては、営業できないことが確定した4月23日時点で本市のホームページに店休日を掲載したものです。 (担当:地域経済振興室) 3について チャレンジショップの出店者の出店期間につきましては、終了日が確定次第、本市ホームページに掲載してまいります。また、出店期間終了後の出店者からのメッセージや、次期開業店舗等の情報につきましては、出店者の意向に沿って掲載を行うこととしております。 (担当:地域経済振興室) 地下の食堂につきましては、職員の厚生制度を実施する職員厚生会において、厚生制度の一環として職員食堂の運営を事業者に業務委託しているため、令和5年12月末での営業終了のお知らせを職員に庁内ネットワークで案内するとともに、食堂を利用する市民の方には令和5年12月5日に食堂及び中層棟1階エレベーター前に掲載して周知させていただきました。 (担当:人事室) 4について ホームページを更新し、位置図にチャレンジショップ「ゆめちか」の記載を追加しました。 (担当:総務室)	人事室、総務室、地域経済振興室	R6.5.13	R6.5.27

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
61	B16-市役所の増築工事に伴う車イス駐車場の設計変更の提案	現在、吹田市役所の北西側で増築工事が行われていますが、完成予定図を見ると車イス対応の駐車スペースの車止めのコンクリートブロックが一般の駐車スペースと同じように2個しか有りません。 ⇒添付画像-1。完成予定図の車イス対応の駐車スペースの車止め 1) 車イス対応の駐車スペースは、一般の駐車スペースよりも幅が広く、駐車される運転者の操作ミスにより、コンクリートブロックの間を通り抜けによる物損または人身事故が発生しています。 ⇒添付画像-2「前向き駐車での事故」。添付画像-3「後向き駐車での事故」。 2) 前記の事故防止対策として、民間ではコンクリートブロックを3〜4個設置したり、連続したブロックの設置をされています。 ⇒添付画像-4「スーパーの設置例」。添付画像-5「コンビニの設置例」。添付画像-6「病院の設置例」。 3) 車イスの介助の様子(前向き駐車) ⇒添付画像-7(上)⇒後方ドアからスロープを使った乗降例。※車イスの後を通過する他車の動向が気になります。 ⇒添付画像-7(下)⇒停車位置は、駐車スペースの白線の位置よりも、車イスへの乗降介助スペース確保を意識しておられる感じ。※介助者はご婦人。 4) ⇒添付画像-8「駐車は、後ろ向きが多い」 [総務部 総務室へ] ・上記の(1〜4)についての再検討をお願いします。加えて、雨天時の事を考えて屋根の設置を。照明も必要かと思います。 ・今年に入ってのニュースで、高齢化が更に進む。タクシーの不足やバスの便数減少・ルート変更などで免許証の返納を躊躇される方の増加予想。運転の操作ミスも考えられますのでよろしくお願い致します。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1 車輪止めについては、一般駐車区画より幅が広いものを採用する等、安全面に配慮した設計としています。 2 駐車場は、すべての一般来庁者用駐車区画が後向き駐車となります。 3 駐車場全体として屋外灯を設置しているため、障がい者等用駐車区画に個別で照明を設置する予定はありません。 4 昨年度に工事設計を見直したことにより、正面玄関側及び西玄関側の障がい者等用駐車区画(計4台分)に屋根を設置します。	総務室	R6.5.14	R6.5.28
62	府営吹田藤白台3棟敷地内での歩きタバコについて	5月15日18時頃、府営吹田藤白台3棟敷地内で歩きタバコが発生しました。犯人は男で奥さんと思われる女を連れた20〜30代くらいの若い男。そのまま集会所近くの階段を上り駐車場へ上がっていった。 とんでもない迷惑行為なので自治会の回覧で周知徹底、エントランスへの張り紙をお願いします。 最近エントランスには禁煙の張り紙がありません。よろしくお願い致します。	御連絡いただいた敷地内での歩きタバコについて、自治会に報告いたしました。 議題に挙げ、掲示板・回覧で周知を行うかどうかについては、自治会でご判断いただく内容となります。	市民自治推進室	R6.5.20	R6.5.28

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
63	府営吹田藤白台3棟敷地内で子供がボール遊びしていて危ない	5月15日18時頃、府営吹田藤白台3棟敷地内の駐輪場付近で子供がボール遊びをしていた。 集会所付近の駐車場へ向かう階段を壁にしてボールを蹴っていたが、駐輪場には自転車やバイクがあり当たる可能性があるので危ないし、最悪人にあたってケガさせる可能性もある。 私の高価なバイクにあたって破損させたら弁償できるのか？ そんな非常識な子供の親だから当然賠償能力もないだろう。 日本人の子供も、外国人の移民の子供も同じ迷惑行為をやっている。 そもそもボール遊びは公園ですべきだ。駐車場や駐輪場でするものではない。 最近とはある公園でボール遊び禁止の看板があると聞いたがとんでもないことだ。そんなことやってるから道路で遊んで車に轢かれる子供が後を絶たない。 とんでもない迷惑行為なので自治会の回覧で周知徹底、エントランスへの張り紙お願いします。 よろしくお願いします。	御連絡いただいた駐輪場近くでのボール遊びの件について、自治会に報告いたしました。 議題に挙げ、掲示板・回覧で周知を行うかどうかについては、自治会でご判断いただく内容となります。	市民自治推進室	R6.5.20	R6.5.28
64	B8-2。市HP。更新情報の3月11日のタイトル「低所得者支援給付金の2件」のHPへの掲出が必要	1)「低所得者支援給付金(均等割のみ課税世帯)、(子育て世帯加算)」の2件の受付期限が5月31日であり、福祉部 生活福祉室は、速やかにHPに【再掲】の掲出により周知が必要と考えます。 ・4月28日投稿内容:Q「このタイトルの2件は、市HPの新着情報に掲出がされていません。」 ・5月8日に回答(抜粋):A「新規作成時のみ新着情報に掲載し、更新時には新着情報に掲載しておりませんでした。」 ⇒添付画像。低所得者給付金-1受付期限5月末。新着に掲出無し ⇒2件について、4月28日投稿後もHP新着更新に掲出がされておらず、HPに新規の掲出時期が1月の場合、約4か月経過。また3月11日の更新内容が対象者に伝わっていない可能性が有ります。 2)令和5年度給付金のサイト内の上記の2件には、「受付期限が5月31日」の記述が無く、対象者は分かりません。 ⇒添付画像。低所得者給付金-2受付期限要。新着に掲出無し ※広報課および情報政策室に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	問合せ時点で該当ページ更新・公開を進めており、回答日時点で更新済みであることを報告しました。	生活福祉室	R6.5.20	R6.5.28

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
65	B16-2市役所の増築工事に伴う車イス駐車場の設計変更の提案他	現在、吹田市役所の北西側で増築工事が行われていますが、5月14日に投稿しました件の追加の要望。 1)「シニアカー」の駐車スペースは、車いすの駐車・バイク・駐輪場のどこに置けば良いのか検討・表示願います。 ※団塊の世代の方が全て後期高齢者になりました。街ではシニアカーを見かける事が増えてきました。 2)市庁舎駐車場入口の側溝のグレーチング箇所に草が生えています。側溝内に土砂の堆積が有り、除去が必要。 ⇒まもなく梅雨時期。来週26日～31日は連続雨の予報。庁舎敷地内の雨水が、歩道・車道に流れ込みます。 ⇒添付画像1-側溝に土砂。⇒添付画像2-天気予報-26日～31日連続雨 3)駐車場入口右側の駐輪場入口の進入防止用のチェーンを外して頂けますか。 ⇒撮影は日曜です。杖を使用しておられた方が自転車で来られていて、駐輪場から外に出るために自転車を持ち上げてチェーン越しにまたいで出られました。 ⇒添付画像3-駐輪場入口のチェーン ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について シニアカー専用の駐車スペースを設置することは考えておりません。駐車が必要な場合には、その時の状況に応じて安全を確保できる場所を案内しています。 2)について 駐車場入口の側溝のグレーチング箇所の雑草については、除草剤を散布しました。 3)について 駐車場出入口付近の来庁者用駐輪場については、市役所の開庁日のみ開放しており、閉庁日はチェーンを用いて閉鎖しております。	総務室	R6.5.20	R6.6.3

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
66	B13-2。「動物愛護週間ポスター作品募集」「愛鳥週間用ポスター原画募集」についての提案	5月12日に投稿。⇒5月23日に健康医療部衛生管理課から回答がありました。 1)のA:「動物愛護週間ポスター作品募集」については、市ホームページの当該「動物愛護週間」のページにリンクなどを掲載させていただきました。 2)のA:大阪府の「令和7年度愛鳥週間用ポスター原画募集」については、府の環境政策室に確認しましたが、関連するページが有りませんでした。(抜粋) ⇒当該の募集は、大阪府の「環境農林水産部 動物愛護畜産課」が、行っております。 ⇒添付画像。1愛鳥週間用ポスター募集 ・投稿内容の確認が出来なければ、投稿者に電話またはメールをされれば良かった。 ・投稿内容の確認が出来なければ、大阪府のHPでタイトルの検索をされたら直ぐに分かります。 ⇒添付画像。2愛鳥週間用ポスター募集-検索結果 ※大阪府の募集について、私は、府から各市町村宛てに情報提供されているものと解釈しており、画像は添付しておりませんでした。 3)回答内容(1)の「動物愛護週間」のページにリンクを貼っておられますが、更新日の5月16日の市HPの新着情報には掲出されていません。 ⇒添付画像。3動物愛護週間-新着情報に掲出なし ⇒これでは、対象者の父兄が「動物愛護週間」のサイトを見られる方は、まずおられないと思われます。スマホの場合は尚更困難。 加えて、ポスター募集について、サイトの冒頭に記載されていない事から尚更、市民の目に触れません。 ※参加資格は、大阪府内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、各種学校及び高等専門学校等に在学中の児童生徒。であり、各種の市内学校関係者に周知をされましたのでしょうか？。 4)投稿者への回答文は、上席者の決裁がされたのか、疑問に感じます。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	2)について まず、吹田市 健康医療部 衛生管理課の回答に記載されている環境政策室とは、吹田市 環境部 環境政策室のことであり、大阪府に環境政策室という部署はございません(大阪府 環境農林水産部 環境保全課 環境管理室という部署がございます)。当該の募集は御指摘のとおり、大阪府 環境農林水産部 動物愛護畜産課が行っております。 次に、吹田市 環境部 環境政策室のホームページで「令和7年度愛鳥週間用ポスター原画募集」を掲載していない理由は、大阪府からの依頼がなかったからでございます。今後、大阪府からの依頼があれば、掲載を検討したいと考えております。 (担当:環境政策室) 3)について 「動物愛護週間」のページにリンクを貼ったことの新着情報への掲出、また市内学校関係者への周知につきましては、募集期間が残り少ないため、次年度以降に実施させていただきます。 令和6年度動物愛護週間用ポスター原画コンクールに関する情報がサイトの冒頭に記載されていないことにつきましては、当該情報の前にまず動物愛護週間の説明をする必要があると考え、このような配置にしております。 (担当:衛生管理課) 4)について 課長決裁のうえ回答しております。 (担当:衛生管理課)	衛生管理課、環境政策室	R6.5.24	R6.6.5

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
67	固定資産税延滞税の免除申告について	実兄(現介護老人保健施設居住)居住の住居に係る固定資産税につき吹田市役所納税課に連絡して欲しい旨の連絡が施設よりあり。納税課担当者より、当該税につき分納手続きされ未納分及び延滞税が発生している旨の説明あり。私は当該事実について連絡を受けたこともなく、担当者に延滞税の免除申告について尋ねたところ、資産がある場合はほぼ無理であるとの説明を受けたが、検討したいので申告用紙を送って欲しいと伝えたが、納付期限の5月31日に近づくも未だ届かず。無視されたのだろう。本来ならば、税未納時において、実兄外2名の「外2名」に対して速やかに連絡すべきところ、延滞税を課せば良いという判断、資産売却すれば良いという判断は如何なものか。市役所には法に則る前に市民を思い対処すべきことはないということによろしいでしょうか？	1 延滞金の減免について 延滞金の減免につきましては、本税と督促手数料を完納して頂いた後にご相談をお受けしております。 本税・督促手数料完納の後、「市税延滞金減免申請書」を提出して頂いてから減免の可否を審査致しております。 そのような対応をしておりますことからこの度は「市税延滞金減免申請書」をお送りしておりませんでした。ご説明が分かりにくかった事、誠に申し訳ありませんでした。今後は、よりわかりやすい説明を心掛けて参ります。 2 共有者の告知について 本市では、共有者の方全員に告知をしておりません。代表名義人の方に告知して納付していただいております。 ただし共有者の方への告知を全くしていないのではなく、共有者からの申出や滞納処分が必要な場合におきましては共有者の方への告知を行っております。 なお、代表名義人を〇〇様に変更することも可能です。ただし、その際には「共有者の代表者指定・変更届出書」の提出をお願いしております。今後、どのようになさるかご連絡をいただければ幸いです。	納税課	R6.5.29	R6.6.5

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
68	B19.「危険物安全週間、危険物安全月間」について吹田市のHPに掲載要す	政府や大阪府が啓蒙されていますが、吹田市のHPには、掲出されていません。 1)危険物安全週間(6月2日(日)～6月8日(土))は、危険物を貯蔵・取扱う施設における危険物の保安に関する意識の高揚及び啓発を全国的に推進するため平成2年に制定され、平成3年から実施されています。 2)危険物安全月間(6月1日(土)～6月30日(日))。大阪府は、毎年6月の1か月間を危険物安全月間とし、危険物関係事務所の保安体制の確立並びに危険物に関する意識の高揚および啓発を積極的に推進しています。 Q:吹田市内の建物の外壁の塗装工事での塗料缶の保管に関する規制法令名と何条なのか教えてください。 ※工事は、既に終わっています。工事期間は約3か月。保管場所は、市民など不特定の方が通行する通路横で、パイロンで区画されていますが、隔壁やドアはありません。 ⇒添付画像。塗料缶(1トウ缶が多数)の保管状況 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について ご意見を頂きましたとおり、掲出すべき内容でしたので6月5日に掲載いたしました。 2)について 塗料については危険物であるものと危険物でないものがあります。危険物である塗料の場合は消防法や火災予防条例で規制されます。消防法では保管＝貯蔵という言葉で表現され、消防法第10条第1項では「指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵してはならない」と規定されていますので、指定数量以上の危険物の場合は、許可施設ではない、一般の場所で保管できないということになります。 また、指定数量未満の危険物であっても、火災予防条例第30条～32条によって貯蔵及び取扱いの技術上の基準等が規定されています。	総務予防室	R6.6.3	R6.6.7
69	B18.熱中症について吹田市のHPに掲載要す	1)昨年改正された気候変動適応法で「熱中症特別警戒アラート」が4月24日から運用開始されていますが、吹田市HPでは未掲載です、豊中市は掲出。 ⇒添付画像。1熱中症特別警戒情報。豊中市の例 ・熱中症による救急搬送される年代層が多い施設や広報誌などへの情報提供が必要と考えます。 2)吹田市HPの「熱中症対策のサイト(5月30日付け)」が有りますが、市HPの新着情報には、掲出されておらず、市民の目に触れないと思います。 ⇒添付画像。2熱中症対策。吹田市-新着になし 3)5月24日には、南アルプス市で運動会の練習を終えた児童12人が熱中症の症状を訴え6人が救急搬送。 ⇒吹田市では、6月1日に運動会が開催された学校があります。⇒もう少し早い時点で掲出が必要。 4)5月30日、大阪管区気象台より関西の1か月予報。前半は低めの傾向。後半は平年より高くなり、体にこたえる蒸し暑さが続く。 5)豊中市の5月20日から5月26日までの熱中症による救急搬送人員数は、3人。 ⇒吹田市の5月度の救急搬送人員数は、何人ですか。 ・吹田市は、「安心安全のまちづくり宣言」をしておられます。 ※広報課、危機管理室に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1、2及び3について 令和6年6月7日付けで熱中症特別警戒アラートの情報を記載し、新着情報に掲載されるようにホームページを更新しました。また、6月12日から市民の目に多く触れるようにするため、市のトップページにスライダーを掲載し、熱中症対策のホームページへ誘導するようにしています。 広報については、7月市報への掲載も予定しており、今後もSNS等を用い、市民へ広く熱中症対策を呼び掛けてまいります。 (担当:環境政策室) 5)について 令和6年5月中に吹田市消防本部が医療機関に搬送した熱中症患者は7名です。 (担当:警防救急室)	環境政策室、警防救急室	R6.6.3	R6.6.12

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
70	マイナンバーカード受付の方について	こども(15歳未満)のマイナンバーカードの更新で本人は来れず、保護者のみで受付にいったところ、受付の方に「本人が来ていない、もしくは顔写真付きの証明書が無いと更新出来ない」と言われ、「でしたら帰ります」と返事をすると、別の方に「説明して差し上げて」と何度も言っていて、「本人もいないし、顔写真付きの証明書も無いんでどうしたら?」と聞いても「説明して差し上げて」と別の方に言うばかりでした。 結局、写真を貼り付けて作成する証明書を記入すれば代わりになるとのことで更新は可能でしたが、最初に「出来ない」と言ってしまうのは説明不足だし乱暴です。 「持っていないのであれば～という方法があるので更新が可能かどうか説明します」など一言あればと思います。相手を不快にさせない話し方でやり取りしていただきたいと思います。	この度は、マイナンバー(個人番号)カード申請・交付窓口での対応により、不快な思いをさせてしまいまして、大変申し訳ございませんでした。深くお詫び申し上げます。 親切・丁寧で市民の方に分かりやすい説明を心がけるよう、また接遇についても市民の方にご満足いただけるような窓口対応となるよう、指導・研修を徹底して参ります。	市民課	R6.6.5	R6.6.13
71	吹田さんくすとイオン吹田店が建替え	吹田さんくすとイオン吹田店の建て替え工事 再開発してほしいです。	吹田さんくすやイオン吹田店を含むJR吹田駅周辺地区につきましては、吹田市第4次総合計画、吹田市都市計画マスタープランにふれあいと活気ある商業空間としての都市拠点の形成を目指すとして位置づけており、本市にとって重要な拠点であると考えております。 建替えの際には地権者間の合意形成が必要になりますので、今後地権者の機運の醸成が図られました際には、本市といたしましても、当該地区にふさわしいまちづくりが推進されるよう支援してまいります。	都市計画室	R6.6.10	R6.6.13
72	万博にこども記者を派遣する件について	ウェブサイトで、「夏休みに大阪・関西万博の見所やパビリオン(仮)を取材することも記者を募集している」件について、中止をお願いします。 先週の日曜日、万博工事現場見学に行ってきました。フェンス越しに現場を見学しましたが、まず、空気がとても悪い、変な匂いがする、休む場所もないなど、とても危険な場所だと思いました。 私たち大人でも、長くは居られない場所でした。市の担当の方は、皆さん現場に行かれたと思いますが、きっとどなたでも同じ感想を持たれたと思います。 子どもをあの場所には連れていかないでいただきたいと思います。子どもの健康被害を防ぐために、ぜひこの計画の中止をお願いします。	今回募集しているこども記者につきましては、参加するこども記者をはじめ、市民の皆さまに、国際的なイベントである万博の歴史や意義を知っていただくことを主な目的として企画したものです。 取材地につきましては、夢洲での取材は予定しておりません。 参加していただくお子様の安全に配慮し、魅力的な誌面となるよう、取材を実施したいと考えております。	広報課	R6.6.4	R6.6.18
73	万博への学校の無料招待について	山五小学校でお世話になっております。 子どもには無料招待してもらえるなら参加して欲しいと思いますが、来年度から山五小学校はなくなります。 吹田市としては万博への子どもの無料招待をどのようにお考えでしょうか? 又、現在山五小学校の在籍児童は万博に無料で参加できるのでしょうか?	現在、大阪府の「2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業」に係わって、大阪府教育庁からの意向調査に対して、各学校が回答を終えた段階でございます。 山田第五小学校の児童につきましては、山田第三小学校と合同で計上して手続きをしていると聞いており、同招待事業の対象となっております。	学校教育室	R6.6.5	R6.6.18

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
74	山五小学校の教員の人事について	山五小学校でお世話になっております。 今年度、校長が代わりました。山三小学校との統合がきまり、今年度で山五小学校はなくなるにもかかわらず、です。 統合を押し進めてきた前校長を交代させるとは、教育委員会は何を考えているのだと、怒りしかありません。あまりにも無責任ではありませんか。これが山三小学校に移動して、受け入れ体制を万全に整えます、と言うのならまだしも、全然関係の無い小学校に異動とは… しかも、長年山五小学校に勤務して下さっていたベテランの先生も異動させられました。保護者の心の拠り所を奪われた感じがします。残って下さった先生方も不安があるのではないのでしょうか。前校長は、サッカー部の顧問も兼任していました。今はサッカー部を見ってくれる先生が居ません。その辺りも考えて人事を決めて欲しかったです。 全然子どもたちのことを、保護者のことを考えていない人事であったと言わざるを得ません。	お問い合わせいただきました教職員の人事異動につきましては、申し訳ございませんが詳細をお伝えすることはできません。 しかし、山田第五小学校では、新たに転動してきた者を含め、管理職を中心としながら、全教職員が一丸となり、次年度の統合に向け、また、子どもたちのよりよい学びの充実のため、日々全力で取り組んでおります。	教職員課	R6.6.5	R6.6.20
75	ゴミについて	ゴミ回収いただいております。ありがとうございます。 環境保護の観点でゴミ回収の改善を求めています。 役所ではコンタクトケースも回収いただいております大変ありがたく思っています。 ただプラごみは汚れていないものも全て燃えるゴミとして出すというのはかなり抵抗があります。 東京都や北海道などではプラごみを回収してリサイクルしてくださっているようです。 吹田市としては何かこれから検討されておりますでしょうか？ なるべく民間の施設でリサイクルしてくれているところに持ち込んでいますが、日常のゴミにはプラごみがかなりの量があり捨てるたびに残念な気持ちになっています。	本市では、プラスチックごみのうち、ペットボトルについては、環境への負荷が低いリサイクルに適した良質なペットボトルが回収できることから、公共施設などで拠点回収しています。 また、ペットボトル以外の容器包装を含むプラスチックの回収については、選別・梱包ラインの増設に係る市工場のスペース確保や増設にかかる費用、収集運搬体制の整備にかかる費用、分別方法の変更による市民負担の観点など、検討し、解決すべき課題が多くあることから、現在は、燃焼ごみと合わせて回収し、その高い発熱量による助燃材の節約効果とともに、サーマルリサイクルというごみを燃やすときに発生する「熱エネルギー」を利用した発電により環境負荷の低減に努めています。 しかしながら、社会状況を踏まえ、将来的には分別収集に移行していく必要があるとの認識も持っており、今後、焼却工場や破砕選別工場の更新時期などの機会を捉えて、容器包装を含むプラスチックの分別収集について検討したいと考えております。	環境政策室	R6.6.19	R6.6.21
76	吹田市立小中学校での大阪万博の取り扱いについて	府下子供は万博無料招待とのことですが吹田市立小中学校では学校行事として万博を組み込むかどうかは学校長の判断となるのでしょうか。ゴミの埋め立て地でありメタンガス爆発事故が起き、何かあった時の避難経路も橋とトンネルのみと絶望的な立地ですので吹田市全体で学校行事とはせず各家庭の判断に任せるという方針を吹田市教育委員会が出したらいいいのではないかと思います。わが子は万博の年に中学に入学しますがまだ入学していない学校に「万博を校外学習の行き先にしないで」と言うのも変ですし、かと言って入学してから意見を言っても既に年間行事として組み込まれ変更はできないのではと懸念します。吹田市教育委員会としては大阪万博はどう取り扱う予定でしょうか。	現在、本案件については、大阪府の「2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業」として、「万博会場において、未来社会の先進的な技術やサービスに直接触れ、将来の夢や希望を感じとる。」の趣旨に則り、政令市を含む府下全市町村に対して、実施するよう示されております。現時点では、本市においてもすべての児童生徒に参加の機会を与え、学校行事の一環としての参加する方向で手続きを進めているところです。 大阪府教育庁に対しては、ご指摘される諸般の懸念事項についての情報提供を求めており、会場へのアクセスを含め児童生徒の安全確保に係る検討を進めているとの回答を受けております。	学校教育室	R6.4.25	R6.6.26

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
77	吹田市立小中学校での大阪万博の取り扱いについて	以前も同じ件名で問い合わせたのですが回答がありません。万博に関して出る情報は76回避難が必要なメタンガス発生の数値が観測されたのだ、相変わらず会場に子どもを呼んでいいはずがないと思われるものばかりですが、吹田市は学校長の判断に任せる方針なのでしょうか。交野市の市長は不参加の項目が無かったアンケートについて疑問を呈し学校行事としては参加しない意向を市長として示されていますが後藤市長には何のお考えも無いのでしょうか。また2回目の無料招待をする市もあるようですが吹田市はどうするのですか。合わせてお答え下さい。	現在、本案件については、大阪府の「2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業」として、「万博会場において、未来社会の先進的な技術やサービスに直接触れ、将来の夢や希望を感じとる。」の趣旨に則り、政令市を含む府下全市町村に対して、実施するよう示されています。現時点では、本市においてもすべての児童生徒に参加の機会を与え、学校行事の一環としての参加する方向で手続きを進めているところです。 大阪府教育庁に対しては、ご指摘される諸般の懸念事項についての情報提供を求めている、会場へのアクセスを含め児童生徒の安全確保に係る検討を進めているとの回答を受けております。	学校教育室	R6.6.26	R6.6.26
78	やなぎ遊園の草刈に関して	やなぎ遊園の近隣に住んでおりますが、雑草が伸び放題で、足元が全く見えないほどです。この状態では、雑草が遊ぶ子供にとって邪魔なだけではなく、足元が見えないため、ごみや不審物が置かれていても気づかれにくい状態になっています。 また、公園内の雑草が増えたことにより虫が敷地内に入ってくるのと、自宅敷地内の雑草も増加しています。公園内の雑草が増えすぎているため、自宅除草作業を依頼している業者から石垣の除草は困難だと断られたため、自宅の景観も損ねています。安全面・衛生面でも問題があると思います。 今回6月11日にやなぎ遊園で撮影した写真を添付しましたが、近隣の目白公園は雑草が無い状態で、管理にどういった差があるのでしょうか。 定期的(年4回ほど)に、雑草を刈るもしくは除草剤を撒いてほしいです。現在の清掃スケジュールを教えてほしいのと、改善点を提案してください。 納得のいくご回答が無い場合は、面談を希望します。	やなぎ遊園の雑草によりご迷惑おかけして申し訳ありません。 雑草は、普段からあまり利用されていない公園で繁茂している状況が多く見受けられますが、市内の公園の除草頻度につきましては、6月～7月にかけて1回、9月～11月にかけて1回、あわせて年2回を基本に実施しております。 現状の限られた予算では、市内の全公園で除草の回数を増やすことは出来ませんが、やなぎ遊園の状況を注視して、今後、除草回数、除草時期、刈り方などの変更を検討してまいります。 なお、除草剤につきましては、公園を利用する子供や周辺住民に対して健康被害を及ぼすおそれもあることから、基本的に使用しないようにしております。 また、めじろ遊園につきましては、5年前に防火水槽を設置する工事を行った際に一部広場の土を入れ替えたことと、地域のボランティア団体が自主的に清掃や除草を行っていただいております、状況が異なっているものと考えられます。	公園みどり室	R6.6.25	R6.6.27
79	〇〇における健康増進法29条違反	3度目の通報となるが、〇〇のカウンターで客の女性が喫煙していた(写真参照)。 店員の女性は後ろを向いて見えないフリをしていた。 健康増進法29条及び30条2項違反である。是正を指導されたい。 カウンター等の分かりやすい場所に禁煙のシールを貼る等が考えられる。 ※写真については、公表しておりません。	通報を受けまして、管理権原者に確認したところ、当該店舗は喫煙可能店として営業されたい意向があり、既存特定飲食提供施設の要件を満たしていることから、必要となる手続きについて案内しました。 なお、当該店舗は開口部からたばこの煙が通路に漏れる状態であったことから、たばこの煙の流出を防止するため、外部と区画するよう指導しました。	健康まちづくり室	R6.6.14	R6.6.28

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
80	出生届の処理漏れについて	里帰り出産のため吹田におりました。 4月上旬、吹田市役所にて出生届を提出しました。5月上旬、子の住民票取得のため吹田市役所へ行ったところ、「出生届がまだ吹田市役所にあり、居住地に送れていませんでした。本日送るようにします。」と職員の方に伝えられ、1ヶ月放置されていたことが分かりました。 4月の提出時には1,2週間で住民票はできると説明を受けておりました。 また、吹田市役所の事務漏れにも関わらず、居住地の事務処理が完了したかは自身で居住地の役所に聞くこと、急いで欲しければ自分で連絡してくださいとの説明を受けました。 吹田市役所から送付が遅れていたことで、居住地にて期間で自動抽出されているワクチン接種の用紙が届かない事象も起きました。 既に吹田市民でなくなっているのをお伝えするか悩みましたが、ワクチン接種の用紙が届かない等その後も困ったことが起きたため、今後他の方にこのようなことがないようご連絡させていただきます。	この度は御迷惑をおかけしてしまい、大変申し訳ございませんでした。 住所地以外の自治体で出生届をされた場合、受理した自治体から、住所地の役所に通知を行います。窓口で職員が御説明差し上げましたとおり、通常は届出から2週間程度で通知を行っております。 ところが本年3月に戸籍事務が大きく変更されたことがきっかけとなり、全国的なシステム障害が発生していることがマスメディアでも報道されております。吹田市においてもシステム障害が現在も続いている状況であり、戸籍事務に遅延が生じております。 戸籍届書については順次作業しておりますが、全体として、通常なら2週間程度で終わる事務に1か月以上かかってしまうという状況が続いており、〇〇様の出生届についてもお待ちすることになってしまいました。 また、住民票の処理状況については住所地の役所でないと分からないことと、お急ぎの事情はやはり直接お伝えいただいた方が確実なため「自分で連絡してください」という説明になってしまったものと思われまです。不快な思いをされることとなってしまい、こちらでも申し訳ございませんでした。今回、住所地の役所に出生届の情報が届いてからの処理となったことから、住民登録に関連するワクチン接種等のお知らせの締め切り間に合わなかったものと考えられます。余計なお手数をおかけするなどご迷惑をおかけしまして申し訳ございませんでした。 現在、事務の遅延を解消すべく、応援職員の投入や業務改善を進めているところです。〇〇様のようなケースがあったことを課内に共有し、今後このような御迷惑をかけることのないよう努めてまいります。	市民課	R6.6.19	R6.7.1
81	ペットの火葬について	お骨の返却を希望しないペットの火葬を吹田市ではどのように行っているのでしょうか。 豊中市や摂津市など、他にも周辺の市のHPを見ましたが、だいたいどの火葬場で焼いてどこに埋葬されると明記されていましたが、吹田は調べてもわかりませんでした。 回答よろしくお願いします。	吹田市のお骨の返却を希望しないペットの火葬については現在、吹田市立やすらぎ苑(火葬場)で火葬し、愛知県の「真龍院 愛知県豊橋市東赤沢町字茶ノ木12」で埋葬しています。	環境政策室	R6.6.21	R6.7.1
82	定額減税の調整金は吹田市はどうなる	自営業を大阪市内で行い、住んでいるのは吹田市ですが、よく分からない、定額減税の調整金って吹田市はどうやって手続きになるのですか？	調整給付金については、課税市での給付となります。 課税市が吹田市であれば、吹田市役所市民税課より税額決定通知書がお手元に届いているかと思しますので、一度ご確認ください。 課税が吹田市であれば、調整給付金の対象となる方には7月上旬に確認書を送付いたしますので、確認書に必要事項をご記入いただき、添付書類とともにご返送いただければ申請手続きは終了です。	生活福祉室	R6.6.18	R6.7.2

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
83	江坂公園の水	江坂公園では子供がいつも楽しく遊ばせてもらっています。その中で気になったのですが水遊びの水が信じられないくらい汚く、残念でした。 これからの時期綺麗な水で遊べると嬉しいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。	江坂公園は、令和4年7月より指定管理者による管理運営を行っております。 いただきましたご要望等は指定管理者へ共有し、対応を検討させていただきます。後日改めて指定管理者より回答させていただきますので、今しばらくお待ちください。 なお、検討内容のお問い合わせなど、指定管理者の連絡先につきましては、以下のとおりご案内させていただきます。 指定管理者: グリーンホスピタルサプライ江坂公園 電話: 06-6388-8604 メール: esaka-park@ghs-inc.co.jp	公園みどり室	R6.6.19	R6.7.4
84	市保育園行事の警備について	【お願い事項】 学校、保育園などでは、保護者と園が共同で実施するイベントがあります。その中で、保護者が担う役割の中で、警備など、安全性が問われるものは、市から派遣頂くことは検討出来ないでしょうか？ 【背景】 ・私の息子5歳と娘2歳が登園している吹田市立千里山保育園では、毎年夕涼み会という夏祭りを開催しております。 ・基本は保護者会主体の行事であり、運営は保護者会がメインで行います。 ・運営時の担当業務は、店番、やぐらの組み立て解体、花火師、警備と様々です。 ※担当業務によるが、大体1担当あたり15-30分時間割きます。 ・夕涼み会は18-20時の2時間ですが、私のように兄弟2人が2つの行事を担うと1時間担当業務に割くことになり、子供との思い出を作る時間が非常に限られます。 ・外注出来ない担当は致し方ありませんが、警備については、安全上保護者が担うと、万が一事故があった際の問題にも発展する可能性もあるので、警備会社の方に外注など検討したいです。 ・保護者会費で外注するという選択肢もありますが、多様な考え方があり、意見纏まりません。 安全安心・家族の思い出に注力出来るよう、警備に関して、吹田市からのサポートについて、何卒ご検討の程宜しく願い致します。	通常の保育時間内におきましては、安全管理と円滑な運営を目的として安全管理員を配置いたしておりますが、その他の時間帯等においては安全管理員を配置していません。 各園で実施する夏祭りは保護者会が保険等に参加の上、実施されていること等をふまえると公費負担で安全管理員を配置するのは難しいと考えております。	保育幼稚園室	R6.6.26	R6.7.4

令和6年度（2024年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
85	岸辺駅周辺の自転車置き場について	私の母(68歳)が岸辺駅横にある循環器病センターでパートで働いておりまして、循環器病センターの自転車置き場を利用しています。1日利用で200円程度だったのですが、今年の令和6年7月から1000円に値上げされるとのことで私は驚きました。 最低賃金に近い賃金で働いているのにその時給分くらいを一日の自転車置き場の利用に費やすことになるとは、私は全く非常識だと思います。岸辺駅は改装で建て変わり利用者も多いのに関わらず自転車置き場の数は全く足りていません。 健都の建物のそばには自転車置き場がありますが、こちらも利用者に対してその数は本当に全然足りていません。一時利用も使用したことがありますが数も少なく、狭すぎます。 特に高齢の方については、もし3階の置き場に定期契約して停めることが出来ても体力的にも自転車を持って上がるだけで大変です。 電動の自転車の方も多いですから。私の母も電動自転車で、以前3階の契約がやっと空いて、停めてみたのですが息切れが大変でやめたんです。 そこに停められなければフレンドマートの置き場に停めるのですが、こちらは時間経過で600円になります。 岸辺駅周辺がどんどん施設が増えて変わってきていますので、駅周辺で自転車置き場を利用される方にもう少し優しい対応をして頂きたいです。 以前は、道路を挟んだ向こう側にも自転車置き場があり一時利用で100円程度で利用できていて助かっていたのですが、健都の工事の時に更地になり、何故か今では空き地のままで草木だけ生え、全然活用出来ていないように見えます。 健都の置き場は停められず、フレンドマートの置き場は高いから循環器病センターで停めてたのですが、1000円にまでなるなんて、流石に駅周辺の利用者に対して酷いんじゃないか？と憤りを感じまして要望を投稿させて頂きました。 どうか、自転車置き場を増やしてください！ 周りには大きなマンションがどんどん立っていて人口密度は増えるばかりで、道沿いの公園は広いのに、利用者の多い自転車置き場では取り合いの状態です。循環器病センターの値上げも非常識です。本当に置き場が少なすぎます、深刻な問題だと思いますのでよろしく願ひいたします。	循環器病センターでパートをされているとのことですが、関係者専用の駐輪場は確保されていない状況なのでしょうか。 JR岸辺駅周辺において自転車置き場が少ないことは認識しており、自転車駐車場が設置可能な土地等の確保に取り組んでいるところです。 JR岸辺駅周辺には、市営、民間、公益財団法人が運営している自転車駐車場がありますが電動自転車の定期契約のキャンセルは少ないようです。 市営ではありませんがJR岸辺駅前北自転車駐車場では、1階希望の予約制度を行っているようですのでご活用いただければと思います。(電話番号06-6387-0221) また、電動自転車は非対応となりますが、フレンドマートの線路側にありますECOPOOLビエラ岸辺健都駐輪場という定期専用(1か月2,200円)置場には空があるとのことですので、電動自転車以外で可能であればお問い合わせいただければと思います。(電話番号03-4213-8016)	総務交通室	R6.6.28	R6.7.5
86	公園設備の補修、保守について	片山公園のブランコの工事はいつ始めるのですか。 危険表示から数ヶ月以上経過していると思いますが。早急に、子供達が使えるようにしてください。 公園で、ブランコが使えないということは、考えられません。 また、この際、拡充の方針を希望します。 広芝公園の案内板が老朽化して機能していません。早急に工事してください。 以上、お忙しいでしょうが、よろしく願ひします。 この際、吹田市すべての公園の総点検をお願いします。	片山公園のブランコにつきましては、部材の老朽化のため長らく使用できない状態になっており、ご迷惑をおかけしております。現在、補修のためのチェーンや座面等の部材の取り寄せ中で、今月中に納品予定ですので、部材が届き次第早急に補修いたします。 広芝公園の案内板につきましては、老朽化で内容が見えにくい状況となっております。同公園においては、今年度から大規模工事が予定されていることから、一時的に見やすい内容への補修を行い、工事後に新規の案内板を設置します。 公園施設の点検につきましては、日常のパトロールや市民の方々からの通報により把握しておりますが、定期的な施設の点検を実施することで、公園利用者の安心安全や施設の長寿命化が図れるよう検討してまいります。	公園みどり室	R6.7.2	R6.7.8
87	イオンスタイル吹田と吹田さんくすが生まれ変わる	吹田さんくすが新しく生まれ変わってほしいです。イオン吹田店からイオンスタイル吹田に変わります。吹田市開発ビル株式会社 イオンモール株式会社	吹田さんくすやイオン吹田店を含むJR吹田駅周辺地区につきましては、吹田市第4次総合計画、吹田市都市計画マスタープランにふれあいと活気ある商業空間としての都市拠点の形成を目指すとして位置づけており、本市にとって重要な拠点であると考えております。 建替えの際には地権者間の合意形成が必要になりますので、今後地権者の機運の醸成が図られました際には、本市といたしましても、当該地区にふさわしいまちづくりが推進されるよう支援してまいります。	都市計画室	R6.7.5	R6.7.9

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
88	留守児童育成室の民営と市管轄の違い	今年小学一年生です。年度途中で空きがなかったからといまだ学童に入れず、ずっと待機させられている者です。20人以上待ちのようです。 近くに児童館も公民館もないので、毎月10万円近くするベビーシッターもしくはファミリーサポート、危ないけれど鍵っ子を選択するかしかない状況です。 かたや、近隣の小学校は民営化が進んでおり、民営化された学校は320人以上の受け入れがあり、年度途中で入れたり、四年生まで受け入れがあります。 民営化された小学校に通うお母さんは「学童に入れないと放課後遊ぶ友達いないし、みんな申し込むから預け先に困ってないけど申請する」や、「今週は仕事ないけど、おやつだけもらっておいで」と言っているお母さんもいます。 正直、吹田市運営と、民営とでこんなにも学童へ入れる困難さが違うのでしょうか？ なぜ、うちの子が通う東山田は、小学四年生は全員キッズスクエアへ、小学1.2.3年生でも、4月の一斉申込の機会を逃すと入れないのですか？ 全ての小学校の学童が平等な入室条件なのであれば納得します。ただ、現実には違います。民営化されてないというだけで、こんなにも不公平なのであれば、吹田市の管轄、運営の学童は要りません。せめて、年度途中であっても、両親フルタイムで他に預け先がない場合は優先順位をあげてください。なぜ申請順で待機になるのですか？ 育休や転職の日は選べません。4月以外の時期に復職する方は多くいらっしゃいます。 保育園の入所は明確な基準があるのに、学童はないのはおかしいです。フルタイムで、預け先に困っている証明ならいくらでも出しますので、明確な点数で審査してください。 生活がかかっていますので、本当にお願いします。	公設公営の育成室と公設民営の育成室の違い、委託候補育成室の選定方法、育成室の入室選考基準、育成室の定員の考え方、育休期間の取り扱いについて電話で説明させていただきました。	放課後子ども育成室	R6.7.16	R6.7.18
89	猫死骸処理に関し	2024.07.06(土)17時過ぎ、自宅前側溝で猫の死骸を発見。腐敗臭が漂い、蠅が集る状態。市役所に電話するも繋がらず。警察に電話。南千里駅交番の警官が市役所に電話するも「時間外で引き取れない」「そのままにしておくか、ビニール袋に包んで、改めて月曜日に電話ください」との返答。ビニール袋に入れて津雲台7丁目の事業課庁舎前に置いておけば良いか？と問うと「それは困る」「そちらで保管して欲しい」「担当が違うので内部伝達も不可。そちらから電話を入れて欲しい」との返答。 結局、南千里交番で月曜まで保管し、警察から市役所に引き取りの電話してもらうことになりました。市民サービスが第一義の役所の対応として如何なものか。部署が違うと事案の伝達もできないのか。土曜日17時以降月曜9時まで40時間腐敗臭を我慢するしかないのか。対応の改善(24時間対応)を希望します。	この度は御不快な思いをおかけし、大変申し訳ございませんでした。 ご指摘の件につきまして関係部局と情報共有を行い、緊急時や電話対応等について調整を図りました。また、今回の御要望を参考に、状況に応じて適切に対応できるよう努めてまいります。	事業課	R6.7.8	R6.7.19

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
90	JR吹田駅東改札口イオン吹田周辺について	今回は、ふと思ったことがありましたので、ご連絡させていただきます、その内容というのが、件名にもあります通りなのですが、JR吹田駅東口のイオン吹田店側一帯についてなのですが、同じく、片山側、そして、反対側のさんくす側につきましては、きれいに整備されているのに、当該の場所一帯、周辺につきましては、なぜ？こんなにも寂れてる感じなのかと、そして、見たところ、その周辺につきましては、空き家等も多く、昭和の感じがあり、良い部分もあるとは、思うのですが、やはり、時代にあってないとも個人的には思っており、今すぐは、無理かもしれませんが、片山側及びさんくす側同様、再開発を含めた何か、大きな改革が必要なのでは、ないのかなと思い、今回、一つの声として出させていただきます、ちなみに、聞くとところによりますが、JRの千里丘駅が現在、再開発を行っているらしく、いつか、吹田もそのようになれば、いいなと思っております、是非、ご検討の宜しく願います。	JR吹田駅周辺地区につきましては、吹田市第4次総合計画、吹田市都市計画マスタープランにふれあいと活気ある商業空間としての都市拠点の形成を目指すとして位置づけており、本市にとって重要な拠点であると考えております。いただいた貴重なご意見は、今後のまちづくりに参考にさせていただきます。	都市計画室	R6.7.16	R6.7.25
91	吹田市内の公園でカブトムシやクワガタ等の昆虫を捕獲してはダメなんですか？条例で禁止されているのでしょうか？	ある記事を読んで、題目のようなことが書かれていたので気になり送りました。	条例で禁止とはしていませんが、夏休みの昆虫採集を楽しみにしている子供たちがいるかもしれません。一人でたくさん捕獲することは遠慮していただければと思います。	公園みどり室	R6.7.22	R6.7.26

令和6年度（2024年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
92	吹田市佐井寺〇〇丁目〇〇番地開発の件です。	吹田市佐井寺〇〇丁目〇〇番地開発の件です。水が湧き出し、家の基礎に常時あたっていたのですが、とりえず側溝を深く掘っていただき、家の基礎には直接雨水はかかってない状態です。激しい水しぶきでかかることはあると思いますが、完全な正工事は、〇〇(社名)が窓口になるとのことと話合いがつき、是正工事をしていただくことで完了のつもりでした。ようやく2024年4月13日(土)に是正工事にきてもらいました。しかし、次回は、〇〇(社名)の〇〇氏の指示で工事ができなくなったとのこと。4月13日に、雨水柵を外され、資材もそのまま放置の状態で帰られました。以前、2段擁壁の違法とのごことで確認していただき、吹田市から指導していただきました。しかし、今回また雨水柵をはずした状態の為、また2mを超えた状態で擁壁が存在しています。きっちりとは正工事をすると、2mに収まるとおもいますが、工事をしないとまた違法擁壁の状態ではないでしょうか？今まで、相手側は、工事をする信用をしていましたが、悪質さも感じます。〇〇(社名)は、富田林の公共工事をしています。富田林市役所にメールで本日同様に問い合わせをしました。不誠実な行為の有無や社会的及び経済的信用状況等に留意することが公共工事の選定基準の入札に明記されています。工事をしないということは、吹田市が境界を決めると嘘でだまされそうになりましたが、境界点も復元しないということで現在私のほうでとらえています。〇〇(社名)さんと、吹田市は契約が切れていると断言されました。その後も、〇〇(社名)さんと契約は継続していました。また、弁護士に依頼して、時間とお金がかかりそうです。〇〇(社名)さんの公共工事の入札参加の選定基準には影響がまったくないのでしょうか？2点伺いたいです。〇〇(社名)の〇〇氏は、吹田市の回答後も、最初は、空白地図を埋める予定だったと言い張り続けていました。私が、〇〇(社名)の〇〇氏に戸籍情報を提供した為、ピンポイントで戸籍を請求したはずで。現状が、できないなら、基準の変更を希望します。私は、時間もお金もかなり費やしています。このまま放置すると、我が家も地盤がゆるみ家が傾く可能性があります。2重擁壁でないかどうかの確認と、再度〇〇(社名)の責任を再度伺いたいです。〇〇(社名)さんの一連の不祥事の件は、〇〇(社名)の〇〇氏が我が家の親戚やご先祖さまの戸籍を所持する永遠の課題でもあります。何度も要望しますが、それだけ永遠の課題であり、重要で深刻な件です。家の是正工事も最終的に直さないと家が傾きます。擁壁が2mを超過の為、違法状態だと思います。よろしく願います。	今回お問合せ頂いた場所につきましては、令和4年度に擁壁にブロックを積み土砂を盛っており2段擁壁状態であるとのご連絡を受け、開発審査室にて建築基準法への法適合について現地確認を行っています。 令和6年7月1日より吹田市全域を宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)に伴う宅地造成等工事規制区域に指定しているため、お問合せの既存擁壁については同法第22条第1項の土地の保全等に基づき、必要であれば開発審査室より所有者等に指導を行います。 なお、前回と同様に違反の有無や指導の内容については吹田市情報公開条例に基づき公開することによって、市の行政指導の適切な執行に支障を及ぼす恐れがあることから、情報公開の対象としておりません。 また、同条例において、特定の建築物の違反の有無や、違反指導の内容については、特定の個人に関する情報や法人等に関する情報に該当するため、その事業者が個人か法人かによらず、個人情報保護の観点から、公表を控えさせていただいております。 盛土規制法第22条第1項 土地の保全等(一部抜粋) 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等(宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。...)に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。 (担当:開発審査室) 本件における本市の業務内容や対応に関しましては、これまでいただいた市民の声においての回答のとおりであります。 本件は、建築基準法第42条第2項の道路後退部分の寄附を受ける際、必要となる図面作成について委託業務として発注し、㈱橋本測地設計事務所が受注、業務が完了したものです。 市の業務を受注した場合には、作業従事者は関係者に対して立場をより明確にして作業を実施するとともに、業務に関する仕様書を再確認させ、守秘義務や個人情報の取り扱いに関しては、個人情報の内容を第三者に知らせたり、不当な目的に使用することがないように作業を行うことなど、関係法規の遵守について指導をしてきたところです。 最後に、これまでもコンプライアンスの遵守に努めて事業を行っていますが、今後もその考えに変わりはなく、今回の件を受けてさらに気を引き締めて業務に取り組む所存でございます。 (担当:道路室)	開発審査室、道路室	R6.7.16	R6.7.30
93	北千里駅周辺の駐輪問題について	北千里駅周辺の駐輪、特にイオン北医療ビル前歩道上是危険渋滞です。高校生、藤白台からの駐輪(長い坂の上、駅ブロックを回り込みめと駐められぬ不便さ):斯様な不便さを抱えながら通行障害になるので不法駐輪撤去の為回収されてる。と言っても貴重な税金をかけるのに不納得。そこで提案!当座!通行人の比較的不多い(藤白、青山、古江)、歩道幅の広めの歩道の車道沿いに、歩行の妨げにならぬよう斜めに、利用料無料の駐輪場所設定をお願いします。 市政:キメ細かな市政に願く反面、この駐輪問題にも利用者の立場に立った優しい考慮・判断を期待します。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。ご指摘のとおり、医療ビル前の歩道では放置自転車により通行障害の起こっている時間帯があります。この放置自転車の多くはビルの利用者であるため、テナントには利用者の放置自転車による通行障害が起こっている旨を伝え、改善するよう指導しております。歩道上に無料駐輪場の設置をの件ですが、近隣には利用目的に応じた駐輪場が設置されており、それが空いているにもかかわらず放置する利用者に対しての根本的な解決にはならないと考えます。 自転車を利用する者の責任として、マナーやルールを守り放置自転車のない環境づくりができるよう、今後も粘り強く指導するとともに、利用者のモラルの向上を目指し啓発してまいります。	総務交通室	R6.7.24	R6.8.5

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
94	B22. 片山公園内のUR団地の出入り口付近の水道の止水栓が、路面より数Cm浮き上がっており危険	この件は、2年前(R4年4月18日)にも投稿しており、何ら改善された形跡が見られません。 ⇒添付画像B22-左: 令和4年3月。投稿時の止水栓浮き上がり。右: 令和6年7月現在 ・URの入居者のスーパーライフへの経路で人の出入り多し。公園では幼児を含めて多くの子供たちが利用。(自転車・一輪車・スケート…) ⇒添付画像B22-公園の利用状況。 今年も夏祭り(平和親子…)が開催(某市議会議員からの情報)。夜間は更に危険度が増します。夏はサンダル履きのため危険。 ⇒添付画像B22-以前の夏祭りの状況。 ⇒速やかに改修願います。 1)現場は、令和4年3月頃に水道管の敷設工事をされています。水道部は、工事完了後の現場検査は、どのようにされていますか。 2)令和4年4月18日投稿時の回答文「路面より浮き上がった止水栓」の件については、現場を確認し対応方法を検討します。(担当:工務室) ⇒検討だけですか。現場確認はされたのでしょうか。 3)この止水栓は、公園の外周ランニングコースに設置されています。すぐ横の植栽の中への移動は出来ませんか。 4)公園みどり室は、公園の安全点検はどのようにされていますか。点検の要綱、着眼点の指針は有りますか。 ・点検頻度(職員、業者)を教えてください。 5)吹田市は「安心・安全のまちづくり宣言」をされています。 ⇒危機管理室、保育幼稚園室、学校教育室に供覧を願います。※添付画像を含む。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1について 水道部では、工事検査規程に基づき、工事請負契約の目的物の全部が完成したときなどに、契約書、仕様書、設計書、図面その他関係書類に基づいて検査を行っており、書類検査及び現場検査により、工事目的物の完成の確認を行っております。 (担当:工務室) 2について 〇〇様から2年前にいただきました投稿の件につきましては、現地を確認後、令和4年4月22日(金)に止水栓ボックスの調整及び真砂土の補充により、通路面の不陸整正を行い、写真にあった段差は解消させていただきました。その後公園みどり室との協議により、水道部にて令和5年1月末から2月初めにかけて通路の復旧を行い完了しております。 (担当:工務室) 3について 止水栓は吹田市の給水装置工事の施工基準に基づいて設置しております。なお、片山公園を管理する公園みどり室と止水栓付近の通路の件については、改善の方向で話し合いを行ってまいります。 (担当:工務室) 4について 本市で管理している公園施設の点検につきましては、国土交通省で策定されている指針をもとに実施しております。点検頻度につきましては、遊具は、年1回専門の業者による点検を実施しております。樹木は、敷地境界付近の高木のみ5年に1度の頻度で専門の業者による点検を実施しております。その他の施設につきましては、職員の日常パトロールや市民の方々からの通報を受けて、都度職員で点検を実施しております。 (担当:公園みどり室)	公園みどり室、工務室	R6.7.25	R6.8.5

令和6年度（2024年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
95	B21。吹田市HP新着情報の7月3日の「吹田市地域防災計画等修正支援業務」のタイトル及び内容に疑問	1)このタイトルでは、自治会の防災組織・市内の企業への支援なのか、吹田市の防災計画に関わるものかが不明。 ⇒添付画像B21-サイト、公告文(令和5年5月10日) 2)サイトを開くと、冒頭に「募集を終了しています」の表記があります。 ⇒入札案件ならば、タイトルの末尾に「一般競争入札について」の補記が必要。※他部局ではされています。 3)公告文の入札募集タイトルは「吹田市地域防災計画修正(新地震被害想定)支援業務」となっており、HPの新着情報のタイトルは、公告文のタイトルに合致すべき。 4)開札日が、“令和5年5月31日”となっており、今日は令和6年7月21日であり、1年前の内容がHPに掲載されており、何かが間違っています。 5)公告文の募集日が、“令和5年5月10日”となっていますが、令和5年5月10日の吹田市のHPの新着情報には、掲出がされていません。 ⇒添付画像B21-新着情報-令和5年5月10日。当該タイトルの掲出なし 6)落札業者の“パスコ”様は、吹田市の何を見て入札をされたのでしょうか？応募の年月日を教えて下さい。 7)業務期限が、令和6年3月31日迄である事から、落札業者から成果物は市に提出済みと考えます。 ⇒危機管理室は、市民への広報・周知は何時頃の予定ですか？ ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1について 吹田市における防災計画は、災害対策基本法第五条に基づき「吹田市地域防災計画」という名称で作成しております。そのため、吹田市地域防災計画の修正を支援する業務であることから「吹田市地域防災計画支援業務」として入札を行っております。 2について タイトルから入札方法がわかるよう今年度の業務では、一般競争入札を追記いたしました。 3について ホームページの新着情報タイトルと公告文のタイトルの整合性をとるよう行ってまいります。 4について ホームページの更新の際に誤って、昨年度の内容も掲載しておりましたので削除いたします。 5について ホームページの更新の際に、手違いがあり新着情報への掲載が行われなかった可能性があります。今後は、新着情報に掲載に漏れないよう確認をしてまいります。なお、今年度の本業務における入札では新着情報に掲載しております。 6について 令和5年5月10日(水)にホームページに掲載しております。当該事業者は、令和5年度(2023年度)一般競争入札(業務委託)一覧の募集中案件を見て入札に来たと考えております。 7について ホームページにおいて吹田市地域防災計画及び被害想定に関する内容を更新いたしました。今後、修正内容を踏まえて市民の皆様には防災啓発を行ってまいります。	危機管理室	R6.7.22	R6.8.6
96	山一地区の祭りに来た市長について	7月27日山田第一小学校で夏祭りがありました。校門がある場所は山田川の側で行き止まりのような場所で車が入ってきたら更に狭くなるような場所です。当日自転車で来た人には誘導の人が駐輪場はないとアナウンスをし、追い返していました。 ただ、市長と思われる人はアルファードクラスの大きい車で校門の前まで入ってきました。誘導が注意しないので間違いなく市長と思います。いくら祭りの関係者が許可等をしたとしてもあのようなサイズの車で来る必要はあるのでしょうか？当時人の往来も激しかったです。 市長が市民に不快感を与えてもいいのですか？何か自分自身を勘違いしていませんか？自転車は追い返しておいて、市長ならOKですか？手前で降りて来るなり、自転車等で来るならまだイメージがいいのに、今ニュースされている〇〇県の知事みたいに感じました。 公務で来ているのかもしれませんが子供達がたくさいる会場です。子ども達等が万が一怪我をしたとか考えないのでしょうか？市民として別に市長が来なくても問題ないと思いますが、公務で行くなら市民がどう感じるか考えて行動してください。 市民として恥ずかしいと感じました。改善を求めます。	市長が公務で移動する際には、効率性と安全性を考慮して公用車を使用しています。動線や駐車場所については、行事主催者の指示に従い、安全に配慮して運行しています。 この度のご指摘を受け、今後も公用車の運行には十分な注意を払い、安全確保に努めてまいります。	秘書課	R6.7.29	R6.8.7

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
97	ニコチン・ヘイヴン吹田2	市内で健康増進法違反を6件見かけました。それぞれ対応と回答願います。 (1) ○○ 店員が店横の通路で喫煙していた(写真参照)。ここは○○というアーケード商店街の中なので健康増進法29条違反である。再発防止を指導されたい。 (2) ○○ 店から未就学児を連れて母親が出てくるのを見かけました。店内を覗くと客が喫煙していました。扉やその付近に標識等はなかったです。健康増進法違反なので是正を指導願います。 (3) ○○ 2ヶ月前に見たことなので今どうなってるかわかりませんが、店内に喫煙専用室があって、その扉に標識がなかったです(写真参照)。あと店の入り口の標識も北口にはあるけれど、西口にはなかったです。どちらも必要と思うので、是正を指導願います。 ○○ ここはいつも酷い。3件ある。 (4) ○○ 喫煙可能店の要件を満たさず壁がないまま営業している中、客に喫煙をさせていた(写真参照)。健康増進法29、30条2項違反である。壁を作り、風速要件を満たすまで禁煙とするよう指導されたい。またその間、喫煙可能店の届出を受理すべきでない。 (5) ○○ 新規開店してるのにもかかわらず、店内で客が喫煙していました(写真参照)。店員も黙認です。健康増進法29、30条2項違反である。禁煙とするよう指導願います。 (6) ○○ 3方向に壁がなく開放されています。客が喫煙しているのでタバコ煙が地下街の廊下へとダダ漏れ状態です。健康増進法に違反してますので、禁煙とするよう指導願います。	1について 通報を受け、○○の管理権原者に連絡し、アーケードの商店街内での喫煙について再発防止を指導しました。 2について 通報を受け、○○の管理権原者に連絡し、喫煙可能店の表示をするよう指導しました。 3について 通報を受け、現地確認を行い、○○が入居する複合施設の同一フロアに設置されている喫煙専用室の表示に関し以下を確認しました。 ア 喫煙専用室…表示なし イ 複合施設北側出入口…表示あり ウ 複合施設に入居する○○の出入口(複合施設西側)…表示なし ウについて、複合施設の出入口としての機能を有しています。 以上のことから、複合施設の施設管理会社に連絡をとり、ア及びウの2か所について、標識を掲示するよう指導しました。 4について 通報を受け、○○の管理権原者に連絡し、店舗と外部を区画するよう指導しました。○○に対しては、これまで、喫煙可能店として営業する場合は、たばこの煙が室内から外部に流出しないよう店舗と外部を区画するよう指導してきました。喫煙可能店の届出に際しては、上記を含む喫煙専用室におけるたばこの流出を防止するための技術的基準に照らし合わせ、適切に対応してまいります。 5について 通報を受け、○○の管理権原者に連絡し、禁煙とするよう指導しました。 6について ○○の管理権原者に対し、これまで煙が外に漏れない開口部とするか喫煙室を設けるよう指導してきました。引き続き、改善に向けた助言・指導を行ってまいります。	健康まちづくり室	R6.7.30	R6.8.13

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
98	B23。市HP新着更新情報7月2日の『「子供ミーティング」の開催について』のタイトル及び内容の提案	このタイトルからは、私はイメージが湧きません。もしかしたら関係職員の方が「子供ミーティング」についての協議をされるのかな?…とも思いました。 1) サイトを開くと、「吹田市こども計画」を作るうえで、小中高校生から、色々な意見を聞いて参考にしたい… ⇒添付画像B23-サイトの内容 児童部 子育て政策室は、タイトルの見直しをされませんか。 ⇒仮(案):「吹田市こども計画」の策定にあたり、小中高校生の「子供ミーティング」の開催。参加者募集 2) 開催場所が、青少年活動サポートプラザになっていますが、アクセス(地図)のサイトがありません。 ⇒児童・生徒さんが一人で来られる場合、夏休み期間中での事故・事件に遭わないためにも必要。 3) 開催場所の説明文が、「阪急吹田駅徒歩1分」…になっており、訂正が必要。 4) 募集人数が先着30人との事ですが、小中高校生間で偏在が生じた場合の対応策を考えておかれたら… 5) 障がいをもっておられる方が参加される場合の対応策を考えておかれたら… サイト内に「子供のみなさんがどのように考えているかを聞いて、市役所の取組の参考に…」の文言が有ります。 6) 市HP新着更新情報に掲出されたタイトルの冒頭には【更新】の文字が有りますが、【新規】では、ないのでしょうか。⇒添付画像-上 ※広報課に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	ホームページにて、開催場所へのアクセス(地図)のサイトがなかった点につきましては、参加する子供が安全に来ていただけるよう、「子育て青少年拠点 夢つながり未来館(ゆいぴあ)アクセス」のページへリンクを貼り地図を確認できるようにいたしました。また、ご指摘いただきました最寄り駅名の表示につきましても修正をしております。 なお、【新規】【更新】の別については、新規で掲載した後に修正があったため【更新】としているものです。 その他の御意見についても、イベントを開催するにあたり参考にさせていただきます。	子育て政策室	R6.7.31	R6.8.14

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
99	公園、道路の花について	ランタナという繁殖力の高い花があちこちに咲いています。西千里第1公園はほとんどがランタナで埋め尽くされかけています。トゲもあるので子どもが刺さると危ないです。道の端も飛んだ種により花を咲かせている光景をよく見ます。花も根、茎が固く駆除しにくいです。市の方で道路、公園は駆除していただきたいです。また個人宅では繁殖力が強い事を認知していただき気をつけるよう注意喚起していただきたいです。よろしくお願ひします。	ランタナに限らず、市の管理する道路の植樹樹や植樹帯、その他道路施設には市が植えていない花や雑草などが生えてくることがあり、必要に応じて除去しております。御要望の西千里第1遊園付近については現場を確認し、状況に応じて除去等の対応をまいります。 (担当:道路室) 西千里第1遊園のランタナにつきましては、市が植栽したものではなく、遊園の清掃等実施していただいている地域のボランティア(千里山自治会)の方が維持管理しています。今回の御要望につきまして、ボランティアの方に伝え、対応してもらうよう要請しました。 (担当:公園みどり室) ランタナは、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に記載されており、被害の拡大が懸念されています。ランタナを含めた外来種を「入れない」「捨てない」「拡げない」という被害予防の三原則をはじめ、外来種の問題、生物多様性の重要性について、市民の皆様にご認識していただけるよう、啓発に努めてまいります。 (担当:環境政策室)	環境政策室、道路室、公園みどり室	R6.8.1	R6.8.14
100	B24。8月1日【水の日】。1～7日【水の週間】の取組・実施内容の広報が必要	先日、新聞記事に【水の日】【水の週間】の記載が有りました。水の大切さや水資源開発の重要性に対する国民の関心を高め、理解を深めるため、政府が昭和52年の閣議了解により定め、平成26年に制定された水循環基本法において、国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深める日として位置づけられました。 ・水道部のHPには期間中の行事の記載が何も有りません。市HPの新着更新情報に取組んでおられる実施内容の掲出が必要と考えます。 ・国土交通省は、水資源:「水の日」・「水の週間」についてR6年度の取組をHPに掲出されています。紹介が必要と思います。 ・後藤吹田市長様におかれましては、7月9日～10日に国土交通省を訪問されていますが、用件を教えて頂けますでしょうか。	水の日、水の週間のホームページ掲載について 本市におきましては、「水の週間」期間中、「水の日」、「水の週間」及び厚生労働省が後援しております「健康のため水を飲もう」推進運動の啓発を、市報すいた8月号での啓発記事の掲載及び吹田市の関係部局間との連携による公共施設での啓発ポスターの掲示にて実施しているところです。 今後も、水の大切さや水資源開発の重要性に対する市民の関心を高め、理解を深める必要があることから、市ホームページでのそれらの啓発や国土交通省が実施している取組の紹介も含め、より効果的な啓発に努めてまいります。 (担当:水道部総務室) 市長訪問について 市長の7月9日(火)、10日(水)の国土交通省への訪問につきましては、同省職員と広く市政に関する意見交換を行ったものです。 (担当:秘書課)	秘書課、水道部総務室	R6.8.5	R6.8.14
101	北千里駅近くでの歩きタバコについて	7月22日18時45分頃、北千里駅の近くの公社2棟あたりの市道西側の車道を歩いていた50～70代くらいの買い物袋を下げた男(上は白、下は青のジーパン)が歩きタバコをしていた。 北千里駅や藤白台3丁目付近では最近歩きタバコが非常に多くなっている。朝と夕方が特に多いので職員の巡回の上、対処をお願いします。	北千里駅周辺につきましては、路上喫煙防止啓発員による喫煙マナー向上に向けた啓発活動を実施しております。今後も不定期にはなりますが、啓発活動を継続してまいります。 いただきました情報は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R6.8.13	R6.8.14

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
102	図書館に関する意見	高齢者の父が図書館で新聞を読んでいるときに「指を舐めて新聞をめくる」事を注意されました。 衛生上も保管的にも良くない行為なので当然ですが、高齢者になると新聞や雑誌をめくるのが難しくなります。 そこで、「希望者に指サックの貸し出し」を検討して下さい。	御尊父が新聞を読むにあたり、図書館での「指サック」の貸し出しを希望される御事情につきまして、確かに承りました。 しかしながら、「指サック」は小型の事務用品のため管理が難しく、図書館備品としての貸し出しは困難であると考えています。また、使い捨てのものを御用意することも難しい状況です。 たいへんお手数をおかけいたしますが、御自身で御準備いただきたく存じます。	中央図書館	R6.8.13	R6.8.20
103	吹田の街は、大阪市内に比べると奇麗だが、自転車のマナーが悪い。だが。	一部の地域で、やはり、大阪市内と同じように、たばこの吸い殻やごみが道路に散乱遺棄されています。 同じように、自転車の事です。駐輪場以外の歩道上に停めている自転車が、多いのに気が付きます。特に年配の婦人に多いのですが、信号無視の自転車が目立ちます。関大近くに住んでいるのですが、歩いている学生が赤信号を待っているのに、婦人はその間を縫って、赤信号で大通りを渡り、幹線道路を走っていると、信号無視の自転車が私に突っ込んで来たことがありました。出血して倒れた自転車を一瞥して、その婦人の自転車前部にはチャイルドシートが設置され、5-6歳の子供が座っていました。母親がそうして信号無視を平気でしていることを見た子供は、それでよいと思い、交通ルール無視の連鎖です。特に、関東から比べると、大阪人はルール無視の人たちが確かに多いです。 私は前住所西成区に住む前、茨城県水戸市に2年ほど住んでいました。市役所から委嘱され、交通審議委員を務め、各会議では上記意見と対策を発表しました。吹田市で、このような活動を続けたいと思います。政策審議委員などの募集は時期がありますか？今後、広報を読んで機会があれば応募したいと思いますが、事前の任意の活動は可能でしょうか 質問の趣旨は、マナー違反、交通ルール無視の自転車の改善活動をしたい、事です。	御意見頂きました市民委員を伴う交通審議の会議体については、本市では設置しておりません。 なお、任意の活動については、市が可否を判断するものではありませんが、個人での注意喚起等の活動はトラブルに繋がる可能性もありますので、場所の詳細をお教え頂ければ市で啓発看板等の設置を検討させていただきます。また、吹田警察署へも情報を共有させていただきます。 その他、駐輪場以外の歩道上に停められている自転車についても場所をお教えいただければ適宜対応いたします。	総務交通室	R6.8.13	R6.8.22
104	JR吹田駅 JR 岸辺駅のバス乗り場案内について	JR吹田駅とJR岸辺駅共に北口と南口のバス乗り場があるかと思いますが、自分が乗りたいバスがどちらから出るのか、改札口を出ても案内が無く分かりません。JR吹田駅、岸辺駅ともに昼間は改札口に駅員もいないので聞くこともできません。 JR吹田駅では、JR中央口を出たあとに阪急バスの案内板がありますが、そこが南口であるのか北口であるのか、JR中央口としか記載が無いので、よそ者には分かりません。JR岸辺駅も、北口南口どちらもバスが発着致しますとの記載しかなく不親切です。 よく乗る吹田市民だけではなく、他箇所から来た人にもわかりやすい案内板が欲しいです。	JR等交通事業者へ案内表示についての要望は共有してまいります。 また、本市の方でも、公共交通マップを発行しておりますのでそちらもご活用頂ければ幸いです。 ホームページ名「吹田市公共交通マップ2024」 https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018186/1018489/1009856.htm	総務交通室	R6.8.13	R6.8.22

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
105	B26. 片山市民プール手前のスーパー前のT字路に「自動車進入禁止」の大型看板	1)文化スポーツ推進室は、交通規制の看板の設置について、吹田警察署との協議、許可を受けられたのでしょうか。 ⇒添付画像B26-1 交通規制の看板。ガードマン不在 ・看板には、規制の時間帯、う回路図、吹田市、吹田警察署の文字は有りません。案内のガードマンは配置無し。 ・市民プールへの車での進入路は、2カ所有りますがもう一方の道路には、「自動車進入禁止」の看板は有りません。 ・T字路からプール迄約120mあり、この間に大きなマンションなどが5棟有りますが、住民の方々への周知はされておられるのでしょうか。 ・看板の固定は、電柱とマンションのフェンスに針金でされていますが、マンションの承諾は得ておられるのでしょうか。 2)片山保育園の角に、ガードマンの日よけのための大型のパラソルが道路に設置されていますが、吹田警察署の道路使用許可は受けておられるのでしょうか。 ・パラソルの傘の部分が、道路に飛出しており、車の通行に支障になると思います。 ・配置されているガードマンは、イスに座ってスマホを閲覧されており、自動車の誘導整理業務が果たせていません。 ⇒添付画像B26-2 パラソルの設置状況。ガードマンとスマホ 3)今回、私が投稿したのは、上記のガードマンが自動車の誘導を適切に行わなかった事により、自動車がプールの入口でUターンした事によるものです。 ⇒添付画像B26-3 自動車がUターン 4)吹田市は、入札募集案内には法令遵守の文言が多く見られますので、市民プールでも同様に法令遵守が必要だと思います。 5)片山市民プールの市HPの片山公園駐車場は現在、自転車専用であるのに車の利用ができる事になっており、訂正が必要。 6)片山市民プールの指定管理者のHPで、身長制限が屋内プール利用時に記載があるのに、屋外プール(50m、25m)に制限が無いのは、何故ですか。 ※添付画像は別メールにて送信。	交通規制の疑いを与える看板につきましては、片山公園の駐車場が夏期プール開催期間には駐輪場となり駐車ができない旨を周知するために、指定管理者が当該マンションの管理人にご了承いただき設置しておりましたが、内容を確認したところ、語弊を生じる可能性が高いものであるため、撤去するよう指示しました。 ガードマンの配置箇所に設置していた大型パラソルにつきましては、パラソル部分が道路にはみ出していたことから、撤去しました。 また、ガードマンのスマホ使用及び誘導業務につきましては、現状把握とともに従業員に対し業務中に携帯の閲覧をすることがないよう、また、通行者の安全を最優先し、今後、同様事象が生じないよう誘導業務を徹底するよう指導しました。 市民プールの管理運営につきましては、法令遵守等について確認し管理及び指導を徹底してまいります。 夏期期間における駐輪場及び屋外市民プールの身長制限について記載漏れがありましたので、修正いたします。 ご指摘ありがとうございます。今後、いただいたご意見を参考に運営に努めまいります。	文化スポーツ推進室	R6.8.19	R6.8.28

令和6年度（2024年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
106	B25. 市HP(新着情報)で8月9日掲出のタイトル「令和6年度第1回吹田市高齢者生活支援体制整備協議会」ならびに「…(すいたの年輪ネット)」について改善提言	同様のタイトルが続けて掲出されており、整理をされて対象者の方に見やすく、分かり易く、活動内容を知って頂く事が必要。 ⇒添付画像B25-1 新着情報-2件 【令和6年度第1回吹田市高齢者生活支援体制整備協議会】 1)このタイトルでは、協議会の説明なのか、協議会の開催案内なのか…が分かりません。⇒タイトルに工夫が必要。 サイトを開くと、2024年6月27日に開催済みであり、タイトルの末尾に“会議録公開”の補記が必要。 ⇒添付画像B25-2 サイトの開催案内、新着更新情報に無し 2)6月27日に開催されていますが、事前の開催案内が市HPの新着更新情報に提出されていません(5月24日以降確認)。協議会が“公開”となっている事から、傍聴希望者への事前案内は必要。 ※参加された傍聴者は、開催情報の入手をどのようにされたのか疑問。 3)議事録に、事務局の部室名称、担当の氏名・役職名の記載が必要。 4)委員の方が、17名おられその内、欠席委員の方が、5名おられます。⇒欠席の場合の代理出席者について、並びに任期が現在2年の延長(案:5年)の検討が必要。 ※現在、任期が2年であり、また開催頻度も年に1回程度で有り、委員の中には吹田市の高齢者支援の知見に疎い方がおられるかもしれません。後任委員の育成?面…と考えられたら…。 ⇒添付画像B25-3 協議会、公開・任期 5)議事録を斜め読みしましたが、対象者の状況が多岐にわたりに難しいの分かりませんが、各委員の発言で良い取組事例の水平展開、吹田市の課題・各委員への要望。委員長(or 委員長職務代理者)のまとめ、吹田市への意見・要望の記述が少なかったように思えます。 【吹田市高齢者生活支援体制整備協議会(すいたの年輪ネット)】 サイトを開くと、タイトルの内容説明、委員、市民フォーラム、地域会議、R6年およびR5年実施の協議会の概要・議事録が掲載。 5)冒頭の根拠法令等吹田市高齢者生活支援体制整備協議会設置要領の記載が有りますが、市HPの「例規集」に掲載がされていないように思います。 ⇒添付画像B25-4 例規集に無し 6)このタイトルでは、協議会の説明なのか、協議会の開催案内なのか、協議会の結果報告なのか…が分かりません。⇒タイトルに工夫が必要。 ⇒(仮案)「吹田市高齢者生活支援体制整備協議会(すいたの年輪ネット)について」 ⇒添付画像B25-1 新着情報-2件 7)R6年の協議会の概要・議事録が前記のサイトと重複掲載。R5年の協議会の概要・議事録は、“過去の開催履歴”に包含されれば、市民はサイト内の多くの情報の確認が不要となります。スマホの場合は顕著。 ⇒添付画像B25-5 すいたの年輪ネット会議概要重複 ⇒添付画像B25-6 過去の協議会 8)このサイト内の「市民フォーラム」(生活支援体制整備)を開くと、更新日 2024年6月6日ですが、市HPの新着情報に提出されていません。 ⇒添付画像B25-7 生活支援体制整備が新着に無し ※私は、後期高齢者であり、いつかお世話になるかもしれません。しかし今回、「すいたの年輪ネット」の言葉を初めて知りた、色々な活動についても知りました。 ⇒福祉部 高齢福祉室は、高齢者並びに前段階の年代の市民への広報が必要。公民館の空き室の日が多いです。フレイルにならないためにも活用されたい。 10)市HPに提出されるにあたり、上席者の決断を受けられたのでしょうか? ※広報課に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 御指摘のとおり、掲載の目的が分かるように修正をいたしました。 2)について 令和6年度第1回本協議会の開催にあたりましては、令和6年5月8日付で新着情報も含めてホームページに掲載しております。また、開催案内はホームページのほか、市報でも周知しております。 3)について 今後の議事録では事務局の部室名称、担当の氏名・役職名の記載を行うことといたします。 4)について 本協議会の委員は、各関係団体より御推薦いただき、委員として選任しているため、欠席の場合の代理出席という形態はとっておりません。また、本協議会は年3回開催していることから、2年間という限られた任期にはなりますが、より多くの委員に参画していただき、御意見をいただきながら、市の施策や取組に反映させてきた経過もありますので、現時点で変更の予定はございません。 5)について 令和6年度第1回本協議会は、2年間の任期の1回目の協議会であり、新しく委員となられた方が多いことから、主な内容としては、これまでの経過の説明や取組内容の紹介といった部分が中心となっておりますが、本協議会での検討結果が、様々な取組につながっていることを各委員に理解していただいた内容であったと考えております。 すいたの年輪ネット5について 例規集には条例・規則等を掲載しており、吹田市高齢者生活支援体制整備協議会の設置につきましては、要領で規定していることから、本設置要領は例規集に掲載しておりません。 本要領につきましては、令和6年度第1回本協議会資料として掲載しておりますので、御覧ください。 7)について 令和5年度本協議会の概要・議事録につきましては、御指摘のとおり、修正を行いました。 8及び9)について 「地域ケア会議」や「生活支援体制整備事業」のページにつきましては、ページ内の更新作業は行っているものの、軽微な修正点であり、新着情報として掲載するほどではないと判断し、更新のみを行ってききましたが、「地域ケア会議」や「生活支援体制整備事業」等の取組につきましても、新着情報への掲載を行うなど、市民に幅広く周知を図ってまいります。 10)について ホームページの更新作業にあたりましては、上席の決断を受けたうえで掲載を行っております。	高齢福祉室	R6.8.16	R6.8.30
107	北千里駅ロータリーでの歩きタバコについて	2024年8月15日13時50分頃、北千里駅のロータリーの1番乗り場(ミニミニのあたり)で上は茶色、下は黒の50～70代くらいの男が歩きタバコしていた。 ボランティアで清掃活動もしているが最近では北千里駅の周辺にタバコの吸い殻が大量に捨てられていることが多い。昔に戻ってきていると感じている。喫煙者は減少傾向だというのがマナーの悪い喫煙者だけが残った印象しかない。 職員や有志の巡回強化をお願いします。また、新たな対策を考えてください。	北千里駅周辺につきましては、路上喫煙防止啓発員による喫煙マナー向上に向けた啓発活動を実施しております。今後も不定期にはなりますが、啓発活動を継続してまいります。 いただきました情報は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R6.8.19	R6.8.30
108	北千里駅ロータリーでの歩きタバコについて	2024年8月15日13時52分頃、北千里駅のアルカとまちなかりビング方面をつなぐ通路(車や自転車乗り入れ禁止のところ)で40～60代くらいの男が喫煙していた。ここは禁止区域のはずですよ。 ボランティアで清掃活動もしているが最近では北千里駅の周辺にタバコの吸い殻が大量に捨てられていることが多い。昔に戻ってきていると感じている。喫煙者は減少傾向だというのがマナーの悪い喫煙者だけが残った印象しかない。 職員や有志の巡回強化をお願いします。また、市側でも歩きタバコや路上喫煙しないよう新たな対策を考えてください。	北千里駅周辺につきましては、路上喫煙防止啓発員による喫煙マナー向上に向けた啓発活動を実施しております。今後も不定期にはなりますが、啓発活動を継続してまいります。 いただきました情報は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R6.8.19	R6.8.30

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
109	吹田市内での路上喫煙について	2024年8月15日13時58分頃、さゆり幼稚園から北消防署前までの制限40キロの道路(下り坂のところ)で40～60代くらいの男が車から車外に出て喫煙していた。 ボランティアで清掃活動もしているが最近では北千里駅の周辺にタバコの吸い殻が大量に捨てられていることが多い。昔に戻ってきていると感じている。喫煙者は減少傾向だというがマナーの悪い喫煙者だけが残った印象しかない。 職員や有志の巡回強化をお願いします。また、市側でも歩きタバコや路上喫煙しないよう新たな対策を考えてください。 これで本日3回目だ。どんだけひどいんだ。	さゆり幼稚園から北消防署前までの制限40キロの道路は、路上喫煙禁止地区に指定されておられません。ご指摘の人物が歩きながら喫煙、あるいはポイ捨てを行っていないければ、条例違反には該当しないことをご理解願います。 北千里駅周辺につきましては、路上喫煙防止啓発員による喫煙マナー向上に向けた啓発活動を実施しております。今後も不定期にはなりますが、啓発活動を継続してまいります。	環境政策室	R6.8.19	R6.8.30
110	藤白台1丁目での歩きタバコについて	2024年8月15日14時00分頃、藤白台1丁目バス停付近で上下青のランニングジャージのようなものを着て黒の帽子をかぶり、黒のリュックを背負ってサンダルを履いた30～40代くらいの男が歩きタバコしていた。 ボランティアで清掃活動もしているが最近では北千里駅の周辺にタバコの吸い殻が大量に捨てられていることが多い。昔に戻ってきていると感じている。喫煙者は減少傾向だというがマナーの悪い喫煙者だけが残った印象しかない。 職員や有志の巡回強化をお願いします。また、市側でも歩きタバコや路上喫煙しないよう新たな対策を考えてください。 とうとうこれで本日4回目だ。どんだけひどいんだ。	歩きタバコは吹田市内全域で禁止されておりますので、ご指摘いただきました情報は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。 北千里駅周辺につきましては、路上喫煙防止啓発員による喫煙マナー向上に向けた啓発活動を実施しております。今後も不定期にはなりますが、啓発活動を継続してまいります。	環境政策室	R6.8.19	R6.8.30

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
111	B28。片山公園の危険な要改修ヶ所4か所の情報	・8月24日に片山公園にて、夏祭り・盆踊り・出店で多くの子供さんたちが来られます。 ⇒添付画像B28-1。28-2 片山公園の利用者 ・天気予報で強い勢力の台風10号が27日頃に近畿地方を縦断とのこと。 1) 市民プール側から公園への坂道途中の横断側溝のグレーチングに自転車のタイヤがはまり込む溝があり、危険。また溝と集水桝の中には落ち葉が堆積で雨水が流れません。 ⇒添付画像B28-3 片山公園の溝危険 2) 片山公園で昨年の井戸掘削工事跡が陥没。カラーコーンが水没。カラーコーンに重しが無く、台風で吹き飛ばされる恐れ有り。 ⇒添付画像B28-4 井戸掘削工事跡危険 3) 図書館近くの水消毒タンク設置ヶ所に、破れた土嚢が約40袋。砂がこぼれてほぼ原型無し。 ⇒添付画像B28-5 土嚢が破れて大雨時に機能せず 4) 大和大学側の公園入口に設置の看板が、長年の経年劣化で台風により吹き飛ばされる恐れが。 ⇒添付画像B28-5 大和大学側の劣化看板 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1) 溝のグレーチングの隙間は埋め、土砂・落葉の浚渫を実施しました。 2) カラーコーンの回収を実施しました。 3) タンクの補修工事の際に使用したもので、回収しました。 4) 看板の補修を実施しました。 以上、ご連絡ありがとうございました。	公園みどり室	R6.8.23	R6.8.30

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
112	B27. 吹田市は「子宮頸がん予防のワクチン接種」の呼びかけが必要。	9月末までに初回接種しないと最大10万円の自己負担も(キャッチアップ世代)…のニュースが早くから出ていますが、吹田市のHP(新着情報)には、掲出されていません。 ⇒添付画像B27-1 市のサイト。新着情報に無し ・厚生労働省によると、国内では毎年約1万1000人の女性が子宮頸がんにかかり、約2900人が亡くなっている。大阪府では、毎年約2700人の女性が子宮頸がんにかかり、約200人が亡くなっている。 1)吹田市のHPで検索すると、[健康・医療]⇒[予防接種]⇒[大人の予防接種X]⇒[その他の予防接種X]⇒[こどもの定期予防接種〇]のサイトに掲出されていました。 ⇒R6年7月11日に健康医療部 地域保健課が[予防接種]のサイトに掲出をしていますが、市HP(Top頁)に掲出されておらず、市民の目に触れる機会は少ないです。 ⇒市報の6月号に掲載されていますが、キャッチアップ世代の17～27歳の方(スマホ世代)の市報の閲覧率を推測すると…、加えて他市からの転入された大学生などの夏休みを考えると、市報8月号への掲載ならびに市HP(Top頁)に掲出で平列周知が必要。 加えて、キャッチアップ世代(17～27歳)の接種を考えると、[こどもの定期予防接種]のサイトに掲出ではなく、独立したタイトルでの掲出が必要。 2)市HPのキャッチアップ接種の項に、接種時に必要なものに、“母子健康手帳”の記述がありますが、他市のHPと比較すると説明不足の気がします。 ・東京都豊島区のHPのサイトのレイアウトが良く、図も多くて全体的に分かり易いと私は思っています。 ⇒添付画像B27-2 豊島区と吹田市の比較 3)吹田市保健所が作成のR5年度事務概要書の86頁に記載の接種率は11.4%。吹田市の接種率計算の分母・分子の定義を教えてください。 ⇒吹田市のサイトの厚労省のPR用リーフレット(詳細版)には、接種率が8割の国(カナダ・イギリス・オーストラリア)。日本は令和3年度、3回接種率は26.2%です。 ⇒添付画像B27-3 接種率。上:吹田市。下:厚労省 ⇒吹田市の3回接種率について(定期接種とキャッチアップ接種別)、厚労省の計算式でのR5年度末の数値を教えてください。 ※広報課に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について HPVワクチン(子宮頸がん予防ワクチン)接種は、小学校6年～高校1年相当の女性を対象に、子宮頸がんの原因となるHPVの感染を防ぐため、予防接種法A類疾病の予防接種として定期接種化されています。そのため、本市では市ホームページの「子どもの定期予防接種」ページに分類し、掲載しているものです。 ご指摘いただいたキャッチアップ世代(平成9年4月2日生まれ～平成20年4月1日生まれ)の女性に対する広報としては、市報や市ホームページをあまり閲覧されない傾向にあり、対象者には、個別に接種勧奨通知を郵送しております。また、市内の大学と連携し、セミナーや学園祭等での周知活動にも努めております。 2)について 今後のページ作成の参考とさせていただきます。 3)について 接種率計算の分母は標準的な接種期間が中学1年生からであることと、1人3回接種であることから、中学1年生の女子の人口を3倍にした数字にしております。分子は定期接種とキャッチアップ接種の延べ被接種者数となっております。 吹田市の定期接種とキャッチアップ接種の3回接種率につきましては、市では転入前や定期接種以外の接種記録が確認できないことから、接種率の算出が困難となっております。	地域保健課	R6.8.22	R6.9.2
113	職員の髪色、服飾について	先日、久しぶりに役所に行き、とても不安になりました。 金髪のような髪色、メッシュのような染め方、目立った耳の飾り、華美な爪、挙げ句遊びにくいようなTシャツ、サンダルのかかとを踏み、パタパタと役所内を歩く姿。 委託やバイトの方かと思いきや、すべて若い女性職員でした。 このような方たちに税金を計算されたりマイナンバーなどの個人情報を管理されていると思うととても不安になりました。 見た目で判断してはならないと思いましたが、実際、窓口対応もしていたら更に不安は増しました。 早口で押しが強く、私は正しいと言わんばかりの一方的な説明。小馬鹿にしたような笑い。若い方同士なら良いのかもしれませんが、相手に対する敬意が欠けていると感じます。 とても傾聴の姿勢を掲げている市役所の職員とは思えません。 セクハラ、パワハラがすぐに問題になるご時世ですから、上司の方は注意ができないのでしょうか。 人事部門でそういったマナー教育や市民対応の指導はされないのでしょうか。 この意見について、市としての認識と今後の方針をお聞かせください。また、この内容のついて、公開し共有を希望します。	この度は、本市職員の対応等により不快な思いをさせてしまい、大変申し訳ございませんでした。ご指摘いただきました職員の服装につきましては、TPO(時・場所・場合)に配慮し、不快感を与えることのない執務にふさわしいものを着用し、髪色等の身だしなみについては清潔感を意識するよう要領等で定めているものでございます。服装、マナー等を含めました服務につきましては、普段より所属長を通じて全職員に向けて指導を行い、接遇研修も行っている次第でございます。市職員としての自覚と責任を認識し業務に従事するよう、より一層、服務規律の確保に務めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	人事室	R6.8.30	R6.9.4

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
114	北千里駅周辺での歩きタバコについて	本当に最近多くて迷惑しています。 また北千里駅周辺での迷惑な歩きタバコが発生しました。 8月24日14時15分頃、北千里駅からピアノ池に向かう市道西側(歩道がない方)で上はネイビー、下はグレーのズボンでFILAの白の靴下とスニーカー(グレーと薄い緑の柄)を履いた30～50代くらいの男が歩きタバコをしていた。 市側でさらなる対策を考えてください。このままでは違法喫煙の温床になります。	北千里駅周辺につきましては、路上喫煙防止啓発員による喫煙マナー向上に向けた啓発活動を実施しております。今後も不定期にはなりますが、啓発活動を継続してまいります。 いただきました情報は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R6.8.26	R6.9.6
115	山田駅周辺での運転タバコについて	山田駅周辺での迷惑な運転タバコが発生しました。 8月25日17時20分頃、〇〇の軽自動車の助手席の男がトマトアンドオニオン近くの道路(片側2車線)で窓から手を出してタバコを吸いながら運転していた。 ながら運転は道交法違反です。検挙をお願いします。 あと路上喫煙や運転しながらの喫煙も条例違反にしてください。迷惑すぎる。	山田駅周辺での路上喫煙に関するご意見を参考にしながら、今後も不定期にはなりますが、路上喫煙防止啓発員による喫煙マナー向上に向けた啓発活動を継続してまいります。	環境政策室	R6.8.26	R6.9.6
116	出生届の名前間違いについて	8月に子供が生まれ、堺市にて出生届を提出しました。そして、本市で住民票を発行した際に、子の名に誤りがあり、両市に確認したところ本市が誤っていたことがわかりました。 人間誰でもミスはするので、仕方がない事ですがその後の対応に怒り心頭に発します。 本市が訂正した住民票を郵送するとのことでしたので、8/30に申請のために必要なので、早急に欲しい旨を伝えたと明日(8/29)には届くとのことでした。 しかし、本日8/29郵便受けを確認すると書類がなかったので、再度電話にて問い合わせた際、〇〇氏から普通郵便で郵送したので2～3日かかります。と言われたので、明日書類が必要なので私が本日中に吹田市役所に取りに行く旨を伝えたと近くの出張所やコンビニ(マイナンバーを使用)でも発行出来ると対応してもらい電話を切りました。 まず、昨日〇〇氏が私に対応した内容の回答と相違があるにも関わらず、何故、自宅の住所を聞いてきたのにも関わらず出張所や近くのコンビニに誘導するような電話対応をしたのか不明です。 私の大事な子の名前を間違え、手続きに手間を取らせていることは理解しているはずなのに、直接謝罪したい等の誠意を感じられませんでしたし、明らかに本庁に来庁して欲しくない恥を避けるような電話対応に感じました。 おそらく郵送を担当したのは〇〇氏であるかもしれませんが、出生届の入力等は別の方(〇〇氏かどうか曖昧)ではないのでしょうか？明らかに私は悪くなく、〇〇氏が全部悪いような言葉口で対応されたので、お二方の上下関係は存じ上げませんが、上司であるならば、非常に対応は悪いと思います。人の上に立つならば、部下のミスにも責任感を持って公務に励んでいただきたいです。他人のせいにして仕事しないで、市民課として全体のミスと考えていただきたいです。 次に、個人情報が世帯全員が記載された重要書類を何故書留等で処理しないのか不明です。個人情報を取り扱う上で常軌を逸していると思います。 再度、電話にて親戚が問い合わせました。色々苦情(電話対応等々)はありますが、対応者は忘れましたが、一つ挙げるならば何故、子の名前を間違えたのか聞いた際、子の名前を堺市から受信したFAXの文字が潰れ読みにくく、潰れている文字があまりよくわからなかったからという様な回答だったので、何故堺市に電話確認しないのか聞いたところ、日々、沢山の出生届が届くから電話する時間がないから出来ないとのことでした。 同じ公務員としてそのような発言が出るのがあり得ないです。本市は人口が減少される中で、年々人口が増える魅力あるまちです。日々業務が大変なのは重々承知ですが、時間がなくてダブルチェックくらいは出来るでしょう。最低限公務中は、地域の為に人の為に最大限のサービスを提供することを心がけて公務に励んでいただきたいです。 本市からすれば、たかが出生届の入力間違いではありますが、私達にとって大事な我が子です。一生に一回しかないのです。個人個人が考えを改め直し、再発防止して二度と他の市民に同じ事をしないように努めてください。	この度は御迷惑をおかけしてしまい大変申し訳ございませんでした。本来であれば、職員が直接お伺いしてお詫びのうえ訂正後の住民票の写しをお渡しするところ、郵送での対応となったこと自体も誤りであったと認識しております。また〇〇が電話で対応させていただいた際、上司としてお詫びしたつもりであったものの、部下を責めるような表現となってしまうこと、及びお電話での職員の対応が不適切であったことにつきまして、重ねてお詫び申し上げます。出生届を含む各種の届出につきましては、常に複数の職員が内容の確認を行っており、この度の登録誤りにつきましても〇〇様御指摘のとおり特定の職員ではなく担当全員のミスであり、市民課として反省すべきものと考えております。この度の登録誤り及びその後の対応の誤りにつきましては課内に共有し、今後このような御迷惑をかけることや御不快に感じる対応のないよう努めてまいります。	市民課	R6.8.30	R6.9.10

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
117	くらしサポートセンターすいたの対応について	くらしサポートセンターすいた 吹田市泉町1丁目3番40号(吹田市役所312番窓口)職員の〇〇氏(男性)の電話対応の言葉で、後期高齢者の母及び私自身がハラスメント発言を受けました。 〇〇氏に謝罪の言葉を求めましたが論点のすり替えを行なわれ、一切ありません。「あなたに答える義務はない」と拒否するケースも多々ありました。 なぜ困窮について相談し、〇〇氏の地位的優位な私見て傷つけられないとしないのでしょうか。悲しく余計辛いです。 よって本件をエスカレーションさせます。施設管理者宛の内容証明郵便を送付します。 〇〇氏の公式な謝罪がないときは、録音音声のやり取りをハラスメントに該当するか否か、法に則り司法の判断を仰ぎます。 また、後期高齢者の母が本件で体調を崩した点が、高齢者虐待行為相当に該当するため、吹田警察への被害届の提出を、知り合い(後輩)の弁護士と相談しています。 メールにて事前にご通知いたします。	この度は、くらしサポートセンターすいたの職員の対応並びに発言につきまして、ご不快な思いをさせてしまい、申し訳ございませんでした。 生活困窮者自立支援事業の委託元として、窓口や電話対応の中での対応につきましては、適宜、くらしサポートセンターすいたに詳細を確認のうえ、より良い対応を行えるように指導を行って参ります。	生活福祉室	R6.8.30	R6.9.10
118	市役所本庁舎の1階の案内で立っている男性職員について苦情	一番長身の若い男性職員です。「難病認定の申請」で市役所を尋ねたのは7月30日です。その若い男性は低層階の3階です、と言いました。そばにいた少し年上の男性職員が足の悪い私を案内してくれました。生活福祉室の前で、「ここです」と言ってその男性は去っていきました。その部屋の女性職員が「ここは違います、2階です」と言うので、2階に行くと、部署が分らないので1階に戻りました。「2階だと言うでしょうが」と若い長身の男性に言いました。とても丁寧にお詫をして、1階の奥の方に連れて行き、その長身の男性職員は去っていきました。ところが、その申請は、保健所であることがわかりました。30分近くうろうろ、結局、市役所と離れた保健所の1階であることが受付の女性職員から判明しました。市役所の仕事のことをわかっていない人が案内することは間違いが多いこととなります。正面玄関に入って受付の曲線のガラス張りのブースにいる女性職員はすべてのことに熟知しています。これまで4度、そこにいる職員から正しく教えていただきました。他の自治体には吹田市役所のように案内するために立っている職員はいません。これは公費人件費の無駄遣いではないでしょうか。苦情として、この長身の男性職員(イケメンハンサムな若い、色白のやせ形の)に対する苦情をワープロで書いたので、提出先を教えてください。	この度は誤った御案内により、御迷惑をおかけし大変申し訳ございません。 本市では引越越しのお届けや戸籍届等で多くの方が来庁されますので、受付窓口となる市民課窓口及び窓口前の待ち合いスペースの混雑緩和のため、総合案内とは別に案内係が来庁される方の御用件をお伺いし、必要な案内を差し上げているところです。 案内係には市民課の手続きだけではなく、他室課への御案内についても間違いなく案内できるように指導しておりますが、今回、誤った御案内を差し上げてしまいました。今後、同様のことが起きないよう、案内係の指導、教育を徹底してまいります。 御指摘の男性職員への苦情につきましては、下記問合せ先(市民課)へ御提出いただけましたら、今後の指導、教育に活かしてまいります。	市民課	R6.8.30	R6.9.10

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
119	本日メイシアターでの弦楽四重奏 based on Suita運営について	本日のメイシアターでの弦楽四重奏 based on Suitaの演奏中、同一の観客が大音量で2回、携帯の着信音を鳴らしたが、メイシアター運営スタッフは2回ともなんの対応もせず放置。 再発防止のため、メイシアター運営に、適切に対応するよう指導願いたい。	この度は吹田市文化会館(メイシアター)にせっかく御来場いただいたにもかかわらず、御不快な思いをさせてしまい大変申し訳ございません。 「弦楽四重奏 based on Suita」につきましては、吹田市文化会館の指定管理者である公益財団法人吹田市文化振興事業団が実施した事業となっております。 吹田市文化振興事業団に聞き取りをしたところ、着信音が鳴った際、ホール内のスタッフは発生元を探すために動いたものの、音が止んだため特定できず、携帯電話の電源を切っていただくよう直接御案内することはできなかったということでした。 なお、吹田市や当該事業団が実施する事業については、開演前に、フリップやアナウンスで携帯電話をお切りいただくようお客様に御案内しておりますが、再発防止のため、お客様への周知を徹底するよう、当該事業団に対して、改めて指導をいたしました。	文化スポーツ推進室	R6.9.9	R6.9.10
120	B32.歩道の植樹柵の植物が大きくなり、葉っぱが車の出入りの視野障害に。	・出口町25-18のマンション前の植樹柵(暗渠上)に生えている植物の葉っぱが大きくなり、駐車場から車道に出る時に視野障害になり危険。子供の自転車やシニアカーの場合は更に危険。夕暮れ時には更に。 ⇒添付画像B32-植物の葉が視野障害 ・植樹柵内の市が植樹されている“さつき”は、定期的に剪定されていますが、当該の植物は剪定されずに1.7mほどの大きなかたまりです。このようになる迄には数年間が…。 ⇒道路室は、樹木の剪定発注時の指示は、どのようにされていますか？。契約内容で剪定範囲はどのようになっていますか？ 現場検査は、されていないのでしょうか？。検査・検収のルールはどのようになっていますか？ ⇒秋の全国交通安全運動もまもなく始まります。速やかに伐採願います。 ※危機管理室に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。	当該植物については、本市で管理しているものでないため、現地に警告書を設置し、所有者に対し撤去するよう指導いたします。また、一定期間後所有者が判明しない場合、本市にて撤去いたします。	道路室	R6.9.9	R6.9.11

令和6年度（2024年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
121	吹田市保健所 への苦情・ク レーンム	問題点 1. 保健所職員（〇〇氏、他同時時間帯に勤務していた者）の対応 2. 特定医療費支給認定申請の書類内容不備 3. 保健所施設の印象 4. 保健所職員の態度、身なり 1、2について 申請手続きに【必ず用意していただくもの】と記載されている書類（市町村民税課税証明書）を提出した際に、何の説明も一切無く「これは要らないですよー」と突き返されました。 もちろんコテラとしては意味もわからず、何も理解できないので「なんですか？」と聞き直したところ、「本人と同じ医療保険に加入していない人の課税証明書は要らないですよ」とのこと。 「え？そんなこと書いてました？」と聞き直したら、「書いてるんですけどー」と言うだけで、実際に書類の何処に書いてあるのかの説明すら無く、ただひたすら「書いてるんですけどー」と言うだけ… 市町村民税課税証明書は、わざわざ市役所へ発行へ向歩き、発行のための書類を必要数分書き、窓口へ提出して、身分証明書を提出し、発行の待機をし、番号が呼ばれたら受け取り・手数料250円を支払ってようやく手に入ります。私の場合は代理で行っているので、更に委任状を提出するために、委任状を吹田市のホームページからダウンロードし、コンビニでプリントする作業やプリント代金までかかっています。 申請手続きのために【必ず用意していただくもの】と記載されている書類を準備するために、かなりの労力や時間、費用がかかっていることにに対して、十分な説明も無く突き返す保健所職員の対応に、非常に不快な気分になりました。 正直、「75歳以上の国民保険加入者と、74歳未満の国民健康保険加入者が違う医療保険に加入している状態」などと、市民にはバツと判断出来ることではありません。 もちろん保健所職員から、このような具体的な説明は一切無く、[]内のことも私が独自で解析・判断・理解しようとしたことです。 申請手続きのために封筒で送られてきた書類の内容がわかりにくすぎることを申し上げましたら、「よく言われるんですよー」と、他にも今回の私のような状況が起こっているって…！！ 必要だと書かれている書類を提出して一不要だと突き返されている事例が他にも何回も起こっている現状を、放ったらかしにしている保健所にとても怒りを覚えます！ 市民に無駄な労力を使わせ、無駄な時間を使わせ、無駄なお金を使わせているんですよ？！ 市役所も保健所でも、無駄な仕事をだらだらと何回も続けていることになるんですよ？！とてもとても有り得ないですよ？！ もちろん吹田市保健所も、皆が皆めた税金で成り立っているんですよ？！税金は毎月当たり前のように流れ込んでくるものだと、アグラをかいていませんか？！無駄なことをしていても平気だと、僕れてしまいませんか？！危機感が足りなさすぎます！！ 市報に【窓口業務を外部委託します】なんて書かれていますけど、本当に業務の改善見直しをした上での判断ですか？！他にも無駄な業務、改善できる部分はあるのではないですか？！ 更に今回の【判断しづらい書類】については、厚生労働省が悪いという保健所職員の言い訳まで聞かれました！ 市報に伺わせて、市民に我慢しろとでもいうんですか？！ほんとどうに不快すぎます…！！ 3について 保健所を今まで何回か利用しましたが、いつも建物内部・わかりにくい受付・職員デスク辺りも、全体的に暗く、雰囲気が悪く感じます。 古い建物のせいもあるかもしれませんが、健康を謳う施設が暗くは…来所者の気分も落ちかねません。 受付もクリアファイルに小さな番号が書いてあるものが置かれているだけなので、どこで受付するのか非常にわかりづらいです。 ファイルを持っているも「いつ貰いでもらえるんだろう…？」という不安感もあります。 4について 1、2の件で窓口に来る際に、対応職員は怒られ慣れしてしまっている状態と判断したので、わざわざ声を大にして意見を言わせて頂きましたが、すぐ後ろに何名も居た職員達は窓口でトラブルが起こっているにも関わらず、皆知らぬフリ、聞かぬフリでした。 トラブルが起こっている場への無反応さ、同じ職場で働いているスタッフへのフォローも皆無な現状にも呆れてしまいます。 同時刻に勤務していた者の中に、頭髪が金髪、紫色の方も居ましたが、やるべき仕事をキッチリやらずで、オシャレの表現やアピールをして下さい。 今回吹田市保健所を利用して、多々嫌な気分を受けました。本当はコテラも、わざわざ怒りたくはありません。怒ったり、意見を差し上げたりするのにも、多大な労力がかかります。 ですが強くこれからも吹田市保健所を利用しなければいけない現状なので、あえて苦言・クレームを新えるための行動をしました。 このような意見を取り入れるのか、スルーするのかは吹田市次第ですが、対応によっては市民の不満感が収まていくのは事実です。 ※意見フォームにも「400字以内で簡潔に」と余計な文言が書かれていますけど、一意見が簡潔に収まるわけがありません。市民からの貴重な意見を、手短かに済ませようという下さい！！	1及び2について この度は職員の対応により、ご不快な思いをおかけしましたこととお詫び申し上げます。 今回窓口での職員の言葉使いや態度などにつきまして、職員へ注意・指導を行い、今後も丁寧な説明できるよう努めてまいります。 特定医療費支給認定申請につきましては、支給認定を行うために必要な書類となりますが、制度が複雑なことから必要書類が分かりにくく、申請者の皆様にはご不便おかけしています。 更新案内で同封いたしました説明書類につきましても、より分かりやすくなるよう工夫してまいります。 3について ご指摘いただきました件につきまして、窓口案内の工夫を行うとともに、安心して手続きをしていただけるよう職員間で共有いたします。 また、庁舎管理を行っている担当課へも情報共有を図ります。 4について ご意見いただきましたことにつきまして、職員間で共有を行うとともに、今後の窓口業務に生かしてまいります。	地域保健課	R6.8.29	R6.9.12

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
122	B29. 9月3日実施の「大阪880万人訓練」について吹田市のHP(Top頁)に掲出要す	・他市のHPで知り、吹田市のHPで検索をすると、防災訓練のサイトに8月20日掲出されていますが、市HP(Top頁)に掲出されていません。よほど関心が有る方しか目に触れません。 ・当日は、大阪府域にいる方の携帯電話に訓練用の緊急速報メールが届きます。 ⇒携帯電話が鳴ってはいけない場合は、あらかじめ電源を切っておく必要があり、事前周知は必要。自動車などの運転中は危険。 ・訓練の参加登録を考えておられる企業及び団体、学校、自治会、府民が例年、多く有るので早い目の市HP(Top頁)に掲出要す。 ・今年から、新たに参加された方には、「参加認定証」が進呈されることから、市HP(Top頁)に掲出要す。 ※市報9月号の3頁に、「自助・公助・共助」の説明文が有ります。吹田市は市民に情報提供で、災害発生時に自分の身の安全を守ることや、その後どう行動するかを考えるなど、それぞれできる範囲で災害対策を考える機会を提供する義務があると考えます。 ※9月6日(金)に実施される「災害時帰宅困難者体験訓練」も市HP(Top頁)に[再掲]で、市民に再周知が必要。 ※広報課に供覧を願います。	貴重な御意見をいただきありがとうございます。880万人訓練のホームページでの掲出方法については、いただいた御意見を参考に視認性を高め、より多くの方が情報を得られる方法を今後検討してまいります。	危機管理室	R6.8.30	R6.9.12
123	広報吹田の個別配布は必要ない。	私のマンションでは、広報吹田が毎月届くようですが(7月30日転入)ほとんどの住民が、広告と一緒に、ゴミ箱に捨てています。ホント、大部分の住民です。私は興味深く、広報を楽しみしていますが、学生にとって必要ないのかもしれない。いや、このマンションは学生が半数以下で関大に近い立地ですが、特に学生にとってそれほど有意義なものでない(紙面を学生にも親しまれるようにすることは別問題として)事は確かなようです。親しくなった同じ階の若い男性(30歳位)が捨てているのを見て、お話しました。「俺には不要」と言っていました。たくさん有益な情報があるのに。そこで意見です。私の住むマンションよりも学生の多いマンションではもっと「読まずに捨てる」人が多いと思います。配布された半数以上は捨てていることをわかっている、と市役所の職員が(顔なじみになった、1階で案内している若い男性職員)言いますが、印刷代、配布する人の人件費、公費の無駄遣いだ。強く、この件について申し入れをしたいので、どこに言えばよいか、教えて下さい。ワープロできちんと、この意見を書きましたので郵送したいので(書留で送ります)担当部署を教えてください。	本市では、各種制度のお知らせなど、市民の皆様の生活に関わる大切な情報を市報に掲載していることから、確実に情報をお届けするため、全戸配布としております。 令和4年度に実施いたしました市民意識調査において、市報に目を通している市民の割合は約8割という結果が出ており、市政情報の入手方法についても市報が最も高い数値となっております。 一方で、ご指摘いただいた学生等の若い世代につきましては、市報に目を通さない方が多いということが当該アンケート結果からも判明しているため、これまでに、誌面のリニューアル等を行ってきたところでございます。 市報には若い世代の方々にも必要な市政情報を掲載していることから、今後も引き続き誌面に目を通してもらえるよう、工夫してまいりますと考えております。この度は、貴重なご意見ありがとうございました。	広報課	R6.8.30	R6.9.13

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
124	B30。市HP(新着情報)で7月1日掲出のタイトル『金婚夫婦の方へお祝状を贈ります』について改善提言	昨年9月にも投稿しましたが、市の回答は「高齢者に配慮した対応に努めて参ります」で、電子申込システムの導入が取り入れられましたが、高齢者の事を考えると個人的には不十分と思います。 [昨年9月投稿の概略] ・「金婚祝状申請書」の用紙は、市役所または各出張所で配布。また申請書のダウンロードがサイトからでもできる…との事ですが、ご夫婦の年齢は80才前後。歩行が体力的にもしんどい方がおられます。またプリンターを保有されていない方もおられます。⇒近隣の公民館で「申請書」のプリントアウトのサービスをされませんか。 ・提出先は、市役所の高齢福祉室または各出張所の窓口、または郵送で提出。⇒近隣の公民館での受付、または吹田市電子申込みシステムの利用を考えて頂けませんか。 ・他市では、電子申込システムに加えて、申請者が市役所に電話⇒申請書と返信用封筒を申請者に郵送⇒申請者は記入後返送…の2つの方法。 [市の回答] ・「電子申込システムの導入及び電話での申請書送付依頼受付を実施する形で検討して参ります。」であり、今年は、電子申込システムの導入のみが取り入れられました。 [要望] 申請期限まで残り1か月ですが、今年の気温は危険な暑さが6月後半頃より続いており天気予報では、今週は34度の日が続きます。 1)「金婚祝状申請書」の用紙の配布について、公民館でのプリントアウトをされませんか？ ・公民館の行事は多くなく、事前予約方式を採れば可能。現在、市の「防犯機能付電話機等購入補助」のサイトでは、申請書等の配布場所が公民館他9カ所の公共施設で可能です。 ・申請期間も3か月間であり、申請者も多くないので対応が可能と考えます。7～9月の酷暑時期を考えますと、一考願います。 ⇒添付画像B30-金婚申請書、防犯電話機補助サイト 2)申請手続きについて、電子申込システムの導入されましたが、年齢的にネットの手続きに不案内の方が多くと思われる、公民館での電子申込システム入力作業の補助をされませんか。 ⇒入力箇所も少なく、高齢者に入力体験で吹田市が取組んでおられるDXに対応可能者の増加が期待。加えて電子データの場合は、一覧表の作成時にコピペが可能、申請書の保管業務の軽減など高齢福祉室にもメリット有り。 3)申請書を、高齢福祉室の窓口に提出時の職員の感性に疑問。 ・職員は申請書の内容チェック後「お預かりします」のみ。⇒お世辞でも良いから「おめでとうございます」の一言を言われたら良い。高齢福祉室そして吹田市のイメージダウンになりませんか。 ※申請者が生涯された頃は、戦後間もない頃で物も食料も不足気味の頃。梅田の阪急百貨店と国鉄ガードの所では、戦災孤児たちの就座きの児童の年代の子が何人も。街には体じゅう白い包帯だらけで腕の無い人や脚が無く松葉杖の傷痍軍人さんたちが空き缶を首からぶら下げて寄付を募っているのを見ました。 私が中学生時には、ゴム草履での通学や新聞配達をしている生徒。高校に進学できずに就職する生徒がクラスに4人ほど。他人同士が結婚して50年、艱難辛苦の人生を送られた方がおられる事を知って、対応をされたら良いかと思います。 ※情報政策室に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	現在も申請書の送付希望があれば、対応させていただいております。ホームページでもその旨掲載するようにいたします。いただいた御意見を共有させていただきます。	高齢福祉室	R6.9.2	R6.9.13

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
125	男性へのHPVワクチン接種助成について	現在HPVワクチンは女兒にしか費用助成がありません。男児にもその適応範囲を広げて欲しいと強く望んでいます。 公表されている市の回答を拝見し、昨年にも同趣旨の要望がなされていることを知りました。その頃、東京都中野区で男児への費用助成が開始されることが決まったとありましたが、現在では、東京都内のさらに多くの自治体が次々と助成を開始しています。 このワクチンは大変高額であり、特に多子の子育て世帯には負担が重いと感じます。我が家にも10歳未満の男児がおりますが、子の友人の母親たちと話をしても「あれは女の子だけが打つものでしょう?」「男の子には関係ないのでは」「男児も必要と言われても、費用が高くて躊躇する」などという意見を聞きます。 費用助成を行うことにより「男性にも利益のあるワクチンである」ということを広く伝えることが可能であり、さらに、費用面から接種を躊躇っている家庭を後押しすることが可能であると考えます。 未来ある子どもたちの健康のため、国(女性のHPVワクチンすら接種がなかなか広がらなかったのは明らかに国の失政だと個人的には感じております)の助成開始を悠長に待たずに、市での助成を是非開始して欲しいと強く思っております。	本市といたしましては、定期接種以外の任意接種の費用を助成した場合、接種後の国による健康被害の救済制度が十分でないことから、原則として、予防接種法に基づいた定期接種を実施することとしております。 HPVワクチンの定期接種の対象として男性を位置づけることについては、現在国の会議において議論が行われており、市独自での男性へのHPVワクチン接種費用助成については検討していません。	地域保健課	R6.9.9	R6.9.17

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
126	保育園入所に伴う審査について	保育園を申し込む際の条件の1つとして申込時の就労条件を3ヶ月維持することが設けられていると思いますが、そちらはきちんと確認がなされているのでしょうか。 周りに3ヶ月維持していないお母様が沢山いらっしゃいますが、どの様に確認されているのでしょうか。 先日とある場所で「申込時に時短勤務取得予定にチェックだけしておけばフルタイム扱いで満点の加点がつくから、時短予定でも勤務時間は空白にしておけば良かったのに。どうせ何時間で復帰しようが確認なんかしてないよ」とアドバイスされました。 私は既に時短で復帰しており時短勤務時間を明記して申請をしていますし、そうあるべきと認識しておりましたが、みなさんそうではなく、なんなら明記していない方が加点対象となり保育園へ入りやすい現状があるのでしょうか。 現在ずっと保育園に入れず待機しています。第一子は保育園が決まらず仕方なく私立の幼稚園へ新2号で通わせ、第二子も保育園が決まらず市外の認可外へ多額の保育料を支払いながら仕事へ復帰しています。認可園へ入ることができなかったから第一子は幼稚園という選択をしているのに加点は認可園へ通う兄弟より少なく、第二子は吹田市に預け先がなく市外の認可外まで預けに行っているのに市内の認可園に通う子と同じ加点数・幼稚園と遠方の認可外へ預けているが故にフルタイム勤務に戻れないのに点数が低いまま結局いつまでも吹田市の認可園へは入れません。このような状況を不公平だと感じます。	ご認識のとおり、本市では、保育所等の利用調整の公平性を担保するため、申込時の状況を入所後3か月間は維持していただく必要がございます。 就労を理由に保育所等の利用申込を行い、利用決定に至った保護者の方には、保育所等を利用開始した際に申請内容と相違なく就労していることを確認するため、就労状況確認書のご提出をお願いしております。勤務状況確認書の内容と申請当時の勤務(内定)証明書の内容が異なる場合は、利用調整上の公平性が担保できないため、内定取消・退所となることもございます。就労状況確認書は保護者から勤務先に依頼し作成いただくものであるため、その内容は勤務先により証明されているものとして、本市では確認をしております。 時間短縮勤務につきましては、令和6年度の利用調整基準では、短縮後の就労時間が1週あたり35時間以上(休憩時間を含む)であれば、時間短縮前の就労時間で指数として利用調整を行っています。時短勤務取得予定へのチェックだけでフルタイム勤務の加点がつくというものではありません。また、復帰後の勤務時間につきましては、上記のとおり就労状況確認書にて確認をさせていただいております。 なお、令和7年度の利用調整基準では時間短縮勤務の基準を改正し、短縮後の実働時間が月120時間以上(休憩時間を除く)であれば、時間短縮前の就労時間を基に利用調整を行うこととしています。 ルールをしっかりと守っていただいている〇〇様のお子さまが認可保育所等を利用できず、ルールを守られていないと思われる方のお子さまがご入所できている状況につきましては、大変心苦しい限りではございますが、上記のとおり本市として可能な範囲で確認をさせていただいていること、ご理解賜りますようお願い申し上げます。 最後に、保育幼稚園室よりご本人様に確認をさせていただきたいので、〇〇様に不適切な申請方法についてアドバイスをされたという方のお名前、連絡先等ご存じでしたら、別途ご教示いただけますと幸いです。	保育幼稚園室	R6.9.6	R6.9.18
127	保育園入園基準点数について	新年度保育園入園申し込み基準点数について。 あまりにも兄弟加点が多すぎます。1人目の親には人権がなさすぎる気がします。公立保育園の定員を増やして欲しいです。	本市の保育所等利用調整基準につきましては、その時々々の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、改正をし、公平・公正な利用調整ができるように努めております。 また、保育所等の利用調整については、国から優先利用に関する基本的な考え方が示されており、そちらに基づき各自治体において利用調整基準を定めております。きょうだい加点につきましては、きょうだいで分園を防止するために同一施設に申し込む場合として同考え方に例示されております。本市におきましては、別々の施設に2人以上のお子さまを送迎されるご家庭の育児負担軽減のための加点とさせていただきます。 また、現在、保育枠を拡充するため、保育施設の増設などに取り組んでおります。 就学前の教育・保育の充実に向け、事業を進めてまいります。	保育幼稚園室	R6.9.9	R6.9.18

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
128	B31。歩車道境界の樹木の枝葉が交通の視野障害に。	・片山坂の名神南のセブンイレブン(朝日が丘町31-35)駐車場から車道に出る時、歩車道境界の樹木の枝葉が繁茂しており、右側からの自動車が見えません。 ⇒添付画像B31-樹木の枝葉が繁茂で車見えず ・逆に、片山坂を北上走行の車からは、歩行者を認識できません。この歩道は片山小学校の通学路ならびに片山幼稚園への送迎の自転車も多く通ります。 ⇒秋の全国交通安全運動もまもなく始まります。速やかに剪定願います。 ・樹種の剪定時には、メンテナンスフリーおよびコスト意識を考えて頂きたいです。 ※危機管理室に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	B31にてご要望のありました片山坂セブンイレブン前の樹木の剪定について、9月13日に剪定いたしました。 視界の障害も改善されています。	道路室	R6.9.9	R6.9.18
129	B33。市HP(新着情報)で9月6日掲出のタイトル『請求書の押印見直しについて』の改善提言	1)サイトを開くと、「請求書に必要となる記載事項」では、(2)請求先(吹田市水道事業管理者)の記述があり、またサイトの問い合わせ先が“水道部”です。 2)サイトの冒頭の説明文では、全庁が対象とも読み取れます。 ⇒このタイトルでは、吹田市に請求書を発行する事業者に、混乱が生じます。⇒速やかにタイトルおよび説明文の訂正が必要と思います。 ⇒添付画像B33-請求書の押印見直しについて 3)全庁が、取組・対応をされるのであれば、水道部では無く、全庁の統括部門がサイトを掲出すべきと考えます。 4)市HPに掲出されるにあたり、上席者の決済を受けられたのでしょうか？ ※人事室、広報課に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1、2及び4について 吹田市HPの新着更新情報「請求書の押印見直しについて」に関する御意見につきましては、水道部からの情報であると一目で分かるよう、タイトルを「請求書の押印見直しについて【水道事業会計】」と改めました。 なお、HPに情報を掲載する際は、上席者の決裁を必ず受けて掲載しています。 今後も分かりやすく、丁寧な情報発信に努めてまいります。 (担当:水道部企画室) 3について 全庁的な取り組みとして、会計室が「市の会計・財政」のページ内に、以下のとおり「請求書の押印省略について」との記事を掲載しています。 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018870/1036161.html 今後も分かりやすく、丁寧な情報発信に努めてまいります。 (担当:会計室)	会計室、企画室	R6.9.9	R6.9.18

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
130	A型事業所への指導について	私は、吹田市〇〇〇〇の就労継続支援A型〇〇〇に障害者の利用者として勤める〇〇と申します。株式会社としての名前は〇〇で、〇〇〇〇でもあります。 ①会社が有休の残り日数を教えてくれると約束したのに、教えてもらえません。教えてもらう日時点での前月最終日の残り日数を教えてほしいです。2024年4月に一応の数字を伝えられたのですが、計算が合わず、社長の〇〇さんの態度も高圧的で怖かったです。2024年7月に改めて、正確な数字を教えてもらう約束をしたのですが、その後一度も、実行されていません。なお、この問題の担当は、〇〇〇職員の〇〇さんです。 ②会社が有休についての嘘の説明を撤回していません。2024年7月1日、支援職員の〇〇さんが、全員に対し、次のように説明しました。「有給は週5日、出勤できる人にしか与えられない。週4日以下の人が申請した分は欠勤扱いになっているはず。私の所属する物販担当の人が、弁当担当の人より、有給を多くとる傾向にあり、社長の〇〇さんが、気にしておられます。」 2024年7月1日から7月4日までシフト表を入力するスプレッドシートに、以下のような記載がありました。「有給は、週5日の8割以上の方のみ適用されます。週4日出勤の方は不可です。週4日だと、一度でも遅刻早退すれば、雇用保険にも入れないため、当社だと退職後、室病 保険も申請できなくなります。ご注意ください。」(本日時点では、嘘の説明したことを撤回していない。)	8月6日付けで回答させていただいたとおり、勤務先の有給に関するについては、障がい福祉室ではお答えいたしかねますので、下記の相談窓口をご利用いただきますようよろしくお願いします。 (1)茨木総合労働相談コーナー 072-604-5491 https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/roudoukyoku/kanren_shisetsu/corner.html (2)吹田市の法律相談 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018939/1018938/1025366.html (3)吹田市の労働相談 https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018560/1018565/index.html	障がい福祉室	R6.9.4	R6.9.20
131	新型コロナワクチン定期接種について	この度新型コロナワクチン定期接種に伴い吹田市としては該当者一律に案内状を送り、個人負担3000円と差額は税金で補填ということですが、mRNAワクチンは死亡認定者799人と言う過去に例を見ない被害を出しています。先ずは一度立ち止まるべきではないでしょうか、対象年齢が下がるごとに貴重な国民、市民への被害が拡大します。再度御検討頂ますようお願い致します。 mRNAワクチンは遺伝子組換え製剤であり感染予防、発症予防も実証されておりません、重症予防も定かではありません。泉大津市の南出市長とも連携頂き市民を守って頂ますようお願い致します。	令和6年4月に新型コロナウイルス感染症は「予防接種法」のB類疾病に位置づけられ、定期接種の開始は令和6年の秋とされました。定期接種の対象者は、「予防接種法施行令」において、65歳以上の者、60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものと規定されております。 B類疾病の定期接種となる新型コロナワクチン接種は、定期接種化の初年度であること、また、インフルエンザワクチン接種と同時期での接種となるため、対象者が混乱しないように定期接種対象者である高齢者に対して、制度の案内を行うものです。 今後も、予防接種による感染症予防の効果と副反応リスクの双方について理解し、自らの意思で接種する・しないの判断をしていただけるようわかりやすく丁寧な情報提供に努めてまいります。	地域保健課	R6.9.11	R6.9.20

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
132	B35。「ごみ収集車火災」防止の啓蒙が必要	最近、「ごみ収集車火災」のニュースが多く全国的に発生。9月9日には、広島市で。8月1日には、大津市でも。 1)吹田市では、5月4日AMに吹田市の委託車が西ノ庄交差点で発生しており、環境部はゴミの出し方のHPの内容が現状に即した内容になっているのか確認されて、市民への協力依頼を発信すべきと思います。 ※リチウムイオン電池を使用した電気機器(携帯扇風機、コードレス掃除機、暑さ対策用のファン付きの作業衣)も最近多く使われています。 ⇒添付画像B35-ごみ収集車火災。西ノ庄交差点 ・吹田市では、「ごみ収集車火災」時の対応マニュアルは作成されていますか？。消火器は積載されていますか？(高槻市はこれで消火)。委託業者には周知徹底されましたか？。 ・高槻市、大津市のHPでは、分かり易く記載されています。 2)先日、暑さ対策用のファン付きの作業衣のバッテリー充電を室内でしていた時に火災発生ニュースが有りました。消防署に於いても市民への注意喚起が必要と思います。 ※危機管理室に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。	1)について まず、マニュアルにつきましては、「ごみ収集車火災」のマニュアルは作成しておりませんが、ごみ収集車火災も含む事故等の緊急時のマニュアルは作成しており、一般廃棄物収集運搬業者及び職員に指導啓発を行っております。また、消火器につきましては、収集車両に積載しております。 次に、5月4日に発生した車両火災につきましては、発火直後に消火器による消火活動を行いましたが無事に済まず車両火災になり、市民の皆様には大変御迷惑と御心配をおかけいたしました。その後、車両火災が起こったと思われる地域の皆様には周知のビラを作成し、全戸配付及び説明を行い、再度、全収集業者にも車両火災時の対応を指導いたしました。 最後に、本市ホームページで「リチウムイオン電池等によるごみ収集車両等の火災」として周知いたしておりますが、今後も市民の皆様にはきめ細やかな啓発活動を検討してまいります。 (担当:事業課) 2)について 貴重な御意見ありがとうございます。昨今リチウムイオン電池から出火し火事となるケースが増加しているため、9月中に当市消防本部のホームページ内に注意喚起を促すページを作成します。 (担当:総務予防室)	事業課、総務予防室	R6.9.12	R6.9.20
133	NPO法人〇〇の定款について	貴市が所轄庁である「NPO法人〇〇」の定款が、内閣府NPOポータルサイトの当該法人のページに掲載されていません。掲載をお願いします。	ご指摘のとおり、当該法人の定款が内閣府NPOポータルサイトの当該法人のページに掲載されていないことを確認しました。掲載に向けて手続きをさせていただきます。	市民自治推進室	R6.9.17	R6.9.20
134	B38。「10月から先発医薬品の自己負担」について市HPに掲載要	・10月から使用感や味など薬の有効性とは関係がない理由で先発医薬品を希望すると「特別の料金」がかかります。 ・選定療養費として薬価の差額の一部を患者さんが負担する仕組み。 ⇒添付画像B38-先発医薬品-10月～ ・市のHPでは、掲出される気配が感じられないので投稿します。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。	市ホームページへ掲載に向け、検討してまいります。	国民健康保険課	R6.9.18	R6.9.20

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
135	公園での野球等 危険な行為禁止について	以前、表題の事に関しお願いした際、下記のようなご回答でしたが、効果的な対策を取られていないようですので、もう一度お願いいたします。 先日、あまり広くも無い公園で、中学生の野球のユニフォームを着た生徒がバットを振っておりました。この時はお母さんが幼児の手を引いて公園から去って行かれました。その後、同じ公園で、高校生と、その付き添いらしい大人がやはり、バットを振って練習しておりました。この時は他の子どもはいませんでした。が、もう暗くなりかけており、見通しが良くなく、危険だと感じました。他に、サッカーボールを蹴っているのはよく見ます。注意板の作り直し、その他、対策が必要です。公園の場所は以前申し上げた場所です。 記 <件名>再送 先日質問の LNo.1157 に関して 平素は、本市公園緑地行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。要望いただきました件につきまして、下記のとおり回答させていただきます。 現在、ボール遊びに対する市の考え方としましては、「球技禁止」とすると、親御さんが幼児としているボール遊びまで禁止だとする声があり、「危険なボール遊び禁止」としています。 他の公園でも、子供たちによる危険なボール遊びに対しては、学校から子供たちに注意を呼び掛けてもらっており、今回も看板の補修と合わせて、今回通報いただきました公園の校区の学校には、子供たちへの呼びかけを依頼させていただきます。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 【私からの返事】 せっかくのお返事ですが、「危険なボール遊び禁止」では却って何のことか分かりません。具体的に「バットなど道具の使用禁止」「サッカーボールをけらない」などの指摘が必要です。「バットの素振りをしているだけでは危険なボール遊びには入らない」と受け取る人がきつというでしょう。指示は具体的がいいと思います。市内全体の学校への注意も必要だと思います。 注意版には野球・サッカーと確か書いてあります。	これまで、公園のボール遊びに対しては、現地に看板を設置するほか、附近の学校にも協力を依頼し、子供たちに啓発を行っておりますが、今後は、学校だけでなく、家庭においても保護者の方からも、公園でのボール遊びについて啓発を行っていただけるような方法を検討中であり、複数の手法で啓発を行うように進めているところです。	公園みどり室	R6.9.17	R6.9.25
136	B34.「大相撲吹田万博場所」の開催に伴う市HPに掲載願います。	・9月初めに、新聞の折り込み広告に入っていましたが、吹田市のHPに掲載がされていません。 ・吹田市は後援者のTopに掲載されています。尚、吹田市民優先予約販売の申込期間が、9月8日～9月16日までとなっています。 ・吹田市での開催は、約50年ぶりの事。また総勢約200人の幕内力士が来れるとの事。 ⇒吹田市のHPに掲載願います。	大相撲万博場所の折り込みチラシについて、吹田市の後援の記載がございました。本市の後援については、要領に基づき後援を承諾しておりますが、大相撲万博場所のイベントについては、後援の基準を満たしていないのにも関わらず主催者の確認不足により、折り込みチラシに誤って本市の後援の記載があったものでございます。市民の皆様の混乱を招いたこととお詫び申し上げます。 この件については、主催者のホームページに【新聞折込チラシ誤記のお詫び】として掲載されており、ポスターについてはすべて記載を正しいものに差し替えられました。 なお、本件のイベントについては営利を目的とする事業のため、市のホームページに掲載する予定はございません。	文化スポーツ推進室	R6.9.11	R6.9.26

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
137	9月16日は「敬老の日」です。。	後藤圭二 市長様へのお願いが2点あります。 1)敬老の日の関連で後藤市長様は、吹田市の色々な敬老行事に出席されるものと思います。 ・人生100歳時代が言われ、吹田市に於いても218人の100歳以上の方がおられます。後藤市長様は、この方たちとも会って話をされると思いますので、元気で長生きされている方たちから、秘訣を聞いていただき、市民に伝えて頂けませんか。 〔余談〕私は、近隣におられた107歳の方と不思議なご縁で、お話をさせて頂きました。 ・この時、「TVは、国会中継がおもしろい」…と言っておられました。 ・60才で〇〇を習い始められて〇〇の師匠に。お弟子さんには銀行の支店長さんも。そして「始める事に、年齢は関係は無い」…のお言葉。 ・私に「今、何歳?」。…私「今、70歳」。…⇒「わっかい(若い)なあ〜」⇒その通りです。 ・部屋間の移動は、杖も手摺も使わずに自立歩行をされていました。 ・「お肉は、食べなあかんでえ〜」のお言葉も。 ・庭の草取りもされていましたが、115才を目前に天寿を全うされました。 ※後藤市長様も、この方を訪問されています。 2)来年は、記念すべき“昭和100年”の年に当たります。吹田市が発展してきた100年の一翼を担って来られた、個人事業者を調べて頂けませんか。 ⇒そして、市民への広報ならびに記録をお願い致します。	1)について 現在、各地区で開催される敬老行事に可能な限り出席し、御参加の高齢者に祝辞を述べさせていただいております。 御意見のような長寿の秘訣など発信できる機会があれば、検討してまいりたいと考えております。 (担当:高齢福祉室) 2)について 個人事業者の皆様が地域に根差し、長きにわたって本市の発展に寄与していただいていることについては、大変ありがたく感じております。 しかしながら、数多くの個人事業者について、個別の情報を詳細に捕捉することが難しく、広報等も現実的に困難でございます。 個人・法人を問わず、魅力的な市内事業者の情報については、広く発信に努めてまいります。 (担当:地域経済振興室)	地域経済振興室、高齢福祉室	R6.9.17	R6.9.26
138	ディオス北千里が建て替え計画	ディオス北千里とそよら北千里が建て替え計画してほしいです。	現在、北千里駅前につきましては、市街地再開発事業による一体的な再整備に向け、地権者で組織する北千里駅前地区市街地再開発準備組合において検討を進めておられるところです。 本事業に係る吹田市HPの掲載ページ https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017979/1020321/1022469/1023606/index.html ご意見いただきましたディオス北千里(1番館〜8番館)及びイオン北千里については、再整備の区域内に含まれておりますが、再整備後のテナントについては現時点では未定でございます。 当該事業については、段階的な情報提供や、地域等との意見交換など、丁寧な事業推進について準備組合と協議してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。	計画調整室	R6.9.17	R6.9.26

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
139	B30-2。市HP(新着情報)で7月1日掲出のタイトル『金婚夫婦の方へお祝状を贈ります』について改善提言	2024年9月2日に投稿しましたが、市の回答は「(電話での)申請書の送付希望があれば、対応させていただいております」「ホームページでもその旨掲載いたします」ですが、申請用紙を貰うのに市役所または各出張所で…との事で公民館の利活用を要望しましたが、高齢福祉室の対応状況を見ますと、金婚を迎えられた高齢者の外出ならびに連日の気温が高いが続いており(今週の天気予報では、35度の日が2日間)、投稿します。 1)9月12日に市HPに、「御希望の方には申請書を送付します」を掲載されましたが、市HP(Top頁)の新着情報には掲出されていません。 ・“健康福祉”のサイト⇒高齢者福祉⇒生きがいづくり⇒“金婚祝い状”の更新情報が掲出されており、⇒これでは市民の目に触れるとは考えられません。 ⇒添付画像B30-2-金婚夫婦祝状-1新着情報になし ・9月12日に掲出のサイトの冒頭口箇所、更新内容の記載が無い事から、サイト内の全てを見られた方しか分かりません。⇒画像-1の下部の口枠内に「申請書の請求が電話でも可」の文言が欲しいです。 ・サイトへの追記ヶ所(御希望の方には申請書を送付します)を見ると、申請方法の-3 郵送による申請の項に記載。⇒(私見)申請書の配布の項に記載が適切かと思えます。 ⇒添付画像B30-2-金婚夫婦祝状-2。申請書電話申し込み追加ヶ所 2)今年度の申請件数を教えて下さい。1-電子申込システム。2-郵送受付。3-電話での申請書の送付希望。 3)環境政策室は、熱中症対策の観点から、市HPへの掲出のみでは無く、吹田市のイベントや行事の開催時の考慮の要請について全部局に発信をされましたのでしょうか。 ※広報課に市民への情報周知の観点から供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 金婚祝状贈呈にかかるホームページの記載内容につきまして、御意見ありがとうございます。 今後いただいた御意見も参考に、より分かりやすい情報発信に努めてまいります。 (担当:高齢福祉室) 2)について 申し込み方法別の申請件数につきましては、令和6年9月20日現在で、電子申し込み25件、郵送での申し込み7件、来庁での申し込み65件です。 なお、電話での申請書の送付希望につきましては、7件です。 (担当:高齢福祉室) 3)について 環境政策室では、庁内の電子掲示板等を利用し、高齢者、子ども、持病のある方等熱中症になりやすい方々に対し配慮をするよう、各室課に通知しています。引き続き、熱中症対策の観点から庁内に注意喚起してまいります。 (担当:環境政策室)	高齢福祉室、環境政策室	R6.9.17	R6.9.26
140	古江台中学校の樹木剪定について	古江台中学校の向かいに住んでいます。同校の樹木が成長し過ぎて道路に覆い被さっています。また、落ち葉やどんぐりの量がものすごく多くて、掃除をするのが非常に大変な状況です。樹木は大切にしたいのですが、やはり定期的に剪定して樹木の大きさを管理する必要がありますと思います。東京日野の倒木事故のニュースもあり、台風が来ると安全面や電線に当たって停電の原因にならないか心配でもあります。対応を宜しく願いいたします。	御迷惑をおかけしておりまして、申し訳ございません。 ご指摘の樹木については、11月中旬に剪定を行います。	学校管理課	R6.9.17	R6.9.27

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
141	B39. 出口町30の「くすのき遊園のブランコ」の早期の復元を要望。	・4月頃にブランコの座面と鎖が撤去され、5ヶ月程が経過。早期に復元・取り付けをお願いします。 ⇒添付画像B39-くすのき遊園のブランコ ・同時期にブランコの座面が撤去された近隣の片山公園のものは、7月に復元されています。 ・今年の酷暑時期も終わりそうです。子供たちも待っています。公園にブランコが無いのは寂しいです。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	くすのき遊園のブランコにつきましては、市民の方からの通報により不良がわかり、令和5年9月に使用不可とさせていただきました。当初はチェーンと座面の取り替えの補修を考えておりましたが、その後、他の補修も必要であることが判明したため、現在業者発注し、本年11月頃補修完了予定で進めております。時間を要し公園利用者の方々には御迷惑をおかけしますが、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R6.9.19	R6.9.30
142	後藤市長のプロフィールについて	偶然発見したのですが、後藤市長のプロフィールのページに、大阪星光学院ご出身と記載されています。ですが、確か私立灘中学・高校ご出身だったと記憶しています。 また、どうして分かりませんが、ウィキペディアにも同様に大阪星光学院ご出身との記載があります。 更に、現在掲載されている市長のお写真が、何か違和感を感じさせます。必要でしたら、最新のご本人のお写真に変更していただけると良いなと思います。たまに新しいのに更新されると、私達も安心ですし、楽しいです。	市長の出身校につきましては、大阪星光学院中学校・高等学校卒業でございます。また、市長の顔写真につきましてもご意見を賜りありがとうございます。今後の対応の参考とさせていただきます。	秘書課	R6.10.21	R6.10.31
143	吹田市役所での職員の方の、行政の仕方が、私に対して市民・府民の声や開示書をした事の対応	私が、今迄、吹田市で、役所に通う意見が有り、今迄通り、意見として、市民総務室の1Fのコーナーで、19年度夏度々、申し上げ、府や市政に対しての書面を見て頂いたり、それを、情報公開の上の階の市民総務室の窓口で、今年の6月位に、開示のかかりに請求しました、処、求めたのが書類として周って来ました。私の書いた意見としての記録です。もっと以前も、市民・府民の声として、大阪市の役所の方でも、私は来訪した。22年度6月位、その様な事を本格的に、開示情報として、又、した時が、24年度、春頃、有りました。それをお見せして、出窓口の、〇〇様というこの1Fの市民総務室の方に、持参した時もあり、説明も受けました。今の方も、その〇〇様という女性職員で、私は、今日の時の出来事を、今迄の直接した、事について意見に付いて〇〇様にも言い、書記されてました。今迄、私が受けた、吹田市役所の職員からこの2019年夏～2024秋迄の5年間に、直接、対応出来た、職員の対応の苦言を言った出来事、市民・府民の声として記録として届いているのか、吹田市の行政の方に問い希望をします。	御要望のありました、2019年夏～2024年秋までの5年間に寄せられた市民の声について回答いたします。 申出人の氏名と住所が一致する、申出人御本人のものと特定した市民の声は、令和4年度(2022年度)に2件ございました。	市民総務室	R6.10.16	R6.10.29

令和6年度（2024年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
144	B41-2.吹田市HP(Top頁)の下段の「吹田市公式SNS」内のX(旧Twitter)の存続の検討が必要。	9/21に投稿。10/8に市から回答を頂きましたが、疑問点があります。 【投稿内容(再掲)】2)2024年の能登半島地震、南海トラフ地震臨時情報、台風10号、糸田川氾濫注意、竜巻注意報、9月1日の防災総合訓練などの発信は皆無です。 ・市回答:吹田市公式Xは、現在も災害情報など緊急性の高い情報を中心に発信しており、2024年においても南海トラフ地震の臨時情報や台風、疫病関連の情報などを発信しています。 ・市回答:9月1日の吹田市地域防災総合訓練についても、(中略)実動訓練終了のポストを行っております。 ⇒吹田市の「X」の内容を全て見ましたが、見つけれませんでした。 お忙しい所、申し訳ありませんが、市のPC上に「X」の画面を表示して頂いて、前記の市回答(2024年発信)の表示画面の“スクリーンショット”を回答時に添付をお願い致します。 【投稿内容(再掲)】3)掲載の順序が、最初に2019年の千里山交番襲撃事件で有り、発信年も混在(入り乱れて)しており、時系列化されていません。 ⇒添付画像B41-2吹田市公式X-千里山交番 ・市回答:吹田市公式Xにつきましては、(中略)×社のシステム仕様によるため、利用される環境に応じて最新の情報が表示されない場合があります。 ・市回答:最新の情報をご覧いただく方法の一つとして、SNS「X」のウェブサイト内にある吹田市公式アカウント「吹田市役所」(リンク表記) ⇒豊中市の「X」では、最初に1月1日の能登半島地震での救助隊・救急隊の出動画像が有ります。 ⇒添付画像B41-2豊中市公式X-能登地震 ⇒市回答の「吹田市役所」(リンク表記)をクリックしましたが、「このページは存在しません」の表示。 広報課は、吹田市の「X」の降順の不具合の現状から、SNS「X」を運営している×社と、技術的な改善策を協議されませんか。 ⇒添付画像B41-2吹田市リンク先存在せず 【投稿内容(再掲)】4)後藤吹田市長さんのメッセージも2件ほどで、活用されているとは思えません。 ⇒後藤吹田市長様へ。吹田市の「X」の現状から、継続使用または改善のご検討をお願い致します。 ※吹田市の「X」の年間の使用料金額を教えてください。 ※広報課からの今回の回答文のタイトルが「市民の声No.8425、8434について(回答)」です。 ・投稿者の＜件名＞の文言の記述が有りません。加えて、No.8425、8434の数字は、市役所内での管理No.と思われる、投稿者には通知されていない数字です。⇒投稿者の＜件名＞の文言の記述が必要。 更に、回答のメールに異なる投稿2件の内容が記載されており、また危機管理室への質問に対する回答文が有りません。吹田市の業務処理に疑問が生じます。 ⇒回答をするに際して、上席者の決裁を受けられたのでしょうか？ ⇒市民総務室の方へ。市民の声の、ルールは、どのようになっているのでしょうか。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	9月1日の発信画面については別添のとおりです。また、9月1日の地域防災総合訓練の発信に関しては、広報課が広報班として担当しているため、危機管理室に代わってお答えしています。 SNS「X」の表示方法については、X社の意向によるものであり、技術的な改善策を協議するものではないと考えています。本市におけるSNS「X」の年間使用料は0円です。 また、市民の声への回答については、決裁を受けた上で行っております。 (担当:広報課) 市民の声は、御意見の内容に応じて当該業務を行っている室課へ回答を依頼しております。 2件以上の異なる御意見に対して、とりまとめて1件の文書として回答するかどうかなどの具体的な方法については、特にルールはなく、各室課で判断しております。 (担当:市民総務室) ※添付画像については、公表しておりません。	広報課、市民総務室	R6.10.15	R6.10.29

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
145	「市報すいた」に載っている吹田市職員の給与がおかしい2	■民間給与について 前回の質問への回答で、民間給与556万5406円は吹田市における平均給与とのことでした。 しかし市報に「国税庁のデータ」とありますが、国税庁の「民間給与実態統計調査」に市町村単位のデータは載っていません。 https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan2022/pdf/002.pdf 民間給与556万5406円はどこのデータなのか教えてください。 ちなみにデータを引用する際に引用元を書くのは社会人の常識です。 ■正規職員と非正規職員の平均給与が混交している件 「吹田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、定められた要領の様式に則って作成し、フルタイム会計年度任用職員を含めたものとなっています。 「吹田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に、正規職員と非正規職員の給与を混交して公表せよとは書かれていません。 https://www2.city.suita.osaka.jp/reiki/d1w_reiki/H417901010007/H417901010007.html 従って、その回答はただ「手順」を説明しただけであり、正規職員と非正規職員の給与を混交しなければならない「理由」の説明にはなっていません。 疑問に対して理由を説明するのは、小学校レベルの国語です。このような回答では、吹田市職員の国語力が給与に見合っていないどころか、小学校のレベルを満たしていないと疑念を持たれることを省みるべきです。	民間給与について 記載した民間給与につきましては、国税庁の公表データではなく、本市が課税情報から作成し、国に提出したデータとなります。表記につきましては、分かりやすいものとなるよう改めます。 正規職員と非正規職員の平均給与が混交している件について 公表した資料につきましては、記載方法も含め市で定めた要領に従って作成しているところですが、平均給与の比較にあたり、非正規職員の給与を含める点につきましては、採用する吹田市の民間給与データにアルバイトの給与が含まれているため、市職員についてもフルタイム会計年度任用職員を含めております。	人事室	R6.10.15	R6.10.25

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
146	市報の表紙について	何回伝えても改善されないので再度改善を求めます。市報の表紙は記念撮影ではないですよ。 ・10月の表紙は記者だからといって表紙に載せるのおかしくないですか？場所だけでも言葉を付け加えたら伝わります。記者に選ばれた人だけの特権ですか？ ・9月号 吹田フェスタを伝えるのはわかります。ただ、女性の写真(スプラッシュ)について、昨年市民から意見言われていませんでしたか？昨年万博行った時広報の方が嬉しそうに女性の方の写真を撮っていました(私の主観です。)が掲載されていない写真の流用はまさかないですよ？ ・5月号 なぜ彼らなのでしょう？千里北公園と書かれています、似たような風景は市内にもあります。彼らを選ぶ理由はコネですか？不公平です。公募してください。 ・3月号 5月号と同じです。しっかり考える職員はいないのでしょうか？できないなら市民に開放してください。別にあなた方に頼んでいませんよ。仕事ならふざけないでください。 ・2月号 風景は問題ありませんが、なぜ女性だけでしょうか？吹田の成人式に参加するのは女性だけですか？撮影した人並びに関係者の趣味が入っているのですか？男女平等ですよ。私以外の市民から同様な意見が出されていたのに改善されないのは、市役所には市民の意見を聞くのが嫌いな人が集まっているのですか？お金を掛けて市報出すなら、自分たちだけでなく市民にも参加させるプロセスを考えるべきではないですか？市民アンケートで不満がないからと好き勝手にやるのはやめてください。改善を求めます。	市報の表紙は公募によるものではなく、普段は市報をご覧にならない方にも見ていただけるように毎月テーマを設定し、テーマに応じて目を引くようなデザインを心がけて作成しております。 テーマにつきましては、その月、特にお伝えしたい施策やイベントが表紙から伝わるよう、主に特集と関連した内容で作成しております。 モデルにつきましては、現地で声をかけてご協力いただいているほか、男女比に関しましては、年間を通してバランスが取れるよう意識しております。 男女ともに参加している成人祭などにつきましては、その号だけで男女のバランスが取れるよう、今後は努めてまいります。 また、ご指摘の写真の流用に関しましても、業務以外の目的でのデータの外部への持ち出しを禁じており、業務外での流用はしておりません。	広報課	R6.10.7	R6.10.21

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
147	B47. 吹田市のHP内の「北摂自治体連携事業」のサイトについての意見要望。	このサイトは、市のHPに9月27日に掲出されましたが、新着情報に掲出がされていません。 ・趣旨は、2025年大阪・関西万博の機運醸成ならびに北摂エリアの魅力発信を目的として、大阪を訪れる方々に向け、会期中に北摂エリアのイベント等で弁当を活用し、各市町を訪れてもらう。 内容は、北摂各7市3町の食材を使った「北摂弁当」のレシピコンテストの制作の募集案内です。 ⇒添付画像B47-北摂弁当-1吹田市のサイト、食材リスト ⇒添付画像B47-北摂弁当-2募集チラシ画像 1) 吹田市のサイトにたどり着くには、市HP(Top頁)⇒最下段の“EXPO2025”⇒関連リンク集⇒北摂自治体連携事業の中の項目内に記載。 ⇒これでは、募集対象者である、高校生や大学生などの目に触れません。 吹田市は、常々「市内には大学が5校あります」…と言っておられるのに、辻妻が含まいません。 加えて、千里金蘭大学や大和大学さんは“食”に関する取組も有り、周知の方法を考えるべき。 2) 吹田市は、今回の「北摂弁当」の取り組みについて報道機関に9月6日に共同リリースされているのに、市のHPへの掲出が9月27日では、遅すぎ。加えてエントリー開始が、9月11日。エントリー締切が10月11日。…では、メニューの検討・食材の確保は非常に困難。 3) 吹田市の「北摂弁当の食材」については、収穫時期の制約、価格、必要量の確保面で難しいと思われます。 ⇒添付画像B47-北摂弁当-1吹田市のサイト、食材リスト[右] ・吹田くわい(収穫時期は11月末～12月)、吹田産新たまねぎ(5月頃)、筍(4月頃)、入手先が江坂朝市。 ・コネクトコーラ(飲料)、北摂ベジスイート(画像を見るとクッキーのようで現在売り切れ) ・吹田バナナ⇒リンク先が(ページが見つかりません)。このバナナは「皮も食べれる」、吹田市のふるさと納税の返礼品でもあり、また高価だった記憶があり「収穫時期により返礼不可」の記述がありました。 ※お節介ですが、ネットの情報では、バナナは腎臓病に罹患の方には悪いとの事。⇒今回のお弁当では量が少ないので影響なし。 ・KANDAI BLENDリップコーヒー(コーヒー豆の挽いたもの) ※応募者が食材の検討をするのに、吹田市のサイトには吹田市の食材のみであり、摂津市のHPでは、全ての市町の食材・入手先のリストの記載が有り便利。 ⇒添付画像B47-北摂弁当-3摂津市の食材リスト 4) 吹田市のサイトの説明文には「2025年大阪・関西万博」の語句が全く見られません。何故ですか？ ・近隣の池田市、箕面市、豊中市、摂津市の「北摂弁当」のサイトには、「2025年大阪・関西万博」の記載有り。 ⇒添付画像B47-北摂弁当-4池田・箕面・豊中・摂津市の万博表記 ⇒万博の機運醸成であれば、シティプロモーション推進室は、2025年大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」と「食」は、密接な関連性があると思いますので「2025年大阪・関西万博」の語句は、上記の他市同様に記載すべきと思います。 5) 市HPへの掲出に際して、上席者の決裁を受けられましたのでしょうか？ ※広報課に、万博開催まで6か月ほど。機運醸成の観点から供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	まず、「2025年大阪・関西万博機運醸成」という文言につきましては、いただいた御意見を踏まえ、追記させていただきました。今後、更新のタイミングなどの機会をとらえ、その他のページについても必要に応じ追記等を行います。また、ホームページについては課長級の決裁を受け掲載しております。 次に、「北摂弁当」について回答させていただきます。 ホームページへの掲載は9月6日14時に行っており、添付資料等を改定したため更新日が9月27日と記載がされていたものです。 また、周知につきましてはホームページでの掲載のほか、大学にも別途直接お声かけしております。 食材については、本取組の趣旨として各市町の特産品等のPRも兼ねたものになっております。各市町の特産品の収穫時期等がコンテスト募集時期と合わないことから、食材確保が難しいものについては、別産地の食材を代用してもよいこととなり、募集期間中に食材確保が難しいものもリストに含まれております。 レシピコンテストのチラシQRコードから各市町の食材と購入先が確認できること、本市特産品等のPRを重視しておりますことから、本市ホームページについては本市の食材のみを掲載しているものです。	シティプロモーション推進室	R6.10.3	R6.10.18

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
148	「市報すいた」に載っている吹田市職員の給与がおかしい	「市報すいた」2023年12月号に載っている、吹田市職員の給与についてです。 ●民間給与が誤り 「市職員(フルタイム会計年度任用職員含む)と民間の平均給与の比較」において、民間給与が556万5406円(国税庁のデータ 令和4年1月～12月)とありますが、国税庁のデータでは令和4年分の民間の平均給与は458万円です。 https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan2022/pdf/002.pdf 「市報に載せたのは上場企業の平均です」や「大阪府の平均です」といった言い訳が予想できますが、そう記されていない以上は誤りです。 ●正規職員と非正規職員の平均給与が混交されている 市職員の平均給与はフルタイム会計年度任用職員、つまり非正規職員の給与を含めた額になっています。 正規職員と非正規職員の給与を別々に記載するのは社会常識です。国税庁のデータでもそうになっています。 「書くスペースがない」という言い訳は、「経験年数別平均給料」「その他の手当」などの重要性の低いデータが載せられている以上、ご遠慮ください。 以上の誤情報、記載不足により、 ・民間の給与が高いという誤った情報 ・市職員の給与に非正規を混ぜることによって、正規職員の給与が低い印象を与えている ・以上2点により、市職員と民間の給与の差が小さいと見せかけている ・非正規職員の平均給与を書かないことにより、待遇の悪さを隠蔽しているという卑小な記述が行われています。市職員給与費582万2478円は、正規職員に限ればもっと増える筈です。その給与にふさわしい仕事をしてください。 また、令和4年度の正規職員と非正規職員の平均給与をそれぞれお教えください。	「民間給与が誤り」について 公表しています民間給与は、吹田市における平均給与となりますが、いただきました御意見を参考に、分かりやすい表記となるよう努めます。 「正規職員と非正規職員の平均給与が混交されている」について ホームページに公表しています内容は、「吹田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、定められた要領の様式に則って作成し、フルタイム会計年度任用職員を含めたものとなっています。 なお、令和4年度の平均給与は次のとおりです。 正規職員:624万9476円 フルタイム会計年度任用職員:278万7828円	人事室	R6.10.3	R6.10.11

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
149	B48. 吹田市本庁舎職員のお昼の食事場所は、どこで～。	1)市役所のお昼休み時間中でも、市民の窓口対応で3交代業務をさされています。早番や遅番の方は、職場では食事(お弁当)が出来ません。窓口近くの職員(正規。非正規)の方々の食事場所は、どこでされていますのでしょうか。駐車場の交通整理員の方々など、把握されていますか？ 2)市役所の食堂は現在、入札業者が居られなくてお弁当業者の方が(約50食?)AM11:30から販売開始対応をされていますが、食堂のテーブル・イス席は、利用されていません。 ⇒上記の窓口近くの職員(正規。非正規)の方々などの食事場所として、食堂の利活用をされませんか？ ⇒添付画像B48-市役所食堂。上:開店前。下:開店後。手前の方は、麺や客 3)市の職員組合の方は、職員の方々の福利厚生として考えて頂きたい。市の担当部署の方も気がついて欲しいです。併せて湯茶の対応もお願いします。 4)吹田市本庁舎で勤務されている全職員の方々的人数は、何人ですか？。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 地下1階の食堂スペースにつきましては、午前11時30分から午後2時まで、職員及び来庁者の食事スペースとして開放しており、昼休み時間中に窓口対応等の業務を行った職員は、当該スペースや職場の会議室などを利用して、食事をとっています。 なお、市が業務委託をしている駐車場の交通整理員につきましては、警備控室、食堂スペース等を利用されているとのことです。 2)について 回答1で記載しましたとおりですが、地下1階の食堂スペースにつきましては、午前11時30分から午後2時まで間、職員及び来庁者の食事スペースとして開放しています。 3)について 食堂スペースにおける飲料につきましては、各自で持参いただくかコンビニエンスストア、お弁当販売事業者及び自販機等で購入いただいております。 4)について 令和6年4月1日現在で約1,100人です。	人事室	R6.10.7	R6.10.10
150	B44. 詐欺メール「能登半島災害被災の支援金」「国税庁:e-Tax税務署からの未払い税金」ならびに「消費者安全法」の注意喚起の周知要	吹田市は「安心安全のまちづくり宣言」をされている事から、市民への周知が必要と考えます。 1)9月22日にYahoo!のサイトに、「令和6年9月能登半島豪雨緊急支援-Yahoo!ネット募金」のクリックの鉤があり、関連と思わせる詐欺に注意要。 2)定額減税の関連と思わせるメールが、23日から急増。 ⇒添付画像B44-詐欺メール 3)「消費者安全法、第38条第1項」に基づく注意喚起が必要。 ・消費者の安全を守るために制定された法律で、平成21年(2009年)に施行されました。消費者事故等の発生を防止するため、国や“地方公共団体”の責務との事ですが、吹田市はHPや市報などでの市民への周知がされていません。 ※近隣の市(豊中市、伊丹市、枚方市、門真市)では、HPで市民に注意喚起をされていました。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	ご指摘いただきました詐欺メール「能登半島災害被災の支援金」「国税庁:e-Tax税務署からの未払い税金」についてはHPを作成し、併せて吹田市公式LINEで注意喚起を行う予定です。「消費者安全法」については市内公共施設(公民館、図書館、地域包括支援センター等)に消費生活センターリーフレットの配架を依頼し改めてセンター業務について周知を図ってまいります。	市民総務室	R6.9.25	R6.10.9

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
151	B41. 吹田市HP (Top頁) の下段の「吹田市公式SNS」内のX(旧Twitter)の存続の検討が必要。	「X」の内容を見ると吹田市は、「災害情報など緊急性の高い情報を中心に発信します。」との事ですが、吹田市が発信している情報は2018年～2022年であり、2023年 & 2024年は発信無し。広報課はメンテナンスを全くされていないと考えます。また、市民が、見ておられるのかも甚だ疑問。 1) 主な内容は、2018年の台風による停電。2019年の千里山交番襲撃事件。2020年からのコロナ関係。2022年の不発弾発見のみ。買い物キャンペーンの紹介や特別低額給付金(10万円支給)の申請書を本日発送…は対象外と思います。 ⇒新吹田市民になられた方が発信日を見ずに、内容を読まれた方は最初の“千里山交番襲撃事件”について目に触れ、“拳銃が奪われ逃走中”を見られたら「何。これ！」と驚かれませんか。 ⇒添付画像B41-1市HP「X」画面 2) 2024年の能登半島地震、南海トラフ地震臨時情報、台風10号、糸田川氾濫注意、竜巻注意報、9月1日の防災総合訓練などの発信は皆無です。 3) 掲載の順序が、最初に2019年の千里山交番襲撃事件で有り、発信年も混在(入り乱れて)しており、時系列化されていません。 ⇒非常に見難い状態です。私は、最新の発信内容が最初に表示で、古いものが下段になる降順と思っております。 4) 後藤吹田市長さんのメッセージも2件ほどで、活用されているとは思えません。 5) 発信内容にタイトルが無く理解困難なものもあり、吹田市に転入された新市民の方は、この「X」サイトのメンテナンスが全くされていない吹田市広報の信頼度・不安感を抱かれる可能性が有ります。 6) 危機管理室は、9月1日の防災総合訓練に伴い、市HP(Top頁)を“緊急版”に切り替えておられ、「公式X・LINEで発信訓練を行います」の記述が有りますが、発信はされたのでしょうか？ ⇒添付画像B41-2防災総合訓練時の市HP画面 ⇒発信された内容は、吹田市公式X(旧Twitter)のサイトのどの部分に掲載されたのか、教えて下さい。 ⇒危機管理室は、市HPの“緊急版”の編集時に、サイトの最初の発信内容が“千里山交番襲撃事件”であることから、疑問に感じておられないので、危機管理意識を高めて頂きたい。 現状の「X」では、緊急時に使い物になりません。広報課と早期に協議をされたし。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	吹田市公式Xは、現在も災害情報など緊急性の高い情報を中心に発信しており、2024年においても南海トラフ地震の臨時情報や台風、疫病関連の情報などを発信しています。 9月1日の吹田市地域防災総合訓練についても、同日10:17に訓練内容、12:14に実動訓練終了のポストを行っております。 なお、吹田市公式Xにつきましては、SNS「X」を運営している×社のシステム仕様によるため、利用される環境に応じて最新の情報が表示されない場合があります。最新の情報をご覧いただく方法の一つとして、SNS「X」のウェブサイト内にある吹田市公式アカウント「吹田市役所」(https://x.com/SuitaCity_Osaka)を選択して表示させることが可能です。	広報課	R6.9.24	R6.10.8

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
152	B43. 吹田市HPの新着情報に「同一タイトルのものが最近2件、同じ日に掲出あり」	市民は、市HPを閲覧された時にどのように感じられるのか考えて頂きたいです。市職員、決裁をされた上司の資質が問われます。 1)9月18日:屋外広告物パネル展2024を開催します(都市計画室) 2)9月12日:吹田市民文化祭(文化スポーツ推進室) ⇒添付画像B43。同一タイトル掲出2件 ※市HPの維持管理をされている、広報課の方へ。以前の投稿に対する回答で「HPは、チェックしています」⇒このような現状では、吹田市に対する信頼度が低下。 ・同一名称のHPへの掲出防止について、マニュアルにはどのように記載されていますか。 ・上記の2件について、当該部所に指導をお願いします。 ・ネットの「人事用語集」に“ハインリッヒの法則”があります。1件の重大事故の背後には、重大事故に至らなかった29件の軽微な事故が隠れており、さらにその背後には事故寸前だった300件の異常が。「1:29:300の法則」とも呼ばれます。 ⇒確認不足によるミスは、大きなミス(金銭・人命)を惹起する可能性があります。 ※人事室に新入職員への教育の観点から供覧をお願いします。私は新入社員教育時に教わりました。 ※危機管理室に安全管理の観点から供覧をお願いします。 ※情報政策室はDXに取り組んでおられることから、市民への周知状況の観点から供覧をお願いします。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	HPのタイトルに関しては、主題が明確にわかる具体的なタイトルであり、他のページと重複しない固有のタイトルにする旨をガイドラインに記載し、運用しています。 ご指摘いただきました2件については、各担当へ情報共有しています。	広報課	R6.9.24	R6.10.8

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
153	職員の対応 国保担当の〇〇氏について	このたび、前もって電話相談したにもかかわらず口座の差押を国保からされました。その時、国保担当の〇〇には電話口で、そのままにしておいてもらってもいいです。と言われ、それ以外の説明や差押の説明ありませんでした。 以前に差押の話をしているから説明をしなくても良かったと言うのが〇〇の見解です。 市民はそれではわかりません。相談に応じてくれたと思います。その後放置とみなされて…結果差押。 現在、所持金1000円です。ようやく就職先が決まり、市民税と国保の分納ついてご迷惑をお掛けしない金額の支払いのめどの相談の2日前にいきなり差押。給料の支払いまでの繋ぎの20万円を何とか口座に用意して、家賃、光熱費、生活費の出費にあてる準備が出来た矢先に、国保で差押されました。何もかも支払いが出来ません。生活も出来ません。 福祉に相談してくださいと軽々しく言う〇〇。 決して、それまで放置などせず、市民税と国保に電話連絡を行いました。 市民税課の〇〇さんには、こころより感謝申し上げる程の親切な対応でした。吹田市役所でも〇〇さんをお手本に教育された方が良いと思います。 その反面、国保の〇〇は電話にて適当な対応をしたからこのような差押まで至りました。 自分以外にも、他の市民の方にも、この〇〇という職員にメンタル面も含めて、最低限の生活の人権侵害を受けていると思うので、〇〇に対する嚴重な注意を含め、このような職員は窓口と電話対応を一切やめてもらいたい。 市民税課の〇〇さんを含めて他の職員の方は、とても丁寧な方ばかりです。 今回の〇〇の適当な対応、何かにつけて、法律に乗っ取り差押しているだけです。等と、市民が生活を立て直すため必死になっているにも関わらず、返済する意思を侵害する発言と、〇〇の差押前の電話での相談に対する説明不足について、この様な事が今後起こると思うので市役所で検討して頂きたい。	この度は、本市職員の対応について不快な思いをされたことにつきましてお詫び申し上げます。 御意見をいただきました件について説明させていただきます。 まず、法律によりますと、国民健康保険料は正規の納期限までに必ず納付いただくかなければならないこととなっており、分納という制度はございません。 正規の納期限を過ぎて納付がない場合は、納期限後30日以内に督促状を送付しなければなりません(吹田市債権管理条例第5条)。また、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、徴収職員は滞納者の財産を差し押さえなければなりません(国税徴収法第47条)。 ただし、法律(地方税法第15条及び国税通則法第46条)に定める要件に該当するときは申請により1年以内に限り徴収猶予できることとなっており、実際には法律上の徴収猶予の要件に該当しない場合でも、1年以内に完納となる納付計画を立てられた場合には、便宜上の分納処理を行ない、履行中は状況により滞納処分を保留していることもございます。 〇〇様の場合は、分納により納付いただいておりましたが、1年以内に完納できる納付計画となっておらず、増額の依頼、及び財産調査の上での差押がある旨の説明をさせていただいていたところです。 前もって電話相談され、担当した本市職員の〇〇が「そのままにしておいてもらってもいいです。」と申し上げたとのことですが、本市の面談記録によりますと差押の直前に分納を受付けた職員は〇〇ではなく、また〇〇を含め担当職員全員に聞き取りも行ないましたが、過去にそのようなことを申し上げた記憶はないとのことでした。 納付相談を受ける際には、市民の方の御事情をお聞きするとともに、法律に基づいた説明を行なうよう、平時より職員に指導しており、納付が困難な方におかれましては御負担に感じられることもあると認識しているところでございます。 あくまでも納期限を過ぎている保険料は、法律上、一括納付が必要であり、分納は便宜上の処理により行っているものでございます。	国民健康保険課	R6.9.30	R6.10.8

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
154	個人情報管理に関する苦情	先日花火イベントの開催認可に対する質問を行いました、本日実施団体から状況説明のメールが届きました。 私の質問をメールアドレスを含めて転送したと思いますが私は許可していません。 個人情報に対する認識が不十分で不適切な対応ですので個人情報管理責任者からの説明をお願いします。 理由は説明しませんが万博運営組織に名前を知られるのは非常に困るのに知られてしまいました、責任取れますか？ もう1件黙認した案件もありますのでメールを送っていいアドレスを教えてください。メールの誤送信ですが事後なんの対応もありませんでした。	市政に対するご意見・ご要望(市民の声)については、送信フォームの冒頭部に注意点を掲げており、その中で、「国や府などに関することについては、市ではお答えできませんので、それぞれの窓口にお問合せください。このようなご意見が市に寄せられた場合は個人情報を含めて関係機関に内容を伝達いたします。」と記載しております。 9月23日に〇〇様からお送りいただきましたご意見・ご要望につきましては、大阪府が所管しております日本万国博覧会記念公園に関するものが含まれていましたことから、本市としましては、これに基づいて大阪府(広報広聴課)に伝達したものです。 その後の処理につきましては、本市ではわかりかねますので、お手数をおかけいたしますが、大阪府(広報広聴課)へお問い合わせいただきますよう、お願い申し上げます。 【大阪府府民文化部府政情報室広報広聴課】 電話番号:0669449013 Email:fuming05@sbox.pref.osaka.lg.jp なお、本市に関する部分につきましては、環境保全指導課より改めて回答を送信させていただきます。 また、「もう1件黙認した案件もありますのでメールを送っていいアドレスを教えてください。」と記載いただいておりますが、本市に関する内容でございましたら、今回回答をお送りしておりますメールアドレス ko_sodan@city.suita.osaka.jp)へ送信いただきましたら、担当部署にお繋ぎし、改めて担当部署より御連絡差し上げます。 本市以外の機関でございましたら、それぞれに広聴担当部署がございますので、直接御連絡いただきますよう、お願い申し上げます。 最後に、今回いただきました御意見につきましても、大阪府に関する内容が含まれておりますので、大阪府(広報広聴課)へ個人情報を含めてお伝えしてもよろしければ、返信いただきましたら対応させていただきます。	市民総務室	R6.10.4	R6.10.8

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
155	B35-2。「ごみ収集車火災」防止の啓蒙が必要	9月12日に投稿しましたが、少し疑問点があります。 ・投稿(抜粋):「ごみ収集車火災」時の対応マニュアルは作成されていますか？。 ・市回答(抜粋):「ごみ収集車火災」のマニュアルは作成していませんが、ごみ収集車火災も含む事故等の緊急時のマニュアルは作成しており... Q1:投稿した趣旨は、画像のごみ収集車の前に作業員らしき人(軍手)が2人。また交差点内に信号待ちの方が4人おられます。 ⇒素人なりの考えですが、ごみ収集車のガソリタンクに火が移り、万が一、爆発した時の危険予知をした場合、作業員の方は、延焼中のごみ収集車から離れる。加えてごみ収集車に人や車を近づかせないように。消防車や警察官が来るまでに交通遮断が必要と思いました。また建物の中におられる方は、どうすれば良いのか、消防署の見解を聞かれて、マニュアルの充実化をされたら... ⇒添付画像B35-2ごみ収集車火災。西ノ庄交差点 Q2:ごみ収集車火災について、ごみの投入作業中に発火すれば分かりますが、走行中に発火をすれば運転席からは、サイドミラーで煙の確認になるのでしょうか？。煙や熱感知器はあるのでしょうか？。 ・今回の場合は、火災の発生についてどのような状況でしたのでしょうか？。消火器の積載位置は、どこですか？。 Q3:少し前ですが、目の前で2階建ての集合住宅の家庭ごみを作業員が収集車に投入した後、運転席に入り車を即出発。 ⇒これって、一人乗車。万が一、火災発生の場合は対応不可と考えます。再度、委託業者に周知徹底が必要。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。	Q1について 貴重なご意見ありがとうございます。今後も様々な課題を検討してまいります。 Q2について ごみ収集車には、煙や熱感知器の搭載はないため、サイドミラーや臭気での確認となります。また、状況としましては道幅の狭い地域で車両火災が発生し、消火器による初期消火を行いました但し鎮火しなかったため、周囲の安全を確認し道幅の広い場所での消火活動となりました。収集車両には消火器の搭載はしておりますが車両により搭載位置は異なります。 Q3について 今回の車両火災を受け、一般ご家庭のごみを収集しているすべての委託業者に車両火災時の対応について指導を行っております。	事業課	R6.9.25	R6.10.3

令和6年度（2024年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
156	職員の乱脈振 りについて	貴庁職員の乱脈振り、市民への忠誠心の欠如は目に余る。 令和5年10月23日には福祉部の主任級の一般事務職員(38歳)が令和3年8月から、吹田市職員労働組合の組合員である立場を利用して、主に休日に職員会館内の組合事務所の部屋を私的に使用し、その時間を勤務していたものとして時間外勤務手当の申請を行い、時間外勤務手当を不正に取得していた故を以て懲戒処分となり (https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019085/1019093/1029871.html)、令和4年6月16日には環境部の主任級の清掃職員(35歳)が自宅からバイクで出勤途上に酒気帯び運転(呼気10あたり0.20mg)で検挙され(https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019085/1019093/1024913.html)、令和3年1月15日には環境部の主任級の清掃職員(55歳)が令和2年10月15日に公用車で部下職員の運転により出張した際、ドラッグストアで酒類を購入し、知人宅や実家へ届けるなど公用車の不正使用及び職務からの離脱があり、同年8月13日及び9月14日も概ね同様の行為があった故を以て懲戒処分となり(https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019085/1019093/1004000.html)、平成30年5月17日には当時福祉部の主任級の一般事務職員であった〇〇51歳が平成28年度会計について460,440円の収入金を口座に入金することなく私的に使用するとともに、支出を過大に計上した虚偽の決算書を作成して団体の決算監査を受け、平成29年度会計については、508,603円の収入金を自席の引出に保管し紛失させるとともに、通帳等の紛失も含め、事案が発生した時点で上司に報告を怠るという忠誠心の欠片もない不品行により懲戒免職となり (https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019085/1019093/1004006.html)、平成28年11月28日には市庁舎警備業務委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき業者と随意交渉し、契約締結を行うべきところ、契約に必要な事務手続及び契約書の作成を怠るという信じがたい役目怠慢により総務部の次長級の一般事務職員(58歳)と同じく課長級の一般事務職(52歳)が懲戒処分となり(https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019085/1019093/1004004.html)、平成26年3月17日には道路公園部の課長代理級(58歳)が阪急宝塚線宝塚行き急行電車の車内で、午後10時頃、乗客の20歳代の女性に痴漢行為を行い (https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019085/1019093/1004003.html)、平成25年5月13日にはまち産業活性部の係長級(47歳)がコミュニティセンター清掃業務において、センターの平成24年10月からの毎日閉館に伴う業務拡大に関し、正式な契約変更手続きを怠り、刺え上官と業者の両方に虚偽の説明・報告を重ねた故を以て懲戒処分となる (https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019085/1019093/1004002.html)等、貴庁では忠誠心の欠片もない職員や甚だしい役目怠慢があまりにも多すぎる。	ご指摘の事案につきましては、公務員が率先して法令等を守り、市民の方々からの信頼を得なければならない立場であるにもかかわらず、信用を著しく失墜させる行為でございます。 今後は、このような不祥事が再発することのないよう、市民の方々の信頼回復に向け、服務規律の確保について、より一層全職員に周知徹底してまいります。	人事室	R6.9.30	R6.10.3
157	マナー力の向上に向けた講座、サークル教えてください。	玄関のチャイムが鳴り、ドアを開けたら、「消防設備の点検です」と言って、いきなり部屋に入ってきた20代男。不審者と思って部屋から出て行って貰い110番した。警官が来て、この男セコムの社員で不審者では無く、設備点検者。110番してすみませんと言うと、50代警官は「いいんですよ、また、なにかあったら110番して下さい。こうした行為は大阪の間間は珍しいことでは無いです。マナーも常識も無い奴が多いから」とは吹田警察機動隊の警官の言葉。自転車のマナーの悪さ、喫煙マナーや、煙草の吸い殻ポイ捨て、道路にゴミ、これらはこの欄で申し上げてきましたが、其れを見直すサークルや講座は吹田には無い。市民が気持ちよく過ごせるマナー力の向上を目的にしたグループ教えてください。	本市では吹田警察署と連携し、市内36校の小学校で自転車の交通ルールの遵守及び安全な乗り方について交通安全教育を実施しており、市内18校の中学校においても令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)まで、毎年6校ずつ自転車安全教育を実施しております。加えて吹田警察署では、高等学校、大学及び事業者などで交通安全講習を実施しております。 しかしながら、広く市民向けに自転車のマナー教室のようなものは実施しておりません。 (担当:総務交通室) 当室では、自分たちの住むまちでポイ捨て禁止等の啓発を実践し、市と協力して市内の環境美化推進を図る環境美化推進員(環境美化推進団体)を募集しております。 ・満18歳以上であること。 ・5人以上で組織すること。 ・継続した活動が可能な団体であること。 ・市が実施する環境美化活動に積極的に参加できる団体であること。 以上の条件を満たしていれば、御登録いただくことができます。詳細は市のホームページを御覧いただくか、環境政策室(Tel:06-6384-1361)までお問い合わせください。 (担当:環境政策室)	環境政策室、総務交通室	R6.11.19	R6.11.29

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
158	B53-2。「選挙ポスター掲示場の設置位置が危険」について	10/28に投稿。11/12に市から回答を頂きましたが、疑問点およびお礼。 1)[前回投稿(再掲)]:選挙管理委員会は、(中略)今回の件で他の掲示場での安全確認を願います。 Q1:他の掲示場での安全確認をされましたのでしょうか。今回の投稿は、2021年投稿の再発によるものであり、回答文に記載が有りませんでした。 2)[前回投稿(再掲)]:選挙管理委員会は、掲示場の設置時に、吹田警察の道路使用許可を得ておられますでしょうか？。 [市回答]:設置を行うに際しては、関係所管に許可を得たうえで設置しております。 Q2:吹田警察の道路使用許可を得ておられますでしょうか？。回答文に明確な記載が有りませんでした。また道路許可申請手続きは、工事会社なののでしょうか。 Q3:掲示場の設置工事の発注時に、道路使用許可取得についての文言の記載は、有りますか。 【住居表示担当へお礼】 ・詳しい説明を頂き、有難うございました。お手数をお掛けいたしました。 ⇒添付画像B53-2 上山手町7。⇒自治会が配布の住宅地図で判断をしていました。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	Q1について 掲示場の安全確認につきましては、業者から提出される設置完了の写真を確認する際に行っております。 Q2について 吹田警察への道路使用許可の申請につきましては、選挙管理委員会事務局が申請手続きを行い、許可を得ております。 Q3について 道路使用許可申請につきましては、選挙管理委員会事務局が行うため、文言は記載しておりません。	選挙管理委員会事務局	R6.11.22	R6.11.29
159	「国旗および吹田市旗の掲揚」について	三笠宮妃百合子さま(皇室最高齢の101歳)が15日早朝、薨去され、これに伴い、大阪府庁では、吉村洋文知事が哀悼の意を表され、半旗が15日掲げられました。また大阪市役所ではライトアップを取りやめの新聞報道がありました。 吹田市においても、国旗および吹田市旗の半旗の掲揚が必要と思います。 ・11/18の吹田市役所周辺の公共施設の国旗および吹田市旗の掲揚の状況。 【半旗の施設】:吹田市保健所 【国旗は掲揚せず、吹田市旗は頂部】:吹田市介護老人保健施設 【国旗、吹田市旗共に頂部(従前の掲揚)】: 吹田市役所本庁、メイシアター、男女共同参画センター、中央図書館、総合福祉会館、片山体育館、片山保育園、健都図書館。 【国旗のみ頂部】:吹田市民病院 ※吹田市の品格が問われると思います。	御意見いただきました国旗および吹田市旗の掲揚について、令和6年(2024年)11月26日に半旗の掲揚予定でございます。	総務室	R6.11.19	R6.11.25

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
160	B53.「選挙ポスター掲示場の設置位置が危険」について	選挙ポスター掲示場が、上山手町6-9地先の名神高速道路のフェンスに取付されています。 ・この道路は、歩道が道路(片側1車線の対面通行)の北側にしかありません。掲示場は道路の南向かい側に有り、歩道からはポスターの少文字やQRコードを見る為には、道路横断が必要。 加えて、坂道の頂上付近に有る事から、東から来る車の運転手から認識され難いです(画像左下)。薄暮のこの時期は更に危険。 ⇒添付画像B53-2024-選挙ポスター掲示場・危険 ・昨年の市議会選挙、市長選挙では、多数のポスター。市民は困られると思います。加えて立候補者も。 ⇒添付画像B53-2023-市議選+市長選挙。投票日後 ・2021年の選挙ポスター掲示場でも、同様の設置がされており、選挙管理委員会に情報提供。 ⇒次の選挙時には、歩道側に設置位置を変更されました。(画像下) ⇒添付画像B53-選挙掲示場の位置変更。2021年 ⇒選挙管理委員会は、2021年の情報提供時に、他の掲示場でも危険なヶ所が無いチェックされれば良かった。今回の件で他の掲示場での安全確認を願います。 ・選挙管理委員会は、掲示場の設置時に、吹田警察の道路使用許可を得ておられますでしょうか？ 【住居表示担当へ】 ・グーグルマップでは、現地の電柱に“上山手町7”の札が取付けられていますので、確認願います。 ⇒添付画像B53-上山手町7 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見募集中」である事から、供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	選挙ポスターについて 貴重な御意見ありがとうございます。 ポスター掲示場については、公職選挙法に基づき、市内437か所に設置をしております。設置を行うに際しては、関係所管に許可を得たうえで設置をしております。 今回御意見いただいた箇所につきましては、事務局内で共有し、次回選挙において改善できるよう考えております。 (担当:選挙管理委員会事務局) 【住居表示担当へ】について 該当の場所に関してお調べいたしましたが、上山手町7番街区の場所に当たるため、電柱に取り付けている場所について問題はございません。 (担当:市民課)	市民課、選挙管理委員会事務局	R6.10.29	R6.11.12

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
161	「市報すいた」に載っている吹田市職員の給与がおかしい4	回答1)市報に掲載するために使用した民間給与データにつきましては、吹田市内における平均給与で、本市が作成し国に提出したデータを参考にしております。 市報の「国税庁のデータ」という表記は誤りだったということですね？「はい」か「いいえ」でお答えください。 それ以外のこと(聞いていないこと)は答えなくて結構です。 また「誤解を生じさせた」「過去の回答の通り」といった定型文はご遠慮ください。 前回の回答は質問への回答になっておりません。曖昧な回答は、地方公務員法に違反しているだけでなく、市民に大きなストレスを与えていると前回書きましたが、市はそれでも曖昧な回答を続けました。 まだ曖昧な回答を続ける場合は地方公務員法第30条や第33条に抵触していることと、市民の精神的健康を害する意志が明白となります。それは記録として残り、こちらが有識者に相談しに行く際に使用することも可能です。そのつもりで慎重にご回答ください。 ー地方公務員法 30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。 33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	繰り返になりますが、国税庁が作成したデータではありません。 国が作成する統計資料の元となるデータとして、本市の課税情報から作成し、国へ提出したものでございます。	人事室	R6.11.5	R6.11.12

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
162	B44-2。「消費者安全法」の注意喚起の周知要	9/25に投稿。10/10に市から回答を頂きましたが、疑問点があります。 【投稿内容(再掲)】 3)「消費者安全法、第38条第1項」に基づく注意喚起が必要。 *消費者の安全を守るために制定された法律で、平成21年(2009年)に施行されました。消費者事故等の発生を防止するため、国や“地方公共団体”の責務との事ですが、吹田市はHPや市報などでの市民への周知がされていません。 *近隣の市(豊中市、伊丹市、枚方市、門真市)では、HPで市民に注意喚起をされています。 ・市回答:「消費者安全法」については市内公共施設(公民館、図書館、地域包括支援センター等)に消費生活センターリーフレットの配架を依頼し改めてセンター業務について周知を図ってまいります。 ⇒市民総務室の回答では、上記のように「市内公共施設などにリーフレットの配架を依頼し周知を…」との事ですが、これでは市民への周知の観点からは不十分です。また即応性に欠けます。リーフレットの配架は、補完的な対応と考えます。 ⇒市内公共施設などへの配架も必要ですが、豊中市他のように市HPへの掲出を速やかに行い市民に周知される事を要望します。 【説明】 下記のように、吹田市のHPには、注意喚起や、「安全安心なまちづくりの日、期間」の掲出が見られません。また吹田市の安心・安全に対する取組に不安があります。 ・消費者庁は10月1日、輸入したロボット掃除機で、掃除機本体と周辺を焼く火災が発生を発表。「直ちに使用を中止して」。 ・政府広報。平成17年(2005年)に毎年10月11日を「安全安心なまちづくりの日」と定めています。また10月11日～20日の「全国地域安全運動」期間としての取組。 ・吹田市の特殊詐欺について、昨年に続き今年も府内ワーストワンになる状況なのに、市内の公共施設や公民館には、特殊詐欺防止の貼り紙が見られなくなりました。 ・吹田市は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見募集中」 ※危機管理室に上記の観点から供覧を願います。 ※消防本部に上記の観点から供覧を願います。	ご指摘いただきました消費者安全法第38条第1項に基づく注意喚起については、市ホームページ内の「くらし > 相談・消費生活 > 消費生活 > 消費生活トラブル注意報」に新たに注意喚起を掲載、併せて消費者安全法についての説明を掲載しました。	市民総務室	R6.10.16	R6.11.1

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
163	「市報すいた」に載っている吹田市職員の給与がおかしい3	■民間給与について 回答1)記載した民間給与につきましては、国税庁の公表データではなく、本市が課税情報から作成し、国に提出したデータとなります。 表記につきましては、分かりやすいものとなるよう改めます。 市の主張は以下のように変遷しています。 ▼市報に載っている「民間給与556万5406円」は、 1. 国税庁のデータである 2. 吹田市の平均給与である(国税庁のデータには載っていない) 3. 本市が作成したデータである 1と2が矛盾、1と3が完全に矛盾していますが、その点について何も説明せず無視されています。この矛盾が解消されるよう、明確な説明を求めます。 また3は元のデータが公表されていないため、正当性が確認できません。 ■正規職員と非正規職員の平均給与が混交している件 採用する吹田市の民間給与データにアルバイトの給与が含まれているため、市職員についてもフルタイム会計年度任用職員を含めております。 私の主張は「正規職員と非正規職員の給与を別々に記載するのは社会常識」です。 アルバイトの給与が含まれている民間給与データを採用したのは吹田市ですから、それに合わせる必要はありません。正規と非正規が分かれた民間給与データを採用すればよいことです。 質問に対する貴庁の曖昧な回答は、地方公務員法に違反しているだけでなく、市民に大きなストレスを与え、市民の精神的健康を害しています。そのことをご認識ください。	■民間給与について 市報に掲載するために使用した民間給与データにつきましては、吹田市内における平均給与で、本市が作成し国に提出したデータを参考にしております。 また、市報に掲載するにあたり、ホームページ等に公表されないデータを使用することもございます。 ■正規職員と非正規職員の平均給与が混交している件 御意見として承ります。	人事室	R6.10.30	R6.11.1
164	B64.「年末年始の市役所業務案内」のサイトの更新が必要	標題のタイトルのサイトの更新年月日が、令和5年12月18日であり、昨年度の内容です。 ・他市では、市HPの新着情報に掲出がされており、吹田市に於いても急病時に受診できる医療機関などの情報、ごみ収集日の情報など、速やかに市HPに掲出が必要です。 ⇒添付画像-B64。年末年始の市役所業務案内 ※広報課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	年末年始の市役所業務案内のページは例年12月中旬に更新しており、R6年度においても12月13日に更新しています。	広報課	R6.12.13	R6.12.25

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
165	「国旗および吹田市旗の掲揚」について。その3	12/9に投稿。12/13に回答を頂きましたが、疑問点があります。お忙しいところ申し訳ありませんがよろしく願い致します。 [12/9投稿-再掲]Q2:吹田市は、今回の国旗の取扱いについて、市の各部署並びに下部組織(含む指定管理者)にどのように通達をされましたか?。(後略)。 市A-12/13:市総務部 総務室の回答「半旗掲揚に関しては、本年11月18日付け総務省通知に従い、本庁舎において11月26日の開庁時間に半旗を掲揚することとしました。」 Q1:総務省自治行政局HPの新着情報に掲載が有りませんでしたので、11月18日付け総務省から吹田市への通知文書(PDF)を回答文に添付をお願い致します。 市A-12/13:市総務部 総務室の回答「これに伴い旗掲揚台等の設備を有する施設管理者に対しても、可能な限り同様の対応をしていただくよう依頼するものとして、11月21日付け総務部長通知(6総総第1215号)により全庁通知を行ったものです。 Q2:前回12/9の投稿は、吹田市の某公共施設の方の情報では、「市本庁からの通知事項は、なにも無かった」…との事によるものであり、吹田市は、本庁以外の下部組織の公共施設(含む指定管理者)への通知がされる内容となっていましたのでしょうか?。 ・11月21日付け総務部長通知(6総総第1215号)の通知文書(PDF)を回答文に添付を、お願い致します。 Q3:国旗については、総務省通知に基づいて対応をされていますが、吹田市旗については回答文に記載が有りませんでしたので、下部の公共施設に対してどのような内容を知りたかったのでしょうか?。 ・国旗、市旗の取扱いは、個人的には吹田市の業務運営の中で、基礎部分の一つと考えておりますので、よろしくお願い致します。 [12/9投稿-再掲]Q3:半旗の掲揚方法について、各公共施設にどのような指示をされましたでしょうか? Q3:弔意を表すために、半旗の他に弔旗の掲揚方法がありますが、11月21日付け総務部長通知には、記載がされていたのでしょうか?。回答文に有りませんでしたので再投稿です。	1 通知文書の公開 御依頼いただきました、令和6年11月21日付け総務部長通知(6総総第1215号)及び令和6年11月18日付け総務省通知につきましては、公開請求の対象となる文書であるため、公文書公開請求の手続きを行っていただきますようお願いいたします。 請求方法等の詳細につきましては、本市ホームページ「公文書公開請求の手続き」を御覧ください。 (ホームページアドレス) https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019072/1019073/1026981.html 2 半旗掲揚に係る対応 この度の半旗掲揚につきましては、総務部長通知により各施設管理者に対して依頼しているものであり、指定管理施設においても各施設を所管する部署を通じて情報共有が図られているものと認識しています。 また、弔意の表明につきましては、本市では従前より半旗掲揚によるものとしており、同通知には市旗、宣言旗を含んで半旗掲揚を行う旨を記載しています。	総務室	R6.12.16	R6.12.25

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
166	B63.「特定医療費(指定難病)受給者証の更新」について 提言	12月2日に市HPに提出されたタイトル「特定医療費(指定難病)」についての疑問、提言。 1)市HPへの提出が、「難病」のサイト内であり、市HP(Top頁)の新着情報には、提出されていません。 ⇒これでは、当事者が締切日など関心を持っておられたら、当該のサイトを開かれると思いますが、後期高齢者や認知能力が低下しておられる方、若年者の保護者、他市からの転入者の事を考えると周知がされているとは思えません。 ⇒健康医療部 地域保健課は、当該者および関係者の事を考えれば、市HPの新着情報に提出すべきだと思います。 ⇒添付画像-B63. 特定医療費更新-吹田市 ⇒添付画像-B63. 特定医療費更新-新着情報。 12月2日に提出なし。 ※受付期間が令和6年7月1日からであり、7月1日の市HP(Top頁)の新着情報には、提出されていません。 ⇒12月2日に市HPに提出されるのなら、7月1日の新着情報に提出された時と同様にされるべきだと思います。またタイトルが、「特定医療費(指定難病)」であり、内容が分からず、周知不足の恐れがあります。⇒クレーム対応が生じる可能性が有ります。 ⇒添付画像-B63. 特定医療費更新-新着情報。7月1日提出。 2)サブタイトルの“受給者証の更新が始まります”は、間違っています。 ・受付期間が: 令和6年7月1日～令和6年12月27日である事から、時期的には、「受給者証の更新申請受付の終了が近づいてきました」に訂正が必要。 ⇒添付画像-B63. 特定医療費更新-豊中市 ※豊中市のサイトには、【注意】12月末の受給者証をお持ちの人で、上記受付期間に更新申請を行わない場合は受給資格がなくなります。(後略)の補足説明が有ります。 ※広報課に供覧願います。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」である事から、供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	12月2日の更新につきましては、文言等の修正を行いました。内容に大きな変更がなかったため新着情報への掲載はせず、日付が更新されたものです。なお、ご意見をいただきました件につきましては、更新申請受付の期間終了がせまる時期の更新にもかかわらず、全体の内容等の精査が足りないままに更新を行った点は、確認が不足していた部分であり改めて確認させていただきます。これからも必要な時期に適切な表現で案内等ができるよう努めて参ります。	地域保健課	R6.12.12	R6.12.17
167	〇〇様(吹田市国民健康保険課・納付グループ内)に関する、真摯なご対応につきまして。	吹田市役所健康医療部・国民健康保険課内、納付グループに居られます、〇〇様(男性職員様)に関しまして、真摯なご対応への感謝とその旨を、是非お伝えをさせて頂きたいと思ひ、此方へ記載させて頂きます。 此方の疑問点やそれ等に関する内容につきまして、ご対応が細かな箇所まで、とても親切・丁寧であり、また、不明点等にも、明瞭詳細なご説明を頂きました。 初めてやり取りをさせて頂いた際から、余す事が無く親切であり、誠意が伝わるご対応を、〇〇様にして頂きました。 普段から何方にもこの様な対応をされているのだらうと思ひ、真摯な姿勢にて職務を全うされている事実を知って頂きたいと思ひと、〇〇様に、感謝のお気持ちと共に、お伝えが届いて欲しいと思ひでございます。	この度はあたたかいお礼のメールを頂きまして誠にありがとうございますました。 対応が少しでもお役に立てたことを大変うれしく思います。 市民の皆様に対して丁寧な対応を心がけることで、今後も皆様に信頼される市民サービスを提供できるよう努めてまいります。 また先日送付させていただいた書類一式ですが、特定記録郵便で配達完了したことが確認できました。 内容についてご不明な点がございましたら、お手数ですが国民健康保険課まで連絡いただきますようお願いいたします。	国民健康保険課	R6.12.13	R6.12.17

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
168	「国旗および吹田市旗の掲揚」について。その2	[11/19投稿-再掲]三笠宮妃百合子さまが15日早朝、薨去され、大阪府庁では、吉村洋文知事が哀悼の意を表され、半旗が15日掲げられました。(後略) [11/19投稿-再掲]吹田市においても、国旗および吹田市旗の半旗の掲揚が必要だと思います。 市A-11/25:市総務部 総務室の回答「令和6年(2024年)11月26日に半旗の掲揚予定でございます。」 ※11/19の投稿は、11/18時点で吹田市内の民間企業が、既に国旗の掲揚について対応をされており、吹田市の対応に疑問を感じた事によるものです。 Q1:市の回答は「半旗の掲揚予定」ですが、どのように対応をされたのか、結果を教えてくださいませんか。 ※本日の投稿は、先日、吹田市の某公共施設の方の伝聞情報では、「市本庁からの通達事項は、なにも無かった」…との事によるものであり、吹田市として今後も、想定される事から、統一された方針(条例化など)が必要と思います。 Q2:吹田市は、今回の国旗の取扱いについて、市の各部局並びに下部組織(含む指定管理者)にどのように通達をされましたか?。文書規定に基づく発信記番号、発信年月日を教えてください。 ⇒添付画像-国旗・半旗(11/18の吹田市役所周辺の公共施設の国旗および吹田市旗の掲揚の状況。) 【半旗の施設】左上:吹田市保健所 【国旗、吹田市旗共に頂部(従前の掲揚)】右上:吹田市役所本庁 【国旗は掲揚せず、吹田市旗は頂部】左下:吹田市介護老人保健施設 【国旗のみ頂部】右下:図書館(旗竿方式) Q3:半旗の掲揚方法について、各公共施設にどのような指示をされましたでしょうか? 長尺のポールの場合は、対応が可能ですが、吹田市介護老人保健施設の場合、ポール長さが3m余りであり、半期にすると旗が地面に付きそうです。また旗竿方式では、半旗が不可能と思われます。 ※民間企業が対応されている事から、吹田市の品格が問われると思いますので、よろしく願い致します。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	本庁舎における半旗掲揚については、従前より総務省からの要請や過去の対応事例等を踏まえ、市として弔意を示す必要があるかを総合的に判断した上で実施しています。 このたびの半旗掲揚に関しては、本年11月18日付け総務省通知に従い、本庁舎において11月26日の開庁時間に半旗を掲揚することとしました。 これに伴い、旗掲揚台等の設備を有する施設管理者に対しても、可能な限り同様の対応をしていただくよう依頼するものとして、11月21日付け総務部長通知(6総総第1215号)により全庁通知を行ったものです。	総務室	R6.12.10	R6.12.13

令和6年度（2024年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
169	結婚の手助けとなる手当があるのでしょうか？	2020年から吹田市に住んでおります。 結婚を考えているのですが、吹田市では結婚に関する手当が無く、結婚出産をあまり大切にされていない印象を受けております。(令和6年度から出産・子育て応援ギフトについて始めましたが、それでもやや弱い印象を受けました。) 少子高齢化・物価高の昨今、結婚や出産に対して手当・助成の拡充を希望しております。	結婚手当等を創設する理由としては、結婚を促進する、生活費や住居費の経済的な負担を軽減する、移住促進をするなど、自治体により様々な理由があると考えられます。 本市では結婚手当等はございませんが、本市の人口動態や課題をとらえ、保育料の第2子無償化や、子ども医療費の助成など、子育て施策に取り組んでいます。また、みどり豊かで安心安全に暮らせるまちづくりに取り組むなど、どの世代にとっても住みよいまちになるよう努めているところです。 御結婚という大きな節目を迎えられた方にとっても、手当という形ではありませんが、本市で安心して暮らしていただけるよう各種施策に取り組んでまいります。 (担当:企画財政室) 出産に関する手当等については、出産・子育て応援ギフトによる経済的支援のほか、妊産婦健診の助成や産後の心身のケア等を目的とした産後ケア・産後家事支援サービスの提供などの各種施策に取り組んでいるところです。 今後とも、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、各種施策の充実に努めてまいります。 (担当:すこやか親子室)	企画財政室、すこやか親子室	R6.12.2	R6.12.12
170	福娘は副業にあたらぬのか？	大阪府吹田市の公務員〇〇さんは、吹田市の職員さんですか？ 公務員は副業禁止ではないのでしょうか。 福娘は奉仕のお金がいただけるはずですが、副業にはあたらないのでしょうか？	本市の職員には、〇〇という者はおりません。 また、所属している官公庁で福娘についてどのような整理をされているか分かりかねるため、副業に当たるかどうかについては吹田市ではお答えいたしかねます。	人事室	R6.12.2	R6.12.4
171	公園の安全管理について	以前、子どもが千里南公園内でくぎを踏み負傷した件でご連絡した者です。 その件については対処したとご連絡いただき安心しておりましたが、最近千里南公園で遊んでいた際、前回負傷した場所を通りかかると、はずれた板がそのままになっておりました。 負傷後に、危ないと思い釘の先端が下を向くように板を裏向けて置いておいたのですが、それがそのままそこに置かれていました。 すぐに対処していただいたとのことですが、全く改善されておらず、市政に対する不信感を抱きました。 安全に公園を利用できるよう、どうか真摯に対応いただくようお願い申し上げます。	令和7年1月7日に直接電話にて申出人に詳しく内容を伺い、至急対応する旨を伝え承させていただきました。 その後直ちに現地確認し、令和7年1月8日に危険であると申し出ていた板柵を撤去しました。	公園みどり室	R6.12.27	R7.1.7

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
172	放課後こども育成室の職員電話対応に関する苦情	本日、電話でのお問い合わせをした際に、非常に不愉快な経験をしました。以下に詳細をお伝えいたします。 電話をかけて、問題の説明をしている最中に、突然、一切の事前告知もなく、担当者が交代しました。私が話している途中でこのようなことが起こり、とても戸惑いました。 代わってきた男性担当者の態度が極めて悪かったです。私が驚いて事情を尋ねたところ、彼は「電話の交代は当然あり得ることで、このやり方に何の問題もない」と言い切り、私の混乱を全く顧みませんでした。 その後、私はもう一度事情を丁寧に説明しましたが、彼は要件をちゃんと聞こうとせず、「理解できない」「できない」とだけ断じて、具体的な理由も説明しようとはしませんでした。私の要望をまったく理解しようともせず、一方的に彼自身の思い込みで対応してきました。 私は、市役所の方々に信頼してきましたが、このような電話対応は、大変失望させられました。	令和6年12月25日に御指摘いただきました電話対応の件につきまして、まずは、お問合せいただいた際に、〇〇様に不愉快な思いをさせてしまいましたことをお詫び申し上げます。 今回、学級閉鎖期間中において、当該学級に在籍する児童が留守家庭児童育成室を利用できないことについて、〇〇様からお電話での御相談があり、最初に対応した職員がお話を伺った後、他の職員に変わって対応したこと、また、御相談内容について、御理解を得られないまま対応を終えていることを確認いたしております。 この度の御指摘を受け、市民の方々からの御相談やお問合せについては、御希望にお応えできるかどうかにかかわらず、丁寧に内容を聞き取り、何よりも不快な思いをさせることなく誠実に対応するよう、当該職員を含め室内の職員に指導したところでございます。 今後、このようなことがないように取り組んでまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。	放課後子ども育成室	R6.12.25	R7.1.8
173	B68。「インフルエンザ(警報レベル超え)」について	12月26日に市HPに掲出の「インフルエンザ(警報レベルを超えました)」への提言。 1)吹田市の感染者数情報がインフルエンザのサイトの“関連リンク”に「大阪府感染症情報センター」が貼り付けておられますが、吹田市の数値については、「豊能」ブロックであることの説明文が必要。 ※「豊能」の語句については、能勢地域に豊能町という自治体があることから、また吹田市が「三島」ブロックと勘違いをされるかもしれません。 ⇒添付画像B68。インフルエンザ-左:市関連リンク。右:大阪府感染症情報 2)市民に感染状況を文字・数字の情報だけでは無く、視覚による“警報レベル”の状況周知により、注意喚起の観点から、年末年始(9連休)の医療ひっ迫を避けるためにも、大阪府の「ブロック別 インフルエンザ流行状況(グラフ)」のリンクを貼付けされませんか。 ※街や飲食店(含む従業員)でも、マスクの着用者は少ないです。 ⇒添付画像B68。インフルエンザ-大阪府 ブロック別グラフ ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」であることから、供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 御指摘の内容を踏まえ、本市インフルエンザのページの関連リンク「大阪府感染症情報センター」に、吹田市は豊能ブロックに含まれる旨を追加しました。 2)について 御指摘の内容を踏まえ、本市インフルエンザのページに「ブロック別インフルエンザ流行状況」のリンクを追加しました。	地域保健課	R6.12.27	R7.1.8

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
174	インフルエンザ流行時における学童出席に関する意見	この度、インフルエンザ等の感染症による学校閉鎖期間中の学童出席について、一つの意見をお伝えたくご連絡いたしました。 先般、例えば12月7日から12月10日までの学校閉鎖期間がありました。その中で、A 子供のようなケースがありました。A 子供は12月1日にインフルエンザに発症しましたが、医者判断で12月7日から出席が可能となっています。ところが現状の対応では、親が12月1日から10日まで休みを取らなければなりません。 実際にA さんは既に感染力もなく、元気に活動できる状態です。このような子供たちについて、学校閉鎖期間中でも、学童施設への出席対象に見直す可能性を検討していただきたいと考えています。これにより、親の勤務に与える影響を軽減できるだけでなく、子供たち自身も、必要以上に休暇を取ることなく学習や交流の機会を失わないようになると思います。 もちろん、感染症対策を怠ることなく、十分な検査や判断基準を設けて進める必要があることは理解しています。ただ、子供たちの発育や家庭のバランスを考慮した柔軟な対応も望まれると感じています。 市役所様のご検討とご配慮をお願いいたします。	教育委員会や学校長は、必要があるときは学級閉鎖や学年閉鎖等の措置を講じることがありますが、これは、感染症をうつさない、感染症にうつらないための措置と理解しております。 今回、〇〇様のお子様のように元気な状態で、留守家庭児童育成室を利用したいといった御意見があることはお伺いさせていただきましたが、先ほど述べたことから、学級閉鎖等の期間中における当該学級児童の留守家庭児童育成室の利用は控えていただいております。児童の状況を個別に判断することは致しかねます。 保護者の皆様には御負担をお掛けし、非常に心苦しく存じておりますが、御理解賜りますようお願いいたします。	放課後子ども育成室	R6.12.25	R7.1.8
175	B70. 市HPの『令和6年度「吹田市二十歳を祝う式典」の開催』への提言	1月6日に市HPの“青少年健全育成”のサイトに『令和6年度「吹田市二十歳を祝う式典」の開催』のサイトが掲出されましたが、市HP(Top頁)の最新情報に掲出されておられません。 1) サイトの内容は、「【重要】式典終了後の送迎車およびシャトルバスの運行ルート変更について」でした。⇒対象者への周知がされているとは思えません。 ⇒地域教育部 青少年室は、速やかに市HP(Top頁)の最新情報への掲出が必要と思います。 2) 年末の12月26日の市HPに“インフルエンザが警戒レベルを大きく超えました”…が掲出されており、対応について関係部署と協議をされたら良いかと思えます。 ※広報課に供覧願います。	1)について 新着情報へ掲出し、周知させていただきます。 2)について 関係部署と調整し、市HP(式典ページ)内にも市HP(インフルエンザ警戒ページ)へのリンクを貼り、対象者へ周知させていただくことになりました。 また、対象者へ郵送済の式典案内文書に「当日、発熱、咳、のどの痛み、倦怠感等体調のすぐれない方は御来場をお控えください。」と記載していますが、ホームページでも改めて周知させていただきます。 生涯に一度の式典が安心安全で、有意義な催しとなるように努めてまいります。	青少年室	R7.1.7	R7.1.8

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
176	吹田市こどもの 習い事費用助 成事業につい て	こどもの習い事費用助成事業の対象を希望する全ての5年生以上のお子さんにするのを、していただきたく思います。 もともとは、「吹田市こどもの習い事費用助成事業」とホームページに書いてあるため吹田市在住、5年生以上のこどもであれば、助成を行ってもらえると思っていました。 近年、学校での勉強時間が減ったにもかかわらず家庭学習をするように小学校からいわれていますが英語など(ほかの教科も5年生からぐっと難しくなり)家庭で教えることが困難となります。 習い事で補おうにも、お金がかかり難しい状況で助成は無いが、家計が苦しい家庭では、英語や塾は高額で兄弟がいるとますます習わせることができません。 いざ中学にあがると、英語など家でなかなか教えてあげられないものの教科の勉学の差がとてもある様に思います。 検討お願い致します。 なお、絵に対象家庭の記載がありますが、とても小さく書かれているため気付かず、事業名だけではとても分かり辛いと思います。	本市の子供の習い事費用助成事業は、所得格差による学び・経験の機会の差を解消することを目的としており、市内在住の生活保護又は児童扶養手当を受給している小学5年生から中学3年生までの子供の保護者を対象としております。 引き続き、すべての子供たちが現在から将来にわたり、生まれ育った環境に左右されることなく、一人ひとりが夢や希望を持てる地域社会の実現に向けた施策の研究に努めてまいります。 また、助成対象者を誤解なく周知できるよう、ホームページの改善に努めてまいります。	子育て政策室	R6.12.27	R7.1.9
177	JR吹田駐輪場 について	JR吹田地下の駐輪場が定期専用となり、新しく新設された駐輪場がメロード吹田横にあります駐輪できる台数が少なすぎて、駐輪レーンではない場所に自転車が駐輪されています。 また、すぐ近くにあるメロードの屋内駐輪場も同じ状態です。 いつ行っても駐輪できない人が困った顔で立ち往生している様子を見ます。 平日でもこのような状態が多くて駐輪できずとても困ります。 前の地下駐輪場の時はこんなことがなかったですし、とにかく増設していただきたいです。	市営自転車駐車場をご利用いただきありがとうございます。 JR 吹田駅前北第2自転車駐車場につきましては、地下にありました一時利用の定数を確保いたしましたが、ご指摘のとおり曜日、天候にもよりますが、9:30~11:00の間に一時的に満車となる傾向にあります。9月に自転車分13台を増やしましたが、現在も同ような状況です。 設置できる場所を探しているところではありますが、見つからない状況です。 今まで、自転車を利用されなかった方等が利用され、利用台数が増加しておりますので、徒歩圏内の方には利用を控えていただく等の少しのご協力を呼び掛けてまいります。 今後につきましては、地下置場の改修、土地の取得行動の継続を行ってまいります。	総務交通室	R6.12.27	R7.1.9

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
178	まちなかりビ ングの休館日 の駐輪場につ いて(バイクが 出せないところ だった)	12月24日北千里のまちなかりビングにバイクを止めたところ休館日で建物やエレベーターに向かう通路が封鎖されていました。 それだけでも遠回りになって困るのに、帰りの18時頃に駐輪場に向かうと、なんと入口の蛇腹型のゲートが閉じられているではないか！さすがに困ったが手で押したら動いたのでバイクが出せる分だけ開けて急いでバイクを出して事なきを得たが、もし鍵がかかっていたらどうするのか。バイクは締め出されることになります。 ほかにも自転車やバイクが止まっているのにゲートを封鎖するのはおかしいです。 だいたい前のおそらく休館日には、館内に誰もいないことがありますがそのときは下に降りるエレベータに行く通路も駐輪場のゲートも開いており普段通りに駐輪できたんですよ。 みんなが止める場所なので開館、休館にかかわらず利用できるように徹底してください。	12月24日は館内整理日で施設の休館日でした。館外のエレベーターや駐輪場入口に「本日休館」の表示をさせていただいております。表示に気づかずに建物入口まで来られる方のために、コーンバーを使用して「本日休館」の表示を行っております。 施設の正面入口に24時間稼働の図書館の本の返却ポストを設置しているため、ポストを利用される方のために南側駐輪場のご利用は可能です。こちらの駐輪場は24時間ご利用いただけます。 北側駐輪場の一部をコーンとバーで区切り、従業員用駐輪スペースにしておりますが、ご覧いただいた自転車、バイクは業務用自転車や通勤用車両と思われます。 施設の駐輪場は、施設利用者用のため、駐輪台数に限りがございます。施設利用者以外の方には利用をご遠慮いただいております。 開館日でもございますが、北側駐輪場は、館内にご利用者がいないことを確認した上で、施設の閉館時間に閉鎖いたします。	まなびの支援課	R6.12.26	R7.1.9
179	B68-2。「イン フルエンザ(警 報レベル超え)」 についての補 足情報	【12/27投稿-再掲】 12月26日に市HPに掲出の「インフルエンザ(警報レベルを超えました)」への提言。 ・吹田市の感染者数情報がインフルエンザのサイトの「関連リンク」に「大阪府感染症情報センター」が貼り付けておられますが、吹田市の数値については、「豊能」ブロックであることの説明文が必要。 ※「豊能」の語句については、能勢地域に豊能町という自治体があることから、また吹田市が「三島」ブロックと勘違いをされるかもしれません。 【補足情報】 1)「大阪府感染症情報センター」の定点の患者数のブロックの見方について12月27日に投稿しましたが、1/7現在、説明書きが有りませんので、補足説明をさせていただきます。 ⇒「豊能」・「三島」の吹田市の成り立ち⇒吹田市のHP(データで知る吹田)から転載。 ※昭和15年に、1町3村(三島郡吹田町、三島郡千里村、三島郡岸部村、豊能郡豊津村)が合併し、吹田市が誕生。 ⇒当時の吹田市の多くが、旧三島郡のエリアであり、思い違いをされる可能性が有ります。 ⇒添付画像B68-2。インフルエンザ-左:市関連リンク。右:大阪府感染症情報 ⇒添付画像B68-2。「豊能」・「三島」と吹田市の成り立ち 2)健康医療部 地域保健課は、吹田市の感染者状況が(警報レベル超え)であることから、市HP(Top頁)へ注意喚起のアイコンを豊中市のHPのように、作成されたら良いかと思います。 ⇒添付画像B68-2。B68-2。インフルエンザ対策を。豊中市HP_元日。12/27掲出 ※広報課に供覧願います。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」であることから、供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 前回の御指摘の内容を踏まえ、1/8付で本市インフルエンザのページに、吹田市が豊能ブロックに含まれる旨を追加しました。 2)について インフルエンザが流行期入りした際には、本市ホームページの注目ワードに表示するとともに、市公式SNS等で注意喚起をしております。引き続き、効果的な注意喚起の方法について検討してまいります。	地域保健課	R7.1.8	R7.1.10

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
180	市内の風力発電の件	吹田市に住んでいて強風の日が多く感じられます。エネルギー再生のため風力発電が有効かと思いますが、市内もしくは近隣の市でそのような取り組みはあるのでしょうか？	風力発電は年間を通じ、安定して風が吹く地点が適地とされており ます。 環境省が提供する「再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)」 においては、高度80mにおける風速が5.5m/s以上の地点を設置ポテン シャルが有り判断していますが、本市には設置ポテンシャル無しと示さ れております。 再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS): https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/ なお、近隣市に関しましても、上記のURLよりREPOSをご確認いただ ければと思います。	環境政策室	R7.1.9	R7.1.10
181	待機時間	印鑑登録の為に1/6.1/8と2回、12時過ぎに市役所へ行きましたが、2 回とも待機時間が長過ぎ、途中で諦めざるを得ませんでした。 両日とも1時間待ちというのは組織の体制としてどうなのでしょう。せめ て10分程度なら待てますが改善出来ないようなら土曜日を開けて下さ い。	この度は市民課窓口において長時間お待たせすることとなってしま い、大変申し訳ございませんでした。 年末年始に9日間閉庁した後の、年始の開庁日が1月6日(月)であ り、その週は連日窓口が混雑し、窓口担当職員で、できる限りの対応を させていただきましたが、大変御迷惑をおかけすることとなりました。 今後は、印鑑登録など、比較的短時間で受付ができる届出専用の窓 口を設ける等の対応を検討いたします。 また、土曜日の窓口での印鑑登録の受付は、システム等の都合上、実 施が難しいところではありますが、窓口の混雑緩和に向けては、あらゆ る方法を検討して参ります。	市民課	R7.1.9	R7.1.14
182	吹田市のeVTOL(いわゆる空飛ぶクルマ)に対する取り組み	吹田市の産業振興と次世代モビリティへの取り組みについて伺いま す。日本全体でeVTOL(電動垂直離着陸機)の普及が注目される中、 大阪・関西万博でもその活用が期待されています。吹田市でも地域活性 化や観光促進を目的に、eVTOLの取り組みを進めてみてはいかがでしょうか。 特に、万博記念公園や市役所、市内の高層マンションのヘリポートを活 用し、離発着場として整備することで、交通の利便性向上とともに地域の ブランド力を高める効果が期待できると思います。 吹田市として、こうした先進的なインフラ整備についてどのようにお考 えかお聞かせください。また、JOBYやトヨタ自動車などとの連携を視野に 入れた実効性のある取り組みを進める計画があるかについても教えて いただければ幸いです。	総務交通室では、吹田市地域公共交通協議会にて関係運行事業者及 び行政機関等から吹田市公共交通維持・改善計画の策定及び同計画 の実施に必要な事項についての意見、助言等の聴取を行っておりま すが、現時点においてヘリポート整備等によるeVTOLの取組、JOBY・ト ヨタ自動車との連携した計画はございません。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。	総務交通室	R7.1.6	R7.1.16
183	駐輪場に屋根を設置して欲しいです	仕事で市役所にて手続きすることが多いのですが、駐輪場には屋根が なく、雨が降っている日は濡れながら雨合羽を脱いだり荷物を出し入れ しなければなりません。簡易な屋根があるだけでも助かるのですが、検 討していただけないでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。	現時点では駐輪場に屋根を設置する計画はございませんが、いただ いた御要望につきましては、今後の本庁舎の利便性向上に向けた取組の 参考とさせていただきます。	総務室	R7.1.10	R7.1.16

令和6年度（2024年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
184	B73. 市HPの『令和6年(2024年)11月定例会日程を掲載しました』への提言	1)2024年12月27日に掲出された、市HPの標題のタイトルの内容が、「11月26日～12月20日」であり、既に終了しており、間違っているように思えます。 ⇒添付画像B73. 市HP-令和6年(2024年)11月定例会日程を掲載 ・本会議、常任委員会は、原則、午前10時開会予定で… ・日程は予定であり、… 2)標題のタイトルが市HPの新着情報に掲出されていません。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	吹田市議会ホームページにおける議会日程につきましては、本会議初日の約1か月前に、確定前の日程(案)を掲載し、本会議初日の約1週間前に、確定後の日程についてページを更新する形で掲載をしております。 今回、御指摘いただきました件につきましては、令和6年(2024年)11月定例会の日程について確定後の掲載ができておらず、当該事案が判明した令和6年12月27日に掲載を行ったことによるものです。また、本会議終了後の掲載となってしまったことから、市民の皆様の誤解を招くおそれがあるため、新着コメントについては非表示とさせていただきます。 この度は、本来掲載を行う時期に掲載ができていなかったこと、また、混乱を招く表示となってしまったことにつきまして、お詫び申し上げます。今後は確認を徹底し、適切な時期の情報発信に努めてまいります。	議会事務局	R7.1.14	R7.1.20
185	生活保護をして頂きたい	現在両親の介護で生活状態が困窮しているため、吹田市役所の生活保護申請へ行きましたが受付の黒とグレーのネイルをしている女性職員は「親と同居していると同一世帯と見なすので、今の状態じゃ生活保護は出ない。」の一点張りで、こちらの「苦しくて助けてほしいから生活保護の申請に来ている」という訴えに全く聞く耳を持ってくれませんでした。 もちろん親とは別世帯で届け出て登録してあります。なのに「生活保護では同一世帯と見なすんです～」の一点張りです。 なんなら「親の資産を食いつぶしてから来い」や、「親と同居だと光熱費の計算が出来ないじゃないですか～」や、「社会協議会(?)か何かの組織から借金をしてください」とまで言われました！！ 吹田市は、生活困窮者を勝手な判断で跳ねのけて、借金まで推奨して、市民を殺す気ですか？！ 早急に生活保護をして頂きたい状況であることをシッカリ考慮してご返答ください。	この度は、ご不快な思いをさせてしまい、大変申し訳ございませんでした。 生活保護の要否につきましては、相談者の方よりお話を伺いする等して把握した世帯の状況と、法令により定められた生活保護の規定に基づき、判断を行っているところです。 また、生活保護制度では、原則として、保護決定は世帯単位で行い、扶養義務者による扶養が生活保護に優先するため、住民票上では別世帯で住民登録をされている場合であっても、実際に御両親と3名で生活されている居住実態がある場合には、3名でひとつの世帯として取り扱って保護の要否を判断させていただくこととなります。 以上を踏まえますと、先日の来庁された際にお聞きした貴世帯の状況の場合には、当日に御説明させていただきましたとおり、御両親との3名で保護の要否を検討することとなり、御両親が多額の預貯金を有していることから、このような状況下で生活保護の申請を行っていただいた場合、生活保護の対象とならない可能性は高いと考えられます。 なお、窓口で対応させていただいた職員に当日の状況を確認したところ、「親の資産を食いつぶしてから来い」「借金をしてください」と発言はしていないとのことでした。	生活福祉室	R7.1.14	R7.1.20
186	B69.「吹田市立市民ギャラリー条例施行規則の一部改正に係る骨子案に対する意見募集」への提言	1月6日に市HPの新着情報に掲出のタイトルならびにサイトの説明文に“南山田市民ギャラリー”の語句の補記が必要と思います。 ※吹田市には市庁舎ギャラリーと南山田市民ギャラリーがありますが、サイトの意見募集の骨子案をクリックすると「1 趣旨と概要。吹田市立南山田市民ギャラリーの(後略)」の記述有り、市庁舎ギャラリーは対象外であり、骨子案を見ないと分かりません。 市民の中には、「何これって」思われる方がおられるかもしれません。	条例施行規則の一部改正に係る骨子案に対する意見募集については、改正予定の条例施行規則名を表題としております。今後は分かりやすい表題となるよう努めてまいります。	文化スポーツ推進室	R7.1.7	R7.1.20

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
187	災害時の救援物資について	地域の自治会長(〇〇自治会)から、自治会加入を促す書面が届きました。その中に、「救援物資の数は、自治会加入件数で吹田市は計算します。数量確保のために、自治会加入を推奨します。」とありました。 これは事実でしょうか？事実であるとするば、自治会非加入世帯は吹田市民にあらず、ということでしょうか？自治会非加入世帯は、吹田市民に住民税を支払っているにも関わらず、災害時に捨て置かれるということでしょうか？ 事実であるとするば、恐ろしいことだと思います。自治会加入は義務ですか？事実だとすれば改めるべきです。	災害時の救援物資について 本市で、自治会の加入件数を基に救援物資を計算するという事実はございません。 本市の備蓄体制については、本市で最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者のために特に必要とする食糧などの備蓄をしております。 また、災害時には、各避難所を中心とした地域災害対策本部と本市の災害対策本部間で、避難所避難者数や物資のニーズ、必要物資の数量等の情報連携を行います。これらの情報を基に、本市が物資調達の希望数量等を決定します。したがって、「自治会加入」と「本市からの救援物資数量」は関連していませんので、御理解の程、よろしくお願いします。(担当:危機管理室) 自治会加入について 自治会は任意の自治組織であり、加入については任意となります。(担当:市民自治推進室)	危機管理室、市民自治推進室	R7.1.6	R7.1.21
188	B72。市HPの『ふるさと納税の実績』への要望	吹田市の『ふるさと納税の実績』のサイトには、令和4年度(2022年度)寄附件数:50,747件 寄附金額:10億1,432万1,223円。の記載が有りますが、令和5年度(2023年度)の数値の記載がありません。 ⇒添付画像B72。市HP-ふるさと納税の実績 1)令和5年度(2023年度)の寄附件数、寄附金額の記載が必要と思います。 2)ふるさと納税制度により、市税の収支状況等が分かりませんので、下記の3項目について市HPへの記載を要望。 2-1)吹田市民の他の市町村へのふるさと納税による、市税の流出額。(令和5年度) 2-2)ふるさと納税の募集・対応に伴う、サイトの維持管理費用[含む経費](令和5年度) 2-3)吹田市として、ふるさと納税の実績が、プラスなのかマイナスなのか金額を教えてください。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1について 御指摘いただきましたふるさと納税の実績については、市ホームページ内の「市政＞市の財政・会計＞吹田市ふるさと納税＞ふるさと納税の実績」を更新しました。(担当:企画財政室) 2-1について 前年中のふるさと納税に係る翌年度課税における市民税控除額、いわゆる市民税の流出額につきましては、本市HPでは公表していませんが、総務省の現況調査結果によりますと、令和5年度寄附金額に係る令和6年度課税分は約26億6千万円です。(担当:地域経済振興室) 2-2について ふるさと寄附金事業に係る経費につきましては、本市HPの地域経済振興室オープンデータ(https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018811/1017120/1017146/1017147.html)に令和5年度含め過去4年間分を掲載しております。(担当:地域経済振興室) 2-3について 前年度寄附金額と翌年度課税における市民税控除額との差額を寄附年度ベースと比較すると、これまではマイナスですが、流出額のうち一部は国による地方交付税措置がされるので、トータル的にプラスかマイナスかは一概に言えません。(担当:地域経済振興室)	企画財政室、地域経済振興室	R7.1.14	R7.1.22

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
189	「吹田市電子情報申込みシステム」について	現在の仕様では、申込み期間のものしか検索で出て来ませんが、非常に不便です。月に1、2回の募集しかしていない施設等については2ヶ月分の申し込み対象を掲載すべきです。それにより、利用者としても計画が立てやすく、申込み期日に確実に申し込みができるようになります。当該施設等ではすでに実施要領は確定しているはずですので、事務的にも困難はないはずです。	電子申込システムの運用につき、貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。 当該システム上に申込フォームを掲載する時期につきましては、各申込案件の所管室課において個別に判断しているところですが、利用者の皆様の利便性などを踏まえて時期を決定するよう周知に努めてまいります。	デジタル政策室	R7.1.10	R7.1.24
190	B75。市HPサイト『HPVワクチン(子宮頸がん予防ワクチン)接種の期間延長』への提言	1)1月9日に市HPに掲載されたタイトル「HPVワクチン(子宮頸がん予防ワクチン)接種」が、市HP(Top頁)の新着情報に掲載されていません。 ⇒添付画像B75。吹田市HPVワクチン接種-子供。1/9 ⇒添付画像B75。HPVワクチン。新着情報になし ⇒添付画像B75。HPVワクチン接種の期間延長。厚労省 ※公費による無料接種期間が延長された事が、対象者への周知が徹底されているように思えません。 2)吹田市のHPへの掲載サイトは、[健康・医療]⇒[予防接種]⇒[こどもの定期予防接種]のサイトに掲載されており、キャッチアップ接種対象者(平成9年(1997年)4月2日～平成20年(2008年)4月1日生まれの女性)の内、大人世代の方への期間延長の周知徹底されているように思えません。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」である事から、供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 今後、国において正式に延長の特例措置が決まり、政省令改正が行われ次第、速やかにホームページを更新する予定です。その際には、いただいたご意見も参考に、新着情報への掲載を予定しております。 2)について HPVワクチン接種は、小学校6年～高校1年相当の女性を対象に、予防接種法A類疾病の予防接種として定期接種化されておりますことから、本市ではホームページの「子どもの定期予防接種」ページに分類し、掲載しております。 キャッチアップ接種の対象者には、これまで複数回個別に接種勧奨をしており、延長措置につきましても医療機関等と連携し周知に努めております。	地域保健課	R7.1.20	R7.1.24
191	千里丘中学校の生徒数について	千里丘中学校の生徒数について、一千人を超えており、また生徒数推計においては令和12年には1222人になると推測されています。 今の時点で32クラスあり、吹田市一番の過大規模校にあたり、吹田市学校規模適正化基本方針において要是正となっていますが、どのような対策を考えられていますか？ 再編や分離、通学区域変更等何かしら対策をぜひ検討していただきたいのですが、どのような状況でしょうか？ 例えば藤白台小学校は大規模校にあたる為、通学区域見直し等されていますが、過大規模校の千里丘中も何かしら対策はされる予定でしょうか？	学校規模適正化を検討するに当たっては、吹田市学校規模適正化基本方針に基づき、今後の通常学級数(支援学級数は含まない)を指標としております。千里丘中学校の令和6年度の通常学級数については27学級であり、現時点では是正対象の過大規模校には至っておりません。また、当該校は今年度の児童・生徒数推計においても今後過大規模校になる見込みもありません。 なお、児童・生徒数推計については、上位推計と中位推計の2種類を作成しており、今回は上位推計をご確認いただいたものと存じます。上位推計は私立学校への進学や転出等の減少要素を考慮せずに最大値を見込んだ推計で、中位推計は減少要素を考慮したより実績値に近い推計となっています。当室としては、学校規模適正化の検討に際しては中位推計を用いております。前述のとおり、当該校については中位推計上で31学級以上の過大規模校となる見込みがないため、現状は生徒数の推移を注視している状況です。今後、大規模な住宅開発が計画される等、過大規模校になると見込まれる場合については、学校規模適正化の必要性について慎重に検討を進めてまいります。	教育未来創生室	R7.1.20	R7.1.27

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
192	吹田市山田東付近の交差点の右折について	山田東付近、こもれび通り、西山田地区公民館の北側から来た車が交差点で右折する際、右折の信号がない為、対向車の交通量が多くなかなか渡れません。その為によく渋滞となっています。 右折信号をつけてもらえないでしょうか？	頂きました内容を警察にお伝えしたところ、右折専用レーンがない交差点では、右折信号を設置することができません。このため、現状、右折専用レーンのない当該交差点においては右折信号を設置するのは困難であるとのことです。	総務交通室	R7.1.20	R7.1.28
193	B74.『吹田市一斉合同防災訓練』への提言	1月19日(日)に行われる、市民に防災訓練の周知がされたとは、思えません。 1)2024年12月9日に掲出された、標題のタイトルが、市HP(Top頁)および新着情報に掲出されていません。 ・加えて、訓練当日は大学入学共通テストの実施日のため、市内各大学の近隣の7か所の施設に設置された屋外拡声器からは放送がされない事の周知が必要。市報1月号には記載無し。 ⇒添付画像B74。防災訓練・吹田市 ⇒添付画像B74。防災訓練:新着情報-12/9に無し 2)2024年12月9日に掲出された、標題のタイトルが、市HP(防災)の新着情報に掲出されていません。 ⇒添付画像B74。(防災)サイトの新着情報に無し 3)タイトルの閲覧数を教えて下さい(12/9~1/15の間) 4)サイトの冒頭に訓練の目的の記載が必要。⇒下記に記載(案) ※阪神淡路大震災(1995年)から30年。東北地震(2011年)。北大阪地震(2018年)。そして昨年1月の能登半島地震などの災害が有り、ある日突然にやってきます。日ごろの心構えや準備が必要です。訓練参加で防災意識を高めて…。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 各大学周辺の屋外拡声器の放送停止の件については、各大学と協議の上、対応しております。無線停止の周知については、市報に本市ホームページのリンクを掲載しているため、詳細はこちらから確認できるようにしております。 2)について ホームページの新着情報の件は、毎年訓練を周知・実施しているものであり、ホームページ以外にも自治会の回覧やSNS発信など、多様な手段で情報発信しているため、新着情報への掲載がなくても大きな影響はないと捉えておりますが、より多くの市民が情報に触れられるよう今後検討させていただきます。 3)について 要望いただいた期間中(12月9日から1月15日まで)の閲覧数は、1453件です。 4)について 本訓練は、市主催の訓練として市が目的を定めて実施しており、その目的に合わせた訓練内容を実施するとともに、必要な周知・啓発を行っているものです。	危機管理室	R7.1.15	R7.1.28

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
194	B74-2。『吹田市一斉合同防災訓練』への提言	1月19日(日曜)に吹田市一斉合同防災訓練が行われますが、吹田市のHP(Top頁)は「災害モードに切り替え」をされますのでしょうか。 ・豊中市は、豊中市公式ホームページを、1月18日(土曜)に実施する全市一斉防災訓練に合わせて、各媒体の切り替え時のシステム操作手順や各種機能の動作確認のため、災害モードへの切り替え訓練を実施されます。 ⇒添付画像B74-2。豊中市HP防災訓練時の災害対応 ・吹田市に於いても。豊中市と同様のシステムの動作確認をされませんか。時間的に間に合えば・・・。 ※【参考】豊中市のHP「阪神・淡路大震災から30年」。市長メッセージ。防災パネル展(阪神・淡路大震災などでの市内の被害状況や、能登半島地震での被災地派遣職員の活動の写真)。 ⇒添付画像B74-2。豊中市のHP「阪神・淡路大震災から30年」。市長メッセージ。 ※広報課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	本市でも、1月19日(日曜日)の訓練当日は災害モードへの切り替えを実施いたしました。	危機管理室	R7.1.17	R7.1.29

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
195	B76.『令和6年能登半島地震にかかる社会福祉施設等への介護職員派遣依頼』について	高槻市が標題について、市HPの新着情報に掲載されていました。吹田市は、輪島市と支援協定を締結されていることから、吹田市のHPに掲載をされて協力をされませんか。 吹田市にも、大阪府から事務連絡が有ったと思います。後藤市長様が「困った時はお互いさま、という心で支えあいたい」の言葉もありますので、よろしくお願い致します。 ⇒添付画像B76。吹田市報5月号。輪島市と支援協定を締結。市長コラム「放っておけない」。 【高槻市HP・派遣依頼(部分)】 ・大阪府を通じて国より、令和6年能登半島地震にかかる社会福祉施設等への介護職員派遣依頼がありました。 ・各施設・事業所にて派遣可能な方がいらっしゃる場合には、以下の大阪府行政オンラインシステムより、必要な情報等の回答をお願いいたします。 ・大阪府にてとりまとめのうえ国へ登録を行います。国において集約後、派遣先施設等についてマッチングが行われます。 【大阪府HP・事務連絡(部分)】:2024年12月23日 ⇒添付画像B76。令和6年能登半島地震に関する通知について 【厚生労働省及びこども家庭庁(事務連絡)】:令和7年1月8日 ⇒添付PDF。B76。厚生労働省及びこども家庭庁【事務連絡】介護職員等の派遣依頼(第13回・2月分) ※秘書課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	本市では、国や大阪府からの通知文書等のうち、能登半島地震にかかる社会福祉施設等への介護職員派遣依頼など、事業者に周知することが必要であるものにつきましては、各事業所宛てに直接メールで連絡しております。 事業所への適切な周知方法につきましては、引き続き検討してまいります。	福祉指導監査室	R7.1.21	R7.1.31
196	進捗の確認	以前より手帳の進捗について確認をさせていただいておりますが、下記の返答をいただきました。 「この内容で以前(11月)返送させていただいておりましたが、届いていなかったのなら申し訳ございません。 手帳の申請は11月にされておられますので、まだ3か月は経過しておりませんので、もう少し待っていただければと思います。 と昨日もメールさせていただきましたが、メールがとどいていないようでしたら申し訳ございません。」 障害者雇用で活動したいので、今の状況を教えてください。 頂いた案内文では2～3ヶ月と記載がありました。期間内だからオッケーというのはお役所仕事の典型的な考えですので改めていただければと思います。(税金からお給与が出ているということを理解してください。) 担当者だけでなく市長などにも共有してください。 それでは、申請日は11/1ですのでよろしくお願いします。	R6.11.1申請の精神障害者保健福祉手帳については、すでに「決定」が下りており、手帳はR7.1.29に発送している旨を電話にて本人に伝えました。	障がい福祉室	R7.1.27	R7.1.31

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
197	樹林葬墓地に関する意見	神戸市が、市内の森林公園内に「樹林葬墓地」を整備すると報じられました。 吹田市でも「樹林葬墓地」の整備を検討して下さい。 大阪府と連携して、「万博記念公園」内に整備して欲しいです。	万博記念公園につきましては、日本万国博覧会の成功を記念することを目的に、万博会場跡地を一体として保有し、緑に包まれた文化公園として整備して、現在は大阪府が管理しています。平成23年(2011年)3月には、吹田市が都市計画法に基づく特別用途地区(条例により、娯楽・レクリエーション地区)に指定しているため、現時点では公園内への墓地の設置は考えておりません。 吹田市有墓地におきましても墓じまいの件数が増加傾向にあるため、合葬墓等これからのニーズにあわせた墓地の在り方について考えてまいります。	環境政策室	R7.1.23	R7.2.4
198	府営吹田藤白台住宅3棟敷地内での歩きタバコについて	1月28日9時40分頃、府営吹田藤白台住宅3棟駐輪場付近の敷地内において20代～30代くらいの上下黒の若い男が歩きタバコをしていた。いったいどうなっているんだ？タバコのマナーがあまりに悪いので自治会に苦情を入れて2か月ほどが経っただろうか。何も変わっていない現状だ。本当にひどい。 私が見ているだけでこれだから見ていないところで多数が吸っていると思われる。本当にガラがどんどん悪くなっている。 3棟自治会において回覧や掲示等で禁煙周知の徹底をお願いします。回覧は必須でお願いします。 府営住宅住民に子育て世帯のニーズのアンケートするなら喫煙は論外でしょう。	御連絡いただいた敷地内での歩きタバコこの件について、自治会に報告いたしました。 議題に挙げ、掲示板・回覧で周知を行うかどうかについては、自治会でご判断いただく内容となります。	市民自治推進室	R7.1.29	R7.2.4
199	B78。市HP『令和6年度から森林環境税(国税)の導入』について提言	1)1月24日、標題について市HPの“税金”のサイトに掲出されましたが、市HP(Top頁)の新着情報に掲出されていません。 ⇒添付画像。B78-令和6年度から森林環境税導入。吹田市HP-1/24 ⇒市民のほぼ全員の納税に関わる事ですので、市民税課は、市HP(Top頁)の新着情報に掲出が必要と思います。 2)市のHPには、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し…の説明文が有りますが、森林が無い吹田市には国からの譲与金がありますか？。譲与金はどのように使用・活用されていますのでしょうか？。実績について市民への報告が必要と思います。 3)納税課から、R6年7月に“市税等過誤納付金還付通知書”が送付されましたが、振込依頼書の税目欄の“市府民税森林(年金特徴)”の記述が有りますが、“森林”って何ですか？。“年金の特徴”って何ですか？。 ⇒添付画像。B78-還付金受け取り(森林、年金特徴) ⇒税目欄に記載内容は、職場の事務用語と思いますが、市民に分かり易いように、注釈が必要と思います。 ※広報課に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	本市ホームページにつきましては、森林環境税も含めた税の制度について分かりやすい掲載内容となるよう検討を重ね、関連情報の記事も御覧頂けるよう作成いたしております。 今後もしも頂きました御提言も参考にしながら、より分かりやすいホームページとなるよう努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。 「森林」とは「森林環境税」のこと、「年金特徴」とは「年金から特別徴収(引き落とし)される税」のことです。 還付金振込依頼書の税目名称につきましては、システム処理の都合により「市府民税森林(年金特徴)」と表記しておりますが、今後、注釈記載も含め、市民の皆様により分かりやすい表記となるよう努めてまいります。	市民税課	R7.2.3	R7.2.6

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
200	B79.「令和7年度の市・府民税の申告」について提言	吹田市は、申告について市民への情報提供は“市報の2月号”のみです。 ⇒市HPの“税金”のサイトには、申告の項目が見当たりません。 ⇒添付画像。B79-【税金】令和7年度の市・府民税の申告について。吹田市は項目が無し ※新しく社会人になられた方や勤労学生、吹田市に転入された方の為には、申告用紙の配布先または、ダウンロード先のリンク表示。提出の期限。申告書の郵送提出先。添付書類の返送時の手続き他。 個人市・府民税に関する最近の主な税制改正の内容。申告書に記入の説明文(用語の説明・必要経費・生命保険の新旧・医療費控除の特例…)を市HPでの詳細説明が必要。 1)市報-P10の確定申告:2025年の確定申告では、昨年からの変更点の記載がありません。 2)市報-P11の市・府民税の申告:下記に気付いた点。 ・収入の分かる帳簿など。⇒具体例が必要。 ・後期高齢者医療保険料の記載が必要。 ・申告が必要な人(例):⇒(例)では、説明不十分。 ・申告が不要な人:⇒非課税所得(雇用保険・障害年金・遺族年金・児童手当等)のみの人などの説明が必要。 【参考】 ⇒添付画像。B79-申告が必要な人。不要な人。枚方市 ⇒添付画像。B79-個人住民税(市・府民税)の主な改正点。箕面市 ⇒添付画像。B79-収入金額等や控除のために必要なもの。枚方市 ※豊中市では、令和3年2月より、市・府民税申告書の「電子送信」による受付を開始。 ※広報課に供覧を願います。	住民税の申告につきまして、御案内が分かりやすい内容となるよう検討を重ね、市報すいた及び市ホームページならびに申告書に同封の資料により、お知らせしてきたところです。 今後もしも頂きました御提言も参考にしながら、市報すいた及び市ホームページならびに申告書に同封の説明資料により、申告方法等がより分かりやすくなるよう努めてまいります。	市民税課	R7.2.3	R7.2.6
201	住宅の取得に伴う利子補給制度の整備(再送)	私は最近、住宅購入に伴い、吹田市に引っ越してきました。家族構成は妻と子ども(乳児)の3人家族です。 以前住んでいた大阪市では、【新婚・子育て世帯への支援】として、市内定住促進のため、初めて住宅を取得する新婚世帯(申込者及び配偶者のいずれもが40歳未満で婚姻届出後5年以内の世帯)又は子育て世帯(小学校6年生以下の子どもがいる世帯)を対象に、住宅ローンに対して年0.5%以内(融資利率を上限とする。)、最長5年間の利子補給を行う制度がありました。 物価が高騰しているだけでなく、不動産価格も高騰しています。 その一方、若年層の新婚・子育て世帯は出産費用や子育て費用、ローンの返済、日々の生活費など、多くの出費が必要になり、手元に現金が必要です。 また、今後、住宅ローン金利が上がることも予想されており、メディアでも市民の生活への影響が不安視されています。 子育て世帯が安定して充実した生活するための支援として、大阪市のような住宅の取得に伴う利子補給制度を整備してください。	本市としても、子育て世帯の要望として経済的支援の充実が求められていることを認識しているところです。 いただいた御意見については、関係部署にも共有させていただくとともに、今後の取組の参考にさせていただきます。	子育て政策室	R7.1.23	R7.2.7

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
202	2月9日のバドミントン交流会について(どっちが正しいのか)	2月9日の日曜日の9時半から藤白台小学校で行われるバドミントン交流会についてですが、北千里の公社付近の掲示板にはバドミントン交流会(未経験者大歓迎)とありましたが、吹田市のページでは確か大会とありました。 かつて藤白台小学校で第一、第三土曜日の夜に開放デーがあり、バドミントンが行われていたのは私は中学生から高校卒業くらいまで友達とやっていたのですが、友達は地元で就職、私は大学へ進学と疎遠となり行かなくなってから20年ほどになります。 最近まだやっているのかなと気になっていたところこのような掲示を見つけました。 当時はガチ勢だったのですが、数年前に職場の同僚とやったときは鈍って全然打てなくなっていました。 未経験者歓迎とありますが、本当でしょうか？HPにあったように試合ならば、未経験者ではとんでもないことで、経験者でもレベルが違えばボコボコにされますから。 実際、かなり昔に日曜日に行われていた大会に高校生くらいの頃ダブルスで出ましたがみんな強くて初戦？で敗退したのを覚えています。 未経験者や初心者でも楽しくバドミントンができ、そこで仲良くなった人と市民体育館などで一緒にバドミントンできたらと思っています。(当然一人ではできないしこのイベントだけではレベルも上がらないし運動効果もイマイチだと思うのでやるなら週2、3はやりたい) もし試合なのであれば未経験者歓迎の交流会も別に作ってください。 実施まであまり日がないのでお早目の回答をお願いします。	お問い合わせいただきましたバドミントン交流会ですが、主催者である藤白台地区体育振興会に確認したところ、レベルは高くなく未経験者から楽しんでプレーできる交流会ということです。 地域の中高齢者で構成されているバドミントン同好会の方も参加されるところですので、是非、御参加ください。 御指摘のありました、市ホームページにおいての名称も大会レベルでは高く思われることから、藤白台地区体育振興会から修正依頼を受け、現在、交流会へと修正させていただいております。	文化スポーツ推進室	R7.1.31	R7.2.7
203	B71-2。市HPの『令和6年度未来がきらり吹田学生応援プロジェクト』への提言	1)1月8日に標題について投稿しましたが、2月1日現在、回答が未だ頂けておりません。 [投稿内容(再掲)]「吹田市内に在住・在学の高校生・大学生・大学院生・専門学校生等を対象に、食料品を配付します。」でしたが、対象者に、“短期大学生”の記載が有りません。 2)市HPのサイトを見ると、1月16日に更新がされており、“短期大学生”が追記されていました。 ⇒サイトの更新が1月16日にされていますが、申込の期日が1月16日であり、加えて市HPの新着情報に掲載されていませんでした。これでは、対象者の方への周知が出来ていないと思います。	作成した回答書の送付ができておらず大変申し訳ございませんでした。 以下、回答書原文 ----- ご意見をくださりありがとうございます。ご指摘に基づきホームページを修正させていただきます。 なお、未来がきらり☆吹田学生応援プロジェクト実行委員会が主催する本プロジェクトにつきましては、短期大学等を含めた大学生を対象としている旨をお聞かせております。今回いただいたご意見につきましては本プロジェクトの問合せ先となる吹田市社会福祉協議会にもお伝えし、今後の周知活動等の参考とさせていただきます。 ご意見をくださりありがとうございます。対応が遅くなり申し訳ございません。いただいたご意見につきましては、今後の業務遂行の参考とさせていただきます。	福祉総務室	R7.2.3	R7.2.7

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
204	B78-2。市HP『令和6年度から森林環境税(国税)の導入』について提言。	標題について、2月2日に投稿、2月6日に回答を頂きましたが、投稿に対しての回答に乖離があり、再投稿です。 [2/2投稿(再掲)] 1) 1月24日、標題について市HPの“税金”のサイトに掲出されましたが、市HP(Top頁)の新着情報に掲出されていません。 ⇒市民のほぼ全員の納税に関わる事ですので、市民税課は、市HP(Top頁)の新着情報に掲出が必要と思います。 2) 市のHPには、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し…の説明文が有りますが、森林が無い吹田市には国からの譲与金がありますか？。譲与金はどのように使用・活用されていますのでしょうか？。実績について市民への報告が必要と思います。 [2/6市回答] 本市ホームページにつきましては、森林環境税も含めた税の制度について分かりやすい掲載内容となるよう検討を重ね、関連情報の記事も御覧頂けるよう作成いたしております。 ⇒上記の(1)、(2)についての回答を、お願い致します。 ※国から吹田市への譲与額は、総務省資料の「令和5年度 森林環境譲与税譲与額(全国版)」で40,766千円を見付ける事が出来ましたが、 ※総務省・林野庁作成の「令和5年度における森林環境譲与税の取組状況について」「森林環境譲与税に関する広報—自治体における取組事例」を見ましたが、吹田市の記述が有りませんでした。 3) 市民税課は、回答時のメールの件名を、投稿した件名にしたいだけますでしょうか。 ⇒投稿者宛ての件名が「お問合せにつきまして(回答)」であり、クリックして添付のpdfファイルを開かないと分かりません。 ⇒添付画像。B78-2。市民税課受信メールのタイトル。2件 ※市民総務室に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	国の税金である森林環境税につきましては、本市ホームページに「概要」、「納税義務者」、「税率・賦課徴収」及び「森林環境税のみが課税される方」ならびに「個人住民税均等割と森林環境税の税率」の4項目について掲載しております。 より詳細な情報につきましては、実施主体である林野庁の「森林環境税及び森林環境譲与税」と、総務省の「森林環境税及び森林環境譲与税について」の各ホームページにつながり、御覧いただける形をとっております。 今後も頂きました御提言も参考にしながら、より分かりやすいホームページとなるよう努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。	市民税課	R7.2.14	R7.2.8

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
205	山手町4丁目1-8、〇〇の小さなドブ川周辺の下水管について	酒の席でのつまらない話ですが、市役所にお勤めの40代の男性の発言なので、気になっています。 その市役所職員の言うには、「山手町3-1-8周辺を流れているドブの横には下水管があって、非常に古く、いつ、埼玉のような陥落事故が起きてもおかしくない」 これは冗談か嘘かわかりませんが、まさか、酔っていたとはいえ、簡単に根拠のない発言を係長職の市役所職員が言うはずがない、とお思います。 同地から豊津駅にこのドブ川に沿って歩いていると、確かに道路が良くない、段差に躓き、平らでない、なんども継ぎ接ぎの修復をしていたことが解ります。 この周辺の下水管の状況、今後の修繕、点検の予定を知るには、どこを訪ねれば良いか教えてください。 また、この職員の発言について、ご意見をください。	【山手町4丁目1-8周辺の下水管の状況、今後の修繕、点検の予定に関する問い合わせ先について】 山手町4丁目1周辺の道路下には、さまざまな大きさの下水道管が設置されています。なかでも、山の谷水路の沿道には大きなもので口径(直径)800mmの下水道管が埋設されています。 市では「吹田市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、市内全域において市が管理する下水道管を対象に、平成30年度から計画的な点検と調査を実施しており、劣化や破損等がある下水道管については、速やかに修繕や新しい管にする工事を実施しているところです。 山の谷水路の沿道に埋設された下水道管においては、平成30年度から令和元年度までに点検と調査を実施しており、中程度の劣化が確認された一部の下水道管については、令和4年度に新しい管にする工事を実施しました。また、この点検と調査の結果、道路陥没を発生させる可能性のある重度の劣化等は確認されておりません。 引き続き計画的な点検と調査を実施し、必要に応じて措置を講じてまいります。 下水道管に関するお問い合わせは、本庁高層棟6階の下水道部管路保全室にて承ります。内容に応じて管理・維持・改築・整備の各担当が対応いたします。なお、下水道台帳は市ホームページからも見るができます。 【本市職員の発言について】 発言の真意が判らないため、お答えしかねます。	管路保全室	R7.2.3	R7.2.13

令和6年度（2024年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
206	B80.「非常災害時での“救助用資機材”および“組立式給水タンク”の運用」について疑問	1-1)吹田市では、「非常災害時での“救助用資機材”および“組立式給水タンク”」を市内の各小学校に配備されていますが、近隣の住民の方々は、備付の場所を知らない方が大半。 以前、休日に校務員の方に備付の場所を訊きましたが「校長さんか、教頭に聞いて下さい」でした。 先日、1月31日に学校の校務員さんの登録募集について市HPに掲載されましたが、勤務は平日のみで土日祝日は休日のため不在。平日での勤務時間は、午前8時から午後4時30分までであり、休日・夜間などに於いて災害が発生した場合、標題の「資機材や組立式給水タンク」の運用について、吹田市は、どのようなイメージをされているのでしょうか？ 吹田市は、運営面で自治会とどのような協議をされているのでしょうか。書面は交わされていますか？ 1-2)教育委員会は、学校の“用務員制度”から“校務員制度”に変更時点で、危機管理室や水道部と合議をされましたか？ 2)非常災害時での“救助用資機材”は、学校以外に各交番の軒先のキャビネット内に保管されており、施錠されています。 非常災害発生時には、交番の警察官も現場対応で不在と思います。吹田市は、どのような運用のイメージをされているのでしょうか？ ⇒この項については、過去にも投稿しており、その時の回答は「吹田警察署と協議をします」…でした。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」であることから、担当部署に供覧を願います。	1-1について 災害時の組立式給水タンクの運用につきましては、水道部職員が市内全小学校(36校)において当該タンクを運用することは困難であると想定していることから、各地区の連合自治会において実施していただくよう各連合自治会長に協力依頼を行っております。 自治会と書面の取り交わしについては特段しておりませんが、組立式給水タンクの配備を完了した令和3年度からは、有事の際に応急給水を円滑に行うため、各地区の連合自治会御担当者を中心に順次設置訓練や保管場所の確認を実施しているところです。 また、休日・夜間などに災害が発生した場合は、まず各小学校の緊急防災委員の職員が小学校や組立式給水タンクの保管場所の鍵を開錠することとなっております。 (担当:水道部総務室) 資機材については、住民が主体となり災害時の初期救助に活用いただくためのものとして配備しているものであり、配備先については、防災マップへの掲載に加えて、出前講座等の場を活用して、継続して周知を行っております。 (担当:危機管理室) 1-2について 救助用資機材等導入時に別途協議は行っておりません。 (担当:教育総務室) 2について 保管場所の開錠に当たっては、小学校については夜間・休日対応として緊急防災委員を配備しており、資機材の保管場所の鍵の開錠も含めて対応することとしています。毎年1月の一斉合同防災訓練では、災害時に資機材が円滑に活用できるよう連合自治会と学校に配備している資機材の確認も実施しているため、〇〇様もぜひ地域の訓練に参加いただき、直接御確認いただければと思います。 市内各交番については災害発生後には保管場所の鍵の開錠については交番の警察官が対応することになっており、資機材の鍵の管理や災害時の対応手順、資材の保管状況の確認を年1回実施しているところです。 (担当:危機管理室)	危機管理室、水道部総務室、教育総務室	R7.2.4	R7.2.14
207	ハートフルゲートの撤去	吹田市円山町3にある垂水上池公園は現在工事中である上の川周辺まちづくり基盤整備により豊津からこの公園まで道が広がり遊歩道ができています。 遊歩道から横断歩道をわたり正面の入り口はU型バリカーが張り巡らされ車椅子やベビーカーでは段差もあり全く入れず関大側へ移動して2つ目のトイレ側の入り口はハートフルゲートと呼ばれる回転式の柵が設置されています。この柵は重度の障がい者では動かす事が出来ず、また大型の電動車椅子やシニアカーの市民は公園に入る事が出来ません。これは移動の自由を制限されています。早急にこのハートフルゲートを撤去し、どの入り口からも出入りできるようバリアーの設置位置を変更して下さい。また市内の公園で他にこのハートフルゲートが設置されていたら撤去をし、車椅子等でも自由にできる公園にしてもらいたい。	垂水上池公園のハートフルゲートにつきましては、ご指摘のとおり重度の障がい者の方や、大型電動車椅子やシニアカーを使用の方は利用できない状況となっておりますので、公園内の工事で撤去を行いました。 車止めは、車両の侵入や子供の飛び出し防止など公園利用者の安全確保を目的に設置しておりますが、一方で「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、バリアフリーにも配慮する必要がありますので、立地や利用状況も勘案しつつ、形状や配置を検討し改修してまいります。今後もお気づきの公園がございましたら、個別に検討してまいりますので、ご連絡いただきたく存じます。	公園みどり室	R7.2.7	R7.2.14
208	市報に関する意見	2月3日にJリーグが発表した「Jリーグにおける誹謗中傷・カスタマーハラスメント等への対応について」を市報で市民に周知して欲しいです。 小中学生の無料招待など、老若男女が集まる「市立吹田サッカースタジアム」が安全安心な場所になるよう、暴言・暴行などの予防や対策への協力をお願いします。	「Jリーグにおける誹謗中傷・カスタマーハラスメント等への対応について」は、ガンバ大阪のホームページ等において周知をされているところです。 本市としましても、今後市報へ掲載し、市立吹田サッカースタジアムが安全・安心にスポーツを楽しんでいただける場所であることを周知してまいります。	文化スポーツ推進室	R7.2.3	R7.2.17

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
209	B79-2。「令和7年度の市・府民税の申告」について提言	標題について、市報の2月号のP10・P11に掲載がされていましたが、裏表紙にも「確定申告は、スマホで」が記載されている事を今日の昼に、発見しました。 広報課は、市報の目次の頁に今後は、「裏表紙」について、追記を願います。 P10・P11には、「裏表紙にも確定申告は、スマホで」の…注記が記載されていませんでした。 この項については、過去にも広報課に要望をしましたが、拒否をされた経緯があります。 ※市民税課に供覧を願います。	目次ページは、中面のページ数・コーナー名のための記載としております。 ご指摘のように、裏表紙の掲載内容が中面の記事と関連する際には、今後、必要に応じて、中面の記事ページに裏表紙でも紹介している旨を記載してまいります。	広報課	R7.2.4	R7.2.17
210	B71. 市HPの『令和6年度未来がきらり吹田学生応援プロジェクト』への提言	1月7日に市HPの新着情報に掲載されましたが、サイトを開くと、「吹田市内に在住・在学の高校生・大学生・大学院生・専門学校生等を対象に、食料品を配付します。」でした。 1)対象者に、“短期大学生”の記載がありません。吹田市内には、2校あります。再考されませんか？ ※吹田市の学生に対する認識度が問われるように思います。 2)福祉部 福祉総務室は、タイトルに具体性(食料品の提供)を持たせれば、分かり易かったと思います。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」であることから、供覧を願います。	ご意見をくださりありがとうございます。ご指摘に基づきホームページを修正させていただきます。 なお、未来がきらり☆吹田学生応援プロジェクト実行委員会が主催する本プロジェクトにつきましては、短期大学等を含めた大学生を対象としている旨をお聞きしております。今回いただいたご意見につきましては本プロジェクトの問合せ先となる吹田市社会福祉協議会にもお伝えし、今後の周知活動等の参考とさせていただきます。	福祉総務室	R7.1.8	R7.2.18
211	B77.『凶悪犯罪発生時に犯人が刃物を持って逃走中の時、市民への周知方法』について教えて下さい。	・通り魔事件が、昨日JR長野駅前午後8時ごろ、3人が死傷。今日は岐阜市内の路上で午前7時前、1人が重症の事件が発生。いずれも犯人が刃物を持って逃走中との事です。 ・長野市の近くの小学校は今日、児童の半数近くが登校せず。…の報道がありました。 Q1:もし吹田市内に於いて、同様の事件が発生した場合、吹田市は市民への危険回避・注意喚起の広報はどのようにされますのでしょうか？ Q2:吹田市には、対応マニュアルはありますか？。吹田市と吹田警察署の役割分担はどのようになっていますでしょうか。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」であることから、供覧を願います。	Q1について 本件と似た事件が本市で発生した際(令和元年 千里山交番で警察が刺された事案)は、HPで事案に関わる情報を集約し、一括して発信する専用ページを設けるほか、X(旧Twitter)等のSNS、J:COM、FM千里で広報を実施しました。また、公立小中学校、幼稚園、保育所の保護者にはメールで連絡を実施しました。今後、同様の事件が発生した場合には、上記と同様の対応を行うことを想定しています。 Q2について 本件のような危機事象が発生した場合には、事件に対する市の対応方針を決定した上で、対応方針に沿って各担当部局が回答1で記載した内容等を実施し、市民等の安全の確保や不安が解消されるよう対応していきます。 また、警察とも連携し、事案に関する情報共有や防犯カメラの活用によって早期に事案が解決するよう対応していきます。	危機管理室	R7.1.24	R7.2.18
212	B81.「豊中市の午前7時からの小学校見守り事業」について	豊中市では、さまざまな働き方への対応で、仕事も子育ても充実できるように、ということで令和6年4月8日から開始されています。共働き世帯が多い中、吹田市での現状と今後の計画を教えてください。 小学校の校門を午前7時から登校時間(午前8時)まで開放。通学する小学校及び義務教育学校の体育館等で児童を見守ります。これまでの警備員に加えて、新たに見守り員を配置。	豊中市では、朝の開門時に、正門前に多くの児童が待機しており、歩道から車道側へ児童があふれるなど、危険な状況にある学校もあり、この事業の実施に至ったとお聞きしております。 当該取組については、結果として保護者の子育て支援につながっている側面はありますが、本市の現状においては、豊中市のような危険な状況にはないことから、同様の取組を実施する予定はありませんが、引き続き、学校の状況の把握や豊中市の取組状況について、確認してまいります。	学校管理課	R7.2.4	R7.2.18

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
213	B77-2.『凶悪犯罪発生時に犯人が刃物を持って逃走中の時、市民への周知方法』について。※未着で	1月24日に標題について投稿しましたが、2月17日現在、回答が未だ頂けておりません。 よろしくお願い致します。	2月18日に回答いたしました。	危機管理室	R7.2.18	R7.2.18
214	子どもの習い事助成	子どもの習い事助成ですが、非課税所得者と児童扶養手当受給者に対象者が限定されている事に不満です。 大阪市は所得制限撤廃してますし、公立中学校 全員喫食給食導入もしてるのに、吹田市は子育て支援がいつも一歩遅れてませんか？以前も同じ意見が出てましたが、「世帯収入による格差をなくす為」の回答でした。税金を納めてる世帯が毎回置いてきぼりで不公平が拭えませんが、これこそ差別では？同じ回答では納得出来ません。安心して吹田で子育てし続けられるよう所得制限撤廃を切に願います。	本市では、令和4年度に子供の生活状況調査を実施し、およそ10人に1人の子供が相対的貧困状態にあることが判明しました。このため、子供の貧困の解消を優先課題として様々な取組を進めております。 子供の習い事費用助成事業もこの取組の一つであり、対象者を限定したなかで取組を進めているところです。 安心して子供を産み育てられ、すべての子供がすこやかに育つことができるまちづくりを進めるため、いただきました御意見も参考にし、よりよい施策となるよう検討を続けてまいります。	子育て政策室	R7.2.12	R7.2.19
215	B76-2.『令和6年能登半島地震にかかる社会福祉施設等への介護職員派遣依頼』について	標題について、1月21日に投稿、1月31日に回答を頂きましたが、再度の市HPへの掲出の提言です。 [市回答(再掲・部分)]: 国や大阪府からの通知文書等のうち、能登半島地震にかかる社会福祉施設等への介護職員派遣依頼など、(中略)各事業所宛てに直接メールで連絡しております。 [私見]: 資格や知見を有しておられる方の中には、(1)老々介護を終えられた方で、勤労されていない方や(2)定年退職されて余生を社会への恩返しを考えておられる方。(3)子どもさん達が結婚されて子育てを終えられ、“これからが自分の人生…やり残したことがないか? ”、社会貢献を考えておられる方がおられるのでは…と思います。知人の看護士さんは、子育てを終えられて今年、新しい資格取得をめざして、社会貢献を考えておられます。 私は、福祉関係でのボランティアを30年余りさせて頂いており、現在も自分ができる事を出来る時に…というスタンスで週に2~3回させて頂いております。 1)吹田市は、輪島市と支援協定を締結されている事。また後藤市長様が「困った時はお互いさま、という心で支えあいたい」の言葉も有ります(吹田市報5月号「放っておけない」)ので、高槻市のように市HPに掲出、周知をされて能登半島への支援を考えて頂けませんでしょうか。 2-1)1月21日の投稿時では、厚生労働省及び子ども家庭庁(事務連絡)が13回目であり、ほぼ毎月発信して居られ、大阪府も同様に各市町村に発信されている事から、困っておられるものと思います。 吹田市福祉部は、各事業者に周知されている…との事ですが、最新の発信文書の記番号、発信年月日を教えて下さい。 2-2)送信宛ての事業者数(公的機関、私立事業者別に)を教えて下さい。 3)秘書課長様への要望。後藤市長様へ情報提供を願います。	1)当室で検討した結果、国から発出される令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉施設等への介護職員等の派遣依頼に係る通知等を本市のホームページに公開していくことといたします。 2)当室から事業者へ周知した最新の日付は令和7年2月4日で、周知方法は国からの通知文等を上席に確認のうえ、メールに添付して送信しているため、文書番号はありません。メールで周知した事業所は延べ991事業所です。うち公的機関(吹田市立総合福祉会館、吹田市地域包括支援センター及び指定管理者制度導入施設)は合わせて21施設です。	福祉指導監査室	R7.2.6	R7.2.21

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
216	ニコチン・ヘイヴン吹田7	市内で健康増進法違反を7件見かけました。それぞれ対応と回答願います。 (1)○○ 以前も通報したが、是正されていない。 店内で加熱式タバコを喫煙していたり(写真参照)、テーブルに灰皿が置いてあるにもかかわらず、店の出入口に標識がない。 さらに悪質なことに、20歳未満のアルバイト募集まである(写真参照)。 そもそも従業員の雇用が府条例違反なのに18、19歳の募集までしている。 しっかりと是正を指導願いたい。 (2)○○ 店内に灰皿があって喫煙しているが、標識はない(写真参照)。 タバコを20歳未満だと「未成年」に売らないだとかは書いてあるが、健康増進法に係るものではない。 是正を指導願う。 (3)○○ 屋内駐車場への通路の踊り場が喫煙所になっているようで、喫煙している(写真参照)。 灰皿も設置されているようだ。 健康増進法29、30条違反である。 撤去と禁煙を指導されたい。 (4)○○ 車庫のシャッター前に喫煙所を設置しているが、屋内に該当する場所と思う(写真参照)。 健康増進法30条違反であるので、撤去を指導されたい。 (5)○○ 1階エレベーターの手前や○○の出入口前に灰皿が設置されている(写真参照)。 屋内ともいえるような場所だ。 健康増進法30条違反であるので、撤去を指導されたい。 (6)○○ どうもフロア全体が喫煙専用室を除いて、加熱式タバコ喫煙可能となっているようだ(写真参照)。 加熱式タバコ専用室が認められるのはフロアの一部に限られるのではないのか？ 健康増進法に違反していると思うので是正を指導願う。 それと子ども110番の家でもあるようだが、20歳未満はそもそも入れないので、登録を解除すべきだ。 (7)○○ 2025年2月7日15時4分頃、岸辺中5丁目交差点で 赤信号待ち(府道14号線を東から西へ向かう)していたタクシーの車内で運転手が喫煙していた(写真参照)。 健康増進法29条違反である。 禁煙を守るよう指導されたい。 ※写真については、公表しておりません。	1について 通報を受け、当該店舗に連絡し、店舗の出入口に標識を掲示するよう指導しました。また、喫煙可能店は従業員についても20歳未満立入禁止である旨を伝え従業員募集の掲示については是正するよう指導しました。 (担当：健康まちづくり室) 労働基準法第57条及び第60～64条において、満18歳に満たない者に関する保護規定が設けられていますが、満18歳以上の者について就業を制限する規定はございません。また「府条例」を「大阪府青少年健全育成条例(以下「同条例」)」と解釈した場合、同条例第3条において青少年は18歳未満の者と定義されており、御指摘の事由には該当いたしませんので、御理解くださいますようお願い申し上げます。 (担当：青少年室) 2について 通報を受け、当該店舗に連絡し、店舗の出入口に標識を掲示するよう指導しました。 (担当：健康まちづくり室) 3について 通報を受け、当該店舗の灰皿設置場所を確認したところ、屋内に該当する位置であったため、管理権原者に対し、灰皿を撤去するよう指導しました。 (担当：健康まちづくり室) 4について 通報を受け、現地及び管理権原者確認の上、必要な対応を行ってまいります。 (担当：健康まちづくり室) 5について 通報を受け、現地及び管理権原者確認の上、必要な対応を行ってまいります。 (担当：健康まちづくり室) 6について 通報を受け、現地及び管理権原者確認の上、必要な対応を行ってまいります。 (担当：健康まちづくり室) こども110番の家運動については、地域の諸団体が主体となって行う地域活動の一環であるため、吹田市は言及する立場にありませんが、子供の生命を脅かす危機的な状況における緊急避難場所としての用途として登録・同運動に参加するということであれば、地域の推進団体の裁量に含まれていると認識しています。 (担当：まなびの支援課) 7 について 通報を受け、当該事業所に連絡し、車内禁煙とするよう指導しました。 (担当：健康まちづくり室)	健康まちづくり室、まなびの支援課、青少年室	R7.2.10	R7.2.21
217	千里青山台団地建替えにおけるスーパー等の誘致について	UR千里青山台団地建替えについて。UR側の入札で基本・実施設計が契約されており、建替えに向けて話が進んでいるものと承知しています。提案は、高層への建替えに合わせて、余剰地にスーパー、ドラッグストア等の日用便利施設を導入してほしいです。千里ニュータウンは近隣住区論により、住む場所と買い物する場所を分けていますが、近年、地区の近隣センターは寂れており、近隣センターからスーパーが撤退すると買い物難民になる恐れがあります。又、ニュータウンに住む高齢者の割合も高くなっており、車を使わなくてもスーパーにアクセスできるかどうかがとても大切です。近年は郊外に格安スーパーが多く出店しています。ニュータウン活性化、買い物場所の確保の点においても、都市計画の変更して、青山台団地建替えの余剰地にスーパー等を誘致するように、UR側に要望してください。	千里ニュータウンは、近隣住区論をもとに、住宅団地の計画段階で住宅・商業・業務といった用途の混在を抑制し、住宅の供給とともに、住民の暮らしを支える拠点の役割を担う地区センターや近隣センターが計画的に配置されました。 現在もニュータウンの基本的な設計思想は受け継がれており、大規模な商業施設等に関しては、商業系の用途地域に配置されている地区センターや近隣センターにのみ立地が可能となっています。 一方で、近年、一部の中高層住居系の用途地域では、幹線道路沿いなどで、現在の用途地域で立地が可能な、小規模なスーパーやコンビニエンスストアなど、日常生活の利便性を高める生活関連機能が導入された事例もございます。 今回ご提案いただいた千里青山台団地の建替事業が行われる場所は、第1種中高層住居専用地域であり、大規模なスーパー等は建設できませんが、ご提案の趣旨につきましては、事業主体であるUR都市機構に申し伝えてまいります。	計画調整室	R7.2.10	R7.2.21

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
218	武道館の利用について	いつも武道館を利用させていただいています。4月からの料金値上げ率にはびっくりしました。そこで、ご提案なのですが、ふるさと納税の返礼品に武道館や、体育館の割引券や利用券を準備するのはいかがでしょうか。 大変いい施設ですし、近隣に武道館を抱えていない市町村もありますので、収益が見込めるかもしれません。 利用料が高くなって、利用者が減ってしまうと減益になるかもしれませんので、昼休み、夕刻の利用できない時間をなくし、個々の利用時間に応じて料金を払う制度にする。トレーニング室とかはそうになっているかと思います。 もしくは時間の区切りを3時間ごとの4つに区切る。9-12、12-15、15-18、18-21 これなら3時間の料金が適応になるのでもいいかもしれません。 ご検討をお願いします。	吹田市は市の魅力発信及び地域経済の振興を目的として、ふるさと寄附金事業を行っております。ふるさと納税の返礼品として、市内で利用できる施設利用券や食事券なども取り扱っていますが、武道館や体育館の使用料の値上げは全庁的な方針に基づいたものであり、利用券等の検討に当たっても、庁内で一定足並みをそろえる必要があると考えております。 まずは、ほかの施設に関しても同様の御要望があるか等を確認し、検討してまいります。 (担当：地域経済振興室) 武道館においては、各武道室において専用使用と個人使用、教室利用などの形態の異なる利用のスケジュールを使用時間区分ごとに組んでおります。トレーニング室については、同一種目のみで終日利用できることから任意の時間での使用が可能となります。 12時から13時及び17時から18時の時間帯につきましては、個人使用から専用使用への切替時や種目変更時、教室の準備及び片付けの際に必要な時間として各使用区分の間に設定しているものでございます。 ご提案いただいた件につきましては、ご意見として、今後の管理運営の参考とさせていただきます。 (担当：文化スポーツ推進室)	地域経済振興室、文化スポーツ推進室	R7.2.10	R7.2.21
219	吹田市立洗心館の利用料金値上げについて	箕面市在住で吹田の洗心館を18年利用しています。4月からの市外の利用者の利用料近況があまりに高額になるので近隣の豊中、茨木、高槻などの市外の方たちと「今までのように利用できない」と嘆いています。 以前市外と市内でなぜ利用料金が変わるのかとお聞きしましたら市の税金を使っているとお返事でした。 それならばふるさと納税で吹田市に納税すれば吹田市のスポーツ施設個人使用者登録証に割引印を押してもらえて利用料を安くしてもらえるようなサービスを考えていただけませんか？ 他にも2時間の使用として午後を13～15.15～17時の2時間2部制にしてももう少し安く利用できないかというご意見も多く聞きます。 箕面市には弓道場がなく長く吹田のクラブで頑張ってお稽古してきましたが午後960円という料金はやはりキツすぎます。全国的にも高いと思います。 豊中の武道館は豊中のクラブの人は豊中市民と同じ利用料金だそうです。 どうか市外の方がもう少し利用しやすい料金設定をお考えいただけないでしょうか。よろしくお願いします。	ふるさと納税の返礼品として、市内で利用できる施設利用券や食事券等、民間事業者に関しては一部取り扱いがございます。 今般の公共施設の利用料の値上げは全庁的な方針に基づいたものであり、今回の御要望に基づく対応についても、庁内で一定足並みをそろえる必要があると考えております。 まずは、ほかの施設に関しても同様の御要望があるかについて確認してまいります。 (担当：地域経済振興室) 吹田市立武道館の使用料につきましては、市の基本方針に沿って4年ごとに使用料の見直しを行っており、近隣各市の状況も踏まえたうえで改定を行っています。御理解賜りますようお願いいたします。 また、使用区分につきましては、いただきました御意見は、今後の運営の参考とさせていただきます。 (担当：文化スポーツ推進室)	地域経済振興室、文化スポーツ推進室	R7.2.17	R7.2.25

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
220	B71-3。市HPの『令和6年度未来がきらり吹田学生応援プロジェクト』。※未着です。	1月8日および2月1日(未着)に標題について投稿しましたが、2月17日現在、回答が未だ頂けておりません。 よろしくお願い致します。	メールアドレス誤りにより送信できておらず申し訳ございません。 (市民の声No.8728の回答をメールにて送信)	福祉総務室	R7.2.18	R7.2.25
221	へらぶな釣り可能池	危険なルアー釣りは禁止でも良いが比較的安全な浮き釣りを公にできる池を設けて欲しい。	釣堀に関しましては、千里南公園の釣堀が廃止された際に、廃止を惜しむ声をいただいております。ただし、利用者等の安全確保に向け、管理者が常駐する必要があるため、管理者が常駐する主要な公園で、民間活力を導入するなど、その設置の可能性について検討を進めてまいります。	公園みどり室	R7.2.17	R7.2.26
222	JR吹田駅北口の駐輪スペースについて	JR吹田駅北口の改札階段目の前の駐輪スペース、自転車が駐輪されている場所につきまして、防犯カメラは設置されていますでしょうか？ もし設置されていればなのですが、最近、毎週月曜日の午後10時前後になるのですが、その駐輪スペースに止められた自転車10数台程？並んでいるのですが、その自転車を故意にドミノ倒しで倒していく不審者を何回か確認しており、このご時世ですので怖いなと思い、もし可能であれば、調査の程申し訳ありませんがお願い出来ませんでしょうか？	情報頂きありがとうございました。 こちらのスペースにつきましては、自転車等放置禁止区域であり、駐輪スペースではありません。 また、防犯カメラもありません。ご指摘の内容については、吹田警察署へ情報提供を行ないます。	総務交通室	R7.2.19	R7.2.26
223	吹田市から助成金を受けている施設で、男性であるという理由で利用を制限されました	私は男性です 吹田市の〇〇)については、吹田市から助成金を受けている施設と聞いております。 1月下旬に自宅に投函されたチラシにおしゃべり広場について、誰でもOKと書かれていたので、何回か参加しました。 2月19日のおしゃべり広場で、〇〇さんに、授乳したい女性が困るから、事前連絡なしに来ていいのは、水曜日の14時半以降のみと言われました。 〇〇が開いている火曜日と木曜日にも、事前連絡なしに来ないように言われました。 利用制限がないのは、高齢者と子育て中のママだけで、子育て中のパパもだめだそうです。 誰でもOKとチラシに書かれている吹田市から助成金を受けている施設で、このような利用制限を受けることが納得できません。 心が大きく傷つきました。 制限を解除してほしいです。	お問合せの件につきまして、吹田市では、高齢者と世代が異なる市民とが気軽にふれあい、交流できる場「ふれあい交流サロン」を運営する団体に対して、補助金を交付しております。 ふれあい交流サロンは、原則として利用を希望する者の利用を妨げないこととなり、当該のふれあい交流サロンへは、このたび改めてサロンの事業目的等を説明いたしました。 このたびは、御意見ありがとうございました。	高齢福祉室	R7.2.20	R7.2.26

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
224	B84-市HP、新着情報の「火葬場・規格葬儀・市有墓地」について	1) 2月10日に市HPの新着情報に掲載された標題について、サイトを開くと、「吹田市有川面墓地・片山墓地新規使用者募集にかかる公開抽選会結果」でした。 ⇒ 掲出されるタイトルは、市民に分かり易い名前にされませんか？ 2) サイトには、管理される部署の名前や問い合わせ先の電話番号の記載がありません。 ⇒ 添付画像。B84-川面墓地・片山墓地新規使用者募集にかかる公開抽選会結果 ※広報課に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	(1) につきましては、おっしゃる通りわかりにくい名前であったため、今後は分かり易い名前にするように気を付けます。 (2) につきましては、他のサイトの記載状況を確認しながら検討いたします。	環境政策室	R7.2.17	R7.2.27
225	令和7年3月25日実施予定デュオ講座『知っておきたい離婚に関する法律講座』について	市男女共同参画センターで開催される上記講座について質問です。 東京都世田谷区において、令和5年9月の「女性限定」法律講座の内容に「不適切な行為を助長する発言」があり、昨年5月の住民監査請求によって「委託料支出の講座に係る分については不当な公金支出と言わざるを得ない」との判断がなされました。 https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/15970/r6juuminkansa_1.pdf 3月には、「不正な公金支出を還付させるか否か」を争点とした住民訴訟が控えている状況です。 1. このことを知っていましたか。 2. 同じ「女性限定」法律講座実施自治体としての受け止めに教えてください。 3. 吹田市では、こうしたリスク(法的に誤ったアドバイスに対する苦情申立や住民監査請求等)を理解したうえで、令和7年度以降も「女性限定」法律講座の実施を続ける予定でしょうか。 4. 世田谷区のような係争を避けるため、「女性限定」法律講座を実施するうえで、吹田市が留意している点を教えてください(レジュメの事前確認、職員の講座への出席など)。 以上4点についてご回答ください。	1. 知っていました。 2. 「女性対象」の「法律講座」に限らず、どの講座でも、事前の情報収集や講師との打合せ、内容確認が重要と考えています。 3. 次年度以降の実施は未定です。なお、講座の内容に不適切が生じるリスクへの対策としましては、講師との事前調整を徹底しています。 4. 講座の内容に不適切が生じるリスクへの対策としましては、どの講座においても、次の取組を行っています。 ・講座のテーマや講師について事前に情報収集を行い、講師との打合せで、内容確認をしています。 ・講座で使用する資料について事前に確認しています。 ・講座には職員が出席し、実施状況を確認しています。	男女共同参画センター	R7.2.17	R7.2.27

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
226	B86-市HP、新着情報のタイトル「インフルエンザが過去最多になっている」の間違いについて	1)2月6日に市HPの新着情報に掲載された標題について、サイトを開くと、吹田市が含まれる豊能地区の定点あたり患者数は2.91人。過去最多になったのは、昨年末の62.30人です。 ⇒注意報基準の10人を下回っており、市HPへの掲出時には、市民に間違っただけで情報を与えないような注意が必要。 大阪府が発表をする前に、吹田市の保健所が感染者状況を大阪府に報告をされている事から、当然把握をされている筈。気付いて欲しい事象。 ⇒添付画像。B86-インフルエンザ定点あたり患者数(2月3日～2月9日)大阪府感染者情報 2)今回の投稿は、吹田市の市長・副市長・各部長・市職員(特に地域保健課・広報課)の皆様方が市HPを閲覧されていたら、誰かが地域保健課に間違いについて連絡をされるのかと思い、9日間待ちましたが、訂正をされなかったことによるものです。 3)サイトには、“不織布マスクを着用しましょう”の語句がありますが、“正しいマスクの着用方法について”の説明・画像が必要。 ⇒昨年、吹田市民病院で、看護師さんから「マスクの前後(裏表)が逆です」と初めて指摘されました。添付画像で2画面を貼り付けておきますので、【A】【B】どちらが正しいのか教えて下さい。 4)吹田市民病院のHPには、“当院におけるマスク着用について”のサイトがありますが、今年、病院職員に“マスクの前後”について質問をしましたが、「分かりません」との事でしたので、病院職員および来院者への周知が必要だと思います。 ⇒添付画像。B86-マスクの正しい着用方法。 ※広報課に供覧をお願いします。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」である事から、担当部署に供覧をお願いします。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について インフルエンザの定点報告数が警報基準ではなくなったため、2月6日に市ホームページの内容を修正しました。その際に、新着情報に関する前回の設定が残ったまま更新作業をしたため、誤ったタイトルを表示したものです。正しい情報を掲載できていなかったことについて深くお詫びします。 (担当:地域保健課) 2)について 今回の御指摘を踏まえ、2月6日付けの新着情報のタイトルについては、早急に削除いたしました。今後、ホームページの更新作業を行う際には、誤った情報が掲載されないよう複数人で確認する体制を強化するとともに、今回の事案を課内で周知し再発防止に努めてまいります。 (担当:地域保健課) 3)について 本市ホームページの基本的な感染症対策に、正しいマスクの着用方法を掲載しております。今回の御指摘を踏まえ、マスク着用に関する情報としてインフルエンザのページにも当該ページをリンクさせることとします。また、マスクは、折り目が下向きであることが正しい着用方法となります。不鮮明な部分があり正確には分かりかねますが、画像Bが下向きに見えますので、Bが正しい着用と思われます。マスクは、メーカーによって仕様が異なる場合がありますので、パッケージ等に記載している使用方法を確認することが望ましいとされています。 (担当:地域保健課) 4)について 御意見につきまして、市民病院へお伝えします。 (担当:健康まちづくり室)	健康まちづくり室、地域保健課	R7.2.17	R7.2.27

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
227	B79-3。「令和7年度の市・府民税の申告」について提言	標題について、2月3日に投稿、2月6日に回答を頂きましたが、投稿に対しての回答に乖離があり、再投稿です。 [2/3投稿(再掲)] 吹田市は、申告について市民への情報提供は“市報の2月号”のみです。 ⇒市HPの“税金”のサイトには、申告の項目が見当たりません。 ⇒添付画像。B79-3【税金】令和7年度の市・府民税の申告について。吹田市は項目が無し ※新しく社会人になられた方や勤労学生、吹田市に転入された方の為には、申告用紙の配布先または、ダウンロード先のリンク表示。(後略) [2/6市回答] 住民税の申告につきまして、御案内が分かりやすい内容となるよう検討を重ね、市報すいた及び市ホームページならびに申告書に同封の資料により、お知らせしてきたところです。 Q1: 申告書、説明資料の送付について、「申告書を提出している人には、2月上旬に令和7年度分の申告書を送付します。」…との事ですが、今年、新たに申告される方への配布ヶ所は、市役所本庁のみですか？。出張所でも配布をされるのでしょうか？。 Q2: 2/6の投稿時に記述をしましたが、今年、新たに申告が必要なのか、否かの判断要素としての説明資料が市HPへの掲出が必要と考えます。 ⇒回答文には「市ホームページにてお知らせ」の記述がありますが、市HPの“税金”のサイトには、「令和7年度の市・府民税の申告」の項目が見当たりません。また昨年からの変更点の記載がありません。 ⇒今年、新たに申告される方は、申告書・説明資料を手にするまで、必要な書類の確認・準備が出来ないと思います。 Q3: 2/3の投稿で、「豊中市では、令和3年2月より、市・府民税申告書の「電子送信」による受付を開始。」を記述しましたが、吹田市HPの“税金”のサイトには、「eLTAX(エルタックス)(電子申告等)」の項がありますが、今年の申告で対応が可能なのでしょうか？ ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	Q1: 市・府民税申告書は申告時期に合わせて市役所本庁(市民税課)とともに山田・千里丘・千里各出張所でも配付させていただいております。 Q2: 市民税・府民税の申告につきましては、本市ホームページ(トップページ>くらし>税金>個人市民税・府民税(森林環境税)>市民税・府民税の申告)で御案内記事を掲載しております。 Q3: eLTAXの電子申告につきましては、本市ホームページ(トップページ>くらし>税金>eLTAX(電子申告等)>eLTAX(エルタックス)(電子申告))に記載のとおり法人市民税の申告及び申請・届出をはじめとして各種取り扱っておりますが、市・府民税申告書につきましては取り扱っておりません。	市民税課	R7.2.14	R7.2.28

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
228	卒煙支援ブース真ん前での 条例違反喫煙	豊津公園に新たに設置された喫煙支援ブースの真ん前で喫煙する者が複数いた。 2月7日17時52分頃に1人いた(写真参照)。卒煙支援ブースを眺めながら悠々と喫煙していた。 その後19時41分頃にも2人いた(写真参照)。このうちの一人は喫煙後、卒煙支援ブースに入っすぐ出て来た。どうやら吸い殻を捨てる目的だけで入ったようだ。喫煙支援ブースがあるせいで、かえって条例違反の喫煙を助長している。 ちなみに運用前の1月14日の18時0分や19時21分にも喫煙支援ブースの周辺で喫煙する者がいた。稼動前後で状況が全然変わっていない。 江坂公園でも12月4日17時46分に工事中の卒煙支援ブースの前で喫煙する男がいた。 さらには江坂駅周辺での歩きタバコは紙巻、加熱式を問わず、常に見かける。 そもそも岸辺駅や吹田駅のブースの周辺では未だに吸い殻が転がっている。ブースの外で喫煙している者がいるということだ。 規範意識の鈍麻した喫煙者が多過ぎる。たばこ税を活用して警察OBを雇用し、昼夜問わず巡回監視し、条例違反の喫煙者からは過料を徴収して欲しい。 ※写真については、公表しておりません。	今回いただいた報告は、市内を定期的に巡回し、指導及び啓発を行う当室の路上喫煙防止啓発員が活動する際の参考にさせていただきます。	環境政策室	R7.2.20	R7.2.28
229	B85.市HP、各 サイトの「ご意 見をお聞かせく ださい欄」につ いて提言	1)市HP、各サイトの最下段の「ご意見をお聞かせください欄」には、5項目とチェック口が有りますが、コメントを記入できる様式になっていません。 ・[例]“内容が分かりにくい”の項目では、どの部分の何が分かり難いか…などを記入が出来る様式になっていません。 ・個人的には、現状では利用・活用が難しいと考えます。システムの浪費にも。広報課ではどのような利活用をされていますのでしょうか？ ⇒添付画像。B85-ご意見をお聞かせください上:吹田市HP。下:他市のHP(記入欄が有り) 2)令和4(2022)年10月3日 市HPをリニューアルされてから約1年が経過した頃に、広報課は市HPにアンケートの募集をされた記憶が有りますが、アンケートの結果をまとめられた報告が無いように思います。⇒もし、有りましたら市HPに掲出願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	各サイト下部に設置している「ご意見をお聞かせください」は、不適切な投稿を回避し、負担なく回答できることを目的にチェック項目のみとしています。いただきましたご意見については、必要に応じて各室課に共有し、ページ作成の際の参考としています。 令和5年1月～2月にかけて実施した市公式ウェブサイトに関するアンケートについては、HP運用のための参考意見として活用させていただく目的で実施したものであること、自由記載を含む形式であったため回答内容に整合性の欠如が見られることから、掲出はしていません。	広報課	R7.2.17	R7.3.3

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
230	B87-「後期高齢者医療保険料確認書の送付」について提言	1)確定申告書作成時に必要な“後期高齢者医療保険料確認書”が、例年は1月20日前後に送付されてきていたのに、今年は、2月3日時点で未着。他の事業者からの必要書類は全て送付されてきています。 ⇒今年の“後期高齢者医療保険料確認書(発行日:1月24日)”は、2月6日に配達されてきました。 ⇒日常業務の中では、トラブルは起きる事はありますが、トラブルが発生した時点で発送遅延・発送予定日について、多くの対象者がおられるので市HPで周知が必要。 Q2:前記(1)での“医療保険料確認書”の未着について、2月4日に国民健康保険課に固定電話から問い合わせをしましたが、“自動音声(該当の番号の選択方式)”であり、数回、番号数字を押した後、“〇〇番の電話番号にお掛け下さい”のメッセージが流れた後、直ぐに“ブツン”と切れてしまい電話番号を書く事も出来ません。⇒再度、電話すると「明後日に着くと思います」。 ⇒民間企業の“自動音声”のように、(1)1クールが終われば「初めに戻ります」。(2)電話番号の案内の代わりに「その他は“3”を押して下さい。担当者にお繋ぎします」⇒担当者への自動転送の機能が必要。(3)転送先が数回、話中の場合は「ただいま電話が混み合っており、再度、お掛け直し願います」…への改善が必要と思います。 Q3:市民税課でも“自動音声”案内をされている事から、吹田市の“自動音声”のシステム構築をされた部所の回答をお願い致します。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」である事から、担当部署に供覧を願います。	納付額確認書につきましては、発行日以降2月3日までの間に、昨年より対象を広げて送付いたしました。そのため、昨年より送付にかかる期間が長くなっておりますので、あらかじめ吹田市ホームページ及び市報すいた令和6年12月号におきまして、2月上旬に送付する旨ご案内させていただいたところでございます。 また、自動音声案内につきまして、貴重なご意見をいただきありがとうございます。いただいたご意見は、システム構築を行った契約業者にも共有させていただき、今後改善の際の参考とさせていただきます。 以上、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	国民健康保険課	R7.2.17	R7.3.3

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
231	保育園利用調整、保育園不足について	○保育園利用調整について 1.勤務年数加点はなぜ廃止されたのでしょうか？ 若い親を支援する気持ちも分かりますが、継続年数が長い分これまで長期間納税しており、社会に貢献してきたと自負しております。過去多くの声があったのを確認しましたが廃止した根拠(離職率に影響しない等の数字を明確に)を教えてください。 2.小規模の卒園加点について 4月の一斉入所には卒園加点がついて、5月以降加点されないのはなぜですか？ 2歳クラスまで小規模保育園に預け保育料も納めてきたにも関わらず、年少から仕事を開始する方と同じ点数に納得いきません。吹田市は共働きを推奨していないのでしょうか？小規模保育園から預けて3歳クラスで入園できないのであれば、我が子と一緒にいたい気持ちを抑え、預けた意味がありません。 ○保育園不足について 小規模卒園で兄弟がいらない人はほとんど落ちている地域です。吹田市としてどういった課題認識、また対策を講じているのでしょうか？ 本日保育幼稚園室に話を伺ったところ、児童数は減少傾向にあったので、枠が少なくなった影響もあると聞きましたが、認識が甘すぎではないでしょうか？ 公立の幼稚園型のこども園を幼保連携にして時間を長くしたりもできないのですか？公立は市が管轄ではないですか？また公立の枠が減っているのも保育士の採用が難しいとの影響もあるようですが、市としてももう少し保育士への支援を考えて吹田市で働くモチベーションを上げるなど考え得ることばすべて対策してほしいです。 ○保育の無償化とは？ 新2号の預かり保育の補助は月約一万円程度かと思いますが、幼稚園の夏休み期間は預かり保育をすると9万円近くになります。 保育の無償化をうたっておきながら、どういった数値を基準に算定しているのでしょうか？ また、東京都は保育園に預かっていてもベビーシッターを利用できその利用料金は1時間150円程度と聞いています。そういった別の自治体の取り組みをご存知でしょうか？ 保育園に入らなかった人へもう少し補助をするなど考えていただきたいです。こういった対策は何か検討されているのでしょうか？ このままだと小学校に上がった際の学童についても入れるのか不安でしかありません。 また学童は18時までとお迎え、1人で帰るなら17時までとの認識ですが、18時にお迎えは現実的に通勤のある会社員だと無理だと感じます。17時までにして1人で帰らせるのも昨今の状況を考える不安です。 子育て支援に力を入れていただかなければ、誰も子供を産まなくなると思います。	1について 保育所等利用調整基準は、その時々社会情勢や雇用・経済情勢、近隣他市の利用調整状況等を踏まえ、より時代に即したものとなるよう改正を行っています。 利用調整において指数差をつけられるよう、勤続年数による加算を設けていましたが、近年の働き方の多様化や、転職率が高まっている中で、勤続年数により保育の必要性に差があることに対する批判的な御意見が多数寄せられたため、今般の見直しを行いました。また、保育所等利用調整基準の改正においては、本市事例に基づいてパブリックコメントを実施し、本件に係る反対の御意見はございませんでした。 2について 吹田市内の特定地域型保育園事業の卒園児を対象とした加点については、保育の継続性を担保する観点から移行を支援するための加点であり、4月入所時に大幅な加点をすることで、新規申込等比べて入所がしやすいようにしております。そのため、5月以降は卒園児の加点を継続すると他の待機児童とのバランスが取れなくなる可能性がありますことから、5月以降の入所について加点を設けていないものでございます。 保育園不足について 保育提供量の確保につきましては、人口や保育ニーズの推移から将来の必要量を推計し、必要に応じて計画的に進めることとしております。本市では、待機児童が過去最大の230人を記録した平成28年度以降、集中的に施設整備等に取り組んだことで需給状況が安定し、令和4年度には待機児童の解消に至りました。未就学児童は平成29年度をピークに減少しているため、大規模マンション建設等を除き、保育提供量は既存施設により賄えるものと推測していたところで、本年4月には新たな施設を開設いたします。 本市では、0～3歳児を対象とした小規模保育事業を終了した3歳児の行き先の確保のために、公立幼稚園8園を、保育を必要とする児童を含む3歳児以上の児童を対象とする幼稚園型認定こども園へ移行してまいりました。 幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園への移行は、これまでの経緯や施設類型の要となることを踏まえ、慎重な検討が必要と考えております。 また、公立保育園におきましては、園児の受け入れに必要な人材確保を行っており、状況等に応じ、定員を超えて受け入れを行うなどの取組も行っております。 また、吹田市内の私立保育所等に対しましては、国の補助金制度を活用し、保育体制の充実による就業継続と離職防止、保育士等の人材確保に資する取組を行っております。 保育の無償化について 預かり保育に対する補助金額は、国の制度に基づき、認可保育所等の利用者との公平性を担保するため、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)から、無償化制度を導入前の1号認定子どもの幼稚園保育料の上限額(月額2.67万円)を差し引いた金額(月額1.13万円)とされています。 なお、従来、幼稚園の利用者が負担していた幼稚園保育料(上限月額2.57万円)については、現在無償化されており、前述の預かり保育に対する補助額(月額1.13万円)と合わせると、認可保育所等の平均的な保育料である月額3.7万円と同等の金額が幼稚園の利用者に対しても給付される制度となっております。 また、夏休み期間中に限らず、預かり保育の利用料金については各園で設定しておりますため、利用される施設や時期によっては先述の無償化の範囲を超えた部分についての御負担が保護者様に発生する場合がございます。 いただきました御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。 留守家庭児童育成室について まず、入室基準について御説明させていただきます。 入室申請においては、一斉受付期間を設けておりますが、1年生及び2年生の児童に関しては、期間終了後も、1月末までは、期間内の申請と同等に取扱っております。 また、一斉受付期間内及び期間内と同等に取扱う申請が育成室の定員数を超え、すべての児童の入室が困難と判断した場合は入室選考を行います。1年生から3年生の児童に関しては、配慮を要する児童に次いで優先的に入室を許可しております。 次に、千二育成室の入室時間について御説明させていただきます。 留守家庭児童育成室の開室時間は午後5時までとなっておりますが、午後5時以降も、第4土曜日を除き延長保育を行っております。 延長時間は、千二育成室は運営委託育成室であるため午後7時までとなっております。 最後に、千二育成室の下校方法について御説明させていただきます。 午後6時の下校につきましては、年度当初は下校コースのポイントごとに職員を配置し、安全面等に配慮しております。 また、延長保育を利用する場合は、上記の延長保育の時間まで、保護者の方等にお迎えに来ていただく必要があります。 なお、午後5時以前に下校する場合は、お子様お1人で下校いただく又は保護者の方等にお迎えに来ていただく必要がございます。	保育幼稚園室、放課後子ども育成室	R7.2.19	R7.3.3

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
232	千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について	千里北公園の水遠池の南西の小道は、2.3年前にウッドチップ舗装されましたが、バリアフリー法および関連ガイドラインに適合していない可能性があります。 1. バリアフリー法および関連ガイドラインの規定 2008年、バリアフリー法 (https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/)(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001349371.pdf)を受け「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」(https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001473665.pdf)が策定されました。 ・ガイドラインでは「特定公園施設には、その新設・増設・改築について、都市公園移動等円滑化基準適合義務を課す」としています(p. 22)。 ・「出入口から主要な公園施設間の経路を構成する園路」は特定公園施設です(p. 21)。 ・出入口は特定公園施設です(p. 22)。 2. 水遠池の南西の小道にはバリアフリー基準適合義務がある ・水遠池の南西の小道は出入口と出入口を結ぶ園路であり、「出入口から主要な公園施設間の経路を構成する園路」です。 ・よって、同小道は特定公園施設に該当し、2.3年前の改築時にはバリアフリー基準適合義務がありました。 3. ウッドチップ舗装はバリアフリー基準に適合するか ・ガイドラインで、通路の路面は「平坦で固くしまっている仕上がりとする」ことが「積極的な対応が求められる」とされています(p. 42)。 ・ウッドチップ「は」平坦で固くしまった仕上がり」というガイドラインの求める条件を満たしていない疑いがあります。 ・時間が経つとウッドチップは流失し、砂利道が露出します。この小道もウッドチップ舗装後にウッドチップが流出し、1年ほどそのままの状態で放置されていました。これはバリアフリーではありません。 4. 市の説明とその問題点 市は「半分をウッドチップ舗装、もう半分をアスファルトなどの舗装」とする計画を示しています。しかし、ウッドチップ舗装は状況に応じて高さが変化するため、道の真ん中に不規則な段差ができ、歩行者にとっても車イスにとっても危険な恐れがあります。 また2023年の千里北公園魅力向上ワークショップで、千里北公園の東側の園路について「改築時にバリアフリー義務があるのは、南側の主要出入口から北千里体育館までの道だけ」と市職員が説明しましたが、これはガイドラインの解釈に誤りがある可能性があります。 ・出入口は特定公園施設であり、出入口を結ぶ園路は特定公園施設です。 ・よって、すべての出入口を結ぶ園路は、改築時にはバリアフリー基準適合義務があります。 ●市への質問 1. 水遠池の南西の小道は「特定公園施設」に該当し、2.3年前の改築時にバリアフリー基準に適合させる義務があった。しかし適合させなかったと認めますか。 2. バリアフリー基準に適合していない場合、いつ適合させる改修工事を行いますか。また、不適合状態にしたこと追加予算がかかることについて、誰がどのように責任を取りますか。 3. 半分をウッドチップ舗装にし、もう半分をアスファルトなどの舗装にすることの危険性を検証していますか。したのであればその結果を教えてください。 4. 出入口を結ぶ園路は、改築時にすべてバリアフリー基準適合義務があるという認識でよろしいですか。	平素は、本市公園緑地行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。 御質問いただきました件につきまして、下記のとおり回答させていただきます。 1について 水遠池の南西の小道は、令和2年度に護岸の災害復旧として実施した千里北公園水遠池護岸改修工事に伴い、簡易でクッション性のあるウッドチップを撒いたものであり、都市公園移動等円滑化基準に適合した園路の改築を行ったものではございません。今後、当該園路の本復旧として改修等整備を行う際には、都市公園移動等円滑化基準に適合する義務があると認識しております。 2について 今後、当該園路の改修等整備を行う際には、都市公園移動等円滑化基準に適合するよう検討してまいります。 3について 千里北公園魅力向上ワークショップの開催当時にお示ししたものと思われる計画イメージ図は整備内容の決定事項ではなく、御指摘の舗装についての検証は行っていないませんが、園路整備の際には、都市公園移動等円滑化基準に適合し、かつ安全性を確保した舗装となるよう、その構造や種類などについて検討してまいります。 4について 都市公園移動等円滑化基準適合義務の対象となる園路につきましては、出入口(及び駐車場)から主要な公園施設(及び特定公園施設)に至るまでの経路のうち最も一般的と認められる経路とされることから、出入口を結ぶ園路のすべてを対象とするものではないと認識しております。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R7.2.19	R7.3.5

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
233	小学校の空気について	先日佐井寺小学校の入学説明会へ行きました。説明会の部屋が、各ご家庭の洗剤柔軟剤芳香剤抗菌剤(お隣の男性からはタバコ臭…)などの香料で充滿してとても悪かったです…。たった一時間の滞在でも、全身や手さげの中身までも他所のお宅の香料が移り、頂いた書類一式も全て香料が移っていました。 コートは一切脱いでいないのに下の服や肌着にまで移っていましたし、帽子を被っていて脱いでないのに髪の毛にかなり移っていてあまりに気持ち悪いので帰宅直後にシャワーで流しました。 たった一時間同じ空間に居ただけでこんなにも他人に移る香料を身に纏っていること自体がおかしいと思いますし、日々教室で学ぶ子供たちにも同様のことが起こっているのではないかと、不安と心配でいっぱいです。 実際に登下校中の小学生2、3人組と外ですれ違うだけで強烈な香料が香っていることが頻繁にあります。屋外で数メートル離れていても強く香っているので、そのような子が教室に居たら周りの生徒たちにもその香料を吸わせることとなります。 柔軟剤や合成洗剤を使用した衣類には何万個というマイクロカプセルが付着していてそれが周りに飛んだり弾けたりして香料や抗菌消臭成分などの化学物質が長持ちして広がる仕組みになっています。(早稲田大学の教授の方も調べてくださっています) 現在小学校の教室の空気は本当に安全なのでしょうか？ そもそも教育の場、しかも義務教育の場に、各家庭の香料を持ち込むのはいかなるものかと思うのですが、吹田市としてはどうお考えでしょうか。化学物質過敏症についての注意喚起をHPでは見たことがあります。ありがとうございます。この件は各小学校にも通知して下さっていますか？ぜひ先生方にも知ってほしいです。 教育の場に香水がダメなのは常識なのに、香水以上に何週間も香るような製品で洗ったものを学校に着て来たり持ってくること自体がおかしいと思います。(給食時の空気を考えると給食エプロン、水質維持を考えると水着にも注意すべきだと思います) 私が子供の頃は、集中力の妨げになったり他の子が欲しがるからという理由で香り付き文房具が禁止でした。今はそんなレベルではなく各々がとんでもなく香っていますが大丈夫でしょうか…？ 我が子の入学が楽しみな反面、ランドセルもすぐに他所様の香りが移るのかな…そしてその香料は取れるのかな…教室で安全に勉強できるのかな…など不安でいっぱいです。 香料製品を使うな！ではなく、学校に持ってくるものには香料を使用しないでくださいという注意喚起をすることは難しいことなのでしょうか？ 人工香料は誰にとっても危険です。空気や水を汚染するので環境にも悪いです。 子供たちが安心して勉強できる環境作りのために、どうか対策をお願いいたします。 ついでにもう一点すみません。 佐井寺小学校のトイレにスリッパがなく、校内で履く上履きでそのままトイレに入るシステムになっているようで驚きまして… 上履きでそのまま教室もトイレも行き来するのはとても不衛生で不潔だと思うのですが、なぜスリッパがないのでしょうか？また吹田市内すべての小学校が同様なのでしょうか？ お忙しいなか申し訳ありませんが、よろしくお願いします。	本市では、学校保健安全法に基づき、毎年定期的に学校での教室等の環境検査を行い、児童・生徒及び教職員の心身の健康の保持・増進を図っております。 また、本市が作成しています、香りを含む製品を使用する際の配慮に関する啓発リーフレット「あなたには快適でも『香り』で体調を崩す方がいます」を市立小・中学校に送付し、教職員や児童・生徒に周知を行っております。 しかしながら、児童・生徒が学校で着用している衣類に使用している洗剤や柔軟剤等は、各家庭の判断で使用しており、香りの感じ方や体調の変化等には個人差があるため、注意喚起以外に学校で一律に対策をとることは難しいと考えます。 今後、香りを含む製品を使用する際の配慮についての周知等に引き続き努めてまいります。 なお、学校のトイレにスリッパを配備する必要性につきましては、各学校において判断しているため、ご質問や疑問等がございましたら、直接入学予定の小学校(佐井寺小学校)にご相談くださいますようお願いいたします。	保健給食室	R7.2.25	R7.3.5
234	ゆらら藤白台バス停での早朝の喫煙について	2月21日6時45分頃、ゆらら藤白台バス停での早朝の喫煙事案が発生しました。当該男はゆらら6時49分発のバスに並んでおり、上は迷彩柄のフード付きパーカーのようなもの、下はグレーのズボンでSと書かれた靴を履いていた。 タチが悪いのはバス停のすぐそばではなくプラザの自販機付近で吸っていたことだ。 当該場所はそもそも禁煙である。 当該場所ではたびたび喫煙行為があるので巡回の強化、張り紙の強化をお願いします。 回答はメールのみでお願いします。毎回同じ回答は不要なので市側で考えて回答ください。	今回いただいた報告は、市内を定期的に巡回し、指導及び啓発を行う当室の路上喫煙防止啓発員が活動する際の参考にさせていただきます。	環境政策室	R7.2.25	R7.3.10

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
235	府営吹田藤白台住宅3棟付近での歩きタバコについて	2月21日14時30分頃、府営吹田藤白台住宅3棟付近での歩きタバコが発生しました。当該男は黄色っぽい上着を着ていて府営3棟に入っていた。 巡回の強化、張り紙の強化をお願いします。 回答はメールのみでお願いします。毎回同じ回答は不要なので市側で考えて回答ください。	今回いただいた報告は、市内を定期的に巡回し、指導及び啓発を行う当室の路上喫煙防止啓発員が活動する際の参考にさせていただきます。	環境政策室	R7.2.25	R7.3.10
236	B88-市HPの新着情報の「資産経営室所管まちなか広場」について提言	1)2月24日に市HPの新着情報に掲載された標題について、サイトを開くと、「北千里小学校跡地の広場(通称:まちなか広場)の暫定的な開放について」でした。 ⇒タイトルは、市民に分かり易い名称にされませんか？ ※このタイトルでは、市民は「何?」。広場の位置は分かりましたが、広さ・形状が分かりません。画像があれば良かったです。 ⇒添付画像。B88-資産経営室所管まちなか広場。新着情報 ⇒添付画像。B88-資産経営室所管まちなか広場。サイト 2)このような事象について、広報課に今迄、多数の情報提供をしており、改善策を講じて頂きますようお願い致します。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	この度は、北千里小学校跡地まちなか広場のホームページについて、貴重なご意見をいただきありがとうございます。 新着情報のタイトルが広場の名前だけでわかりにくい内容となっていましたので、「北千里小学校跡地の広場(通称:まちなか広場)を暫定的に開放しています」と修正しました。 また、所在地・広さを記載し、広場の写真及び入口を示す図面を添付しました。 今後は市民の方にとってわかりやすい情報発信となるよう努めてまいります。	資産経営室	R7.2.25	R7.3.4
237	B89-市HP。新着情報の「令和6年度 第1回バリアフリー吹田市民会議」について提言	1)2月21日に市HP(Top頁)の新着情報に掲載されましたが、サイトを開くと2024年12月19日に開催された議事録の公表でした。このタイトルでは開催案内なのか、開催結果なのか市民には分かりません。 ⇒添付画像。B89-新着情報「令和6年度 第1回バリアフリー吹田市民会議」 ⇒福祉部障がい福祉室は、市民に分かり易いタイトルにされませんか?。⇒議事録公表の追記など ⇒このような事象について、広報課に今迄、多数の情報提供をしており、改善策を講じて頂きますようお願い致します。 2)議題の中に、公園のトイレ仕様について協議がされており、多目的トイレについての提言です。 ・障がい者の中には、脳梗塞などにより右手または、左手が不自由な方がおられます。また病氣や交通事故による片腕の方もおられます。 ⇒添付画像。B89-片腕の方 ・水戸市役所では、右麻痺用・左麻痺用の多目的トイレがあります。1F-左まひ。2F-右まひ。3F左まひ者用。 ⇒添付画像。B89-水戸市役所の多目的トイレ入口の「左麻痺用・右麻痺用」の案内表示 ⇒添付画像。B89-水戸市役所の多目的トイレ。左麻痺用・右麻痺用 ⇒添付画像。B89-吹田市内の某屋内多目的トイレ ⇒来年度の工事には間に合いませんが、右麻痺用と左麻痺用の双方の機能を有した両用型の多目的トイレの考案をお願い致します。 ※吹田市で考案された“左右両用型の多目的トイレ”が“吹田モデル”として全国に。そして多くの外国人が来日されており「日本のトイレの評判が高い」事も有り、世界に広がれば良いな〜…が、私の願望です。 ※1965年に日本で考案された点字ブロックが全国に普及から60年。そして2012年に国際規格が定められ、世界に…。 ⇒添付画像。B89-市長こもれび通り。パウダーコーナー(市報R6年10月) ※後藤市長様のご発言。「バリアフリートイレの機能の充実と、さまざまな利用者に配慮したトイレ」「疾患や障がいの有無、経済状況、感じ方…人それぞれに境遇は異なります。相手の立場になってみないと気付かないことが」「バリ・パラリンピックで頑張る選手」 3)秘書課長様への要望。後藤市長様へ情報提供を願います。※急ぎませんのでお願い致します。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」であることから、担当部署に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 新着情報の表記につきましては、「令和6年度第1回バリアフリー吹田市民会議の会議録を公開しました。」に変更いたします。今後ともわかりやすい表記に努めてまいります。 2)について 頂いた御意見につきましては、担当所管である公園みどり室とも共有させていただきます。 今後とも、今後の参考とさせていただきます。	障がい福祉室	R7.2.25	R7.3.6

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
238	千里山佐井寺図書館について	いつも千里山佐井寺図書館を利用しています。最近、図書館の委託業者が変わったとのことで、スタッフも変わりました。(一部継続のスタッフもいるようです) その後、図書館の対応・業務の乱雑さが目に余るものがあり意見いたします。 閲覧用の本棚以外の場所に本が積み上がり、目当ての本を探すのにも時間がかかります。 本棚も乱れ、見苦しいです。 また、以前は2階カウンターにスタッフが常駐していたものの、今はほとんど見かけることがなく、本を探す際頼むこともできません。 委託業者の選定方法は一体どうなっているのか。委託の金額のみではなく、内容を精査し、市民サービスの低下するような業者を選定することは厳に謹んでいただきたい。 これから数年間、この惨状が続くことなく立て直していただけるよう要望いたします。 委託業者変更に伴う混乱であるとは理解しますが、そこはスムーズな引き継ぎをするべきではないでしょうか？ このため利用者が迷惑を被るのは話が違うと思います。 今後の改善策をご提示お願いいたします。	このたびは、窓口等業務事業者の変更に伴い、ご不便ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。 本棚の乱れにつきましては、配架作業の人員を手厚くし、現在は解消しております。また、2階カウンターについてもスタッフが常駐する体制を確保しております。 今後も事業者変更がある場合には、業務の質の低下を招かないように、速やかに引継ぎを開始することに加え、遅延なく引継ぎ業務を完了できるように市として監督してまいります。	中央図書館	R7.2.26	R7.3.7
239	B90-市HP.新着情報の「2025年日本国際博覧会「試行運営」」について 素朴な疑問	1)2月6日に市HP(Top頁)の新着情報に掲出されましたが、サイトを開くと大阪府及び大阪市は、「博覧会協会」と協力して「テストラン」の参加者を、大阪府内在住の方から募集。 ⇒このタイトルでは市民はランナーの募集(2日間合わせて、4万人程度)について全く分かりません。加えて募集期間が、令和7年1月31日(金曜)から2月28日(金曜)迄であり、大阪府のHPでは、1月31日に報道機関に参加者の募集の発表がされております。 2)吹田市のタイトルの「試行運営」の語句は、大阪府のサイトには、見当たりません。シティプロモーション推進室は、「試行運営」の語句は、どのHPのサイトからの転記されたのでしょうか？ 3)2月3日に市HP(Top頁)の新着情報に「一足先に万博を体験しませんか？～大阪・関西万博「テストラン」」のタイトルで掲出されてしまいましたが、2月5日に削除されて、2月6日に標題の「試行運営」に変更をされており、市民には、2月3日のタイトルのままの分かり易かったと思います。何故変更をされたのでしょうか？ ※散歩していますと、市民ランナーの方を良く見かけます事による投稿です。 ⇒添付画像。B90-2025年日本国際博覧会「テストラン」⇒「試行運営」に変更経過 ※ティプロモーション推進室は、回答に際して文責者のお名前の記載を、お願い致します。他の部局の回答文には、文責者のお名前の記載がありますので。 ※写真については、公表しておりません。	1)について テストランはマラソンのような市民ランナーを募るようなものではなく、万博開幕前に運営を試行的に実施する取組です。 市に説明があったのが募集開始前日であったため、広報準備が整った2月3日(月)から広報開始しました。 2及び3)について テストランでは趣旨がわかりづらいことから、大阪府HPのテストラン説明文から要約し「試行運営」と標記変更しました。	シティプロモーション推進室	R7.2.27	R7.3.7

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
240	北千里グリーン プレイス2025年 夏開業	吹田市民さん丸亀製麺とコメダ珈琲店も新規出店してほしいです。 トリドールホールディングス株式会社 コメダホールディングス株式会社	北千里小学校跡地等北東側利活用事業につきましては、事業者が決定し、提案施設のオープンに向けた手続きが進められております。 店舗等の誘致につきましては、当該土地を利活用する事業者が行っておりますので、決定次第、ホームページ等で公表させていただきます。 よろしくお願いいたします。	資産経営室	R7.2.28	R7.3.10
241	給食費のお知らせについて	給食費のお知らせが、立派な封筒に入ってきますがいくらかかっているのか… 非常にもったいないと感じています。 個別でのお知らせが必要ですか？ 必要であればもっと簡易的な封筒でいいと思いますし、可能であればママモルメなどデータでもいいと思います。 子供が2.3人いる世帯ではもっともったいないと感じているようです。	給食費のお知らせ(納入通知書)は、法令(地方自治法施行令第154条第3項の規定)により書面の交付が義務付けられています。 小学校給食費のお支払金額は全員一律ではなく、学級閉鎖による給食の中止、食物アレルギーによる一部欠食、就学援助費受給の有無などによって個々に異なることから、振替口座への入金のために振替予定額の問合せをいただくことも少なくないため、事前に正確なお支払金額をお知らせするためにも、毎回個人ごとに作成しております。 納入通知書の費用は、1通当たり約19円です。 既製封筒を使用した場合、手作業での封入封緘が必要ですが、封筒用の専用用紙を使用して、封筒の作成、印刷から封入封緘までを自動でできる印刷機を利用することにより作業の効率化を図っており、そのために厚手の封筒になっております。	学校教育室	R7.3.3	R7.3.6
242	B91-3月1日からの「春季全国火災予防運動」について市HPに掲載が必要	・総務省が、令和7年2月25日に「令和7年3月1日(土)から3月7日(金)まで 令和7年 春季全国火災予防運動が全国各地で実施」について報道発表をされています。 ・岩手県大船渡市で26日に発生した山林火災が3月1日も延焼が続いて…の報道。 ・吹田市のHPや吹田市消防本部HPの新着情報には、3月1日現在、掲出されていません。⇒標題について市HPで検索しましたが、0件でした。 ・他市では毎年恒例の行事である事から、2月20日前後から市HPへの掲出で市民に注意喚起をされています。 ※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。	貴重なご意見ありがとうございます。3月5日、ホームページに「令和7年春の火災予防運動」について掲載しました。「令和7年秋の火災予防運動」時には、期間前にホームページに掲載し、市民への広報に努めます。	総務予防室	R7.3.3	R7.3.7

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
243	B92-市HP(Top頁)の「データで知る吹田」について提言	3月1日に、2026年に卒業する大学生・大学院生を対象にした新卒採用の会社説明会が1日解禁の報道がありました。 1)吹田市に就職を考えておられる方は、市のHPを閲覧されると思います。市のHP(Top頁)の「データで知る吹田」のサイトが有りますが、サイト内の「吹田市の紹介」での記事に“人口約37万人の都市です”の記述がありますが、現在の人口、384,439人であり、追記が必要と思います。 ・その他にも、データが平成28年・令和3年度・令和4年度や年度の記載が無い項目も有ります。また小中学生の学力(令和5年度全国学力・学習状況調査)⇒令和6年度版が昨年公表されております。 ⇒学生さんの中には、市のHPのメンテナンスレベルを判断されるかもしれません。 2)サイト内の項目について、社会の変化が激しい中、項目の見直しをされませんか。 [私見] サイトを閲覧される方の視点は、(1)就職検討中の学生。(2)吹田市内に住んで見ようかな…の方。(3)吹田市内に住み続けたいと考えておられる方。(4)起業を考えておられる方。 ・市の人口の項については、数のみでは無く、人口ピラミッドのグラフがあれば市のイメージが色々な面で分かり易いです。 ⇒“少子高齢化”についての報道が多く有ります。⇒(1)園児・学齢期人口。(2)労働・生産人口。(3)高齢者人口。などの現状と今後の予測が可能。 ・健康・医療のサイトでは、北大阪健康医療都市(健都)の記述があることから、健康寿命の推移のグラフが欲しいです。 ・安心・安全の町づくりのサイトでは、防犯カメラの設置台数の最新値の記載を。 ・国がデジタル化(DX)を進めています、吹田市のデジタル化の現状と将来構想計画。 ・全国台での吹田市の先進的な取組みがあれば…。 ※人事室に供覧を願います。	1)について 吹田市の紹介記事内に記載している人口及び暮らしの場面内に記載している防犯カメラの設置台数については、最新数値に修正いたしました。なお、小中学生の学力をはじめとした項目については、今月下旬から来月上旬ごろにまとめて更新する予定としております。 2)について ページ内の掲載項目及びグラフ追加等に係るご提案は、今後のホームページ作成の参考とさせていただきます。	シティプロモーション推進室	R7.3.3	R7.3.7
244	B93-市HP。新着情報の「実施計画 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)」について提言、疑問	1)2月20日に市HP(Top頁)の新着情報に掲出されましたが、“実施計画って…何の？”と思い、サイトを開くと「吹田市第4次総合計画 実施計画 令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)」をPDFファイル(後略)。 ⇒行政経営部 企画財政室は、タイトルを具体的な“吹田市第4次総合計画”の文言が必要。 2)サイト冒頭の説明文では、“令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)”であり、タイトルの年度と異なり、間違っているように思えます。 ⇒添付画像。B93-実施計画 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度) 3)“吹田市第4次総合計画は、”平成31年(2019年)3月に策定されており、元々の計画年度は、2019年～2028年の10年間です。タイトルの計画・最終年度が2029年度と1年間延長されていますが、総合計画は市政運営および市民生活と直結する事で、市議会での承認手続きは済んでいますのでしょうか。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 新着情報の文言に不備があり申し訳ございませんでした。今後、ホームページの公開にあたっては、閲覧する方に対して更新内容が分かりやすい文言となるよう努めてまいります。 2)について ご指摘いただきました実施計画の年度については、市ホームページ内の文言を「令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)」に訂正しました。 3)について 実施計画につきましては、社会経済状況の変化や新たな課題に対応するため、ローリング方式により毎年度計画期間を5年間として見直しを実施しております。第4次総合計画の計画期間を延長したものではなく、実施計画の最終年度(2029年度)の事業費等につきましては、現行の第4次総合計画における施策を継続した場合に想定される内容をお示ししたものでございます。	企画財政室	R7.3.3	R7.3.7

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
245	吹田市職員は 中学校レベル の国語ができな い	数ヶ月前、市が北千里駅前イオン前に「この場所は時間、曜日に関係なく撤去します」という看板を立てました。 この文章は目的語(連用修飾語)が抜けており、何を撤去するのかが明確ではありません。違法駐輪がある場所なので自転車だと推測はできますが、様々な人が見る公的な案内は、推測せずとも誰でも理解できるものでなければなりません。また違法駐輪がないときは推測が困難になります。 さらに、駐輪禁止な場所は通常、日時を問わないため、「時間、曜日に関係なく」という文言は不要です。 正しくは以下のように書くべきです。 「この場所は駐輪禁止です。放置自転車は撤去します」 目的語(連用修飾語)は中学校で習う文法です。市職員が中学校レベルの文章を書けないのは、あってはならないことです。現状では市民に意味が明確に伝わらず、看板を修正すると税金の無駄が発生します。 このようなミスが表に出るのは、職員だけでなく、市役所の体質にも問題があると考えざるを得ません。 ●質問 1. この看板の文言は、誰がどのように決めましたか(担当者の所属部署も含めて具体的に回答してください) 2. 看板の文言を決定する際、適切な文章かどうかをチェックする仕組みはありますか(ある場合、その具体的なフローを説明してください) 3. なぜこのような中学校レベルの文章ミスが発生したのですか(人的ミスなのか、チェック体制の不備なのか、具体的な原因を説明してください) 4. この看板の修正する予定はありますか。その予算は。(ある場合、具体的なスケジュールを提示してください。予算は人件費も含みます)	平素は市政発展に御協力いただき、まことにありがとうございます。 また今回は、貴重なご意見ありがとうございます。 いただきましたご意見につきまして以下のとおり回答させていただきます。 当該場所は放置自転車等が多数あり、歩行者等の通行に支障が出ております。 市民の方からの改善要望も多数寄せられており、自転車等を放置する人への啓発強化を重視し、設置いたしました。 ご指摘のとおり「推測せずに誰でも理解できるもの」に沿う文章としては「この場所は自転車等放置禁止区域です。放置自転車等は撤去します。」であると思われますが、文字数が多くなり自転車等を放置する人への啓発効果が弱まると考え当内容にいたしました。 また、放置自転車等についての一時的な対策であり、看板設置後に放置自転車等の台数は明らかに減少しており、問題が改善されれば看板を撤去する予定です。 以上、ご理解のほど宜しくお願いいたします。	総務交通室	R7.3.3	R7.3.10

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
246	北千里まちづくり意見交換会：質問に対する未回答	1月18日の北千里駅前まちづくり意見交換会で以下の質問をしましたが、公表のみで回答がありませんでした。 市の意図は「今回はワークショップなため回答しない」であることは予想がつきます。しかしそうであれば、市は好きときか市民の質問に回答しなくていいことになります。これは「吹田市自治基本条例 第5条(市民自治の運営原則)、第6条(市民の権利)、第16条(情報公開及び情報提供)」などに反し、市民参画を軽視するものです。 つきましては以下の質問にご回答ください。 ・意見交換会で提出した質問(末尾に添付)にご回答ください ・2024年6月29日に市が約束したタワマンの日影のシミュレートは半年以上公表されておらず、もはや約束の不履行です。約束を守らなかった理由、責任の所在、誰がどのように責任を取るのかを明らかにしてください ・意見書の中で●●教授の名前を出すと、公表時に消したり「アドバイザー」と書き換える理由をお答えください。 公開されている名前ですから隠す必要はありません。このような対応は、本来、市から独立しているべき●●氏が、市と互恵関係にあると受け取れます。 ----- この意見交換会では、タワーマンション(以下「タワマン」)の是非について何も議論がされないまま、市と準備組合の意向が素通りしています。これでは市民の意見が反映されているとは到底言えず、今後の進め方を抜本的に見直すべきです。 タワマンについて、第1回で市は「必要」と述べましたが、●●氏は「タワマンだけが答えではない」「まったく何も決まっていない」と述べました。 市民からタワマンに反対する声が多く出ています。本来であれば「吹田市自治基本条例 第5条の3 協働の原則」に基づき、タワマンの必要性について市民と市で相互理解を深めるべきでしたが、第2～5回までは駅前での市民のやりたいことを聞くことに終始し、タワマンの是非を議論の俎上に乗せませんでした。 そして第6回でさりげなくタワマンを建設する計画が示されました。市と●●氏はタワマンを論点とすることを回避し、市と準備組合の意向を素通りさせました。これは市民の意見を見下しており、●●氏の「何も決まっていない」という発言とも矛盾します。 市がタワマンを必要とするための「地区センターとして一定の規模が必要」という説明は、具体的な数値や根拠が示されておらず、極めて不十分です。 以上の点を踏まえて以下の質問をします。 ・タワマンに賛成と反対の市民の割合はいくらか(反対が目立つにもかかわらず調査していないのであれば、市が相互理解を深めようとしていないことを示しています)。 ・市の「地区センターとして一定の規模が必要」という説明の具体的な根拠、数値・事例は何か。 ・市民と市がタワマンの是非について相互理解を深めるために何をしたか。その成果は(成果とは、どの程度の市民が結論に納得したかです)(もししていないのであれば、吹田市自治基本条例に反します)。 上記の質問に対し正当な回答がなければ、それがこの意見交換会の不当性を証明することになります。	Q意見交換会で提出した質問(末尾に添付)にご回答ください -----以下、意見交換会でふりかえりシート共に提出された質問----- Q タワマンに賛成と反対の市民の割合はいくらか(反対が目立つにもかかわらず調査していないのであれば、市が相互理解を深めようとしていないことを示しています)。 A これまでの北千里駅前まちづくり意見交換会において、吹田市のまちづくりの方向性やこれまでの取組を説明するとともに、ワークショップで北千里駅前のまちづくりに対する思いについてご意見をお聞きました。 第6回のまちづくり意見交換会では、事業検討主体である準備組合から、まちづくり計画の概要(案)をご説明し、ふりかえりシートでは、「高層マンションに反対」や「タワーマンションへの不安」といった意見もある一方で、「良い再開発案が出てきたと思う」「よく考えられた計画」といったご意見もいただいております。当該事業に対するご期待の声もいただいている状況です。 タワーマンションに賛成されている市民と反対されている市民の割合を定量的に把握することは行っておりませんが、ふりかえりシートにご記入いただいたご意見は、賛否に関わらず、原則全て、本市ホームページに公開しています。 Q 市の「地区センターとして一定の規模が必要」という説明の具体的な根拠、数値・事例は何か。 A 意見交換会において、北千里駅前の再整備の手法としては市街地再開発事業が最適であり、市街地再開発事業の仕組みとして、土地を高度に利用することにより、新たに生み出した床(保留床)を売却し、その利益を事業費に充てていくため、一定の規模の施設整備が必要と説明させていただきました。 事業を成立させる上で必要となる一定の規模について、本市が過去に実施した市街地再開発事業の実現性の検討では、一案として、想定延床面積約122,000平米、概算事業費約572億円と試算しています。 Q 市民と市がタワマンの是非について相互理解を深めるために何をしたか。その成果は(成果とは、どの程度の市民が結論に納得したかです)(もししていないのであれば、吹田市自治基本条例に反します)。 A 北千里駅前の再整備について、市民の皆様にご理解いただくために、これまでのまちづくり意見交換会において、再整備の手法としては市街地再開発事業が最適であること、市街地再開発事業を成り立たせる上では一定の規模の施設建築物の整備が必要となること、本市の考えるまちづくりの方向性等について、説明させていただきました。 第6回のまちづくり意見交換会では、事業検討主体である準備組合から、まちづくり計画の概要(案)をご説明し、ふりかえりシートでは、「高層マンションに反対」や「タワーマンションへの不安」といった意見もある一方で、「良い再開発案が出てきたと思う」「よく考えられた計画」といったご意見もいただいております。当該事業に対するご期待の声もいただいている状況です。 どの程度の市民が納得されたかについて、定量的に把握することは行っておりませんが、ふりかえりシートにご記入いただいたご意見は、賛否に関わらず、原則全て、本市ホームページに公開しています。	計画調整室	R7.3.3	R7.3.17

令和6年度（2024年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
			Q 2024年6月29日に市が約束したタワマンの日影のシミュレートは半年以上公表されておらず、もはや約束の不履行です。約束を守らなかった理由、責任の所在、誰がどのように責任を取るのかを明らかにしてください A ご質問の該当箇所が、本市ホームページに公開している下記の内容であるとして、以下、回答させていただきます。 質疑概要 回答概要 資料に景観の話が一つもない、タワーマンションに反対する意見が多く、景観が悪くなるという理由も複数あったはずであるが、タワーマンションに関するバース図がない。タワーマンションの影が広場に落ちるはずであるが簡単にシミュレーションできるはずであるがそれもない。景観の詳細についてはこれから建物の計画設計を詰める中で具体的なデザイン等も含めて整理をしていくことになります。今回は、まちづくり計画の概要案としてまずはこの場所をどうしていきたいかというところに絞って説明させていただきましたが、日影など周辺に与える影響については、当然検証して、今後改めて説明をさせていただきます。 第6回意見交換会の質疑応答では、内容に応じて、本市又は事業検討主体である準備組合から回答させていただきますでしたが、該当部分は準備組合が回答した箇所となります。 準備組合からは、上記のとおり回答させていただいており、その説明時期等については、本市としても、準備組合側と、引き続き、協議、調整してまいります。日影などの影響については、準備組合が今後、建物の計画設計を進める中で検討していくものであり、現時点では未実施となっております。 また、今後予定している環境影響評価の手続きの中でも、景観や日照障害、風害などについての予測、評価を行いながら、環境に与える影響に関して意見交換させていただく予定です。 Q 意見書の中で●●教授の名前を出すと、公表時に消したり「アドバイザー」と書き換える理由をお答えください。公開されている名前ですから隠す必要はありません。このような対応は、本来、市から独立しているべき●●氏が、市と互恵関係にあると受け取れます。 A ご質問の該当箇所が、本市ホームページに公開している下記の内容であるとして、以下、回答させていただきます。 意見 グループワークは少数意見の切り捨て。非民主主義的。 セミナーを受けに来たわけではない。話長すぎ。 上段のご意見に關しましては、本意見交換会においてワークショップ形式を取り入れることは、本市が企画したものであるため、資料の公表にあたって、当該意見交換会に参加されていない方などが見られても誤解がないようにするために、グループワークに係る「●●氏の言う」という部分については、削除させていただいたものです。 下段のご意見に關しましては、上記と同様、アドバイザーのコメント時間を含めたワークショップのタイムテーブルについても本市が設定したものであることから、「●●氏の」という部分を削除させていただいておりますが、今回のご質問を踏まえ、「アドバイザーのセミナーを受けに来たわけではない。話長すぎ。」として掲載するよう、修正させていただきます。 なお、「●●氏」を「アドバイザー」に置き換えている理由としては、当該意見交換会をご存知でない方が見ても理解していただきやすいように、他のご意見を含め、「●●氏」、「●●先生」等の記載については、その内容に関わらず、個人名ではなく「アドバイザー」と置き換えて統一し、本市ホームページに公開しているものです。			

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
247	B79-4。「令和7年度の市・府民税の申告」について提言	標題について、2月14日に投稿、2月28日に回答を頂きましたが、回答に疑問があり、再投稿です。※回答は、遅くなくても構いません。市HPに記載されていない下記の3項目について、市民への周知を優先願います。 1)[Q1:2/14投稿(再掲)] 今年、新たに申告される方への配布ヶ所は、市役所本庁のみですか？。出張所でも配布をされるのでしょうか？。 [2/28市回答] 市・府民税申告書は申告時期に合わせて市役所本庁(市民税課)とともに山田・千里丘・千里各出張所でも配付させていただきます。 Q1-2:市HP内(個人市民税・府民税(森林環境税))を見ましたが、探すことが出来ませんでした。⇒添付画像。B79-4。令和7年度市・府民税申告書の配布・発送。豊中市 (回答)「市民税・府民税の申告」及び「市民税・府民税の申告書」につきましては、本市ホームページの「トップページ」>くらし>税金>個人市民税・府民税(森林環境税)>市民税・府民税の申告」及び「トップページ>くらし>税金>申請書ダウンロード(税金)>市民税・府民税申告書」のページにて御案内を掲載いたしております。 2)[2/3投稿(再掲)] 市報-P10の確定申告:2025年の確定申告では、昨年からの変更点の記載がありません。 [2/6市回答] 住民税の申告につきまして、御案内が分かりやすい内容となるよう検討を重ね、市報すいた及び市ホームページならびに申告書に同封の資料により、お知らせしてきたところです。 Q2:個人市・府民税の改正(令和7年度～)の記載が有りません。 ⇒添付画像。B79-4。税制改正。R7年度無し。吹田市 ⇒添付画像。B79-4。個人市・府民税の主な税制改正。交野市 3)市HP「市民税・府民税の申告」のサイトが、2月27日に更新(回答日の前日)されていますが、市HPの新着情報に届出がされていません。申告の受付開始が2月17日からであり、対象者への更新内容(変更点)について、周知が必要と思います。 ⇒添付画像。B79-4。「市民税・府民税の申告」2月27日に更新。吹田市 ⇒サイトの上部に変更点の概要の説明文が、必要と思います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)[Q1:2/14投稿(再掲)] 今年、新たに申告される方への配布ヶ所は、市役所本庁のみですか？。出張所でも配布をされるのでしょうか？。 [2/28市回答] 市・府民税申告書は申告時期に合わせて市役所本庁(市民税課)とともに山田・千里丘・千里各出張所でも配付させていただきます。 Q1-2:市HP内(個人市民税・府民税(森林環境税))を見ましたが、探すことが出来ませんでした。 ⇒添付画像。B79-4。令和7年度市・府民税申告書の配布・発送。豊中市 (回答)「市民税・府民税の申告」及び「市民税・府民税の申告書」につきましては、本市ホームページの「トップページ」>くらし>税金>個人市民税・府民税(森林環境税)>市民税・府民税の申告」及び「トップページ>くらし>税金>申請書ダウンロード(税金)>市民税・府民税申告書」のページにて御案内を掲載いたしております。 2)[2/3投稿(再掲)] 市報-P10の確定申告:2025年の確定申告では、昨年からの変更点の記載がありません。 [2/6市回答] 住民税の申告につきまして、御案内が分かりやすい内容となるよう検討を重ね、市報すいた及び市ホームページならびに申告書に同封の資料により、お知らせしてきたところです。 (回答)確定申告の記事内容につきましては、担当税務署が分かりやすい記事内容となるよう検討を重ね、作成した記事内容を掲載いたしております。 Q2:個人市・府民税の改正(令和7年度～)の記載が有りません。 ⇒添付画像。B79-4。税制改正。R7年度無し。吹田市 ⇒添付画像。B79-4。個人市・府民税の主な税制改正。交野市 (回答)いただきました御指摘を受け、本市ホームページの「トップページ」>くらし>税金>個人市民税・府民税(森林環境税)>税制改正」のページに掲載いたしました。 3)市HP「市民税・府民税の申告」のサイトが、2月27日に更新(回答日の前日)されていますが、市HPの新着情報に届出がされていません。申告の受付開始が2月17日からであり、対象者への更新内容(変更点)について、周知が必要と思います。 ⇒添付画像。B79-4。「市民税・府民税の申告」2月27日に更新。吹田市 ⇒サイトの上部に変更点の概要の説明文が、必要と思います。 (回答)「市民税・府民税の申告」につきましては、本市ホームページの「トップページ」>くらし>税金>個人市民税・府民税(森林環境税)>市民税・府民税の申告」のページにて御案内を掲載いたしまして、詳細な内容を御説明いたしておりますが、御説明の重複を避けるため、概要については掲載いたしておりません。	市民税課	R7.3.3	R7.3.17
248	保育園の利用	保育園の申し込みですが、吹田市では、なかなか入りにくいと聞いています。ところが、隣の大阪市では、空いているところもあり、入った人がいるそうです。 吹田市の南は、東淀川や淀川区と接していて、その辺りの人は、通いやすいと思います。また、保育士の人だと更に入りやすいそうなので、南部の人はそちらに行ってもらった方がいいと思います。 今年の待機数はまだ発表されていませんが、吹田と大阪で比べてみたらかわらくと思います。	認可保育施設の利用にあたっては、保護者が希望する施設を選択できる仕組みとなっており、在住する市以外の保育施設を希望することも可能です。 しかし、多くの市町村では、市内在住者を優先して保育施設を利用できるようにしており、市内在住者の選考後に空きがある場合にのみ市外在住者の利用調整を行っています。特に大阪市では、市外在住者については、利用調整にあたり市内在住者と比べて大幅に低い点数が付与される仕組みとなっています。 なお、保育施設の利用に関しては、各自自治体がそれぞれの保育ニーズや方針に基づいて入所基準を設けており、本市が一律に他市での入所を推奨することは困難であると考えております。	保育幼稚園室	R7.3.5	R7.3.17
249	B94-「大阪府内一斉無料法律相談会」の吹田市の対応について素朴な疑問	・大阪弁護士会が、無料法律相談会を大阪府内各自治体で2月から3月の間で実施されており、吹田市は2月19日に日時調整をされて一覧表に掲載がされていますが、市HPに届出がされていません。 ⇒市HPで検索結果は、0件。 1/1～2/18迄の新着情報を確認しましたが、届出がされていませんでした。 ・市民の困りごとを、解決に導くための貴重な機会だと思います。吹田市の担当部署は、市HPに届出すべきと考えます。 ⇒添付画像。B94-「大阪府内一斉無料法律相談会府下開催リスト」吹田市2/19 ⇒添付画像。B94-「無料法律相談会」ちらし ※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。 ※広報課に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	「土曜日無料法律相談会」というタイトルで、2025年2月1日(土)から次のURLにて市のホームページへ掲載しております。 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018939/1018938/1037557.html また、同時に新着情報にも2月1日(土)から届出しておりましたが、掲載数には制限があり、現在は履歴から消えております。 「イベントカレンダー」の3月8日(土)には掲載しておりますので、併せて次のURLも御確認いただければと存じます。 https://www.city.suita.osaka.jp/event_calendar.html	市民総務室	R7.3.5	R7.3.6

令和6年度（2024年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
250	千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について2	●回答1について<質問5> 1.「令和2年度の護岸の災害復旧」とは具体的に何を指しますか？（工事の詳細を明示してください） 「簡易的な工事だからバリアフリー適用義務はなかった」とのことですが、 2. 簡易的な工事でウッドチップ舗装をする必要があった理由を説明してください。 3. ウッドチップ舗装の1回の予算はいくらですか？ 簡易的と言える金額ですか？ 当該工事では東屋が建設されており、簡易的ではありません。 4. 当該工事が「改築」ではないとする根拠が不明です。改築と簡易的な工事の法的な違いを明確にし、当該工事が改築ではないことを証明してください。 ●回答4について 私の質問は「北千里体育館以外の出入口へ至る経路もバリアフリー適用義務があるのではないか」というものです。 >出入口（及び駐車場）から主要な公園施設（及び特定公園施設）に至るまでの経路のうち最も一般的と認められる経路とされることから、出入口を結ぶ園路のすべてを対象とするものではない この回答の根拠はガイドライン32ページだと思われますが、そこに書いてあるのは「出入口への経路が複数ある場合、バリアフリーの義務があるのはそのうち最も一般的な経路である」という意味であり、論点がずれています。私の質問は、経路が複数ある場合を前提にしています。 <質問6> ・市職員の「改築時にバリアフリー義務があるのは、南側の主要出入口から北千里体育館までの道だけ」という説明は誤りではないですか？ ・実際には箕面市側などへの出入口への経路もバリアフリーにする義務がありますね？ 「はい」か「いいえ」でお答えください。	平素は、本市公園緑地行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。御質問いただきました件につきまして、下記のとおり回答させていただきます。 <質問5> ・「令和2年度の護岸の災害復旧」とは具体的に何を指しますか？（工事の詳細を明示してください） 水遠池の自然護岸部分の崩壊があったため、張りブロックを施した護岸に改修する工事を平成29年から令和2年度まで、約4年かけて実施したものです。 ・簡易的な工事でウッドチップ舗装をする必要があった理由を説明してください。 ウッドチップ舗装については、散策路としての位置づけであった土の園路部分を護岸改修工事の中で工事車両の走行等で使用したため、轢や不陸が発生した部分を整地し、併せて実施している伏拝樹木をチップ化する業務で出たウッドチップを園路全体に敷き均し、散策路として利用できるように復旧したものです。東屋につきましては、当初、散策路内にベンチの設置を考えておりましたが、地域から、日除けや雨除けとなるものとの要望があり、設置したものであり、今後、園路の改修等整備を行う際に基準に適合するよう検討してまいります。 ・ウッドチップ舗装の1回の予算はいくらですか？ 簡易的と言える金額ですか？当該工事では東屋が建設されており、簡易的ではありません。 伏拝樹木をチップ化する業務で出たウッドチップを使用しているため、材料費はかかっておらず、ウッドチップの運搬と敷き均しに費用（約300円/m²）がかかっております。通常のアスファルト舗装（約2,200円/m²）に比べると比較的安価な舗装と考えております。 ・当該工事が「改築」ではないとする根拠が不明です。改築と簡易的な工事の法的な違いを明確にし、当該工事が改築ではないことを証明してください。 散策路としての機能復旧に向けた不陸整正が目的でありましたので、簡易的な工事と考えており、園路の改修は今後の再整備と合わせて検討してまいります。 <質問6> ・市職員の「改築時にバリアフリー義務があるのは、南側の主要出入口から北千里体育館までの道だけ」という説明は誤りではないですか？ 千里北公園魅力向上ワークショップ開催時に御説明した内容は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十五号）第三条に基づくものです。同条第七号には、「（第四条から第十一条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第二条第二項の主要な公園施設に接続していること。」とあることから、出入口を結ぶ園路のすべてを適合義務の対象とするものではないと認識しております。 今後、当該園路の改修等整備を行う際には、都市公園移動等円滑化基準に適合するよう検討してまいります。 ・実際には箕面市側などへの出入口への経路もバリアフリーにする義務がありますね？ 「はい」か「いいえ」でお答えください。 いいえ。上記と繰り返しになりますが、出入口を結ぶ園路全てをバリアフリー化する義務はないと認識しています。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R7.3.5	R7.3.19
251	B95-「建築基準法の間接検査の特定工程を改正」について提言	2月27日に市HP（Top頁）の新着情報に掲載されましたが、サイトを開くと「令和7年4月1日から、吹田市内の建築基準法に基づく中間検査の告示が変わります。」の記述がありますが、“建築基準法の何条”なのかの補記が必要と思います。 ※令和7年4月施行の改正建築基準法・改正建築物省エネ法に伴う措置と思いますので、よろしくお願い致します。	吹田市のホームページでは「建築基準法に基づく中間検査」と表記しており、また、添付しているPDFの告示本文には建築基準法の根拠条文が記載されていることから、追記は不要と考えております。 いただいたご意見を参考に、今後ともわかりやすいホームページの表現に努めてまいります。	開発審査室	R7.3.6	R7.3.10

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
252	B96-「令和7年4月施行の改正建築基準法・改正建築物省エネ法」について提言	標題について、令和7年4月から建築に関するルールが大きく見直されることから、関係される市民への周知が必要と思います。 ・2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化を図るため、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」及び「建築基準法」が改正され、令和7年4月から建築に関するルールが大きく見直されます。 ・2022年6月に公布された改正建築物省エネ法・建築基準法は2025年4月1日に全面施行され、施行日以降に着工する住宅・建築物から、建築確認審査の対象となる建築物等の規模の見直し、木造戸建住宅の壁量計算等の見直し、及び、原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合義務化が開始されます。 ※新規に住宅の建築・住宅の購入・大規模リフォームなどを計画されている方への予算(ローン計画)・工程などについて影響があるように思えます。 ⇒添付画像。B96-脱炭素社会の実現に。国交省ちらし ⇒添付画像。B96-木造戸建ての大規模リフォーム。国交省ちらし ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	改正建築基準法・改正建築物省エネ法につきましては令和4年に改正、公布され、令和7年4月からその全てが施行されます。 このため、以前より改正建築基準法・改正建築物省エネ法の内容については、国や大阪府が広く周知しているところです。	開発審査室	R7.3.6	R7.3.10
253	B94-2「大阪府内一斉無料法律相談会」の吹田市の対応について素朴な疑問	標題について、3月5日に投稿、3月6日に回答を頂きましたが、回答に疑問があり、再投稿です。 [3/5投稿(再掲)]:大阪弁護士会が、無料法律相談会を大阪府内各自治体で2月から3月の間で実施されており、吹田市は2月19日に日時調整をされて一覧表に掲載(後略) [3/6市回答]:「土曜日無料法律相談会」というタイトルで、2025年2月1日(土)から次のURLにて市のホームページへ掲載しております。 Q:私が投稿したのは、“2月19日(水曜日)”に日程調整をされた無料法律相談会についての件で有り、回答文の「土曜日無料法律相談会」とは、曜日が異なります。 ⇒“2月19日(水曜日)”の「大阪府内一斉無料法律相談会」については、新着情報には、掲出されていなかった事による投稿です。 ⇒添付画像。B94-「大阪府内一斉無料法律相談会府下開催リスト」吹田市2/19 ※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	大阪府内一斉無料法律相談会は、府内統一で3月8日(土)に実施されるもので、その相談会の予約開始日が、本市においては2月19日(水)となっております。 つきましては、2月19日(水)は、相談会が実施されるものではありません。	市民総務室	R7.3.7	R7.3.7

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
254	B97-「台風時の避難入院制度」について吹田市の考えを教えてください	先日、吹田市在住の知人から、「台風時の避難入院」について聞きました。 ・近年、自然災害が多発しております。台風時の広域停電などにより、人工呼吸器管理の患者さんの「避難入院制度」について、吹田市が考えておられる事を教えていただけますでしょうか。市内には、該当される患者さんは、何人ほどおられるのでしょうか、把握はされているのでしょうか。 ・街を歩いていると、携行キャリアで酸素ボンベを持った方を時々見かけます。寝たきりの患者さんもおられるとの事です。 ※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。	・広域停電等が発生した際には、すこやか親子室より人工呼吸器等を装着している18歳未満の医療的ケア児には、大阪府の要援護者支援基準に則り、状況確認を行い、長時間の停電時には入院の必要性を判断したうえで入院先の調整を行っています。 ・市内の人工呼吸管理の患者数(18歳未満の児童)については、すこやか親子室が把握しておりますが公表はしておりませんので、回答は差し控えていただきます。 健康医療部地域保健課が所管する難病患者への支援についてお答えします。 大阪府では、大規模災害等における難病患者の要援護者基準を設けており、24時間人工呼吸器等を装着している方、気管切開で吸引している方等が該当いたします。吹田市においても、その基準に則り、平時から地震や風水害等の災害時に備え、個別に災害時の手引きを作成している他、緊急時の電源確保方法についても関係機関と調整しているところです。 災害時には、必要に応じて医療機関等と連携して入院先の調整を行います。要援護者基準に該当する難病患者の人数の把握はしておりますが、公表はしておりませんので、回答は差し控えていただきます。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	すこやか親子室、地域保健課	R7.3.10	R7.3.24
255	B85-2。市HP、各サイトの「ご意見をお聞かせください欄」について提言	標題について、2月15日に投稿、3月3日に回答を頂きましたが、回答内容に疑問があり、再投稿です。 [2/15投稿内容(再掲)] 1)市HP、各サイトの最下段の「ご意見をお聞かせください欄」には、5項目とチェック口が有りますが、コメントを記入できる様式になっていません。 ・[例]“内容が分かりにくい”の項目では、どの部分の何が分かり難いか…などを記入が出来る様式になっていません。 [3/3市回答]:不適切な投稿を回避し、負担なく回答できることを目的にチェック項目のみとしています。 Q1:回答文に「不適切な投稿を回避し(後略)」の記述が有りますが、チェック項目口のみで有り、コメントが投稿出来る書式になっていないので、回答文には整合性が有りません。 ⇒添付画像。B85-2。ご意見をお聞かせください上:吹田市HP。下:他市のHP(記入欄が有り) Q2:前回、投稿画像の“他市のHP”のように、記述欄の上に「(注意)お答えが必要なお問い合わせは、直接担当部署へお願いします(こちらではお受けできません)」の記述があれば、回答は不要であり、また市HPの改善に役立てる内容であれば採用されたら良いかと思います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	「ご意見をお聞かせください欄」については3月3日に回答いたしましたとおり、不適切な投稿を回避し、負担無く回答できることを目的として、チェック項目のみの設定としております。引き続き、多様なご意見、ニーズを参考にし、サイト構成を検討してまいります。	広報課	R7.3.10	R7.3.24

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
256	B92-2。市HP (Top頁)の 「データで知る 吹田」について 提言	標題について、3月2日に投稿、3月7日に回答を頂きましたが、回答内容に疑問があり、再投稿です。 1)“人口”の項目で、38万2,491人(令和5年9月末時点)が修正されていません。 2)サイト内の“吹田市の紹介”での記事に“人口約37万人の都市です”の記述⇒38万人にされましたが、前文との脈絡での提言。 ・令和2年(2020年)に市制施行80周年を迎えた吹田市は、“人口約37万人の都市です”の記述⇒“人口約38万人”に修正をされましたが、前文との脈絡で⇒市制施行80周年を迎えた吹田市の人口は、当時37万人でしたが、現在約38万人です。にされた方が吹田市の発展のイメージをして貰いやすいと思います。 [参考] 3)自主財源比率・住民1人あたりの地方債残高の項で、吹田市の財政健全度(浜松市の例)を表す数値が有れば、掲載をされませんか。 ⇒添付画像。B92-2。浜松市の財政健全度。(将来負担比率と実質公債費比率の総合評価グラフ) 4)医師の数・病院の数の項で、高槻市は昭和63年に健康都市宣言され、“健康医療先進都市の推進”を掲げられており、「日常的な健康管理から高度医療まで切れ目のない医療体制が整っています」の記述が。⇒吹田市は市民目線で採用出来る内容があれば採り入れをされませんかでしょうか。 ⇒添付画像。B92-2。高槻市は地域医療支援病院は全国中核市で最も多い ⇒添付画像。B92-2。高槻市は全ての段階の救急医療体制が揃う街。関西で唯一、365日体制で夜間から早朝にかけて内科、小児科、外科を診療する体制 ※三次救急(重篤な小児患者の24時間体制の受入などに対応する小児救命救急センター)は、大阪府内で3施設が大阪府知事により指定され、北摂地域で唯一、高槻病院がその役割を。 5)救急車による現場到着時間、病院収容までの時間の項で、高槻市は、救急車に医師が同乗するドクターカーを運用で、病院への到着を待つことなく、いち早く、医師の管理下で早期の治療等を開始できるので、傷病者の救命率の向上や予後改善が期待できます。 ⇒添付画像。B92-2。高槻市の医師が同乗するドクターカー運用 6)高槻市は、健康寿命も府内トップクラス。大阪府内33市中、女性は85.6歳で5年連続1位、男性が81.5歳で4位と上位をキープ ⇒添付画像。B92-2。高槻市の健康寿命推移 6)高槻市は、5つのがん検診すべてで全国平均を上回る、高い受診率。子宮頸がん検診の受診率は全国第1位です。(令和4年度地域保健・健康増進事業報告) ⇒添付画像。B92-2。高槻市のがん検診受診率推移 7)B92-2。子育ての項で、枚方市が共働き・子育てしやすい街、関西で3位。4位は堺市。5位は豊中市。(日本経済新聞。R6年12月) ⇒添付画像。B92-2。枚方市が共働き・子育てしやすい街。関西で3位 8)河内長野市職員の副業条例が、人手不足解消や地域貢献目指し、2月26日に市議会で採決。 ※危機管理室、健康医療部、吹田市消防本部、児童部に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 人口項目及び吹田市紹介記事については文言修正を行いました。また、以前ご提案いただいております年齢構成グラフについても今回の修正時に合わせて追加いたしました。 2)について ページ内の掲載項目及びグラフ追加等に係るご提案につきましては、今後のホームページ作成の参考とさせていただきます。	シティプロモーション推進室	R7.3.10	R7.3.21
257	B98-「3月は自殺対策強化月間」について吹田市の取組を教えてください	標題について、吹田市HPで探しましたが見当たりません。昨年は、市役所のロビーでのパネル展示をされていました。 ⇒添付画像。B98-吹田市HP「3月は自殺対策強化月間」 ⇒添付画像。B98-大阪府内【令和6年度自殺対策強化月間版】自殺対策支援情報一覧 ※豊中市・高槻市・枚方市は色々な取組が見られます。 ⇒添付画像。B98-「3月は自殺対策強化月間」2024年パネル展示実施 ※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	地域保健課「自殺対策」のページにおいて「吹田市の取組」として「こころの健康に関する取組」に自殺対策強化月間に関するパネル展示を掲載しております。令和7年度は、3月10日(月)から3月14日(金)まで、千里ニュータウンプラザ2階エントランスホールにおいて実施しており、令和7年3月10日に更新しておりましたが、新着のお知らせに掲載できていなかったため、3月13日付で新着更新情報として改めて掲載いたしました。 今後、情報を更新する際には、気をつけてまいります。 また、パネル展示以外の取組としましては、当該月間として、市報3月号に掲載している他、市公式SNSによる情報発信、関係機関への啓発ポスター掲示、大学内イントラネットによる啓発を実施しております。	地域保健課	R7.3.10	R7.3.21

令和6年度（2024年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
258	吹田市職員は 中学校レベル の国語ができない2	前回の質問1,2に未回答のままです。改めてご回答をお願いいたします。 ●質問3への回答について ご回答では、「意図的にこの文章にした」とのことでした。しかし、その理由として示された「文字数が長くなる」という説明には正当性ありません。 ◎市が例示した文章 「この場所は自転車等放置禁止区域です。放置自転車等は撤去します。」(句点を省略できるため、句点を抜いて29文字) ◎私が提案した文章 「この場所は駐輪禁止です。放置自転車は撤去します」(句点を抜いて22文字) ◎現状の文章 「この場所は時間、曜日に関係なく撤去します」(20字) → 私の案との差はわずか2文字です。 → 看板のスペースを考えると、2文字の増加が問題となるとは考えられません。 さらに短縮した形として 「ここは駐輪禁止です。放置自転車は撤去します」(句点を抜いて20文字) とすることも可能です。 わざわざ長い文章を提示するまでもなく、短く正確な表現が可能であるにもかかわらず、それを採用しなかったという点で、市の説明には合理性がありません。 ●質問4への回答について 看板はそのうち撤去するから修正に無駄な税金は発生しないという婉曲的な主張だと推量しました。 しかし、看板を撤去すれば放置自転車が再び増加するの明白です。そのため、 ・看板を撤去した後、再設置することになる可能性が高い ・看板を再設置するならば、その際に適切な文章に修正する必要がある したがって「一時的だから修正不要」という市の主張は根拠がなく、無意味な言い訳にすぎません。 看板の修正は不可避であり、いずれにせよ対応が必要になることは明かです。 結論として、市の回答は論理的に破綻しており、質問に誠実に答える姿勢が見られません。 改めて、質問1,2にもご回答をお願いいたします。	平素は市政発展に御協力いただきまことにありがとうございます。 前回の回答においてお伝えしましたが、この看板設置の目的は当該場所における放置自転車等による通行障害の早期の解消、事故防止であります。 質問1・2について 担当課は吹田市土木部総務交通室交通担当です。 この看板は、10年以上前から使用しているものであり、今まで他の場所でも使用しており一定の効果が出ていることから当該場所にも設置いたしました。 また看板作成等については業務に関わる職員で議論のうえ決定し、内部の決裁を経て購入しております。 質問3について 説明の中で、「文字数が」とありますが、お伝えさせていただきかかったことは、啓発でのインパクトを重視するため、短文かつ強い口調の表現を使用したものです。 しかしながら、啓発看板につきましては、受け取り手の行動を変えることが最も重要であると考えるため、いただいた御意見を真摯に受け、今後の参考として取り組んでまいりたいと思います。 質問4について 該当場所においては、放置自転車等による通行障害が起こっており事故にもつながる可能性があります。その解消、防止を目的として設置したため一定の効果が確認できれば、看板を設置する必要性の有無、必要であるならば、どのような文章の看板を設置するかを判断いたします。 「一時的だから」を理由に修正不要との考えではございませんので、御指摘されているような意図はございません。 放置自転車等対策については、御指摘いただきました通り「いたちごっこ」であり、一定の効果が出てもしばらくすれば元にもどる、この繰り返しになりますが、その時々状況に応じた看板を設置することには、通行者の安全を守るためには必要な事と考えております。 以上、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。	総務交通室	R7.3.11	R7.3.25
259	B99-「大阪・関西万博開催記念 ACN EXPO EKIDEN 2025開催」について交通規制の情報の追加が必要	標題について、3月10日に市HPIに掲出がされましたが、阪急バスの一部が運休になり、タイトルおよび情報追加が必要 ⇒添付画像。B99-阪急バス一部便の運休【2025年3月16日(日)】 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	ご指摘ありがとうございます。 当該ページに阪急バスの一部が運休になることを追加いたしました。 https://www.city.suita.osaka.jp/bunka/1018347/1018350/1038287.html	文化スポーツ推進室	R7.3.11	R7.3.18

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
260	卒煙し得んブース周辺での条例違反喫煙	豊津公園の喫煙紫煙ブースの真ん前や公園内のベンチ周辺に吸い殻が多数投棄されていた。 また公園の端で喫煙する者もいた(写真参照)。 ブースの意味がない。周辺で喫煙する者がいた証拠である。 ベンチは撤去するか禁煙の標識を掲示すべきだ。 喫煙所の中は加熱式タバコと紙巻タバコのエリアに分かれているが、見たところ加熱式エリアに人がほとんどいない。 わざわざエリア分けする必要はない。どのみち紙巻も加熱式もどっちも有害なのだから。 ブースの構造は紙巻喫煙者に加熱式タバコを認識させるように紙巻エリアを奥の位置としているが、こんなフィリップモリスの販促戦略に加担するような愚かな真似は止めるべきである。 また江坂駅周辺は喫煙が禁止されているにもかかわらず、歩きタバコ、立ちタバコを見かける。 違反者から過料を徴収するなどペナルティを与える対応をすべきである。 ※写真については、公表しておりません。	ご指摘いただいた豊津公園のベンチは、喫煙者以外の方も使用する目的で設置されているため、撤去することはできません。 また、豊津公園は環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区に指定されておりませんので、禁煙標示をすることはできません。しかし、ポイ捨ては市内全域で禁止されておりますので、今後も喫煙マナーの啓発に努めてまいります。 江坂駅周辺の歩きタバコ、立ちタバコにつきましては、発見次第、路上喫煙防止啓発員による指導、啓発活動が続けてまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。	環境政策室	R7.3.12	R7.3.21
261	B100-「旅券発給の電子申請にかかるシステム利用等の一時停止」他について市HPへの掲出が必要	A:大阪府が、3月11日に「システムメンテナンスの実施に伴い、下記の利用制限がかかりますのでご注意ください。」についてHPに掲出されています。 3月15日に市内の大学で卒業式が行われました。また春休みに海外に旅行に行かれる方がおられるかもしれません。速やかに市HPへの掲出が必要と思います。 1)オンライン納付システムの停止。令和7年3月22日(土曜日)22時00分から3月23日(日曜日)5時00分 2)マイナポータルからの旅券発給の電子申請等の停止。令和7年3月23日(日曜日)23時00分から3月24日(月曜日)6時00分 B:3月24日(月曜日)から申請から交付まで、従来よりも長い期間かかります。府内の市町窓口では14営業日(従来は10営業日)を要することになります。	平素は、パスポート業務に御理解、御協力いただきありがとうございます。 お問い合わせいただきました「旅券発給の電子申請にかかるシステム利用等の一時停止」について、令和7年3月17日に吹田市パスポートセンターのホームページにおいて掲載いたしました。 A(1)のご質問につきましては、吹田市ではオンライン納付について、対応しておりません。 A(2)のご質問につきましては、吹田市パスポートセンターのホームページにおいて「(参考)大阪府のホームページ」に外部サイトにリンクすることによりシステムが停止されることをお知らせしておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。 Bのご質問につきましては、「重要なお知らせ」の説明の中でご案内させていただきます。	市民課	R7.3.17	R7.3.21

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
262	B101-「3月16日の“すいすいバス(千里山地区等)”の一部運休について」今後は、市HP(Top頁)の新着情報に掲載が必要。	3月16日(日)に、「大阪・関西万博開催記念 駅伝 2025開催」が行われましたが、“すいすいバス(千里山地区等)”の一部運休情報について”は、“コミュニティバス「すいすいバス」”のサイトに記載がされていましたが、一部運休については、バス停に着いてから貼り紙を見るまで分かりません。市報3月号にも掲載がされていませんでした。 【私見】“すいすいバス事業”は、吹田市がされています。運行・管理は阪急バスに委託されていますが、個人的には“吹田市営のバス”と考えております。 ・運行で一部運休をされるのなら、市民に周知が必要。千里ニュータウンのマラソンコース沿いの道路には、交通規制の大きな立て看板が設置されていますが、千里山駅周辺では駅伝が行われる事も知らない方がおられました。 ⇒“すいすいバス事業”の主管部署である、総務交通室は、事業者として利用者視点での周知が必要と思います。 ※広報課に供覧を願います。 ※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。	すいすいバス(千里山地区等)の一部運休の情報につきましては、総務交通室HP及びすいすいバス各バス停に掲示させていただきましたが、すいすいバス(千里山地区等)ご利用者という限定した方に向けた発信となるため、市HPトップページの掲載までは行いませんでした。今後におきましては、いただいたご意見を参考に、利用者視点での周知に努めてまいります。	総務交通室	R7.3.17	R7.3.24
263	3月生まれ児童の保育園申し込みについて嘘をつかれしました	2024年3月27日生まれの娘を持つ女性です。 去年秋頃にあった4月の保育園一斉申し込みの時期に窓口にて直接相談させて頂いた内容です。 3月末生まれというきわどい時期に産まれている為、もし4月の申し込みで落ちた場合どうすれば良いのかと聞いたところ 「第一希望が垂水保育園で上の子と同じ園という明確な理由があるので育休は延長できます」と言われました。 が、実際は1歳になる前に申し込みをしないといけなかったようです。 「兄弟加点もあるので点数も高くなる」と言われましたが結果落ちました。 後々確認した所、待機ポイントが低いと言われましたが、去年の秋頃は「市のホームページを見て頂いて空きがないのに応募しても落ちるから意味がない」とも言われました。意味がなくとも応募が必要だったようですね。 なんとか滑り込みで保育園を見つけることが出来ましたが、ならし保育期間の育休手当てがありません。会社に伝える術もなく欠勤扱いまたは有給消化になってしまいそうです。これから子供が風邪を引いて仕事を休むことが増えるのに仕事が始まる前に有給がなくなってしまうです。 ハローワークの方へ確認しても市の対応不足と言われました。 一応、児童部の方へも本日3月17日連絡しておりますがきっちりご対応して頂きたいと思います。 郵送していただいた書類で育休が延長出来なかった場合またご連絡します。 なんとか保育園は見つかりましたが、見つかってなかったらと思うとゾッとします。	育児休業や育児休業給付金の延長の可否につきましては、本市では分かりかねます。 また、本市ホームページでは3月を除き毎月1日時点の空き枠を公開しており、空きがない保育施設につましても希望施設としてご希望いただける旨をご案内し、お申し込みを促しているところです。きょうだい加点につきましても、ごきょうだいが認可保育所等に入所中の場合に加点対象となり指数が高くなるという事実をお伝えすることはございますが、必ず内定が出るというような誤解を与えるような説明は行わないよう以前より徹底しているところでございます。 お電話にてご了解いただいたとおり、未利用確認書を発行し、3月18日に発送しております。 なお、育児休業給付金の支給延長にかかる申込要件等については、保護者様の責任において、ハローワークやお勤め先にご確認いただくものと認識しており、本市ホームページでもそのようにご案内をさせていただいております。そのため、支給期間の延長がされなかった場合でも本市では責任は負いかねます。	保育幼稚園室	R7.3.17	R7.3.31

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
264	社協の●●さんが、3月7日から高齢福祉室に何回も連絡をしているのに、連絡が付きません。	社協の●●さんが、3月7日から高齢福祉室に何回も連絡をしているのに、担当者不在で連絡がつかないそうです。 〇〇が、ふれあい交流サロンの助成金を受けながら、男性に対して排他的な態度を取っている件です。高齢福祉室の〇〇への指導があった後の2月27日の私と〇〇の面談でも、▲▲さん達は男性に対して排他的な態度を態度を崩しておりません。助成金の不適切利用に該当します。 社協の●●さんに、高齢福祉室に連絡するようお願いしているのですが、3月7日から、ずっと担当者不在で連絡が取れていないそうです。 なるべくはやく、●●さんと話し合うよう、市長など市役所上層部から、高齢福祉室に働きかけてください。	社協担当者と相談者様と市の担当者の三者で話合いの場を設け、訴えのあったふれあい交流サロンの利用制限については解除済みである旨説明させていただいております。	高齢福祉室	R7.3.18	R7.3.27
265	DV支援措置の悪用及び子どもの連れ去り犯罪防止策	市外からの提案失礼いたします。ご周知のことと思いますが、2024年5月に家族法が改正され、本改正の立法趣旨は離婚後の「親子の縁結び」となっております。つまり、各行政機関は親子が引き裂かれない仕組みが必要となります。 ご提案は、こどもの住所を変更とする際には、両親の同意を必須とする運用とすることです。こどもの住民票住所を移せないで、必然的に連れ去り予防になるうえ、DV支援措置悪用に大きな歯止めがかかります。 本提案における法的根拠などは以下の通りとなります。 ・法務省発行「父母の離婚後の 子の養育に関するルールが 改正されました」:「父母間の人格尊重・協力義務」の違反例として、「父母の一方が、特段の理由なく他方に無断で子どもを転居させること(親権有無に関わらず)」 ・民法821条:子どもの居所指定権(両親の同意で子どもの居場所を決める) ・民法877条:直系血族と兄弟姉妹の相互扶養義務 ・児童の権利条約9条:親子が引き離されない権利 ・刑法224条:未成年者略取誘拐罪 ・憲法14条、地方公務員法13条・60条:平等の原則と地方公務員への罰則 ・地方自治法2条2:地方自治体の自主性・自立性 ・国賠判決: 令和5年(ネ)第3026号 損害賠償請求控訴事件(原審:東京地方裁判所 令和2年(ワ)第26602号 損害賠償請求事件)・・・実の親子が養育監護に関われるように国家が保障する 是非、連れ去り問題により心を病む子供たちがいなくなる市町村が1つでも増えることをお祈り申し上げます。	この度は「こどもの住所を変更とする際には、両親の同意を必須とする運用とする」というご提案をいただきました。 住所変更の届出については住民基本台帳法により、本人(未成年の場合は親権者)、世帯主、同一世帯人、委任を受けた代理人が届出することができるとされています。そのため、子どもであっても、両親の同意は必ずしも必要ではありません。 一方で、今回の民法等改正法の成立により、「親権の単独行使ができる場合」が明確化され、「こどもの転居」については親権の共同行使が必要である行為とされました。 法令等に規定のある運用につきましては、市の判断で取り決めることはできないため、今後、住民基本台帳法など、何らかの規定等の改正がされ、両親の同意についての運用変更が示されましたら、それに従い運用して参ります。	市民課	R7.3.21	R7.3.26

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
266	B93-2。市HP。新着情報の「実施計画 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)」について提言、疑問	標題について、3月2日に投稿、3月7日に回答を頂きましたが、回答に疑問があり、投稿です。 2)[Q2-3/2投稿(再掲)] : 2月20日に市HP(Top頁)の新着情報に掲載されましたが、サイト冒頭の説明文では、“令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)”であり、タイトルの年度と異なり、間違っているように思えます。 [3/7 市回答] : 実施計画の年度については、(中略)「令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)」に訂正しました。 ・“吹田市第4次総合計画”策定に伴うワークショップに、私は5回参加させて頂きました。毎回多くの市民の方が参加され熱心に討議をされていました。また大阪大学や関西大学の多くの学生さんの参加の時には、プレゼンもされ新しい発見もありました。また市議会議員の参加もあり、同じテーブルでした。 Q2-2: 3月4日に新着一覧から削除されたままで、訂正されたサイト(3月4日)が、新着一覧に掲載されていません。多くの市民が参加され、関心が有る方がおられるかも分かりません。残りの5年間の重要な市政運営内容であることから、行政経営部 企画財政室の市民への広報姿勢に疑問が沸きます。 ⇒添付画像。B93-2-実施計画 2月20日: 令和6年～令和10年 ⇒添付画像。B93-2-実施計画3月4日: 訂正。令和7年～令和11年 ⇒添付画像。B93-2-実施計画3月4日: 新着に無し 3)[Q3-3/2投稿(再掲)] : “吹田市第4次総合計画は、“平成31年(2019年)3月に策定されており、元々の計画年度は、2019年～2028年の10年間です。タイトルの計画・最終年度が2029年度と1年間延長されていますが、総合計画は市政運営および市民生活と直結する事であり、市議会での承認手続きは済んでいるのでしょうか。 [3/7 市回答] : 実施計画につきましては、社会経済状況の変化や新たな課題に対応するため、ローリング方式により毎年度計画期間を5年間として見直しを実施しております。第4次総合計画の計画期間を延長したのではなく、実施計画の最終年度(2029年度)の事業費等につきましては、現行の第4次総合計画における施策を継続した場合に想定される内容をお示したものでございます。 Q3-2: 上記(2)の訂正および(3)の概略説明文が、サイトの上部に必要と思います。 ⇒添付画像B93-2。サイト上部、注記の記載例 ※広報課に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	ホームページの記載内容を修正した際に新着一覧から削除されたままになっておりました。市ホームページの新着一覧に再度掲載いたしました。	企画財政室	R7.3.21	R7.3.24

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
267	B60-3。「資源物の持ち去り禁止合同パトロール実施結果」について	12/16に投稿。12/20に環境部事業課から回答を頂きましたが、今年も深夜・早朝の凶悪な犯罪が発生しており、持ち去り対象ゴミの「ゴミ出し時間は、前日に出さずに当日の朝に」の周知について3度目の要望。 【11/25投稿-再掲】関東圏で8月頃から闇バイト強盗が多発。犯行時間帯も深夜から早朝。吹田市でも会社事務所に窓ガラスを割って侵入した事件がありました。 ・吹田でも、市民の話題の中で闇バイト強盗の話が増えて不安が増えています。ホームセンターでは、防犯用品の品切れも。⇒不安に思っておられる方が多い。 ⇒資源ごみの持ち去りについて、時間帯が深夜・早朝であり、不審な音がすると不安になります。 (Q1(再掲)): 回答文に“ごみは収集日当日の朝に…”の記述がありますが、市HPの“ごみの出す時間”には、“収集日当日の午前8時まで”に、所定の場所へ”の記述のみであり、“当日の朝に…”の記述は、ありません。 ⇒「資源ごみは、前日に出すのは控えて、当日の朝に出すようにしてください。」…の意味には、受取れません。 (Q3(再掲)): 市回答文に“分別ビラ等でご協力をお願いしております。”は、見つける事が出来ませんでした。⇒記載箇所を教えて下さい。 【12/20市回答】: Q3につきましては、ごみの分け方12種分別のビラ上部に収集日当日の朝8時までには、決められた場所に分別し、ごみを出して下さい。と記載しております。 Q5: 市回答は、「ごみの分け方12種分別のビラ上部に“収集日当日の朝8時まで”に“(後略)”ですが、燃焼・資源・大型・小型複雑ごみの全てが対象になっており、“前日に出さずに”の文言が必要。現状と乖離があり、市民には周知がされているとは思えません。 ⇒添付画像B60-3。吹田市の12種分別のビラ上部に収集日当日の朝8時までには、持ち去りゴミの対象である、資源ごみ、小型複雑ごみや自転車、電子レンジなどの金属類などは、“前日に出さずに(西宮市・尼崎市・豊中市、枚方市の記載例)、収集日当日の朝(午前8時まで)に出して頂き…、の追記が必要と思います。⇒“ごみの出し方”の項の中に“持ち去りゴミの対象物品”の項を追加されませんか。 ※共働き世帯や幼保世帯の園児の送り、生活スタイルなど、難しい面もありますが、可能な範囲で市民の協力を得て、当日の朝のゴミ出しを進めて。持ち去り者が吹田市をターゲットにしないようにされて、市民の不安を取り除いて頂けませんか。 [参考画像] ⇒添付画像B60-3。持ち去りごみ物色中。AM3°18&#039;. AM5°32&#039;; ⇒添付画像B60-3。夜中・早朝の犯罪。3件 ⇒添付画像B60-3。夜中・早朝の今年の犯罪。多数 ⇒添付画像B60-3。近隣の西宮市・尼崎市・豊中市、枚方市の記載例 ※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。	ご指摘の持ち去り対象ゴミの「ゴミ出し時間は、前日に出さずに当日の朝に」の周知につきまして貴重なご意見ありがとうございます。 今後の参考にさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	事業課	R7.3.24	R7.3.31
268	吹田パスポートセンターの男性トイレについて	私は全盲の視覚障害者です。先日吹田パスポートセンターを利用しました。 吹田パスポートセンターと同じフロアにある男性トイレについての意見質問です。 男性トイレで大便をしようとしたところ、和式便器しかありませんでした。 用を足し終わり立ち上がろうとした時に、左前方にある補充用のトイレットペーパーの棚に頭をぶつけました。危険なので取り除くか位置を変えてください。 視覚障害者でも大便をしやすい洋式便器に交換してください。また洋式便器に交換する予定はありますか？	平素は、パスポート業務に御理解、御協力いただきありがとうございます。お問い合わせいただきました「吹田市パスポートセンターのトイレ」について下記のとおり回答いたします。 吹田市パスポートセンターがあるさんくす3番館の建物は、吹田市が直接管理しているのではなく、団地管理組合法人が建物管理をおこなっているため、ご意見の内容につきましては、すぐに変更することは難しいと思われませんが、利用者の意見として建物管理者に、トイレの改善を要望させていただきたいと思います。ご理解いただきますようお願いいたします。	市民課	R7.3.25	R7.3.31